

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>	○全体的な改定内容 ・東京都土木工事標準仕様書（以下、「(都)仕様書」という。）の改正内容を反映させた。
<b>第1節 一般事項</b>	<b>第1節 一般事項</b>	
<p><b>1. 1. 2 用語の定義</b></p> <p>(1) <b>監督員</b> 監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務を掌理する者をいう。</p> <p>(2) <b>現場代理人</b> 現場代理人とは、契約書第9条（現場代理人及び主任技術者等）の規定に基づき受注者が通知した現場代理人をいう。</p> <p>(3) <b>契約図書</b> 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(4) <b>設計図書</b> 設計図書とは、特記仕様書、工事数量表、図面、標準仕様書、配水管工事標準図及び入札に伴う質問回答書をいう。</p> <p>(5) <b>仕様書</b> 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書とを総称していう。</p> <p>(6) <b>標準仕様書</b> 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施行する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>(7) <b>配水管工事標準図</b> 配水管工事標準図とは、制水弁室や空気弁室等の構造物、防護コンクリート等の標準的な仕様を定めた図書をいう。</p> <p>(8) <b>特記仕様書</b> 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>(9) <b>図面</b> 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>(10) <b>指示</b> 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>(11) <b>承諾</b> 承諾とは、契約図書の承諾事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により合意することをいう。</p> <p>(12) <b>協議</b> 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>(13) <b>提出</b> 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	<p><b>1. 1. 2 用語の定義</b></p> <p>(1) <b>監督員</b> 監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務を掌理する者をいう。</p> <p>(2) <b>現場代理人</b> 現場代理人とは、契約書第9条（現場代理人及び主任技術者等）の規定に基づき受注者が通知した現場代理人をいう。</p> <p>(3) <b>契約図書</b> 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(4) <b>設計図書</b> 設計図書とは、特記仕様書、工事数量表、図面、標準仕様書、配水管工事標準図及び入札に伴う質問回答書をいう。</p> <p>(5) <b>仕様書</b> 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書とを総称していう。</p> <p>(6) <b>標準仕様書</b> 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施行する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>(7) <b>配水管工事標準図</b> 配水管工事標準図とは、制水弁室や空気弁室等の構造物、防護コンクリート等の標準的な仕様を定めた図書をいう。</p> <p>(8) <b>特記仕様書</b> 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>(9) <b>図面</b> 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>(10) <b>指示</b> 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>(11) <b>承諾</b> 承諾とは、契約図書の承諾事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により合意することをいう。</p> <p>(12) <b>協議</b> 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>(13) <b>提出</b> 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	<p>※漢字表記（「均」→「均」、「杭」→「杭」）については、新旧対象表には「ルビ」を記載していない。</p> <p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 同上</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(14) 提示 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>(15) 報告 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(16) 通知 通知とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(17) 連絡 連絡とは、監督員と受注者との間で、契約書第17条（条約変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう（書面による連絡内容の伝達は不要とする。）。</p> <p>(18) 書面 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替える。 <u>なお、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱うこととする。</u></p> <p>(19) 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(20) 立会い 立会いは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(21) 工事検査 工事検査とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）、第39条（一部しゅん工）又は第46条（解除に伴う措置）に基づいて行う完成検査、既済部分検査、打切検査及び中間検査を総称し、受注者が施工した工事目的物と設計図書とを照合する等給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>(22) 検査員 検査員とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>(23) 同等以上の品質 同等以上の品質とは、品質について、設計図書に指定する品質又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関にて品質の確認を得たもの又は監督員の承諾を得たものをいう。 なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(24) 工期 工期とは、契約確定の日の翌日又は着手指定日から契約図書に明示した日数（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。ただし、工期を限定した場合は、限定した日までの期間をいう。</p>	<p>(14) 提示 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>(15) 報告 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(16) 通知 通知とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(17) 連絡 連絡とは、監督員と受注者との間で、契約書第17条（条約変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなど <b>の署名又は押印が不要な手段</b> により互いに知らせることをいう（書面による連絡内容の伝達は不要とする。）。</p> <p>(18) 書面 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替える。</p> <p>(19) 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(20) 立会い 立会いは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>(21) 工事検査 工事検査とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）、第39条（一部しゅん工）又は第46条（解除に伴う措置）に基づいて行う完成検査、既済部分検査、打切検査及び中間検査を総称し、受注者が施工した工事目的物と設計図書とを照合する等給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>(22) 検査員 検査員とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>(23) 同等以上の品質 同等以上の品質とは、品質について、設計図書に指定する品質又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関にて品質の確認を得たもの又は監督員の承諾を得たものをいう。 なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(24) 工期 工期とは、契約確定の日の翌日又は着手指定日から契約図書に明示した日数（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。ただし、工期を限定した場合は、限定した日までの期間をいう。</p>	<p>○ 押印等の見直しに伴う関連規定の変更により、（都）仕様書が改正されたことから削除した。</p> <p>○ 同上</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(25) <b>工事</b> 工事とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。</p> <p>(26) <b>本体工事</b> 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>(27) <b>仮設工事</b> 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の<b>施行</b>及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>(28) <b>工事区域</b> 工事区域とは、工事用地及びその他の設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>(29) <b>現場</b> 現場とは、工事を<b>施行</b>する場所、工事の<b>施行</b>に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>(30) <b>SI</b> SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>(31) <b>JIS規格</b> JIS規格とは、「産業標準化法」（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。</p> <p>(32) <b>工事記録写真</b> 工事記録写真とは、工事着手前及び工事完了後、並びに施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完了後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「附則1 工事記録写真撮影要綱」等に基づき撮影したものをいう。</p> <p>(33) <b>天災等</b> 天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。</p>	<p>(25) <b>工事</b> 工事とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。</p> <p>(26) <b>本体工事</b> 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>(27) <b>仮設工事</b> 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の<b>施工</b>及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>(28) <b>工事区域</b> 工事区域とは、工事用地及びその他の設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>(29) <b>現場</b> 現場とは、工事を<b>施工</b>する場所、工事の<b>施工</b>に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>(30) <b>SI</b> SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>(31) <b>JIS規格</b> JIS規格とは、「産業標準化法」（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。</p> <p>(32) <b>工事記録写真</b> 工事記録写真とは、工事着手前及び工事完了後、並びに施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完了後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「附則1 工事記録写真撮影要綱」等に基づき撮影したものをいう。</p> <p>(33) <b>天災等</b> 天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 同上</p>
<p>1. 1. 4 <b>設計図書の照査等</b></p> <p>(1) <b>図面原図の貸与</b> 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図<b>又は電子データ</b>を貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えるものとする。</p> <p>(2) <b>設計図書の照査</b> 受注者は、施工前及び施工中において、当局が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第17条(条件変更等)第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を<b>書面により</b>提出し、確認を求めると。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は<b>資料</b>の追加の要求があった場合は、その要求に従うこと。<b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第18条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</b></p> <p>(3) <b>契約図書等の使用制限</b> 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p>1. 1. 4 <b>設計図書の照査等</b></p> <p>(1) <b>図面原図の貸与</b> 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えるものとする。</p> <p>(2) <b>設計図書の照査</b> 受注者は、施工前及び施工中において、当局が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第17条(条件変更等)第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を<b>書面により</b>提出し、確認を求めると。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は<b>書面</b>の追加の要求があった場合は、その要求に従うこと。</p> <p>(3) <b>契約図書等の使用制限</b> 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p>○ (都)仕様書の改正と合わせて追記した。</p> <p>○ 照査範囲の明確化について、(都)仕様書の改正と合わせて追記した。</p>
<p>1. 1. 13 <b>日雇労働者の雇用</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 受注者は、工事の<b>施行</b>に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めること。</p>	<p>1. 1. 13 <b>日雇労働者の雇用</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 受注者は、工事の<b>施工</b>に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」の写しを監督員に提出して確認を受け、完成時には、「公共事業遵守証明書」を提出すること。ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。</p> <p><b>(2) 無技能者の雇用</b> 受注者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。</p>		<p>なお、同要綱を適用する工事の工事着手時には、「公共事業施行通知書」の写しを監督員に提出して確認を受け、完成時には、「公共事業遵守証明書」を提出すること。ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。</p> <p><b>(2) 無技能者の雇用</b> 受注者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。</p>	
<p>1. 1. 14 環境対策</p>	<p><b>(1) 環境保全</b> 受注者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) その他関係法令等を遵守し、当該工事の施行に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都が行うこれらに関する施策に協力すること。</p> <p><b>(2) 苦情対応</b> 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。 また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告すること。</p> <p><b>(3) 注意義務</b> 監督員は、工事の施行に伴う地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避けられなかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出すること。</p> <p><b>(4) 廃棄物等の焼却</b> 受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等（事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等）を関係法令に適合した焼却設備を使用せず焼却（以下「野外焼却」という。）しないこと。ただし、関係法令による野外焼却禁止の例外となる焼却（軽微なたき火、病害虫に侵された伐採木等の焼却等）についてはこの限りでない。 なお、この場合で、悪臭や煙害等が発生しないように周囲の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行わないこと。</p> <p><b>(5) アイドリング・ストップ</b> 受注者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行わせるなどの適切な措置を講じること。</p> <p><b>(6) ディーゼル車</b> 東京都は、ディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車という。）等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を制定している。工事に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて施工しなければならない。</p> <p><b>(7) 環境により良い自動車の利用</b> 自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項によらなければならない。 ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。 イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録</p>	<p>1. 1. 14 環境対策</p>	<p><b>(1) 環境保全</b> 受注者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) その他関係法令等を遵守し、当該工事の施行に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都が行うこれらに関する施策に協力すること。</p> <p><b>(2) 苦情対応</b> 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。 また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告すること。</p> <p><b>(3) 注意義務</b> 監督員は、工事の施工に伴う地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避けられなかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出すること。</p> <p><b>(4) 廃棄物等の焼却</b> 受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等（事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等）を関係法令に適合した焼却設備を使用せず焼却（以下「野外焼却」という。）しないこと。ただし、関係法令による野外焼却禁止の例外となる焼却（軽微なたき火、病害虫に侵された伐採木等の焼却等）についてはこの限りでない。 なお、この場合で、悪臭や煙害等が発生しないように周囲の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行わないこと。</p> <p><b>(5) アイドリング・ストップ</b> 受注者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行わせるなどの適切な措置を講じること。</p> <p><b>(6) ディーゼル車</b> 東京都は、ディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車という。）等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を制定している。工事に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて施工しなければならない。</p> <p><b>(7) 環境により良い自動車の利用</b> 自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項によらなければならない。 ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。 イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 表現を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																		
<p>可能な自動車であること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p><b>(8) 建設機械等の燃料</b></p> <p>ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする建設機械等を使用する場合は、規格（JIS）に合った軽油を使用すること。</p> <p>また、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>イ 発注者が行う軽油採取調査において、監督員等が建設機械等から燃料を採取する場合、発注者は調査の主旨や燃料の採取の作業方法を事前に受注者に通知し、受注者の協力を求めることとする。</p> <p>なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず受発注者双方の立会いの下で行うこととする。</p> <p><b>(9) 排出ガス対策型建設機械（一般工事中用建設機械）</b></p> <p>受注者は、工事の施行に当たり、「表 1.1 一般工事中用建設機械」に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規定に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月31日付国土交通省告示第318号）若しくは、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1.1 一般工事中用建設機械</b></p> <table border="1" data-bbox="448 1350 1288 1917"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td rowspan="6">ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>②トラクタショベル（車輪式）</td> </tr> <tr> <td>③ブルドーザ</td> </tr> <tr> <td>④発動発電機（可搬式）</td> </tr> <tr> <td>⑤空気圧縮機（可搬式）</td> </tr> <tr> <td>⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル（車輪式）	③ブルドーザ	④発動発電機（可搬式）	⑤空気圧縮機（可搬式）	⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	<p>可能な自動車であること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。</p> <p><b>(8) 建設機械等の燃料</b></p> <p>ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする建設機械等を使用する場合は、規格（JIS）に合った軽油を使用すること。</p> <p>また、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>イ 発注者が行う軽油採取調査において、監督員等が建設機械等から燃料を採取する場合、発注者は調査の主旨や燃料の採取の作業方法を事前に受注者に通知し、受注者の協力を求めることとする。</p> <p>なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず受発注者双方の立会いの下で行うこととする。</p> <p><b>(9) 排出ガス対策型建設機械（一般工事中用建設機械）</b></p> <p>受注者は、工事の施行に当たり、「表 1.1 一般工事中用建設機械」に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規定に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月31日付国土交通省告示第318号）若しくは、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1.1 一般工事中用建設機械</b></p> <table border="1" data-bbox="1614 1350 2454 1917"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td rowspan="6">ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>②トラクタショベル（車輪式）</td> </tr> <tr> <td>③ブルドーザ</td> </tr> <tr> <td>④発動発電機（可搬式）</td> </tr> <tr> <td>⑤空気圧縮機（可搬式）</td> </tr> <tr> <td>⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。	②トラクタショベル（車輪式）	③ブルドーザ	④発動発電機（可搬式）	⑤空気圧縮機（可搬式）	⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	<p>○ 語句や表現を見直した。また、通知文の日付等を最新ののものに見直した。</p>
機種	備考																			
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。																			
②トラクタショベル（車輪式）																				
③ブルドーザ																				
④発動発電機（可搬式）																				
⑤空気圧縮機（可搬式）																				
⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）																				
機種	備考																			
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。																			
②トラクタショベル（車輪式）																				
③ブルドーザ																				
④発動発電機（可搬式）																				
⑤空気圧縮機（可搬式）																				
⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）																				

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																								
<table border="1" data-bbox="448 149 1291 275"> <tr> <td data-bbox="448 149 872 226">⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> <td data-bbox="872 149 1291 226"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 226 872 275">⑧ホイールクレーン</td> <td data-bbox="872 226 1291 275"></td> </tr> </table> <p data-bbox="427 317 1299 352"><b>(10) 排出ガス対策型建設機械（トンネル工専用建設機械）</b></p> <p data-bbox="448 352 1299 678">受注者は、「表 1.2 トンネル工専用建設機械」に掲げるトンネル工専用建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号又は第 20 条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）<b>若</b>しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p data-bbox="448 678 1299 898">トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業<b>若</b>しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p data-bbox="676 940 1041 976" style="text-align: center;"><b>表 1.2 トンネル工専用建設機械</b></p> <table border="1" data-bbox="448 976 1291 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 976 872 1024">機 種</th> <th data-bbox="872 976 1291 1024">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1024 872 1066">①バックホウ</td> <td data-bbox="872 1024 1291 1066">ディーゼルエンジン（エンジン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1066 872 1108">②トラクタショベル</td> <td data-bbox="872 1066 1291 1108">出力30～260kW 以下）を搭載した建設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1108 872 1150">③大型ブレーカ</td> <td data-bbox="872 1108 1291 1150">機械に限る。ただし、道路運送車両の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1150 872 1192">④コンクリート吹付機</td> <td data-bbox="872 1150 1291 1192">保安基準に排出ガス基準が定められ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1192 872 1234">⑤ドリルジャンボ</td> <td data-bbox="872 1192 1291 1234">ている大型特殊自動車及び小型特殊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1234 872 1276">⑥ダンプトラック</td> <td data-bbox="872 1234 1291 1276">自動車以外の自動車の種別で、有効な</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1276 872 1339">⑦トラックミキサ</td> <td data-bbox="872 1276 1291 1339">自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="427 1381 1299 1417"><b>(11) 騒音振動の防止</b></p> <p data-bbox="448 1417 1299 1633">受注者は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）等の規定に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ずるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等を遵守し、また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日付建設大臣官房技術参事官通達）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めること。</p> <p data-bbox="448 1633 1299 1738">なお、騒音及び振動の調査を行う場合は、設計図書に示されたものを除き、当局の定める調査・設計委託標準仕様書（以下「委託標準仕様書」という。）に準拠して行うこと。</p> <p data-bbox="427 1745 1299 1780"><b>(12) 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <p data-bbox="448 1780 1299 1927">受注者は、表 1.3 に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（最終改正平成 13 年 4 月 9 日付国土交通省告示第 487 号）の規定に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用すること。</p>	⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ		⑧ホイールクレーン		機 種	備 考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン	②トラクタショベル	出力30～260kW 以下）を搭載した建設	③大型ブレーカ	機械に限る。ただし、道路運送車両の	④コンクリート吹付機	保安基準に排出ガス基準が定められ	⑤ドリルジャンボ	ている大型特殊自動車及び小型特殊	⑥ダンプトラック	自動車以外の自動車の種別で、有効な	⑦トラックミキサ	自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<table border="1" data-bbox="1614 149 2457 275"> <tr> <td data-bbox="1614 149 2039 226">⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> <td data-bbox="2039 149 2457 226"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 226 2039 275">⑧ホイールクレーン</td> <td data-bbox="2039 226 2457 275"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1593 317 2466 352"><b>(10) 排出ガス対策型建設機械（トンネル工専用建設機械）</b></p> <p data-bbox="1614 352 2466 678">受注者は、「表 1.2 トンネル工専用建設機械」に掲げるトンネル工専用建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号又は第 20 条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）<b>も</b>しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p data-bbox="1614 678 2466 898">トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督<b>員</b>が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業<b>も</b>しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督<b>員</b>と協議するものとする。</p> <p data-bbox="1843 940 2208 976" style="text-align: center;"><b>表 1.2 トンネル工専用建設機械</b></p> <table border="1" data-bbox="1614 976 2457 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 976 2039 1024">機 種</th> <th data-bbox="2039 976 2457 1024">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 1024 2039 1066">①バックホウ</td> <td data-bbox="2039 1024 2457 1066">ディーゼルエンジン（エンジン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1066 2039 1108">②トラクタショベル</td> <td data-bbox="2039 1066 2457 1108">出力30～260kW 以下）を搭載した建設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1108 2039 1150">③大型ブレーカ</td> <td data-bbox="2039 1108 2457 1150">機械に限る。ただし、道路運送車両の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1150 2039 1192">④コンクリート吹付機</td> <td data-bbox="2039 1150 2457 1192">保安基準に排出ガス基準が定められ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1192 2039 1234">⑤ドリルジャンボ</td> <td data-bbox="2039 1192 2457 1234">ている大型特殊自動車及び小型特殊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1234 2039 1276">⑥ダンプトラック</td> <td data-bbox="2039 1234 2457 1276">自動車以外の自動車の種別で、有効な</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1276 2039 1339">⑦トラックミキサ</td> <td data-bbox="2039 1276 2457 1339">自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1593 1381 2466 1417"><b>(11) 騒音振動の防止</b></p> <p data-bbox="1614 1417 2466 1633">受注者は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）等の規定に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ずるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等を遵守し、また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日付建設大臣官房技術参事官通達）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めること。</p> <p data-bbox="1614 1633 2466 1738">なお、騒音及び振動の調査を行う場合は、設計図書に示されたものを除き、当局の定める調査・設計委託標準仕様書（以下「委託標準仕様書」という。）に準拠して行うこと。</p> <p data-bbox="1593 1745 2466 1780"><b>(12) 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <p data-bbox="1614 1780 2466 1927">受注者は、表 1.3 に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（最終改正平成 13 年 4 月 9 日付国土交通省告示第 2438 号）の規定に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用すること。</p>	⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ		⑧ホイールクレーン		機 種	備 考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン	②トラクタショベル	出力30～260kW 以下）を搭載した建設	③大型ブレーカ	機械に限る。ただし、道路運送車両の	④コンクリート吹付機	保安基準に排出ガス基準が定められ	⑤ドリルジャンボ	ている大型特殊自動車及び小型特殊	⑥ダンプトラック	自動車以外の自動車の種別で、有効な	⑦トラックミキサ	自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p data-bbox="2475 296 2867 331">○ 語句を見直した。</p> <p data-bbox="2475 1745 2867 1780">○ 通知文の番号を修正した。</p>
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																										
⑧ホイールクレーン																																										
機 種	備 考																																									
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン																																									
②トラクタショベル	出力30～260kW 以下）を搭載した建設																																									
③大型ブレーカ	機械に限る。ただし、道路運送車両の																																									
④コンクリート吹付機	保安基準に排出ガス基準が定められ																																									
⑤ドリルジャンボ	ている大型特殊自動車及び小型特殊																																									
⑥ダンプトラック	自動車以外の自動車の種別で、有効な																																									
⑦トラックミキサ	自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																									
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																										
⑧ホイールクレーン																																										
機 種	備 考																																									
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン																																									
②トラクタショベル	出力30～260kW 以下）を搭載した建設																																									
③大型ブレーカ	機械に限る。ただし、道路運送車両の																																									
④コンクリート吹付機	保安基準に排出ガス基準が定められ																																									
⑤ドリルジャンボ	ている大型特殊自動車及び小型特殊																																									
⑥ダンプトラック	自動車以外の自動車の種別で、有効な																																									
⑦トラックミキサ	自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																									

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																						
<p style="text-align: center;"><b>表 1.3 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">〔低騒音型〕</td></tr> <tr><td>①バックホウ</td><td>②クラムシエル</td><td>③トラクタショベル</td></tr> <tr><td colspan="3">④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン</td></tr> <tr><td colspan="3">⑤油圧式杭圧入引抜機 ⑥アースオーガ</td></tr> <tr><td>⑦オールケーシング掘削機</td><td colspan="2">⑧アースドリル</td></tr> <tr><td colspan="3">⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ</td></tr> <tr><td colspan="3">⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">〔低振動型〕</td></tr> <tr><td colspan="3">①バイプロハンマ</td></tr> </table> <p>(13) <b>低騒音型・低振動型建設機械の使用促進</b>                  受注者は、(9) 及び (10) において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(12)の表1.3に掲げる機種以外(低騒音型：ブルドーザ、バイプロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めること。</p> <p>(14) <b>建設機械の協議</b>                  受注者は、(9)、(10) 及び (12) の規定により難しい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(15) <b>使用した建設機械の報告</b>                  受注者は、(9) 及び (10) の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出すること。</p> <p>(16) <b>特別品目、特定調達品目、調達推進品目等</b>                  受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法という。）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）及び「東京都環境物品調達方針」（東京都）で規定する特別品目等の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項                  受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。</p> <p>イ 特別品目等の検討                  受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。                  なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p>ウ 実績調査                  受注者は、当該工事が特別品目等の調達実績の調査（建設グリーン調達実績調査等）の対象となった場合には、「1.1.6 調査・試験に対する協力」（4）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。</p>	〔低騒音型〕			①バックホウ	②クラムシエル	③トラクタショベル	④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン			⑤油圧式杭圧入引抜機 ⑥アースオーガ			⑦オールケーシング掘削機	⑧アースドリル		⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ			⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機			〔低振動型〕			①バイプロハンマ			<p style="text-align: center;"><b>表 1.3 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">〔低騒音型〕</td></tr> <tr><td>①バックホウ</td><td>②クラムシエル</td><td>③トラクタショベル</td></tr> <tr><td colspan="3">④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン</td></tr> <tr><td colspan="3">⑤油圧式杭圧入引抜機 ⑥アースオーガ</td></tr> <tr><td>⑦オールケーシング掘削機</td><td colspan="2">⑧アースドリル</td></tr> <tr><td colspan="3">⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ</td></tr> <tr><td colspan="3">⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">〔低振動型〕</td></tr> <tr><td colspan="3">①バイプロハンマ</td></tr> </table> <p>(13) <b>低騒音型・低振動型建設機械の使用促進</b>                  受注者は、(9) 及び (10) において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(12)の表1.3に掲げる機種以外(低騒音型：ブルドーザ、バイプロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めること。</p> <p>(14) <b>建設機械の協議</b>                  受注者は、(9)、(10) 及び (12) の規定により難しい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(15) <b>使用した建設機械の報告</b>                  受注者は、(9) 及び (10) の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出すること。</p> <p>(16) <b>特別品目、特定調達品目、調達推進品目等</b>                  受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法という。）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）及び「東京都環境物品調達方針」（東京都）で規程する特別品目等の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項                  受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。</p> <p>イ 特別品目等の検討                  受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。                  なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p>ウ 実績調査                  受注者は、当該工事が特別品目等の調達実績の調査（建設グリーン調達実績調査等）の対象となった場合には、「1.1.6 調査・試験に対する協力」（4）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。</p>	〔低騒音型〕			①バックホウ	②クラムシエル	③トラクタショベル	④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン			⑤油圧式杭圧入引抜機 ⑥アースオーガ			⑦オールケーシング掘削機	⑧アースドリル		⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ			⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機			〔低振動型〕			①バイプロハンマ			<p>○ 語句を見直した。</p>
〔低騒音型〕																																																								
①バックホウ	②クラムシエル	③トラクタショベル																																																						
④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン																																																								
⑤油圧式杭圧入引抜機 ⑥アースオーガ																																																								
⑦オールケーシング掘削機	⑧アースドリル																																																							
⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ																																																								
⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機																																																								
〔低振動型〕																																																								
①バイプロハンマ																																																								
〔低騒音型〕																																																								
①バックホウ	②クラムシエル	③トラクタショベル																																																						
④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン																																																								
⑤油圧式杭圧入引抜機 ⑥アースオーガ																																																								
⑦オールケーシング掘削機	⑧アースドリル																																																							
⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ																																																								
⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機																																																								
〔低振動型〕																																																								
①バイプロハンマ																																																								

	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>1. 1. 16 諸法令等の遵守</p>	<p>(1) 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行うこと。 なお、主な法令は、参考として章末に例示する。</p> <p>(2) 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合には、発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにすること。</p> <p>(3) 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが（1）の諸法令に照らし不適当又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。</p> <p>(4) 個人情報の保護 受注者は、個人情報の保護に当たり、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p>(5) 情報セキュリティの確保 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。 なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p>	<p>1. 1. 16 諸法令等の遵守</p> <p>(1) 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行うこと。 なお、主な法令は、参考として章末に例示する。</p> <p>(2) 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合には、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにすること。</p> <p>(3) 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが（1）の諸法令に照らし不適当又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。</p> <p>(4) 個人情報の保護 受注者は、個人情報の保護に当たり、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p>(5) 情報セキュリティの確保 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。 なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 読点を削除した。</p>
<p>1. 1. 17 官公署等への手続等</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事期間中、常に関係官公署及びその他の関係機関との連絡できる体制を維持すること。</p> <p>(2) 関係機関への届出 受注者は、工事施行に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。</p> <p>(3) 監督員への事前報告 受注者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。 なお、申請の結果については、速やかに監督員にその書面の写しを提出すること。</p> <p>(4) 許可承諾条件の遵守 受注者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守する。 なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(5) コミュニケーション 受注者は、工事の施行に当たり、節度のある態度でコミュニケーションを取り、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。</p>	<p>1. 1. 17 官公署等への手続等</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、工事期間中、常に関係官公署及びその他の関係機関との連絡できる体制を維持すること。</p> <p>(2) 関係機関への届出 受注者は、工事施工に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。</p> <p>(3) 監督員への事前報告 受注者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。 なお、申請の結果については、速やかに監督員にその書面の写しを提出すること。</p> <p>(4) 許可承諾条件の遵守 受注者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守する。 なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(5) コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、節度のある態度でコミュニケーションを取り、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(6) 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たること。</p> <p>(7) 交渉時の注意 受注者は、国、区市町村その他関係公共団体、地域住民等と工事の施行上必要な交渉を、自らの責任において行うこと。 また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応すること。</p> <p>(8) 交渉内容の明確化 受注者は、(1) から (7) までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、その指示に従うこと。</p>		<p>(6) 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たること。</p> <p>(7) 交渉時の注意 受注者は、国、区市町村その他関係公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うこと。 また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応すること。</p> <p>(8) 交渉内容の明確化 受注者は、(1) から (7) までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、その指示に従うこと。</p>	<p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>
<p>1. 1. 20 保険の加入及び事故の補償</p>	<p>(1) 社会保険加入の義務 受注者は、「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)、「健康保険法」(大正11年法律第70号)及び「厚生年金保険法」(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。</p> <p>(2) 労災保険加入の義務 受注者は、工事着手後速やかに「労災保険加入証明願」を所轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、発注者へ提出すること。 <u>また、受注者は、法定外の労災保険を付さなければならない。その際、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。</u> <u>なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</u></p> <p>(3) 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をすること。</p> <p>(4) 建設業退職金共済制度 建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。</p> <p>(5) 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後1か月以内（<u>電子申請方式の場合は、工事着手後原則40日以内</u>）に発注者に提出すること。</p> <p>(6) 受払い状況 受注者は、発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（<u>電子申請方式の場合は掛金充当書（工事別）</u>）その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(7) 標識の掲示 受注者は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>1. 1. 20 保険の加入及び事故の補償</p>	<p>(1) 社会保険加入の義務 受注者は、「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)、「健康保険法」(大正11年法律第70号)及び「厚生年金保険法」(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。</p> <p>(2) 労災保険加入の義務 受注者は、工事着手後速やかに「労災保険加入証明願」を所轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、発注者へ提出すること。</p> <p>(3) 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をすること。</p> <p>(4) 建設業退職金共済制度 建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。</p> <p>(5) 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後1か月以内に発注者に提出すること。</p> <p>(6) 受払い状況 受注者は、発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(7) 標識の掲示 受注者は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>○ 法定外の労災保険について、(都)仕様書の改正と合わせて追記した。</p> <p>○ 建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入に伴い、(都)仕様書が改正されたため追記した。</p> <p>○ 同上</p>
<p>1. 1. 22 提出書類</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事に必要な提出書類を、「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。)及び「委託標準仕様書」により作成し、指定の期日ま</p>	<p>1. 1. 22 提出書類</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事に必要な提出書類を、「水道工事用書類・様式の記載例集」(以下「記載例集」という。)及び「委託標準仕様書」により作成し、指定の期日ま</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>で監督員に提出すること。</p> <p>(2) 提出書類 受注者は、記載例集及び委託標準仕様書に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示によること。</p> <p>(3) 変更書類の提出 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を監督員に提出すること。</p> <p><b>(4) 土質調査を実施した場合の資料提出</b> <u>土質調査を実施した場合は、当局に提出する報告書とは別に、東京都土木技術支援・人材育成センター提出用の調査結果を委託標準仕様書に準拠して作成し、監督員に提出すること。</u></p>		<p>で監督員に提出すること。</p> <p>(2) 提出書類 受注者は、記載例集及び委託標準仕様書に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示によること。</p> <p>(3) 変更書類の提出 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を監督員に提出すること。</p>	<p>○ 東京都土木技術支援・人材センターへの提出資料について、薬注工事や推進工事にも適用するため、第1章総則に追記した。</p>
<b>第3節 施工管理</b>		<b>第3節 施工管理</b>		
1. 3. 1 一般事項	<p>(1) 一般事項 受注者は、施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。</p> <p>(2) 設計図書の記載寸法 設計図書の記載寸法は、特記する場合を除き、全て仕上がり寸法とする。</p> <p>(3) 記録及び関係書類 受注者は、当局が定める土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事出来形管理基準」により施工管理を行い、また、附則1「工事記録写真撮影要綱」により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完了までに提出すること。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は、直ちに提示すること。 なお、「土木工事出来形管理基準」及び「工事記録写真撮影要綱」が定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真撮影を行うこと。</p> <p>(4) 施工管理頻度、密度の変更 監督員は、次に掲げる場合は、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更できるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うこと。これに伴う費用は、受注者の負担とする。 ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合 ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 エ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合</p> <p><b>(5) 周辺への影響防止</b> <u>受注者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</u> <u>また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には、直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。</u> <u>なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</u></p> <p>(6) 労働環境等の改善 受注者は、<u>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>	1. 3. 1 一般事項	<p>(1) 一般事項 受注者は、施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。</p> <p>(2) 設計図書の記載寸法 設計図書の記載寸法は、特記する場合を除き、全て仕上がり寸法とする。</p> <p>(3) 記録及び関係書類 受注者は、当局が定める土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事出来形管理基準」により施工管理を行い、また、附則1「工事記録写真撮影要綱」により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完了までに提出すること。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は、直ちに提示すること。 なお、「土木工事出来形管理基準」及び「工事記録写真撮影要綱」が定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真撮影を行うこと。</p> <p>(4) 施工管理頻度、密度の変更 監督員は、次に掲げる場合は、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更できるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うこと。これに伴う費用は、受注者の負担とする。 ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合 ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 エ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合</p> <p><b>(5) 労働環境の改善</b> 受注者は、<b>作業員</b>の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>	<p>○ (都)仕様書と整合を図り追記した。</p> <p>○ 品確法改正に伴う(都)仕様書の改正と合わせて追記した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めること。</p> <p><b>(7) 衛生管理</b></p> <p>ア 水道施設（浄水場、給水所等）での工事及び調査の施行に当たっては、「水道法」（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理を行うこと。</p> <p>イ 「水道法」第21条、「水道法施行規則」（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。</p> <p>(ア) 検査対象者 稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者</p> <p>(イ) 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても行うこと。</p> <p>(ウ) 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出 1.3.1 (6) イ(ア)に該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書の提出前に健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出すること。 なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(エ) 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行うこと。ただし、(イ)に掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行うこと。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(オ) 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>ウ 「水道法施行規則」第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断とみなすものとする。 この場合、イの検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、イの検査の受検を要しないものとする。</p> <p>エ 次に掲げる者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>(ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>(イ) (ア)に掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（(ア)に該当する者を除く。）</p> <p>(ウ) (ア)に掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）</p> <p>オ 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及びイの検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限すること。</p>	<p>また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めること。</p> <p><b>(6) 衛生管理</b></p> <p>ア 水道施設（浄水場、給水所等）での工事及び調査の施行に当たっては、「水道法」（昭和32年法律第177号）その他関係法令を遵守し、衛生管理を行うこと。</p> <p>イ 「水道法」第21条、「水道法施行規則」（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。</p> <p>(ア) 検査対象者 稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者</p> <p>(イ) 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても行うこと。</p> <p>(ウ) 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出 1.3.1 (6) イ(ア)に該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書の提出前に健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出すること。 なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(エ) 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行うこと。ただし、(イ)に掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行うこと。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(オ) 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>ウ 「水道法施行規則」第16条第4項の規定により同条第1項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第1項の健康診断と見なすものとする。 この場合、イの検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、イの検査の受検を要しないものとする。</p> <p>エ 次に掲げる者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>(ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づいて就業を制限される者</p> <p>(イ) (ア)に掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者（(ア)に該当する者を除く。）</p> <p>(ウ) (ア)に掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）</p> <p>オ 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及びイの検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限すること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p><b>(8) 既存構造物等の撤去又は復旧</b> 受注者は、既存の構造物等を撤去又は復旧する場合は、あらかじめその処置方法について監督員と協議すること。 なお、施工前に現状の測量、写真撮影等を行い記録しておくこと。</p> <p><b>(9) 既設構造物の防護措置</b> 受注者は、工事により汚損のおそれのある既設構造物、施工済部分等については、損傷を与えないような防護措置を講じること。</p> <p><b>(10) 発見・拾得物の処置</b> 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合は、直ちに監督員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けること。</p>	<p><b>(7) 既存構造物等の撤去又は復旧</b> 受注者は、既存の構造物等を撤去又は復旧する場合は、あらかじめその処置方法について監督員と協議すること。 なお、施工前に現状の測量、写真撮影等を行い記録しておくこと。</p> <p><b>(8) 既設構造物の防護措置</b> 受注者は、工事により汚損のおそれのある既設構造物、施工済部分等については、損傷を与えないような防護措置を講じること。</p> <p><b>(9) 発見・拾得物の処置</b> 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合は、直ちに監督員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けること。</p>	
<p>1.3.3 監理技術者等</p>	<p><b>(1) 主任技術者又は監理技術者</b> 受注者は、建設業法第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（<u>特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を含む。以下同じ。</u>）については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（工事希望締切日において、3か月以上の雇用関係）を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行する者を配置すること。 ア 施工計画書の作成 イ 工程管理 ウ 品質管理 エ 安全管理 オ その他の技術上の管理 カ 工事の施行に従事する者の技術上の指導監督</p> <p><b>(2) 技術者の交代</b> 配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更又は交代については、東京都水道局工事施行適正化推進要綱（東京都水道局）によるものとする。</p> <p><b>(3) 資格者証等の携帯と提示</b> 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者講習終了履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示すること。 <u>なお、監理技術者補佐とは、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者をいう。</u></p>	<p>1.3.3 監理技術者等</p> <p><b>(1) 監理技術者等</b> 受注者は、建設業法第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（工事希望締切日において、3か月以上の雇用関係）を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行する者を配置すること。 ア 施工計画書の作成 イ 工程管理 ウ 品質管理 エ 安全管理 オ その他の技術上の管理 カ 工事の施行に従事する者の技術上の指導監督</p> <p><b>(2) 技術者の交代</b> 配置予定の監理技術者等の変更又は交代については、東京都水道局工事施行適正化推進要綱（東京都水道局）によるものとする。</p> <p><b>(3) 資格者証等の携帯と提示</b> 監理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあつては、<u>監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、若しくは監理技術者講習終了履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示すること。</u></p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載を変更した。（建設業法改正による特例監理技術者等に関する規定の追加等）</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>
<p>1.3.5 工事の下請負</p>	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第14条及び「建設業法」第22条の規定に違反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。</p> <p><b>(2) 工事の下請負</b> 受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。 なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。 ア 受注者が、工事の施行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p>	<p>1.3.5 工事の下請負</p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第14条及び「建設業法」第22条の規定に違反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。</p> <p><b>(2) 工事の下請負</b> 受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。 なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。 ア 受注者が、工事の施行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>イ 下請負者が、東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 下請負者が、当該下請負工事の施行能力を有すること。</p>		<p>イ 下請負者が、東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 下請負者が、当該下請負工事の施行能力を有すること。</p>	
<p>1.3.6 施工体制台帳等の作成、提出等</p>	<p>受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、次のアからエまでに従うこと。</p> <p>ア 「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和3年3月2日国不建第405号）に従って記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>イ 施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者をもれなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通誘導警備業務等の業務委託契約についても記載する。</p> <p>ウ <u>施工体制台帳に添付する作業員名簿について、建設業法第2条第1項で規定されている29業種以外は、必ずしも提出する必要はない。</u></p> <p>エ 発注者又は監督員が施工体制台帳又は施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。</p> <p>オ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1.3.6 施工体制台帳等の作成、提出等</p> <p>受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、次のアからエまでに従うこと。</p> <p>ア 「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>イ 施工体制台帳及び施工体系図には、実際に工事に従事している全ての下請負者をもれなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通誘導警備業務等の業務委託契約についても記載する。</p> <p>ウ 発注者又は監督員が施工体制台帳若しくは施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。</p> <p>エ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>○ 都（仕様書）が改定されたことに伴い見直した。また、作業員名簿に関する記載を追記した。</p>	
<p>1.3.7 工事実績情報の登録</p>	<p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）を用いて作成した、受注・変更・完了・訂正時の工事実績情報を、コリンズから監督員に電子メールで送付される「登録のための確認のお願い」に対する監督員の確認を受けた上、受注時は契約後（着手指定の場合は着手後）、休日を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から休日を除き10日以内に、完了時は工事完了後、休日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。</p> <p><u>コリンズ登録時に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が、コリンズ登録時に監督員にメール送信されるため、受注者は、登録完了後、登録完了した旨を監督員に連絡すること。</u></p> <p><u>なお、登録内容がオンラインで確認できない場合は、書面で提出する。</u></p> <p>変更時と完了時の間が10日間（「休日」を除く。）に満たない場合は、変更時の変更申請を省略できるものとする。</p> <p><u>また、受注者は、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録しなければならない。</u></p>	<p>1.3.7 工事実績情報の登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後（着手指定の場合は着手後）、休日を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から休日を除き10日以内に、完了時は工事完了後、休日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。</p> <p>また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出すること。ただし、登録内容がオンラインで確認できる場合は、提出不要とする。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>○ 書類削減・簡素化（東京都技術会議）及びコリンズの運用変更に伴い、（都）仕様書が改正されたことから記載内容を見直した。</p>	
<p>1.3.13 支障物件の取扱い</p>	<p>(1) 監督員への報告と指示 受注者は、施工中において、地上・地下工作物の移設、防護、切回し等を必要とする場合又は当該施設の管理者から直接指示があった場合は、速やかに監督員にその内容を報告し、指示を受けること。</p> <p>(2) 支障物件の工事への立ち会い 受注者は、支障物件の移設、防護、切回し等の工事を他の事業者に行わせ</p>	<p>1.3.13 支障物件の取扱い</p> <p>(1) 監督員への報告と指示 受注者は、施工中において、地上・地下工作物の移設、防護、切回し等を必要とする場合又は当該施設の管理者から直接指示があった場合は、速やかに監督員にその内容を報告し、指示を受けること。</p> <p>(2) 支障物件の工事への立ち会い 受注者は、支障物件の移設、防護、切回し等の工事を他の事業者に行わせ</p>	<p>○ 表現を見直した。</p>	



配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>訓練等を実施すること。  <u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。</u></p> <p>ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育                      イ 当該工事内容等の周知徹底                      ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底                      エ 当該工事における災害対策訓練                      オ 当該工事現場で予想される事故対策                      カ その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>(9) 安全教育・訓練等の計画                      受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出すること。</p> <p>(10) 安全教育・訓練等の記録                      受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、工事報告等に記録した資料を整理・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示すること。</p> <p>(11) 支障行為等の防止                      受注者は、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしないこと。</p> <p>(12) 第三者の立入り禁止措置                      受注者は、工事現場及びその付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けること。</p> <p>(13) 安全巡回                      受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は連絡を行い、安全を確保すること。</p> <p>(14) 関係機関との連絡                      受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。</p> <p>(15) 工事関係者の連絡調整                      受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。</p> <p>(16) 防災体制                      受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。</p> <p>(17) 災害発生時の応急措置                      受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させた上で、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知すること。</p> <p>(18) 地下埋設物件等の調査                      受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告すること。</p> <p>(19) 不明の地下埋設物件等の処置                      受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置のため占有者全体に立会いを求め、管理者を明確にすること。</p> <p>(20) 地下埋設物件等損害時の措置</p>	<p>訓練等を実施すること。</p> <p>ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育                      イ 当該工事内容等の周知徹底                      ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底                      エ 当該工事における災害対策訓練                      オ 当該工事現場で予想される事故対策                      カ その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>(9) 安全教育・訓練等の計画                      受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出すること。</p> <p>(10) 安全教育・訓練等の記録                      受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、工事報告等に記録した資料を整理・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示すること。</p> <p>(11) 支障行為等の防止                      受注者は、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしないこと。</p> <p>(12) 第三者の立入り禁止措置                      受注者は、工事現場及びその付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けること。</p> <p>(13) 安全巡回                      受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は連絡を行い、安全を確保すること。</p> <p>(14) 関係機関との連絡                      受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。</p> <p>(15) 工事関係者の連絡調整                      受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。</p> <p>(16) 防災体制                      受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。</p> <p>(17) 災害発生時の応急措置                      受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させた上で、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知すること。</p> <p>(18) 地下埋設物件等の調査                      受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告すること。</p> <p>(19) 不明の地下埋設物件等の処置                      受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置のため占有者全体に立会いを求め、管理者を明確にすること。</p> <p>(20) 地下埋設物件等損害時の措置</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、その損害を補修すること。</p> <p>(21) 緊急連絡体制の整備 受注者は、工事中は、万一の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資器材調達等必要な体制を整備しておくこと。</p> <p>(22) 安全管理 受注者は、受注者の責任において工事の履行に必要な安全管理を行うこと。</p>	<p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、その損害を補修すること。</p> <p>(21) 緊急連絡体制の整備 受注者は、工事中は、万一の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資器材調達等必要な体制を整備しておくこと。</p> <p>(22) 安全管理 受注者は、受注者の責任において工事の履行に必要な安全管理を行うこと。</p>	
<p>1.4.5 交通安全管理</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害（騒音・振動など）による損害を与えないようにすること。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第27条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。</p> <p>(2) 輸送災害の防止 受注者は、工事中用車両による土砂、工事中用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項に係る計画を立て、災害の防止を図ること。</p> <p>(3) 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る施工に当たっては、交通安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17付総理府・建設省令第3号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改定について」(平成18年3月31日付国土交通省令第37号・国土国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日付国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知国土利第38号・国土国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(昭和47年2月建設省道路局国道第一課通知)並びに「道路工事保安施設設置基準」(令和元年5月21日付国関整道管第8号)に基づき、安全対策を講じること。</p> <p>(4) 公衆交通の確保 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管しないこと。 また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去すること。</p> <p>(5) 交通及び保安上の措置 受注者は、交通の妨げ、公衆に迷惑を及ぼすような行為等がないよう、次の事項を守り、交通及び保安上の措置を講じること。 ア 受注者は、官公署の指示、条件等を遵守し、交通保安対策を講じて施工すること。 なお、国道にあつては、道路占用工事共通指示書、(国土交通省関東地方整備局道路部)、道路占用の取扱いについて(東京国道工事事務所)等を遵守すること。 イ 受注者は、附図-1「工事保安施設設置標準図」を参考に保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間には照明及び保安灯を点灯し、通行人、車両交通等の保安に努めること。</p>	<p>1.4.5 交通安全管理</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害（騒音・振動など）による損害を与えないようにすること。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第27条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。</p> <p>(2) 輸送災害の防止 受注者は、工事中用車両による土砂、工事中用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項に係る計画を立て、災害の防止を図ること。</p> <p>(3) 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る施工に当たっては、交通安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17付総理府・建設省令第3号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改定について」(平成18年3月31日付国土利第37号・国土国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日付国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知国土利第38号・国土国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(昭和47年2月建設省道路局国道第一課通知)並びに「道路工事保安施設設置基準」(平成18年4月国関整道管第65号)に基づき、安全対策を講じること。</p> <p>(4) 公衆交通の確保 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管しないこと。 また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去すること。</p> <p>(5) 交通及び保安上の措置 受注者は、交通の妨げ、公衆に迷惑を及ぼすような行為等がないよう、次の事項を守り、交通及び保安上の措置を講じること。 ア 受注者は、官公署の指示、条件等を遵守し、交通保安対策を講じて施工すること。 なお、国道にあつては、道路占用工事共通指示書、(国土交通省関東地方整備局道路部)、道路占用の取扱いについて(東京国道工事事務所)等を遵守すること。 イ 受注者は、附図-1「工事保安施設設置標準図」を参考に保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間には照明及び保安灯を点灯し、通行人、車両交通等の保安に努めること。</p>	<p>○ 一部表現や日付を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨																																																
<p>また、保安施設には原則として緩衝資材を設置すること。ただし、交通管理者との協議により設置を必要としない場合を除く。</p> <p>ウ 受注者は、通行者及び車両交通等の安全を確保するため、交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行うこと。</p> <p>エ 受注者は、工事現場の起点及び終点等に工事標示板を掲示し、夜間は白色照明灯を点灯すること。</p> <p>また、主要道路にあつては、内照式標示板を併設すること。</p> <p><b>(6) 通行許可</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」（第3条における一般的制限値（表1.5）を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に規定する通行許可を得ていることを確認すること。</p> <p>また、「道路交通法」施行令第22条に規定する制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>		<p>また、保安施設には原則として緩衝資材を設置すること。ただし、交通管理者との協議により設置を必要としない場合を除く。</p> <p>ウ 受注者は、通行者及び車両交通等の安全を確保するため、交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行うこと。</p> <p>エ 受注者は、工事現場の起点及び終点等に工事標示板を掲示し、夜間は白色照明灯を点灯すること。</p> <p>また、主要道路にあつては、内照式標示板を併設すること。</p> <p><b>(6) 通行許可</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」（第3条における一般的制限値（表1.5）を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に規定する通行許可を得ていることを確認すること。</p> <p>また、「道路交通法」施行令第22条に規定する制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>																																																		
<p><b>表 1.5 一般的制限値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路に関しては4.1m）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">重量</td> <td>総重量</td> <td>20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下の場合は19.0 t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合には、その状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p>		車両の諸元		一般的制限値	幅		2.5m	長さ		12.0m	高さ		3.8m（ただし、指定道路に関しては4.1m）	重量	総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下の場合は19.0 t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径		12.0m	<p><b>表 1.5 一般的制限値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路に関しては4.1m）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">重量</td> <td>総重量</td> <td>20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下の場合は19.0 t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合には、その状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p>		車両の諸元		一般的制限値	幅		2.5m	長さ		12.0m	高さ		3.8m（ただし、指定道路に関しては4.1m）	重量	総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下の場合は19.0 t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径		12.0m	
車両の諸元		一般的制限値																																																		
幅		2.5m																																																		
長さ		12.0m																																																		
高さ		3.8m（ただし、指定道路に関しては4.1m）																																																		
重量	総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）																																																		
	軸重	10.0 t																																																		
	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下の場合は19.0 t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t																																																		
	輪荷重	5.0 t																																																		
最小回転半径		12.0m																																																		
車両の諸元		一般的制限値																																																		
幅		2.5m																																																		
長さ		12.0m																																																		
高さ		3.8m（ただし、指定道路に関しては4.1m）																																																		
重量	総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）																																																		
	軸重	10.0 t																																																		
	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t（ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下の場合は19.0 t） ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t																																																		
	輪荷重	5.0 t																																																		
最小回転半径		12.0m																																																		
<p><b>第5節 監督員による確認及び立会い</b></p>		<p><b>第5節 監督員による確認及び立会い</b></p>																																																		
<p><b>1.5.1 監督員による確認及び立会い等</b></p>	<p><b>(1) 監督員の立会い</b></p> <p>監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか否かの確認をするために、必要に応じて、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力すること。</p> <p><b>(2) 確認、立会いの準備等</b></p> <p>受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整理をすること。</p> <p>なお、監督員が、製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む。）を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供すること。</p> <p><b>(3) 遵守義務</b></p>	<p><b>1.5.1 監督員による確認及び立会い等</b></p>	<p><b>(1) 監督員の立会い</b></p> <p>監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか否かの確認をするために、必要に応じて、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力すること。</p> <p><b>(2) 確認、立会いの準備等</b></p> <p>受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整理をすること。</p> <p>なお、監督員が、製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む。）を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供すること。</p> <p><b>(3) 遵守義務</b></p>	<p>○ 表現を見直した。</p>																																																

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは第2項の規定により、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条及び第30条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p><b>(4) 不可視箇所の調査機会</b> 受注者は、監督員に、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供すること。</p> <p><b>(5) 施工状況の確認</b> 監督員は、設計図書に定められた施工状況の確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提示し確認を受けること。</p>		<p>受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは第2項の規定により、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条及び第30条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p><b>(4) 不可視箇所の調査機会</b> 受注者は、監督員に、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供すること。</p> <p><b>(5) 施工状況の確認</b> 監督員は、設計図書に定められた施工状況の確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提示し確認を受けること。</p>	
<b>第6節 検 査</b>		<b>第6節 検 査</b>		
1.6.4 中間検査	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、施工途中でなければその検査が不可能なとき、又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに発注者に対し、検査の請求をすること。</p> <p><b>(2) 中間検査の請求</b> 受注者は、(1)の検査を受ける前に、中間検査の目的物に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>(3) 検査日の通知</b> 発注者は、中間検査に先立って、受注者の意見を聞いて監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>(4) 検査内容</b> 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、中間検査の工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。 ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来<del>ばえ</del> イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等</p> <p><b>(5) 修補の指示</b> 受注者は、検査員の指示による修補については、1.6.2（工事完了検査）の(5)の規定に従うこと。</p> <p><b>(6) 適用規定</b> 受注者は、当該検査については、1.5.1（監督員による確認、立会い等）の(2)の規定を準用すること。</p>	1.6.4 中間検査	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、施工途中でなければその検査が不可能なとき、又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに発注者に対し、検査の請求をすること。</p> <p><b>(2) 中間検査の請求</b> 受注者は、(1)の検査を受ける前に、中間検査の目的物に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>(3) 検査日の通知</b> 発注者は、中間検査に先立って、受注者の意見を聞いて監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>(4) 検査内容</b> 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、中間検査の工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。 ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来<del>ばえ</del> イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等</p> <p><b>(5) 修補の指示</b> 受注者は、検査員の指示による修補については、1.6.2（工事完了検査）の(5)の規定に従うこと。</p> <p><b>(6) 適用規定</b> 受注者は、当該検査については、1.5.1（監督員による確認、立会い等）の(2)の規定を準用すること。</p>	○ 語句を見直した。
<b>第2章 材 料</b>		<b>第2章 材 料</b>		
<b>第2節 受注者持材料</b>		<b>第2節 受注者持材料</b>		
2.2.1 一般事項	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者持材料には、配管材料とその他の材料とがある。</p> <p><b>(2) 規定に適合した材料の使用</b> 受注者は、設計図書に示されたものを除き、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、土木材料仕様書（東京都建設局）（以下「土木材料仕様書」という。）等の規定に適合した材料を使用すること。</p> <p><b>(3) 品質を証明する図書の提出</b></p>	2.2.1 一般事項	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者持材料には、配管材料とその他の材料とがある。</p> <p><b>(2) 規定に適合した材料の使用</b> 受注者は、設計図書に示されたものを除き、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、土木材料仕様書（東京都建設局）（以下「土木材料仕様書」という。）等の規定に適合した材料を使用すること。</p> <p><b>(3) 品質を証明する図書の提出</b></p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>受注者は、受注者持材料の品質を証明する図書を監督員に提出すること。ただし、省略する場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(4) 工事材料の品質記録</b> 受注者は、使用した工事材料の品質記録について、<b>遅滞</b>なく作成し、監督員に提出すること。</p> <p><b>(5) 環境への配慮</b> 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、設計図書に定めのある場合を除き、環境負荷を低減できる材料の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項 受注者は、原則として設計図書で指定する特別品目等を使用するものとする。</p> <p>イ 特別品目等の検討 受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。 なお、特別品目等が使用可能な場合は、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p><b>(6) 受注者持配管材料の取扱い</b> 受注者は、工事に先立ち、受注者持配管材料の取扱いをする配管材料管理責任者を定め、監督員に提出すること。 なお、受注者持材料の他に、支給材料を使用する場合は、2.1.1（一般事項）の（1）の規定によること。</p> <p><b>(7) 配管材料管理責任者</b> 配管材料管理責任者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生品の管理等を責任をもって行うこと。</p> <p><b>(8) 配管材料の管理</b> 受注者は、配管材料の管理に当たって、配管材料の受入れ及び使用の都度を適切に管理すること。</p> <p><b>(9) 配管材料に関する提出図書</b> 受注者は配管材料の照合及び確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。</p> <p>ア 材料搬入計画書 イ 受注者持材料搬入内訳調書 ウ 受注者持配管材料検査チェック表 エ 日本水道協会検査の「受検証明書」 オ 納品書(ロット番号等を記入する。)</p>		<p>受注者は、受注者持材料の品質を証明する図書を監督員に提出すること。ただし、省略する場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(4) 工事材料の品質記録</b> 受注者は、使用した工事材料の品質記録について、<b>延滞</b>なく作成し、監督員に提出すること。</p> <p><b>(5) 環境への配慮</b> 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、設計図書に定めのある場合を除き、環境負荷を低減できる材料の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項 受注者は、原則として設計図書で指定する特別品目等を使用するものとする。</p> <p>イ 特別品目等の検討 受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。 なお、特別品目等が使用可能な場合は、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p><b>(6) 受注者持配管材料の取扱い</b> 受注者は、工事に先立ち、受注者持配管材料の取扱いをする配管材料管理責任者を定め、監督員に提出すること。 なお、受注者持材料の他に、支給材料を使用する場合は、2.1.1（一般事項）の（1）の規定によること。</p> <p><b>(7) 配管材料管理責任者</b> 配管材料管理責任者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生品の管理等を責任をもって行うこと。</p> <p><b>(8) 配管材料の管理</b> 受注者は、配管材料の管理に当たって、配管材料の受入れ及び使用の都度を適切に管理すること。</p> <p><b>(9) 配管材料に関する提出図書</b> 受注者は配管材料の照合及び確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。</p> <p>ア 材料搬入計画書 イ 受注者持材料搬入内訳調書 ウ 受注者持配管材料検査チェック表 エ 日本水道協会検査の「受検証明書」 オ 納品書(ロット番号等を記入する。)</p>	○ 語句を見直した。
<b>第3章 施 工 管 理</b>		<b>第3章 施 工 管 理</b>		
<b>第1節 仮 設 工 事</b>		<b>第1節 仮 設 工 事</b>		
3.1.3 土留・仮締霧切	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工すること。</p> <p><b>(2) 埋設物の確認</b> 受注者は、仮設杭等の打込みに先行し、布掘（溝掘）等を行い埋設物等を確認して、安全な位置に仮設杭等を打ち込むこと。 また、施工に先立ち埋設物の管理者と協議すること。</p>	3.1.3 土留・仮締霧切	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工すること。</p> <p><b>(2) 埋設物の確認</b> 受注者は、仮設杭等の打込みに先行し、布掘（溝掘）等を行い埋設物等を確認して、安全な位置に仮設杭等を打ち込むこと。 また、施工に先立ち埋設物の管理者と協議すること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p><b>(3) 埋設物等への損傷防止</b> 受注者は、仮設H鋼杭・鋼矢板等の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工すること。</p> <p><b>(4) ウォータージェット工の最終打止め</b> 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を打設する場合には、最後の打止まりを落すい等で貫入させ落ち着かせること。</p> <p><b>(5) 土留材の締め付け</b> 受注者は、タイロッド・腹起し又は切梁・腹起しの取付けに当たっては、各部位材が一樣に働くよう締め付けること。</p> <p><b>(6) 横矢板の施工</b> 受注者は、横矢板の施工に当たっては、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間がないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込めを行うとともに土留材のフランジと土留板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定すること。</p> <p><b>(7) 騒音・振動の抑制</b> 受注者は、仮設杭等の打込み又は引抜きに際して、周囲の環境を考慮し、騒音及び振動の発生を抑制する対策を講ずること。</p> <p><b>(8) 仮設杭引抜き後の処置</b> 受注者は、埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように仮設杭を引き抜き、引抜き後の空隙を砂等で充てんすること。 また、空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議すること。</p>	<p><b>(3) 埋設物等への損傷防止</b> 受注者は、仮設H鋼杭・鋼矢板等の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工すること。</p> <p><b>(4) ウォータージェット工の最終打止め</b> 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を打設する場合には、最後の打止まりを落すい等で貫入させ落ち着かせること。</p> <p><b>(5) 土留材の締め付け</b> 受注者は、タイロッド・腹起し又は切梁・腹起しの取付けに当たっては、各部位材が一樣に働くよう締め付けること。</p> <p><b>(6) 横矢板の施工</b> 受注者は、横矢板の施工に当たっては、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間がないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込めを行うとともに土留材のフランジと土留板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定すること。</p> <p><b>(7) 騒音・振動の抑制</b> 受注者は、仮設杭等の打込み又は引抜きに際して、周囲の環境を考慮し、騒音及び振動の発生を抑制する対策を講ずること。</p> <p><b>(8) 仮設杭引抜き後の処置</b> 受注者は、埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように仮設杭を引き抜き、引抜き後の空隙を砂等で充填すること。 また、空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議すること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
<p><b>3.1.7 地中連続壁（一般事項）</b></p> <p><b>(1) 適用すべき諸基準</b> 受注者は、地中連続壁の施工に当たり、トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）及びコンクリート標準示方書（土木学会）に準拠するほか、次のとおりとする。</p> <p><b>(2) 責任技術者の常駐</b> 受注者は、知識、経験のある責任技術者を定め、施工中、現場に常駐させ、施工管理を行うこと。</p> <p><b>(3) 周辺への影響防止</b> ア 受注者は、周辺地盤や支持層を乱さないように、地質を確認しながら掘削を行うこと。 イ 受注者は、仮設アンカーの削孔施工に当たり、地下埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように行うこと。</p> <p><b>(4) 支持地盤の確認</b> 受注者は、支持層の地質と設計図書に示す地質とを、監督員の立会いのもとで照合すること。ただし、掘削土砂、写真等の資料で確認が可能で、監督員の承諾を得た場合は、監督員の立会いを省略することができる。</p> <p><b>(5) 掘削土及び排泥液の処分</b> 受注者は、掘削土及び排泥液の処分に当たっては、1.3.9（建設副産物対策）の定めに従うこと。</p> <p><b>(6) 切梁・腹起しの取付け</b> 受注者は切梁・腹起しの取付けに当たっては、各部位材が一樣に働くように締め付けを行うこと。</p> <p><b>(7) コンクリート工の施工</b> 受注者は、コンクリート工の施工に当たっては、「<b>第3章第4節</b>コンクリート工事」に準拠するほか、次のとおりとする。 ア 受注者は、トレミー管を用いたプランジャー方式によりコンクリートを打</p>	<p><b>3.1.7 地中連続壁（一般事項）</b></p> <p><b>(1) 適用すべき諸基準</b> 受注者は、地中連続壁の施工に当たり、トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）及びコンクリート標準示方書（土木学会）に準拠するほか、次のとおりとする。</p> <p><b>(2) 責任技術者の常駐</b> 受注者は、知識、経験のある責任技術者を定め、施工中、現場に常駐させ、施工管理を行うこと。</p> <p><b>(3) 周辺への影響防止</b> ア 受注者は、周辺地盤や支持層を乱さないように、地質を確認しながら掘削を行うこと。 イ 受注者は、仮設アンカーの削孔施工に当たり、地下埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように行うこと。</p> <p><b>(4) 支持地盤の確認</b> 受注者は、支持層の地質と設計図書に示す地質とを、監督員の立会いのもとで照合すること。ただし、掘削土砂、写真等の資料で確認が可能で、監督員の承諾を得た場合は、監督員の立会いを省略することができる。</p> <p><b>(5) 掘削土及び排泥液の処分</b> 受注者は、掘削土及び排泥液の処分に当たっては、1.3.9（建設副産物対策）の定めに従うこと。</p> <p><b>(6) 切梁・腹起しの取付け</b> 受注者は切梁・腹起しの取付けに当たっては、各部位材が一樣に働くように締め付けを行うこと。</p> <p><b>(7) コンクリート工の施工</b> 受注者は、コンクリート工の施工に当たっては、<b>3.4（コンクリート工事）</b>に準拠するほか、次のとおりとする。 ア 受注者は、トレミー管を用いたプランジャー方式によりコンクリートを打</p>	<p>○（都）仕様書と合わせて表現を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>込むものとし、打設量及び打設高を正確に計測しながら、練り混ぜ後、連続して打ち込むこと。</p> <p>また、トレミー管以外のものを用いる場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリート内にスライムや安定液が混入しないように打込み開始時を除いて、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入してコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(8) 施工管理記録の提出</b></p> <p>受注者は、壁厚、掘削深度、垂直精度、スライム処理、安定液、鉄筋かご（継手含む。）、コンクリートの配合、打設量等の施工管理に関する記録を各施工区分ごとに作成し、監督員に提出すること。</p>		<p>込むものとし、打設量及び打設高を正確に計測しながら、練り混ぜ後、連続して打ち込むこと。</p> <p>また、トレミー管以外のものを用いる場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリート内にスライムや安定液が混入しないように打込み開始時を除いて、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入してコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(8) 施工管理記録の提出</b></p> <p>受注者は、壁厚、掘削深度、垂直精度、スライム処理、安定液、鉄筋かご（継手含む。）、コンクリートの配合、打設量等の施工管理に関する記録を各施工区分ごとに作成し、監督員に提出すること。</p>	
<p><b>3.1.8</b> 地中連続壁 (壁式)</p>	<p><b>(1) ガイドウォールの設置</b></p> <p>受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置すること。</p> <p><b>(2) 安定液の配合</b></p> <p>受注者は、現場の土質に適合するよう安定液（ベントナイト、懸濁液等）の配合を定めること。</p> <p>また、ゲル化したもの、有害物が混入したものを使用しないこと。</p> <p><b>(3) 出来形断面の測定</b></p> <p>受注者は、掘削終了後、エレメントごとにスライム（溝底沈でん物）を完全に除去し、出来形断面(壁厚、掘削深度、垂直精度等)を測定すること。</p> <p>また、監督員が指示した場合は、掘削途中及び掘削完了後、監督員の立会いを受けること。</p> <p><b>(4) 鉄筋かごの組立・建込み</b></p> <p>ア 受注者は、設計図書に従って鉄筋かごの加工及び組立てを正確に行い、運搬及び建込みに際して、曲がり、座屈、脱落等のないよう堅固に施工すること。</p> <p>また、鉄筋かごを正確な位置に建て込み、コンクリートの打込みの際に浮上しない措置を講じること。</p> <p>イ 地中連続壁の鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保つこと。</p> <p>ウ 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの連壁継手部に付着している泥土や残存している充てん砕石を取り除く等、エレメント間の止水性の向上を図ること。</p> <p><b>(5) 余盛コンクリート工の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリートを設計図書に示す打設面より 50 cm以上高く打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すこと。</p>	<p><b>3.1.8</b> 地中連続壁 (壁式)</p>	<p><b>(1) ガイドウォールの設置</b></p> <p>受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置すること。</p> <p><b>(2) 安定液の配合</b></p> <p>受注者は、現場の土質に適合するよう安定液（ベントナイト、懸濁液等）の配合を定めること。</p> <p>また、ゲル化したもの、有害物が混入したものを使用しないこと。</p> <p><b>(3) 出来形断面の測定</b></p> <p>受注者は、掘削終了後、エレメントごとにスライム（溝底沈でん物）を完全に除去し、出来形断面(壁厚、掘削深度、垂直精度等)を測定すること。</p> <p>また、監督員が指示した場合は、掘削途中及び掘削完了後、監督員の立会いを受けること。</p> <p><b>(4) 鉄筋かごの組立・建込み</b></p> <p>ア 受注者は、設計図書に従って鉄筋かごの加工及び組立てを正確に行い、運搬及び建込みに際して、曲がり、座屈、脱落等のないよう堅固に施工すること。</p> <p>また、鉄筋かごを正確な位置に建て込み、コンクリートの打込みの際に浮上しない措置を講じること。</p> <p>イ 地中連続壁の鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保つこと。</p> <p>ウ 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの連壁継手部に付着している泥土や残存している充てん砕石を取り除く等、エレメント間の止水性の向上を図ること。</p> <p><b>(5) 余盛コンクリート工の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリートを設計図書に示す打設面より 50 cm以上高く打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すこと。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
<p><b>3.1.9</b> 地中連続壁 (柱列式)</p>	<p><b>(1) ガイドトレンチの設置</b></p> <p>受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置すること。</p> <p><b>(2) 柱列杭の施工</b></p> <p>受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線、掘孔精度等に注意し、地中連続壁の連続性の確保に努めること。</p> <p><b>(3) オーバーラップ配置</b></p> <p>オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔すること。</p> <p><b>(4) 芯材の建込み</b></p>	<p><b>3.1.9</b> 地中連続壁 (柱列式)</p>	<p><b>(1) ガイドトレンチの設置</b></p> <p>受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置すること。</p> <p><b>(2) 柱列杭の施工</b></p> <p>受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線、掘孔精度等に注意し、地中連続壁の連続性の確保に努めること。</p> <p><b>(3) オーバーラップ配置</b></p> <p>オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔すること。</p> <p><b>(4) 芯材の建込み</b></p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>受注者は、芯材の建込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込むこと。</p> <p><b>(5) 芯材の挿入</b> 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲がり、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントのかくはん不良等の原因を調査し、適切な措置を講じること。</p>		<p>受注者は、芯材の建込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込むこと。</p> <p><b>(5) 芯材の挿入</b> 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲がり、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントのかくはん不良等の原因を調査し、適切な措置を講じること。</p>	○ 語句を見直した。
<b>3.1.11 電力設備</b>	<p>受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備等の電力設備についての設置、維持管理及び撤去に当たっては、関係法令の規定に基づき施工すること。 また、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施行に支障が生じない設備とすること。</p>	<b>3.1.11 電力設備</b>	<p>受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備等の電力設備についての設置、維持管理及び撤去に当たっては、関係法令の規定に基づき施工すること。 また、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備とすること。</p>	○ 語句を見直した。
<b>第2節 土 工 事</b>		<b>第2節 土 工 事</b>		
<b>3.2.3 掘削</b>	<p><b>(1) 人力での掘削</b> 受注者は、床付け部及び管接合部を人力で掘削し、配管及び接合作業が確実にできるよう設計図書に示す形状に仕上げること。 なお、えぐり掘等をしないこと。</p> <p><b>(2) 支障物の除去</b> 受注者は、床付け面に岩石、コンクリート塊等の支障物が露出した場合は、床付面から10cm以上取り除き、砂等に置き換えること。</p> <p><b>(3) 近接掘削施工</b> 受注者は、構造物及び埋設物に接近して掘削する場合は、損傷等の事故を防止するための措置を講じること。 また、周辺地盤の緩み、沈下等を与えないよう施工し、防護が必要な場合は、監督員及びこれら施設の管理者と協議の上、措置を講じること。</p> <p><b>(4) 発生土の抑制</b> 受注者は、土砂の発生量が最小限となるよう、発生を抑制すること。 なお、監督員の承諾を得ないで掘削した土量の増加分は、監督員に報告するとともに適切に処理すること。</p> <p><b>(5) 湧水の処理</b> 受注者は、工事箇所にて工事目的物に影響を及ぼすおそれがある予測不可能な湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議すること。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督員に通知すること。</p> <p><b>(6) 地山の監視</b> 受注者は、掘削の施工中、地山の挙動を監視すること。</p> <p><b>(7) 自然崩壊等異常時の処置</b> 受注者は、掘削の施工中に自然に崩壊、地滑り等が生じた場合又はそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じて災害防止のための措置をとること。受注者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に通知すること。</p>	<b>3.2.3 掘削</b>	<p><b>(1) 人力での掘削</b> 受注者は、床付け部及び管接合部を人力で掘削し、配管及び接合作業が確実にできるよう設計図書に示す形状に仕上げること。 なお、えぐり掘等をしないこと。</p> <p><b>(2) 支障物の除去</b> 受注者は、床付け面に岩石、コンクリート塊等の支障物が露出した場合は、床付面から10cm以上取り除き、砂等に置き換えること。</p> <p><b>(3) 近接掘削施工</b> 受注者は、構造物及び埋設物に接近して掘削する場合は、損傷等の事故を防止するための措置を講じること。 また、周辺地盤の緩み、沈下等を与えないよう施工し、防護が必要な場合は、監督員及びこれら施設の管理者と協議の上、措置を講じること。</p> <p><b>(4) 発生土の抑制</b> 受注者は、土砂の発生量が最小限となるよう、発生を抑制すること。 なお、監督員の承諾を得ないで掘削した土量の増加分は、監督員に報告するとともに適切に処理すること。</p> <p><b>(5) 湧水の処理</b> 受注者は、工事箇所にて工事目的物に影響を及ぼすおそれがある予測不可能な湧水が発生した場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議すること。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督員に報告すること。</p> <p><b>(6) 地山の監視</b> 受注者は、掘削の施工中、地山の挙動を監視すること。</p> <p><b>(7) 自然崩壊等異常時の処置</b> 受注者は、掘削の施工中に自然に崩壊、地滑り等が生じた場合又はそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じて災害防止のための措置をとること。受注者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告すること。</p>	○ (都)仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。  ○ 同上
<b>3.2.4 埋め戻し</b>	<p><b>(1) 確実な締め固めの実施</b> 受注者は、1層の仕上がり厚を路床部（通常は路盤下面1m程度）にあつては20cm以下、路床部以外にあつては30cm以下となるように締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻すこと。 なお、管等埋設物の周囲とその上端10cmまでは、その保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して締め固めを行うこと。</p> <p><b>(2) 既設構造物の損傷防止</b></p>	<b>3.2.4 埋め戻し</b>	<p><b>(1) 確実な締め固めの実施</b> 受注者は、1層の仕上がり厚を路床部（通常は路盤下面1m程度）にあつては20cm以下、路床部以外にあつては30cm以下となるように締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻すこと。 なお、管等埋設物の周囲とその上端10cmまでは、その保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して締め固めを行うこと。</p> <p><b>(2) 既設構造物の損傷防止</b></p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>受注者は、管その他の構造物に損傷を与えたり、移動したりしないように埋め戻すこと。</p> <p>また、周囲の状況に応じて管据付けの胴締め材、キャンバー等を取り外すこと。</p> <p><b>(3) 埋め戻し箇所の排水</b> 受注者は、埋め戻し箇所に湧水又は滞水などがある場合には、施工前に排水すること。</p> <p><b>(4) 適切な含水比の確保</b> 受注者は、埋め戻しの施工に当たっては、適切な含水比の状態で行うこと。</p> <p><b>(5) 締め固めが困難な箇所の対応</b> 受注者は、埋設管が多数埋設されている箇所、防護工の下に当たる部分で締め固めが困難な箇所又は地下水位が高くポンプで揚水しても締め固めができない箇所は、監督員と協議すること。</p> <p><b>(6) 支持力の確保</b> <u>ア 受注者は、路床仕上面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。</u> <u>なお、支持力の確認については、道路占用許可条件によることとし、試験方法、箇所数等について監督員が別途指示した場合は、それに従うこと。</u> <u>イ 受注者は、道路占用許可条件によらない場合の支持力の確認方法について、監督員の指示によるものとする。</u></p> <p><b>(7) 試験結果等の提出</b> 受注者は、埋め戻し復旧後の試験結果（施工管理記録）、施工及び試験の状況写真を、監督員に提出すること。</p>		<p>受注者は、管その他の構造物に損傷を与えたり、移動したりしないように埋め戻すこと。</p> <p>また、周囲の状況に応じて管据付けの胴締め材、キャンバー等を取り外すこと。</p> <p><b>(3) 埋め戻し箇所の排水</b> 受注者は、埋め戻し箇所に湧水又は滞水などがある場合には、施工前に排水すること。</p> <p><b>(4) 適切な含水比の確保</b> 受注者は、埋め戻しの施工に当たっては、適切な含水比の状態で行うこと。</p> <p><b>(5) 締め固めが困難な箇所の対応</b> 受注者は、埋設管が多数埋設されている箇所、防護工の下に当たる部分で締め固めが困難な箇所又は地下水位が高くポンプで揚水しても締め固めができない箇所は、監督員と協議すること。</p> <p><b>(6) 埋め戻し復旧後の強度試験</b> <b>ア</b> <u>しゃ断層用砂及び埋め戻し用砂</u> <u>(f) 受注者は、原則として道路管理者の占用許可条件により、埋め戻し復旧後の強度試験を実施すること。</u> <u>(i) 受注者は、ア(f)以外の場合は、土研式円錐貫入試験により、1工事につき5か所以上強度試験を行うこと。ただし、小規模工事（家庭引込み供給管、汚水管等）については、道路管理者の指示により試験を省略することができる。</u> <u>なお、埋め戻し工事の期間が5日以上にまたがる場合は、1日1か所以上行うこと。</u> <u>(g) 受注者は、土研式円錐貫入試験を行う場合は、打撃回数法により路床面から行き、10 cmの貫入に要する打撃回数を16回以上とすること。</u> <u>(e) 受注者は、試験方法、箇所数等について監督員が別途指示した場合は、それに従うこと。</u> <b>イ</b> <u>良質土及び改良土</u> <u>(f) 受注者は、埋め戻し復旧後の強度試験を原則として道路管理者の占用許可条件により実施すること。</u> <u>(i) 受注者は、イ(f)以外の場合については、現場密度試験により1か所当たり1層の仕上り厚20 cm（1層の仕上り厚が30cmの場合は、30cm）ごとに、1工事につき5か所以上行うこと。ただし、道路管理者の指示により小規模工事（家庭引込み供給管、汚水管等）については、試験を省略することができる。</u> <u>なお、埋め戻し工事の期間が5日以上にまたがる場合は1日1か所以上行うこと。</u> <u>(g) 受注者は、締め固め度を90%以上とすること。</u> <u>なお、良質土の締め固め度を求めるための基準密度は、同一土質について3個以上のCBR試験の水浸前における乾燥密度の平均値とする。</u> <u>また、改良土の締め固め度を求めるための基準密度は、最近10週間（試験頻度は週一回以上）の品質管理データを用いて、それらの最大乾燥密度の平均値からその標準偏差を減じた値（<math>X - \sigma \cdot n - 1</math>）とする。</u> <u>(e) 受注者は、試験方法、箇所数等について監督員が別途指示した場合は、それに従うこと。</u> <b>ウ</b> 受注者は、埋め戻し復旧後の試験結果（施工管理記録）、施工及び試験の状況写真を、監督員に提出すること。</p>	<p>○ 埋め戻し復旧後の強度試験は道路管理者ごとに規定が異なることを考慮し、記載内容を見直した。</p>
<b>第3節 基礎工事</b>		<b>第3節 基礎工事</b>		
3.3.1 一般事項	<p><b>(1) 適用工種</b> 本節は、基礎工として、既製杭工、場所打杭工、深礎工、鋼管矢板及びケー</p>	3.3.1 一般事項	<p><b>(1) 適用工種</b> 本節は、基礎工として、既製杭工、場所打杭工、深礎工、鋼管矢板及びケー</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>ソソその他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>(2) 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によること。 ○道路橋示方書（IV下部構造編）（日本道路協会） ○杭基礎施工便覧（日本道路協会）</p> <p><b>(3) 施工計画書、施工記録</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に際し、施工計画書に次に掲げる事項について記載すること。 また、施工に当たり施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。 ア 要員計画 イ 品質や出来形の確認方法（監督員の立会い、中間検査の実施など） ウ 施工記録（記録内容、データ等未取得時の代替手法、保存方法など） なお、受注者は施工記録を10年間保存すること。 エ 杭長決定の管理方法など オ 受注者による杭の支持層到達確認方法（立会い、その他）</p> <p><b>(4) 作業条件の考慮</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する機械の施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮に入れて機械の方向を定め、水平度や安定度を確保し据え付けること。</p> <p><b>(5) 機械据付け地盤の整備</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度、安定度などを確保するために、据付け地盤を整備すること。掘削機は、杭位置に据え付けること。</p> <p><b>(6) 試験杭の施工</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工においては、次のとおりとすること。 ア 受注者は、監督員の立会いのもと設計図書に従って試験杭を施工し、設計工法での施工可否、騒音・振動の影響、支持層把握など、施工管理に必要な資料を得ること。 また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工すること。ただし、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工すること。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 なお、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。 試験杭の施工後は、支持地盤等の状況記録や解析結果を取りまとめ、速やかに監督員に提出しなければならない。 イ 受注者は、試験杭の動的支持力、打止め時一打当たり貫入量については、監督員の承諾を得ること。 ウ 受注者は、静的載荷試験等を実施する場合は、設計図書に示された事項に従い、監督員の立会いの下に実施すること。</p> <p><b>(7) 周辺への影響防止</b> 受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、周辺地盤及び支持層を乱さないように打込み及び掘削を行うこと。</p> <p><b>(8) 打込み及び掘削不能の場合の措置</b> 受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示された深度に達する前に打込みあるいは掘削不能となった場合は、原因を調査すると</p>	<p>ソソその他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>(2) 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によること。 ○道路橋示方書（IV下部構造編）（日本道路協会） ○杭基礎施工便覧（日本道路協会）</p> <p><b>(3) 施工計画書、施工記録</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に際し、施工計画書に次に掲げる事項について記載すること。 また、施工に当たり施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。 ア 要員計画 イ 品質や出来形の確認方法（監督員の立会い、中間検査の実施など） ウ 施工記録（記録内容、データ等未取得時の代替手法、保存方法など） なお、受注者は施工記録を10年間保存すること。 エ 杭長決定の管理方法など オ 受注者による杭の支持層到達確認方法（立会い、その他）</p> <p><b>(4) 作業条件の考慮</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する機械の施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮に入れて機械の方向を定め、水平度や安定度を確保し据え付けること。</p> <p><b>(5) 機械据付け地盤の整備</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度、安定度などを確保するために、据付け地盤を整備すること。掘削機は、杭位置に据え付けること。</p> <p><b>(6) 試験杭の施工</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工においては、次のとおりとすること。 ア 受注者は、監督員の立会いのもと設計図書に従って試験杭を施工し、設計工法での施工可否、騒音・振動の影響、支持層把握など、施工管理に必要な資料を得ること。 また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工すること。ただし、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工すること。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 なお、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。 試験杭の施工後は、支持地盤等の状況記録や解析結果を取りまとめ、速やかに監督員に提出しなければならない。 イ 受注者は、試験杭の動的支持力、打止め時一打当たり貫入量については、監督員の承諾を得ること。 ウ 受注者は、静的載荷試験等を実施する場合は、設計図書に示された事項に従い、監督員の立会いの下に実施すること。</p> <p><b>(7) 周辺への影響防止</b> 受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、周辺地盤及び支持層を乱さないように打込み及び掘削を行うこと。</p> <p><b>(8) 打込み及び掘削不能の場合の措置</b> 受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示された深度に達する前に打込みあるいは掘削不能となった場合は、原因を調査すると</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>もに、設計図書に関して、監督員と協議すること。 また、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p><b>(9) 鉛直の保持</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、旋回と傾斜を与えないよう常に鉛直を保持し、設計図書に示す位置にまっすぐに杭を貫入させること。</p> <p><b>(10) 掘削速度</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。</p> <p><b>(11) 支持地盤の確認</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示した支持地盤に達したことを掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図、サンプルなどにより確認した後、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p><b>(12) 杭施工跡の埋め戻し</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、「第3章第2節土工事」により、これを埋め戻すこと。</p> <p><b>(13) 杭頭処理</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の杭頭処理に際しては、杭本体を損傷させないように行うこと。</p>	<p>もに、設計図書に関して、監督員と協議すること。 また、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p><b>(9) 鉛直の保持</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、旋回と傾斜を与えないよう常に鉛直を保持し、設計図書に示す位置にまっすぐに杭を貫入させること。</p> <p><b>(10) 掘削速度</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。</p> <p><b>(11) 支持地盤の確認</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示した支持地盤に達したことを掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図、サンプルなどにより確認した後、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p><b>(12) 杭施工跡の埋め戻し</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、「第3章第2節土工事」により、これを埋め戻すこと。</p> <p><b>(13) 杭頭処理</b> 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の杭頭処理に際しては、杭本体を損傷させないように行うこと。</p>	
<p><b>3.3.2 既製杭</b></p> <p><b>(1) 既製杭工の種類</b> 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭及び木杭をいうものとする。</p> <p><b>(2) 既製杭工の工法</b> 既製杭の工法は、打込み工法及び中掘り杭工法、プレボーリング杭工法とし、取扱い、本条及び設計図書による。</p> <p><b>(3) 既製杭工の打込み工法の選定</b> 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については、打込み地点の土質条件、立地条件及び杭の種類に応じたものを選ぶこと。</p> <p><b>(4) 杭の打込み</b> 受注者は、途中で長時間休止することなく、連続して杭を打ち終わるようにすること。ただし、杭に極度の偏心、破損等が生じた場合は、杭打ちを中止して監督員と協議すること。</p> <p><b>(5) 打ち込みキャップ等</b> 受注者は、打込みの際に、偏打及び必要以上の打撃を避けるとともに、杭径に適したキャップ及び変形のないクッションを使用し、杭頭の破損を防止すること。</p> <p><b>(6) 杭頭損傷の補修</b> 受注者は、既製杭工の施工に当たり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように補修し、又は取り替えること。</p> <p><b>(7) 杭の打止め管理方法</b> 受注者は、打込み杭工法の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定、柱頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）、埋込み杭工法の支持層確認方法（オーガ駆動電流値や積分電流値の測定など）、回転杭工法の支持層確認方法（回転抵抗値（電流値やトルク値）の測定など）、根固液及び杭周固定液の注入量測定）等を定め、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員へ提出すること。</p>	<p><b>3.3.2 既製杭</b></p> <p><b>(1) 既製杭工の種類</b> 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭及び木杭をいうものとする。</p> <p><b>(2) 既製杭工の工法</b> 既製杭の工法は、打込み工法及び中掘り杭工法、プレボーリング杭工法とし、取扱い、本条及び設計図書による。</p> <p><b>(3) 既製杭工の打込み工法の選定</b> 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については、打込み地点の土質条件、立地条件及び杭の種類に応じたものを選ぶこと。</p> <p><b>(4) 杭の打込み</b> 受注者は、途中で長時間休止することなく、連続して杭を打ち終わるようにすること。ただし、杭に極度の偏心、破損等が生じた場合は、杭打ちを中止して監督員と協議すること。</p> <p><b>(5) 打ち込みキャップ等</b> 受注者は、打込みの際に、偏打及び必要以上の打撃を避けるとともに、杭径に適したキャップ及び変形のないクッションを使用し、杭頭の破損を防止すること。</p> <p><b>(6) 杭頭損傷の補修</b> 受注者は、既製杭工の施工に当たり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように補修し、又は取り替えること。</p> <p><b>(7) 杭の打止め管理方法</b> 受注者は、打込み杭工法の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定、柱頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）、埋込み杭工法の支持層確認方法（オーガ駆動電流値や積分電流値の測定など）、回転杭工法の支持層確認方法（回転抵抗値（電流値やトルク値）の測定など）、根固液及び杭周固定液の注入量測定）等を定め、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで監督員へ提出すること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p><b>(8) 中掘杭工法による既製杭工施工</b>                      受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合は、次のとおりとすること。                      ア 掘削及び沈設中は、土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺部及び先端地盤の乱れを最小限にとどめるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持すること。                      イ 施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。                      ウ 受注者は、掘削中は原則として過大な先掘りを行わないこと。ただし、中間層が比較的硬く、貫通が困難な場合は、杭径程度の先掘りを行うことはやむを得ないが、杭径以上の拡大掘を行わないこと。                      エ 受注者は、荷重を載荷する場合は、荷重が杭全体に平均に分布するようにすること。                      オ 受注者は、杭先端が支持層の近くに達した場合は、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように設計図書に示す深度まで沈設すること。                      カ 受注者は、杭先端が設計図書に示す深度に達した場合は、支持層の確認をして設計図書に示されている方法で、確実に先端処理を行うこと。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行うこと。</p> <p><b>(9) 残杭の再使用時の注意</b>                      受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 既製コンクリート杭の施工</b>                      受注者は、既設コンクリート杭の施工については、次の事項によるものとする。                      ア 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い及び杭の施工法分類は、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によるものとする。                      イ 受注者は、杭の打込み及び埋め込みは、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によるものとする。                      ウ 受注者は、杭の継手を、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によるものとする。                      エ 受注者は、設計図書に基づき、確実に杭とフーチングとを接続すること。</p> <p><b>(11) 杭支持層の確認・記録</b>                      受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の7施工 7.4 くい施工による施工で、「7.4 埋込み工法」を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。                      セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにすること。                      また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打ち込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めすること。</p> <p><b>(11) 杭支持層の確認・記録</b>                      受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の7施工 7.4 くい施工による施工で、「7.4 埋込み工法」を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンク</p>	<p><b>(8) 中掘杭工法による既製杭工施工</b>                      受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合は、次のとおりとすること。                      ア 掘削及び沈設中は、土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持すること。                      イ 施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。                      ウ 受注者は、掘削中は原則として過大な先掘りを行わないこと。ただし、中間層が比較的硬く、貫通が困難な場合は、杭径程度の先掘りを行うことはやむを得ないが、杭径以上の拡大掘を行わないこと。                      エ 受注者は、荷重を載荷する場合は、荷重が杭全体に平均に分布するようにすること。                      オ 受注者は、杭先端が支持層の近くに達した場合は、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように設計図書に示す深度まで沈設すること。                      カ 受注者は、杭先端が設計図書に示す深度に達した場合は、支持層の確認をして設計図書に示されている方法で、確実に先端処理を行うこと。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行うこと。</p> <p><b>(9) 残杭の再使用時の注意</b>                      受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 既製コンクリート杭の施工</b>                      受注者は、既設コンクリート杭の施工については、次の事項によるものとする。                      ア 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い及び杭の施工法分類は、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によるものとする。                      イ 受注者は、杭の打込み及び埋め込みは、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によるものとする。                      ウ 受注者は、杭の継手を、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定によるものとする。                      エ 受注者は、設計図書に基づき、確実に杭とフーチングとを接続すること。</p> <p><b>(11) 杭支持層の確認・記録</b>                      受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、JISA 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の7施工 7.4 くい施工による施工で、「7.4 埋込み工法」を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンク</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>リート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにすること。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打ち込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めすること。</p> <p><b>(12) 既製コンクリート杭の先端処理</b> 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌(かくはん)方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている、工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は、施工に先立ち当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式については、この限りではない。</p> <p><b>(13) セメントミルクの水セメント比</b> 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、根固球根を造成するセメントミルクの水セメント比が設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下とすること。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを引き起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削すること。 また、攪拌(かくはん)完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、<u>セメントミルク</u>を噴出しながらゆっくりと引き上げる<u>こと</u>。</p> <p><b>(14) 既製コンクリート杭のカットオフ</b> 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工に当たっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行うこと。 特に、PC杭及びPHC杭を切断する場合は、プレストレスの減少を最小値に抑えるよう鋼製バンドを巻き、バンドの上20 cmから30 cmまでの位置を油圧ジャッキ等を用いて施工すること。</p> <p><b>(15) H鋼杭及び鋼管杭</b> 受注者は、杭の運搬、積下ろし、貯蔵等に当たり、杭に損傷を与えないこと。 また、杭の断面特性を考慮し、大きなたわみ及び変形が生じないようにすること。</p> <p><b>(16) H鋼杭・鋼管杭及び鋼管矢板の現場継手</b> 受注者は、既製杭工におけるH鋼杭及び鋼管杭の現場継手並びに鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接については、次の事項によること。 ア 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合は、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、イからサまでによること。 イ 受注者は、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）に準拠して杭の継手等の現場溶接を行うこと。これ以外の溶接を行う場合は、監督員の承諾を得ること。 ウ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定</p>	<p>リート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにすること。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打ち込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めすること。</p> <p><b>(12) 既製コンクリート杭の先端処理</b> 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌(かくはん)方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている、工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は、施工に先立ち当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式については、この限りではない。</p> <p><b>(13) セメントミルクの水セメント比</b> 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、根固球根を造成するセメントミルクの水セメント比が設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下とすること。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを引き起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削すること。 また、攪拌(かくはん)完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、<u>貧配合の安定液</u>を噴出しながらゆっくりと引き上げる<u>ものとする。</u></p> <p><b>(14) 既製コンクリート杭のカットオフ</b> 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工に当たっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行うこと。 特に、PC杭及びPHC杭を切断する場合は、プレストレスの減少を最小値に抑えるよう鋼製バンドを巻き、バンドの上20 cmから30 cmまでの位置を油圧ジャッキ等を用いて施工すること。</p> <p><b>(15) H鋼杭及び鋼管杭</b> 受注者は、杭の運搬、積下ろし、貯蔵等に当たり、杭に損傷を与えないこと。 また、杭の断面特性を考慮し、大きなたわみ及び変形が生じないようにすること。</p> <p><b>(16) H鋼杭・鋼管杭及び鋼管矢板の現場継手</b> 受注者は、既製杭工におけるH鋼杭及び鋼管杭の現場継手並びに鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接については、次の事項によること。 ア 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合は、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、イからサまでによること。 イ 受注者は、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）に準拠して杭の継手等の現場溶接を行うこと。これ以外の溶接を行う場合は、監督員の承諾を得ること。 ウ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																								
<p>基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者であること。</p> <p>エ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>また、溶接工は資格証明書を常時携帯し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じること。</p> <p>オ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接には、直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側には、電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節を可能とすること。</p> <p>カ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露天で鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等は、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が5℃以下の時は、溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分全てが+36℃以上に予熱した場合は、施工できるものとする。</p> <p>キ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等で磨いて清掃し、乾燥させること。</p> <p>ク 受注者は、杭の現場継手に際して、打撃時及び荷重負担時の軸方向の偏心による曲げモーメントの発生を防止するため、上下の杭軸線を同一線上に合致するように組み合わせて保持すること。この場合、下杭頭の打止め高さを、溶接姿勢、スパッタの影響、溶接足場等を考慮して溶接が確実に行える高さとする。</p> <p>ケ 受注者は、継杭の上下の軸方向に直角に近い異なる二方向から外周長の測定を行い、継手部の目違いの許容値が表3.1を満足するよう施工すること。</p> <p>また、表3.1中の許容量とは、継杭の上下の外径（直径）における差をい、測定は、外周長を外径（直径）に換算し行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.1 現場円周溶接部の目違いの許容値</b></p> <table border="1" data-bbox="468 1184 1240 1520"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1016mm 以下</td> <td>3 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超 え 1524mm 以下</td> <td>4 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行うこと。</p> <p>なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー、ガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修すること。</p> <p>サ 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たり、自重により継手が引張りを受ける側から開始すること。</p> <p>シ 受注者は、キ及びクのほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>ス 受注者は、H鋼杭の溶接に当たっては、まず下杭のフランジの外側に継目板を当て、周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み、上下杭軸の一致を確認</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。	700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。	1016mm を超 え 1524mm 以下	4 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。	<p>基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者であること。</p> <p>エ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>また、溶接工は資格証明書を常時携帯し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じること。</p> <p>オ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接には、直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側には、電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節を可能とすること。</p> <p>カ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露天で鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等は、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が5℃以下の時は、溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分全てが+36℃以上に予熱した場合は、施工できるものとする。</p> <p>キ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等で磨いて清掃し、乾燥させること。</p> <p>ク 受注者は、杭の現場継手に際して、打撃時及び荷重負担時の軸方向の偏心による曲げモーメントの発生を防止するため、上下の杭軸線を同一線上に合致するように組み合わせて保持すること。この場合、下杭頭の打止め高さを、溶接姿勢、スパッタの影響、溶接足場等を考慮して溶接が確実に行える高さとする。</p> <p>ケ 受注者は、継杭の上下の軸方向に直角に近い異なる二方向から外周長の測定を行い、継手部の目違いの許容値が表3.1を満足するよう施工すること。</p> <p>また、表3.1中の許容量とは、継杭の上下の外径（直径）における差をい、測定は、外周長を外径（直径）に換算し行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.1 現場円周溶接部の目違いの許容値</b></p> <table border="1" data-bbox="1626 1184 2398 1520"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1016mm 以下</td> <td>3 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超 え 1524mm 以下</td> <td>4 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行うこと。</p> <p>なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー、ガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修すること。</p> <p>サ 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たり、自重により継手が引張りを受ける側から開始すること。</p> <p>シ 受注者は、キ及びクのほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>ス 受注者は、H鋼杭の溶接に当たっては、まず下杭のフランジの外側に継目板を当て、周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み、上下杭軸の一致を確認</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。	700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。	1016mm を超 え 1524mm 以下	4 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。	
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。																								
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。																								
1016mm を超 え 1524mm 以下	4 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。																								
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。																								
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。																								
1016mm を超 え 1524mm 以下	4 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求める。																								

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>の上、継目板を上杭にすみ肉溶接すること。突合わせ溶接は、両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接は、フランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接は、フランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p> <p>(17) 鋼管杭の先端処理 鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、(10)から(12)までによるものとする。</p> <p>(18) 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止め等を取り付ける時は、確実に施工すること。</p> <p>(19) 鋼管杭防食処置 受注者は、鋼管杭防食を行うに当たっては、現地状況に適合した防食を行うこと。</p> <p>(20) 部材の損傷防止 受注者は、鋼管杭防食の施工を行うに当たっては、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷つけないようにすること。</p> <p>(21) 木杭の施工 受注者は、木杭の施工に当たっては、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用すること。</p> <p>(22) 木杭の先端 木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度とすること。</p>		<p>の上、継目板を上杭にすみ肉溶接すること。突合わせ溶接は、両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接は、フランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接は、フランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p> <p>(17) 鋼管杭の先端処理 鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、(10)から(12)までによるものとする。</p> <p>(18) 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止め等を取り付ける時は、確実に施工すること。</p> <p>(19) 鋼管杭防食処置 受注者は、鋼管杭防食を行うに当たっては、現地状況に適合した防食を行うこと。</p> <p>(20) 部材の損傷防止 受注者は、鋼管杭防食の施工を行うに当たっては、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷つけないようにすること。</p> <p>(21) 木杭の施工 受注者は、木杭の施工に当たっては、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用すること。</p> <p>(22) 木杭の先端 木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度とする <b>ものとする</b> こと。</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>
<p>3.3.3 場所打杭</p>	<p>(1) 鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭の施工に際しては鉄筋かごを正確な位置に建て込み、建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落、座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4か所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けること。 特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に <u>ついて</u> 500～700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>(2) 鉄筋かごの継手 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの継手は重ね継手とする。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) 鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を <u>構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には、監督員と協議すること。</u> また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとする。 なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにすること。</p> <p>(4) コンクリート打設 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測すること。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。 受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量により検討するとともに、<u>打込み開始時を除き、トレミー管をコンクリート内に2m以上入れておくこと。</u></p>	<p>3.3.3 場所打杭</p>	<p>(1) 鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭の施工に際しては鉄筋かごを正確な位置に建て込み、建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落、座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4か所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けること。 特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に <u>対し</u> 500～700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>(2) 鉄筋かごの継手 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの継手は重ね継手とする。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) 鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接 <u>は行わないこと。</u>  また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとする。 なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにすること。</p> <p>(4) コンクリート打設 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測すること。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。 受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量により検討するとともに、<u>トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、コンクリート管内に2m以上入れておくこと。</u></p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 同上</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>また、コンクリート打込みに先立ち、孔底沈殿物（スライム）を除去すること。</p> <p><b>(5) 杭頭の処理</b>  <u>受注者は、場所内杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行うこと。</u>  <u>また、</u>受注者は、場所打杭の施工に当たり、連続してコンクリートを打ち込み、レイタンス部分を除き、品質不良のコンクリート部分を見込み、設計図書に示す仕上がり面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すこと。</p> <p>オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p><b>(6) オールケーシング工法の施工</b>                  受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きに当たり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておくこと。</p> <p><b>(7) 杭径確認</b>                  受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い、監督員に提出すること。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議を行うこと。</p> <p><b>(8) 水頭差の確保</b>                  受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工に当たり、掘削中に孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。                  また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理すること。</p> <p><b>(9) 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止</b>                  受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにすること。</p> <p><b>(10) 泥水処理</b>                  受注者は、泥水処理を行うに当たり、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号）、都道府県公害防止条例等の関係法令に従い、適切に処理を行うこと。</p> <p><b>(11) 杭土処理</b>                  受注者は、発生土等の杭土処理を行うに当たり、適切な方法及び機械を用いて処理すること。</p> <p><b>(12) 地下への影響防止</b>                  受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査及び対策について設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p><b>(13) 泥水・油脂等の飛散防止</b>                  受注者は、基礎杭施工時における泥水、油脂等が飛散しないようにすること。</p>	<p>また、コンクリート打込みに先立ち、孔底沈殿物（スライム）を除去すること。</p> <p><b>(5) 杭頭の処理</b></p> <p>受注者は、場所打杭の施工に当たり、連続してコンクリートを打ち込み、レイタンス部分を除き、品質不良のコンクリート部分を見込み、設計図書に示す仕上がり面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すこと。</p> <p>オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p><b>(6) オールケーシング工法の施工</b>                  受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きに当たり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておくこと。</p> <p><b>(7) 杭径確認</b>                  受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い、監督員に提出すること。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議を行う <b>ものとする。</b></p> <p><b>(8) 水頭差の確保</b>                  受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工に当たり、掘削中に孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。                  また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理すること。</p> <p><b>(9) 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止</b>                  受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにすること。</p> <p><b>(10) 泥水処理</b>                  受注者は、泥水処理を行うに当たり、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号）、都道府県公害防止条例等の関係法令に従い、適切に処理を行うこと。</p> <p><b>(11) 杭土処理</b>                  受注者は、発生土等の杭土処理を行うに当たり、適切な方法及び機械を用いて処理すること。</p> <p><b>(12) 地下への影響防止</b>                  受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査及び対策について設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p><b>(13) 泥水・油脂等の飛散防止</b>                  受注者は、基礎杭施工時における泥水、油脂等が飛散しないようにすること。</p>	<p>○ 同上</p> <p>○ 表現を修正した。</p>
<p><b>3.3.5 深 礎</b></p> <p><b>(1) 仮巻コンクリート</b>                  受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行い、コンクリートは、ライナープレートと隙間なく打設すること。</p> <p><b>(2) 深礎掘削</b></p>	<p><b>3.3.5 深 礎</b></p> <p><b>(1) 仮巻コンクリート</b>                  受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行い、コンクリートは、ライナープレートと隙間なく打設すること。</p> <p><b>(2) 深礎掘削</b></p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し、支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは、最小限にすること。</p> <p>また、常に孔内の排水を行うこと。</p> <p><b>(3) 土留工</b> 受注者は、掘削工の全長にわたって土留工を行い、撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うこと。</p> <p><b>(4) 支持地盤の確認</b> 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管して、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。</p> <p><b>(5) コンクリート打設</b> 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、打込み量及び打込み高を常に計測すること。</p> <p><b>(6) 鉄筋の継手</b> 受注者は、軸方向鉄筋の継手は、機械式重ね継手とし、せん断補強鉄筋は、重ね継手又は機械式継手とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(7) 鉄筋組立て</b> 受注者は、深礎工において鉄筋を組立立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定すること。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を<b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b>行わないこと。</p> <p><b>(8) 裏込注入</b> 受注者は、土留材と地山の間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入を行うこと。</p> <p>なお、<b>これに当たり</b>裏込注入材料が設計図書に示されていない場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(9) 裏込注入圧力</b> 裏込注入圧力は、低圧（0.1MPa程度）とするが、これにより難しい場合には、施工に先立って監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 湧水処理</b> 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、監督員と設計図書に関して協議すること。</p> <p><b>(11) ライナープレートの組立</b> 受注者は、ライナープレートの組立てに当たっては、偏心と歪みをできるだけ小さくすること。</p> <p><b>(12) 施工計画書、施工記録</b> 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整理保管して、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。</p> <p><b>(13) コンクリート塊等の運搬処理</b> 受注者は、コンクリート塊等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行うこと。</p> <p><b>(14) 出来形確認結果の提出</b> 受注者は、掘削完了後、掘削孔の寸法、掘削底面の状態等、出来形断面を確認し、確認結果を監督員に提出すること。</p> <p>また、監督員が指示した場合は、監督員の立会いを受けること</p>		<p>受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し、支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは、最小限にすること。</p> <p>また、常に孔内の排水を行うこと。</p> <p><b>(3) 土留工</b> 受注者は、掘削工の全長にわたって土留工を行い、撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うこと。</p> <p><b>(4) 支持地盤の確認</b> 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管して、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。</p> <p><b>(5) コンクリート打設</b> 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、打込み量及び打込み高を常に計測すること。</p> <p><b>(6) 鉄筋の継手</b> 受注者は、軸方向鉄筋の継手は、機械式重ね継手とし、せん断補強鉄筋は、重ね継手又は機械式継手とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(7) 鉄筋組立て</b> 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定すること。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行わないこと。</p> <p><b>(8) 裏込注入</b> 受注者は、土留材と地山の間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入を行うこと。</p> <p>なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(9) 裏込注入圧力</b> 裏込注入圧力は、低圧（0.1MPa程度）とするが、これにより難しい場合には、施工に先立って監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 湧水処理</b> 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、監督員と設計図書に関して協議すること。</p> <p><b>(11) ライナープレートの組立</b> 受注者は、ライナープレートの組立てに当たっては、偏心と歪みをできるだけ小さくすること。</p> <p><b>(12) 施工計画書、施工記録</b> 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整理保管して、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。</p> <p><b>(13) コンクリート塊等の運搬処理</b> 受注者は、コンクリート塊等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行うこと。</p> <p><b>(14) 出来形確認結果の提出</b> 受注者は、掘削完了後、掘削孔の寸法、掘削底面の状態等、出来形断面を確認し、確認結果を監督員に提出すること。</p> <p>また、監督員が指示した場合は、監督員の立会いを受けること</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて追記した。また、一部表現を見直した。</p> <p>○ 同上</p>
<p>3.3.6 その他の基礎</p>	<p><b>(1) 岩盤上の直接基礎</b> 受注者は、岩盤上に直接基礎を設ける場合は、表面を丁寧に切りならすこと。</p>	<p>3.3.6 その他の基礎</p>	<p><b>(1) 岩盤上の直接基礎</b> 受注者は、岩盤上に直接基礎を設ける場合は、表面を丁寧に切りならすこと。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>岩盤の表面が風化している場合は、これを完全に除去すること。 また、表面が傾斜している場合は、階段状に切りならすこと。</p> <p>(2) 基礎工の施工 受注者は、切込砂利、砕石基礎工及び割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎では、割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加えて）締め固めながら仕上げること。</p> <p>(3) 玉石、割ぐり石等の施工 受注者は、玉石、割ぐり石等を基礎底面に用いる場合は、石材がかみ合うように張り立て、クラッシュランを間隙充てん材に用い、むらのないように突き固めること。</p> <p>(4) 砕石、砂利、砂等の施工 受注者は、砕石、砂利、砂等を基礎底面に用いる場合は、設計図書に示す厚さまでむらなく敷き均して締め固めること。</p>	<p>岩盤の表面が風化している場合は、これを完全に除去すること。 また、表面が傾斜している場合は、階段状に切りならすこと。</p> <p>(2) 基礎工の施工 受注者は、切込砂利、砕石基礎工及び割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎では、割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加えて）締め固めながら仕上げること。</p> <p>(3) 玉石、割ぐり石等の施工 受注者は、玉石、割ぐり石等を基礎底面に用いる場合は、石材がかみ合うように張り立て、クラッシュランを間隙充てん材に用い、むらのないように突き固めること。</p> <p>(4) 砕石、砂利、砂等の施工 受注者は、砕石、砂利、砂等を基礎底面に用いる場合は、設計図書に示す厚さまでむらなく敷きならして締め固めること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 同上</p>
<p><b>第4節 コンクリート工事</b></p>	<p><b>第4節 コンクリート工事</b></p>	
<p>3.4.1 一般事項</p> <p>(1) 適用工種 本節は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>(2) 適用規定 ア 本節に特に定めのない事項については、第2章（材料）の規定による。 イ 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会)の品質の規定による。これによらない場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によること。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議すること。 ア コンクリート標準示方書(施工編) (土木学会) イ コンクリート標準示方書(設計編) (土木学会) ウ コンクリートのポンプ施工指針 (土木学会) エ アルカリ骨材反応抑制対策について (国土交通省) オ 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (国土交通省) カ 鉄筋定着・継手指針 (土木学会) キ 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (公益財団法人日本鉄筋継手協会) ク プレストレストコンクリート標準示方書 (土木学会) ケ 水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 (日本水道協会) コ <u>流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン</u> (<u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</u>) サ <u>現場打ちコンクリート構造物に運用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> (<u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</u>)</p> <p>(4) 塩分の浸透防止 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質及び性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>(5) 許容塩化物量</p>	<p>3.4.1 一般事項</p> <p>(1) 適用工種 本節は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>(2) 適用規定 ア 本節に特に定めのない事項については、第2章（材料）の規定による。 イ 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会)の品質の規定による。これによらない場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によること。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議すること。 ア コンクリート標準示方書(施工編) (土木学会) イ コンクリート標準示方書(設計編) (土木学会) ウ コンクリートのポンプ施工指針 (土木学会) エ アルカリ骨材反応抑制対策について (国土交通省) オ 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (国土交通省) カ 鉄筋定着・継手指針 (土木学会) キ 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (公益財団法人日本鉄筋継手協会) ク プレストレストコンクリート標準示方書 (土木学会) ケ 水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 (日本水道協会)</p> <p>(4) 塩分の浸透防止 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質及び性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>(5) 許容塩化物量</p>	<p>○ (都)仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 同上</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																								
<p>受注者は、コンクリートの使用に当たって、次に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用すること。</p> <p>ア 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シーす内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C<sub>ℓ</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とすること。</p> <p>イ プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（C<sub>ℓ</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とすること。</p> <p>また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とすること。</p> <p><b>(6) アルカリシリカ反応抑制対策</b></p> <p>受注者は、コンクリートの使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国土交通省大臣官房技術審議官通達）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日付国土交通省官房技術調査課長通達）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認すること。</p>	<p>受注者は、コンクリートの使用に当たって、次に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用すること。</p> <p>ア 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シーす内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C<sub>ℓ</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とすること。</p> <p>イ プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（C<sub>ℓ</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とすること。</p> <p>また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とすること。</p> <p><b>(6) アルカリ骨材反応抑制対策</b></p> <p>受注者は、コンクリートの使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国土交通省大臣官房技術審議官通達）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日付国土交通省官房技術調査課長通達）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認すること。</p>	<p>○ 同上</p>																																																								
<p><b>3.4.2 配合</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、コンクリートの配合において、設計図書に規定するもののほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能及び水密性が得られる配合とすること。</p> <p>また、作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めること。</p> <p><b>(2) 配合試験</b></p> <p>受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 3.2 に示す示方配合表を作成し、監督員の承諾を得ること。ただし、既に他工事（公共工事に限る。）において使用実績があり、かつ、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る。）の配合表に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.2 示方配合表</b></p> <table border="1" data-bbox="439 1150 1270 1285"> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材 最大径 (mm)</th> <th rowspan="2">スランプ (cm)</th> <th rowspan="2">枕木比 W/C (%)</th> <th rowspan="2">気量 (%)</th> <th rowspan="2">細骨材 s/a (%)</th> <th colspan="6">単 位 量 (kg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> <tr> <th>水 W</th> <th>セメント C</th> <th>珪材 F</th> <th>細骨材 S</th> <th>粗骨材 G</th> <th>澱粉 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3) 水セメント比</b></p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすることを標準とすること。</p> <p>ただし、以下で使用するコンクリート（設計基準強度 18N/mm<sup>2</sup>）は、この限りではない。</p> <p>ア 管防護 イ 立坑・弁室等の内部の無筋コンクリート ウ 均しコンクリート エ 基礎コンクリート オ その他（上記ア～エに類するもの）</p> <p><b>(4) 現場配合</b></p> <p>受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、混和剤の希釈水量等を考慮すること。</p> <p><b>(5) 材料変更等</b></p> <p>受注者は、使用する材料の変更又は示方配合の修正が必要と認められた場合</p>	粗骨材 最大径 (mm)	スランプ (cm)	枕木比 W/C (%)	気量 (%)	細骨材 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )						水 W	セメント C	珪材 F	細骨材 S	粗骨材 G	澱粉 A												<p><b>3.4.2 配合</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、コンクリートの配合において、設計図書に規定するもののほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能及び水密性が得られる配合とすること。</p> <p>また、作業に適するワーカビリティを持つ範囲内で単位水量を少なくするように定めること。</p> <p><b>(2) 配合試験</b></p> <p>受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 3.2 に示す示方配合表を作成し、監督員の承諾を得ること。ただし、既に他工事（公共工事に限る。）において使用実績があり、かつ、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る。）の配合表に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.2 示方配合表</b></p> <table border="1" data-bbox="1596 1150 2427 1285"> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材 最大径 (mm)</th> <th rowspan="2">スランプ (cm)</th> <th rowspan="2">枕木比 W/C (%)</th> <th rowspan="2">気量 (%)</th> <th rowspan="2">細骨材 s/a (%)</th> <th colspan="6">単 位 量 (kg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> <tr> <th>水 W</th> <th>セメント C</th> <th>珪材 F</th> <th>細骨材 S</th> <th>粗骨材 G</th> <th>澱粉 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3) 水セメント比</b></p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすることを標準とすること。</p> <p>ただし、以下で使用するコンクリート（設計基準強度 18N/mm<sup>2</sup>）は、この限りではない。</p> <p>ア 管防護 イ 立坑・弁室等の内部の無筋コンクリート ウ 均しコンクリート エ 基礎コンクリート オ その他（上記ア～エに類するもの）</p> <p><b>(4) 現場配合</b></p> <p>受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、混和剤の希釈水量等を考慮すること。</p> <p><b>(5) 材料変更等</b></p> <p>受注者は、使用する材料の変更又は示方配合の修正が必要と認められた場合</p>	粗骨材 最大径 (mm)	スランプ (cm)	枕木比 W/C (%)	気量 (%)	細骨材 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )						水 W	セメント C	珪材 F	細骨材 S	粗骨材 G	澱粉 A												<p>○ (都)仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>
粗骨材 最大径 (mm)						スランプ (cm)	枕木比 W/C (%)	気量 (%)	細骨材 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )																																																
	水 W	セメント C	珪材 F	細骨材 S	粗骨材 G					澱粉 A																																																
粗骨材 最大径 (mm)	スランプ (cm)	枕木比 W/C (%)	気量 (%)	細骨材 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )																																																					
					水 W	セメント C	珪材 F	細骨材 S	粗骨材 G	澱粉 A																																																

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>には、(2)に従って示方配合表を作成して事前に監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p><b>(6) セメント混和材料</b> 受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料をその使用前に監督員に提出し承諾を得ること。</p>		<p>には、(2)に従って示方配合表を作成して事前に監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p><b>(6) セメント混和材料</b> 受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料をその使用前に監督員に提出し承諾を得ること。</p>	
3.4.4 再生骨材コンクリート	<p><b>(1) 一般事項</b> 本項は、再生骨材M、Lを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリート」という。）の製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリートM」という。））及びJIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリートL」という。））を適用する。 また、再生骨材Hを用いる場合は、3.4.3（レディミクストコンクリート）の規定によるものとする。</p> <p><b>(2) 工場の選定</b> ア 受注者は、再生骨材コンクリートを用いる場合には、JISマーク認証品を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐している工場から選定し、再生骨材コンクリートMについてはJIS A 5022、再生骨材コンクリートLについてはJIS A 5023に適合するものを用いなければならない。なお、トラックミキサで練り混ぜを行う再生骨材コンクリートは原則として使用してはならない。 イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5022（再生骨材コンクリートM）又はJIS A 5023（再生骨材コンクリートL）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度、塩化物含有量等が指定されるコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。 ウ 受注者は、再生骨材コンクリートM又は再生骨材コンクリートLの品質を確かめるための検査を、JIS A 5022（再生骨材コンクリートM）又はJIS A 5023（再生骨材コンクリートL）により実施しなければならない。 なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。</p>	3.4.4 再生骨材コンクリート	<p><b>(1) 一般事項</b> 本項は、再生骨材M、Lを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリート」という。）の製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリートM」という。））及びJIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリートL」という。））を適用する。 また、再生骨材Hを用いる場合は、3.4.3（レディミクストコンクリート）の規定によるものとする。</p> <p><b>(2) 工場の選定</b> ア 受注者は、再生骨材コンクリートを用いる場合には、JISマーク認証品を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐している工場から選定し、再生骨材コンクリートMについてはJIS A 5022、再生骨材コンクリートLについてはJIS A 5023に適合するものを用いなければならない。なお、トラックミキサで練り混ぜを行う再生骨材コンクリートは原則として使用してはならない。 イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5022（再生骨材コンクリートM）又はJIS A 5023（再生骨材コンクリートL）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度、塩化物含有量等が指定されるコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。 ウ 受注者は、再生骨材コンクリートM又は再生骨材コンクリートLの品質を確かめるための検査を、JIS A 5022（再生骨材コンクリートM）又はJIS A 5023（再生骨材コンクリートL）により実施しなければならない。 なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。</p>	○ 語句を見直した。
3.4.5 現場練りコンクリート	<p><b>(1) 一般事項</b> 本項は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p><b>(2) 材料の貯蔵</b> ア 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵すること。 また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しないこと。 イ 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離又は変質しないように貯蔵すること。 また、貯蔵中に分離又は変質した混和材料を使用しないこと。 ウ 受注者は、ごみ、泥その他異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵すること。</p> <p><b>(3) 配合</b> 3.4.2（配合）の規定によるものとする。</p> <p><b>(4) 材料の計量</b> ア 計量装置については、次の事項に注意すること。</p>	3.4.5 現場練りコンクリート	<p><b>(1) 一般事項</b> 本項は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p><b>(2) 材料の貯蔵</b> ア 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵すること。 また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しないこと。 イ 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離又は変質しないように貯蔵すること。 また、貯蔵中に分離又は変質した混和材料を使用しないこと。 ウ 受注者は、ごみ、泥その他異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵すること。</p> <p><b>(3) 配合</b> 3.4.2（配合）の規定によるものとする。</p> <p><b>(4) 材料の計量</b> ア 計量装置については、次の事項に注意すること。</p>	○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。また、語句を一

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																								
<p>(f) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものとする。                  なお、受注者は、施工に先立ち、各材料の計量方法及び計量装置について、監督員に報告すること。  <b>また、練り混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</b></p> <p>(i) 受注者は、材料の計量装置の計量精度の定期的な点検を行うこと。                  なお、点検結果の資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示すること。</p> <p>イ 材料の計量については、次の事項によらなければならない。</p> <p>(f) 受注者は計量については、現場配合によって行うこと。                  また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJISA 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JISA 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JISA 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」、連続測定が可能な簡易試験方法又は監督員の承諾を得た方法によること。                  なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めること。</p> <p>(i) 受注者は、3.4.2（配合）で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に承諾を得なければならない。</p> <p>(f) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、表 3.3 の値以下とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.3 計量値の許容差</b></p> <table border="1" data-bbox="587 940 1121 1255"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 注</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>(e) 連続ミキサを使用する場合は、各材料は容積計量してもよい。その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表 3.3 の値以下とすること。                  なお、受注者は、ミキサの種類、練り混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めること。</p> <p>(f) 受注者は材料の計量値を、自動記録装置により記録すること。</p> <p>(g) 受注者は、各材料を一バッチ分ずつ質量で計量すること。ただし、水及び混和剤溶液については、<b>表 3.3 に示した許容差内である場合には</b>容積で計量してもよい。                  なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打設量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めること。</p> <p>(h) 受注者は、混和剤を溶かすために用いた水又は混和剤を薄めるために用いた水は、練り混ぜ水の一部とすること。</p> <p><b>(5) 練り混ぜ</b>                  ア 受注者は、コンクリートの練り混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用すること。                  イ 受注者は、ミキサの練り混ぜ試験を、JISA 8603-2（練り混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準（連続ミキサの練り混ぜ性能試験方法）により行うこと。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 注	混和剤	3	<p>(f) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。                  なお、受注者は、施工に先立ち、各材料の計量方法及び計量装置について、監督員に報告すること。</p> <p>(i) 受注者は、材料の計量装置の計量精度の定期的な点検を行うこと。                  なお、点検結果の資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示すること。</p> <p>イ 材料の計量については、次の事項によらなければならない。</p> <p>(f) 受注者は計量については、現場配合によって行うこと。                  また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJISA 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JISA 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JISA 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」、連続測定が可能な簡易試験方法又は監督員の承諾を得た方法によること。                  なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めること。</p> <p>(i) 受注者は、3.4.2（配合）で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に承諾を得なければならない。</p> <p>(f) 計量誤差は、1回計量分に対し、表 3.3 の値以下とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.3 計量の許容誤差</b></p> <table border="1" data-bbox="1754 961 2288 1276"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量の許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 注</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>(e) 連続ミキサを使用する場合は、各材料は容積計量してもよい。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表 3.3 の値以下とすること。                  なお、受注者は、ミキサの種類、練り混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めること。</p> <p>(f) 受注者は材料の計量値を、自動記録装置により記録すること。</p> <p>(g) 受注者は、各材料を一練り分ずつ重量で計量すること。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。                  なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打設量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めること。</p> <p>(h) 受注者は、混和剤を溶かすために用いた水又は混和剤を薄めるために用いた水は、練り混ぜ水の一部とすること。</p> <p><b>(5) 練り混ぜ</b>                  ア 受注者は、コンクリートの練り混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用すること。                  イ 受注者は、ミキサの練り混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練り混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準（連続ミキサの練り混ぜ性能試験方法）により行うこと。</p>	材料の種類	計量の許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 注	混和剤	3	<p>部見直した。</p> <p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。また、語句を一部見直した。</p> <p>○ 語句を見直した。</p>
材料の種類	最大値 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2 注																									
混和剤	3																									
材料の種類	計量の許容誤差 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2 注																									
混和剤	3																									

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>と。</p> <p>ウ 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ第1部：：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練り混ぜ性能試験方法）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサ<del>二</del>を使用すること。ただし、機械練りが不可能で、かつ、簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>エ 受注者は、練り混ぜ時間を試験練りによって定めること。やむを得ず練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサ<del>二</del>を用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサ<del>二</del>を用いる場合1分とすること。</p> <p>オ 受注者は、あらかじめ定めた練り混ぜ時間の3倍以内で行うこと。</p> <p>カ 受注者は、ミキサ<del>二</del>内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサ<del>二</del>内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>キ 受注者は、使用の前後にミキサ<del>二</del>を清掃すること。</p> <p>ク ミキサ<del>二</del>は、練上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさない構造とすること。</p> <p>ケ 受注者は、連続ミキサ<del>二</del>を用いる場合は、練り混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いないこと。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ<del>二</del>部の容積以上とする。</p> <p>コ 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行うこと。</p> <p>サ 受注者は、練上がりコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜること。</p>		<p>と。</p> <p>ウ 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ第1部：：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練り混ぜ性能試験方法）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用すること。ただし、機械練りが不可能で、かつ、簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>エ 受注者は、練り混ぜ時間を試験練りによって定めること。やむを得ず練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とすること。</p> <p>オ 受注者は、あらかじめ定めた練り混ぜ時間の3倍以内で行うこと。</p> <p>カ 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>キ 受注者は、使用の前後にミキサを清掃すること。</p> <p>ク ミキサは、練上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさない構造とすること。</p> <p>ケ 受注者は、連続ミキサを用いる場合は、練り混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いないこと。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。</p> <p>コ 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行うこと。</p> <p>サ 受注者は、練上がりコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜること。</p>	
<p>3.4.7 コンクリートの打込み</p>	<p>(1) 型枠、鉄筋の配置確認 受注者は、コンクリート打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめること。</p> <p>(2) 打込み前処理 受注者は、打込みに先立ち、打込み場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定すること。 また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところはあらかじめ湿らせておくこと。</p> <p>(3) 打込み時間等 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締め固める。練り混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を越える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。 なお、コンクリートの練り混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護すること。</p> <p>(4) 打込み時の気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え、25℃以下の範囲に予想されるときに実施すること。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、3.4.13（暑中コンクリート）、3.4.14（寒中コンクリート）の規定によるものとする。</p> <p>(5) コンクリート打込み高さの明記 受注者は、1回の打込みで完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打込み高さを施工計画書に明記すること。ただし、受注者は、これを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) コンクリートポンプの使用 受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工</p>	<p>3.4.7 コンクリートの打込み</p>	<p>(1) 型枠、鉄筋の配置確認 受注者は、コンクリート打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめること。</p> <p>(2) 打込み前処理 受注者は、打込みに先立ち、打込み場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定すること。 また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところはあらかじめ湿らせておくこと。</p> <p>(3) 打込み時間等 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締め固める。練り混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を越える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。 なお、コンクリートの練り混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護すること。</p> <p>(4) 打込み時の気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え、25℃以下の範囲に予想されるときに実施すること。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、3.4.13（暑中コンクリート）、3.4.14（寒中コンクリート）の規定によるものとする。</p> <p>(5) コンクリート打込み高さの明記 受注者は、1回の打込みで完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打込み高さを施工計画書に明記すること。ただし、受注者は、これを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) コンクリートポンプの使用 受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>指針5章圧送（土木学会）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も材料の分離を防ぐようにこれらを配置すること。</p> <p><b>(7) ベルトコンベアの使用</b> 受注者は、ベルトコンベアを使用する場合は、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバップルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとする。</p> <p>なお、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにすること。</p> <p><b>(8) バケットの使用</b> 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合は、コンクリートに振動を与えないよう適切な措置を講じること。</p> <p>また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとする。</p> <p><b>(9) シュートの使用</b> 受注者は、シュートを使用する場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により自由に曲がる構造のものを選定すること。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 打込み作業中の留意点</b> 受注者は、コンクリートの打込み作業中、型枠のずれ、浮上がり、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意すること。</p> <p><b>(11) 横移動防止</b> 受注者は、打込みしたコンクリートを型枠内で横移動させないこと。</p> <p><b>(12) 連続打込み</b> 受注者は、一区画内の1層のコンクリート打込みが完了するまで連続して打ち込むこと。</p> <p><b>(13) 打込み高さの決定</b> 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平になるように打込むこと。</p> <p>なお、締め固め能力等を考慮して、コンクリート打込みの1層の高さを定めること。</p> <p><b>(14) 2層以上に分けての打込み</b> 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合は、上層のコンクリートの打込みは下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層とが一体になるように施工すること。</p> <p><b>(15) 打設計画書</b> 受注者は、1回の打込みで完了するような小規模構造物を除き、コンクリートの打込み作業に当たっては、あらかじめ打設計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュート又はポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込むこと。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、自由落下1.5m以下とすること。</p> <p><b>(16) 材料分離の防止</b> 受注者は、著しい材料分離が生じないように、適度な速度でコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(17) ブリーディング水の除去</b> 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打ち込むこと。</p>	<p>指針5章圧送（土木学会）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も材料の分離を防ぐようにこれらを配置すること。</p> <p><b>(7) ベルトコンベアの使用</b> 受注者は、ベルトコンベアを使用する場合は、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバップルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとする。</p> <p>なお、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにすること。</p> <p><b>(8) バケットの使用</b> 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合は、コンクリートに振動を与えないよう適切な措置を講じること。</p> <p>また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとする。</p> <p><b>(9) シュートの使用</b> 受注者は、シュートを使用する場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により自由に曲がる構造のものを選定すること。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 打込み作業中の留意点</b> 受注者は、コンクリートの打込み作業中、型枠のずれ、浮上がり、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意すること。</p> <p><b>(11) 横移動防止</b> 受注者は、打込みしたコンクリートを型枠内で横移動させないこと。</p> <p><b>(12) 連続打込み</b> 受注者は、一区画内の1層のコンクリート打込みが完了するまで連続して打ち込むこと。</p> <p><b>(13) 打込み高さの決定</b> 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平になるように打込むこと。</p> <p>なお、締め固め能力等を考慮して、コンクリート打込みの1層の高さを定めること。</p> <p><b>(14) 2層以上に分けての打込み</b> 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合は、上層のコンクリートの打込みは下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層とが一体になるように施工すること。</p> <p><b>(15) 打設計画書</b> 受注者は、1回の打込みで完了するような小規模構造物を除き、コンクリートの打込み作業に当たっては、あらかじめ打設計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュート又はポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込むこと。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m以下とすること。</p> <p><b>(16) 材料分離の防止</b> 受注者は、著しい材料分離が生じないように、適度な速度でコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(17) ブリーディング水の除去</b> 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(18) スペーサーの除去</b> 受注者は、コンクリートの打上がりに伴い、不要となったスペーサーを可能</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○（都）仕様書の改正と合わせて削除した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(18) 壁、柱等の打込み 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締め固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上がり速度を調整すること。</p> <p>(19) スラブ、梁の打込み 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合は、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打ち込むこと。 また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工すること。</p> <p>(20) 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合は、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復すること。 再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質低下を招かないように<u>適正な時期</u>に行うこと。</p> <p>(21) アーチ形式の打込み（その1） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めること。</p> <p>(22) アーチ形式の打込み（その2） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチ中心に対し、左右対称に同時に打ち込むこと。</p> <p>(23) アーチ形式の打込み（その3） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けること。 また、打設幅が広いときは、アーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。</p> <p>(24) コンクリートの締め固め（その1） 受注者は、コンクリートの締め固めに際し、棒状パイプレータを用いること。 なお、薄い壁等パイプレータの使用が困難な場所には、型枠パイプレータを使用すること。</p> <p>(25) コンクリートの締め固め（その2） 受注者は、コンクリートが<u>鋼材</u>の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打ち込み、速やかにコンクリートを締め固めること。</p> <p>(26) 洗浄後の廃水処分 受注者は、コンクリートの打込みに伴い、生コンクリート車、ミキサ、ホッパー等を洗浄した後の廃水については、適正に処分すること。</p> <p>(27) 上、下層一体の締め固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10 cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めること。</p>	<p><u>な限り取り除くこと。</u></p> <p>(19) 壁、柱等の打込み 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締め固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上がり速度を調整すること。</p> <p>(20) スラブ、梁の打込み 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合は、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打ち込むこと。 また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工すること。</p> <p>(21) 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合は、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復すること。 再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質低下を招かないように<u>注意して</u>行うこと。</p> <p>(22) アーチ形式の打込み（その1） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めること。</p> <p>(23) アーチ形式の打込み（その2） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチ中心に対し、左右対称に同時に打ち込むこと。</p> <p>(24) アーチ形式の打込み（その3） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けること。 また、打設幅が広いときは、アーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。</p> <p>(25) コンクリートの締め固め（その1） 受注者は、コンクリートの締め固めに際し、棒状パイプレータを用いること。 なお、薄い壁等パイプレータの使用が困難な場所には、型枠パイプレータを使用すること。</p> <p>(26) コンクリートの締め固め（その2） 受注者は、コンクリートが<u>鉄筋</u>の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打ち込み、速やかにコンクリートを締め固めること。</p> <p>(27) 洗浄後の廃水処分 受注者は、コンクリートの打込みに伴い、生コンクリート車、ミキサ、ホッパー等を洗浄した後の廃水については、適正に処分すること。</p> <p>(28) 上、下層一体の締め固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、パイプレータを下層のコンクリート中に10 cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めること。</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 語句を見直した。</p>
<p>3.4.8 コンクリートの養生</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生すること。</p> <p>(2) 養生期間 受注者は、コンクリート<u>をその部位に応じた適切な方法により</u>、一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、<u>使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、「表 3.4 コンクリートの養生期間」を標準とする。</p>	<p>3.4.8 コンクリートの養生</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように養生すること。</p> <p>(2) 養生期間 受注者は、コンクリート<u>の表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定に当たっては、その効果を確認し、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。</u><u>ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、「表 3.4 コンクリートの養生期間」を標準とする。</u></p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 同上</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																
<p>なお、<u>中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の「表3.4 コンクリートの養生期間」に示されていないセメントを使用する場合には、<b>湿潤養生期間に関して監督員の承諾を得なければならない。</b></u></p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.4 コンクリートの養生期間</b></p> <table border="1" data-bbox="442 289 1279 472"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 寒中コンクリートの場合は、3.4.14 寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>(3) <b>温度制御養生</b> 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数について、コンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して養生方法を施工計画書に記載すること。</p> <p>(4) <b>蒸気養生その他の促進養生</b> 受注者は、蒸気養生又はその他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう、養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度、養生時間などの養生方法を施工計画書に記載すること。 なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議すること。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	15℃以上	5日	3日	7日	10℃以上	7日	4日	9日	5℃以上	9日	5日	12日	<p style="text-align: center;"><b>表 3.4 コンクリートの養生期間</b></p> <table border="1" data-bbox="1608 298 2445 480"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 寒中コンクリートの場合は、3.4.14 寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>(3) <b>温度制御養生</b> 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数について、コンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して養生方法を施工計画書に記載すること。</p> <p>(4) <b>蒸気養生その他の促進養生</b> 受注者は、蒸気養生又はその他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう、養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度、養生時間などの養生方法を施工計画書に記載すること。 なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議すること。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	15℃以上	5日	3日	7日	10℃以上	7日	4日	9日	5℃以上	9日	5日	12日	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																															
15℃以上	5日	3日	7日																															
10℃以上	7日	4日	9日																															
5℃以上	9日	5日	12日																															
日平均気温	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																															
15℃以上	5日	3日	7日																															
10℃以上	7日	4日	9日																															
5℃以上	9日	5日	12日																															
<p><b>3.4.9 コンクリートの打継目</b></p> <p>(1) <b>打継目の位置及び構造</b> 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合には、<b>構造物の性能を損なわない</b>ように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) <b>打継目位置の選定</b> 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、<b>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</b></p> <p>(3) <b>打継目の補強</b> 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、<b>打継目にほぞ又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。</b> <u>また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</u></p> <p>(4) <b>硬化後の打ち継ぎ</b> 受注者は、硬化したコンクリートに<b>新しい</b>コンクリートを打ち継ぐ場合には、その打込み前に型枠を締め直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させること。 また、受注者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、硬化したコンクリートの表面をワイヤブラシで削るか、チッピング等により、粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、<b>新しい</b>コンクリートを打ち継ぐこと。</p> <p>(5) <b>床組みと一体の柱や壁の打継目</b> 受注者は、床組みと一体となった柱又は壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けること。スラブと一体になるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打ち込むこと。張出し部を持つ構造物の場合も、同様にして施工すること。</p> <p>(6) <b>床組みにおける打継目</b> 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ又は梁の<span style="font-size: small;">はり</span>スパン</p>	<p><b>3.4.9 コンクリートの打継目</b></p> <p>(1) <b>打継目の位置及び構造</b> 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合には、<b>構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害さない</b>ように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) <b>打継目位置の選定</b> 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の<b>圧縮力</b>の作用する方向と直角になるよう施工すること。</p> <p>(3) <b>打継目の補強</b> 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、<b>打継目にほぞ又は溝を造るか、鋼材を配置してこれを補強すること。</b></p> <p>(4) <b>硬化後の打ち継ぎ</b> 受注者は、硬化したコンクリートに<b>新</b>コンクリートを打ち継ぐ場合には、その打込み前に型枠を締め直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させること。 また、受注者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、硬化したコンクリートの表面をワイヤブラシで削るか、チッピング等により、粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、<b>新</b>コンクリートを打ち継ぐこと。</p> <p>(5) <b>床組みと一体の柱や壁の打継目</b> 受注者は、床組みと一体となった柱又は壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けること。スラブと一体になるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打ち込むこと。張出し部を持つ構造物の場合も、同様にして施工すること。</p> <p>(6) <b>床組みにおける打継目</b> 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ又は梁の<span style="font-size: small;">はり</span>スパン</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 語句を見直した。</p>																																

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>の中央付近に設けること。ただし、受注者は、梁がそのスパンの中央で小梁と交わる場合には、小梁の幅の約2倍の距離を隔てて、梁の打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置してせん断力に対して補強すること。</p> <p>(7) 目地の施工 目地の施工は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(8) 伸縮目地 受注者は、伸縮目地の材質、厚さ及び間隔については、設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔は10m程度とする。</p> <p>(9) ひび割れ誘発目地 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は、監督員と協議の上、設置すること。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置を定めること。</p>		<p>の中央付近に設けること。ただし、受注者は、梁がそのスパンの中央で小梁と交わる場合には、小梁の幅の約2倍の距離を隔てて、梁の打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置してせん断力に対して補強すること。</p> <p>(7) 目地の施工 目地の施工は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p>(8) 伸縮目地の目地 受注者は、伸縮目地の目地の材質、厚さ及び間隔については、設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔は10m程度とする。</p> <p>(9) ひび割れ誘発目地 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は、監督員と協議の上、設置すること。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置を定めること。</p>	<p>○ 同上</p>
<p>3.4.11 鉄筋工</p>	<p>(1) 施工前の図面照査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。</p> <p>(2) 鉄筋の貯蔵 受注者は、鉄筋を直接地表へ置くことを避け、倉庫内に貯蔵すること。屋外に貯蔵する場合は、雨水等の進入を防ぐためシート等で適切な覆いをする。</p> <p>(3) 鉄筋の加工 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工すること。</p> <p>(4) 鉄筋の曲げ加工 受注者は、鉄筋を常温で加工すること。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときは、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工すること。 なお、調査・試験及び確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。 また、受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）」（土木学会）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(5) 曲げ戻しの禁止 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻さないこと。</p> <p>(6) 組立て前の清掃 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し、浮錆や鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するおそれのあるものを除くこと。</p> <p>(7) 鉄筋の組み立て 受注者は、図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打込み中に動かないよう堅固に組み立てること。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用すること。 受注者は、鉄筋の交点の要所を直径0.8mm以上のなまし鉄線又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにすること。 また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うこと。</p> <p>(8) 設計図書に示されていない鋼材等の配置 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）</p>	<p>3.4.11 鉄筋工</p>	<p>(1) 施工前の図面照査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。</p> <p>(2) 鉄筋の貯蔵 受注者は、鉄筋を直接地表へ置くことを避け、倉庫内に貯蔵すること。屋外に貯蔵する場合は、雨水等の進入を防ぐためシート等で適切な覆いをする。</p> <p>(3) 鉄筋の加工 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工すること。</p> <p>(4) 鉄筋の曲げ加工 受注者は、鉄筋を常温で加工すること。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときは、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工すること。 なお、調査・試験及び確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。 また、受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）」（土木学会）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提の規定によるものとする。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(5) 曲げ戻しの禁止 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻さないこと。</p> <p>(6) 組立て前の清掃 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し、浮錆や鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するおそれのあるものを除くこと。</p> <p>(7) 鉄筋の組み立て 受注者は、図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打込み中に動かないよう堅固に組み立てること。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用すること。 受注者は、鉄筋の交点の要所を直径0.8mm以上のなまし鉄線又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにすること。 また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うこと。</p> <p>(8) 設計図書に示されていない鋼材等の配置 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつ、その鋼材等と他の鉄筋との空きを粗骨材の最大寸法の4/3以上とすること。</p> <p><b>(9) 仮設物を構造物本体に存置する場合の確認</b>  <u>受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p> <p><b>(10) 鉄筋のかぶり確保</b>                  受注者は、設計図書に特に定めのない限り鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するとともに、構造物の側面については1㎡当たり2個から4個程度、構造物の底面については1㎡当たり4個以上設置すること。                  鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。                  また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製又はモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用すること。これ以外のスペーサーを使用する場合は、使用前に監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(11) 打込み前の清掃</b>                  受注者は、鉄筋を組み立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれ、泥、油等の付着の有無について点検し、清掃してからコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(12) 上層部の鉄筋組立て</b>                  受注者は、上層部の鉄筋組立てを、下層部のコンクリート打込み後24時間以上経過した後に行うこと。</p> <p><b>(13) 組立て完了時の確認</b>                  受注者は、鉄筋の組立てが完了したときは、監督員の確認を得ること。</p> <p><b>(14) 鉄筋継手の追加施工</b>                  受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。                  また、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて直径0.8mm以上の焼きなまし鉄線で数箇所緊結すること。                  なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（H15.11 土木学会）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてもよい。</p> <p><b>(15) 同一断面継手の防止</b>                  受注者は、<u>原則</u>、継手を同一断面に集めないこと。                  また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に<u>互い</u>にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上とすること。  <u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充てんされ、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認すること。</u></p> <p><b>(16) 鉄筋の継手位置</b>                  受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けること。</p> <p><b>(17) 隣接鉄筋との空き</b>                  受注者は、継手部と隣接する鉄筋との空き又は継手部相互の空きを粗骨材の最大寸法以上とすること。</p> <p><b>(18) 重ね継手以外の継手</b>                  受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手又は機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p><b>(19) 継足し用の鉄筋の保護</b>                  受注者は、将来の<u>継ぎ足し</u>のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>から</u>これを保護すること。</p>	<p>を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつ、その鋼材等と他の鉄筋との空きを粗骨材の最大寸法の4/3以上とすること。</p> <p><b>(9) 鉄筋のかぶり確保</b>                  受注者は、設計図書に特に定めのない限り鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するとともに、構造物の側面については1㎡当たり2個から4個程度、構造物の底面については1㎡当たり4個以上設置すること。                  鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。                  また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製又はモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用すること。これ以外のスペーサーを使用する場合は、使用前に監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 打込み前の清掃</b>                  受注者は、鉄筋を組み立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がずれ、泥、油等の付着の有無について点検し、清掃してからコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(11) 上層部の鉄筋組立て</b>                  受注者は、上層部の鉄筋組立てを、下層部のコンクリート打込み後24時間以上経過した後に行うこと。</p> <p><b>(12) 組立て完了時の確認</b>                  受注者は、鉄筋の組立てが完了したときは、監督員の確認を得ること。</p> <p><b>(13) 鉄筋継手の追加施工</b>                  受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。                  また、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて直径0.8mm以上の焼きなまし鉄線で数箇所緊結すること。                  なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（H15.11 土木学会）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてもよい。</p> <p><b>(14) 同一断面継手の防止</b>                  受注者は、<u>設計図書に明示した場合を除き</u>、継手を同一断面に集めないこと。                  また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に<u>相互</u>にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上とすること。</p> <p><b>(15) 鉄筋の継手位置</b>                  受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けること。</p> <p><b>(16) 隣接鉄筋との空き</b>                  受注者は、継手部と隣接する鉄筋との空き又は継手部相互の空きを粗骨材の最大寸法以上とすること。</p> <p><b>(17) 重ね継手以外の継手</b>                  受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手又は機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p><b>(18) 継足し用の鉄筋の保護</b>                  受注者は、将来の<u>継ぎ足し</u>のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>を受けないように</u>これを保護すること。</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて追記した。</p> <p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(20) 垂鉛メッキ鉄筋の加工 受注者は、垂鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合は、その特性に応じた適切な方法でこれを行うこと。</p> <p>(21) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工及び組立て 受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工及び組立てを行う場合、塗装及び鉄筋の材質を害さないよう、衝撃又はこすれによる損傷のないことを作業完了時に確認すること。</p> <p>(22) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の補修 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断又は溶接による塗膜欠落や、加工及び組立てに伴う有害な損傷部を確認した場合、受注者は、十分に清掃した上で、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修すること。</p>	<p>(19) 垂鉛メッキ鉄筋の加工 受注者は、垂鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合は、その特性に応じた適切な方法でこれを行うこと。</p> <p>(20) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工及び組立て 受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工及び組立てを行う場合、塗装及び鉄筋の材質を害さないよう、衝撃又はこすれによる損傷のないことを作業完了時に確認すること。</p> <p>(21) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の補修 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断又は溶接による塗膜欠落や、加工及び組立てに伴う有害な損傷部を確認した場合、受注者は、十分に清掃した上で、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修すること。</p>	
<p>3.4.12 機械式鉄筋継手</p> <p>(1) 機械式鉄筋継手 ア 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」に基づき実施するものとする。 受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員に提出し、承諾を得なければならない。 また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ⑦ 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ⑧ 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。 イ 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級について、監督員の承諾を得た上で適用すること。</p>	<p>【新規】</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて追記した。</p>
<p>3.4.13 鉄筋ガス圧接</p> <p>(1) 一般事項 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者としてすること。 また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素又はアセチレン炎により圧接する技量を有する技術者としてすること。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を、熱間押抜き法とする場合は、施工方法について監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 書類の提出 受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工の名簿、写真及び資格証明書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>(3) ガス圧接箇所の変更協議 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議すること。</p> <p>(4) 圧接面の前処理 受注者は、<u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によ</u></p>	<p>3.4.12 鉄筋ガス圧接</p> <p>(1) 一般事項 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者としてすること。 また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素又はアセチレン炎により圧接する技量を有する技術者としてすること。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を、熱間押抜き法とする場合は、施工方法について監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 書類の提出 受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工の名簿、写真及び資格証明書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>(3) ガス圧接箇所の変更協議 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議すること。</p> <p>(4) 圧接面の前処理 受注者は、<u>圧接面を圧接作業前にグラインダ等でその端面が直角で平滑とな</u></p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>って認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断すること。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去すること。</p> <p>(5) 異規格等の鉄筋の圧接禁止 受注者は、規格又は形状が著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は、手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 圧接面の仕様 突き合わせた圧接面は、なるべく平面とし、圧接端面間の隙間は2mm以下とすること。</p> <p>(7) 最終加圧力等 受注者は、ガス圧接を施工する際は、鉄筋軸方向の最終加圧力は、母材断面積当たり30MPa以上（SD490の場合は40MPa以上、かつ、下限圧については20MPaから25MPaまで）とすること。 また、圧接部の膨らみの直径は、原則として鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1.4倍（SD490は1.5倍）以上、膨らみの長さは1.1倍（SD490は1.2倍）以上とし、その形状はなだらかとなるようにすること。</p> <p>(8) 軸心のくい違い 受注者は、ガス圧接を施工する際は、軸心のくい違いは、鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1/5以下とすること。</p> <p>(9) 膨らみ頂部と圧接部とのずれ 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接の膨らみの頂部と圧接部とのずれは、鉄筋径の1/4以下とすること。</p> <p>(10) 圧接面の条こう 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部には突き合わせた圧接面の条こうが残らないようにすること。</p> <p>(11) 接合部の急冷防止 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接後は、接合部を雨水等で急冷しないようにすること。</p> <p>(12) 降雪雨、強風時の作業禁止 受注者は、降雪雨、強風等のときは、作業をしないこと。ただし、作業が可能のように防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は、作業を行うことができる。</p> <p>(13) 圧接部の検査 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部の検査は、原則として外観検査及び超音波探傷検査とすること。</p> <p>(14) 超音波探傷検査 超音波探傷検査はJIS Z 3062（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）により、検査対象とその頻度については、次の方法による。 ア 受注者は、対象となる検査ロットについては、原則として、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所とし、その大きさは200か所程度を標準とすること。 イ 受注者は、各検査ロットごとに30か所のランダムサンプリングを行うこと。 ウ 受注者は、ロットの合否判定については、各検査ロットごとに30か所の超音波探傷試験を行った結果、不合格箇所数が1か所以下の場合は、ロットを合格とし、2か所以上の場合はロットを不合格とすること。 エ 受注者は、ロットの処置については、合格ロットはそのまま受け入れ不合格ロットは残り全数の検査を行うこと。 また、いずれの検査でも検出された不合格圧接部の処置は、圧接部を切り</p>	<p>るように仕上げる」とともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去すること。</p> <p>(5) 異規格等の鉄筋の圧接禁止 受注者は、規格又は形状が著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は、手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 圧接面の仕様 突き合わせた圧接面は、なるべく平面とし、圧接端面間の隙間は2mm以下とすること。</p> <p>(7) 最終加圧力等 受注者は、ガス圧接を施工する際は、鉄筋軸方向の最終加圧力は、母材断面積当たり30MPa以上（SD490の場合は40MPa以上、かつ、下限圧については20MPaから25MPaまで）とすること。 また、圧接部の膨らみの直径は、原則として鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1.4倍（SD490は1.5倍）以上、膨らみの長さは1.1倍（SD490は1.2倍）以上とし、その形状はなだらかとなるようにすること。</p> <p>(8) 軸心のくい違い 受注者は、ガス圧接を施工する際は、軸心のくい違いは、鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1/5以下とすること。</p> <p>(9) 膨らみ頂部と圧接部とのずれ 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接の膨らみの頂部と圧接部とのずれは、鉄筋径の1/4以下とすること。</p> <p>(10) 圧接面の条こう 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部には突き合わせた圧接面の条こうが残らないようにすること。</p> <p>(11) 接合部の急冷防止 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接後は、接合部を雨水等で急冷しないようにすること。</p> <p>(12) 降雪雨、強風時の作業禁止 受注者は、降雪雨、強風等のときは、作業をしないこと。ただし、作業が可能のように遮へいした場合は、作業を行うことができる。</p> <p>(13) 圧接部の検査 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部の検査は、原則として外観検査及び超音波探傷検査とすること。</p> <p>(14) 超音波探傷検査 超音波探傷検査はJIS Z 3062（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）により、検査対象とその頻度については、次の方法による。 ア 受注者は、対象となる検査ロットについては、原則として、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所とし、その大きさは200か所程度を標準とすること。 イ 受注者は、各検査ロットごとに30か所のランダムサンプリングを行うこと。 ウ 受注者は、ロットの合否判定については、各検査ロットごとに30か所の超音波探傷試験を行った結果、不合格箇所数が1か所以下の場合は、ロットを合格とし、2か所以上の場合はロットを不合格とすること。 エ 受注者は、ロットの処置については、合格ロットはそのまま受け入れ不合格ロットは残り全数の検査を行うこと。 また、いずれの検査でも検出された不合格圧接部の処置は、圧接部を切り</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>取って再圧接し、再度超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>オ 受注者は、超音波探傷試験に用いる試験器については、記録式のものを用いること。やむを得ず記録式でない試験器を用いる場合には監督員の承諾を得ること。</p>		<p>取って再圧接し、再度超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>オ 受注者は、超音波探傷試験に用いる試験器については、記録式のものを用いること。やむを得ず記録式でない試験器を用いる場合には監督員の承諾を得ること。</p>	
3.4.14 暑中コンクリート	<p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本項は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が25℃を超えると予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用すること。</p> <p>(2) 施工</p> <p>ア 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤及びAE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJISA6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用すること。</p> <p>なお、遅延剤等を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について施工計画書に記載すること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分に吸水させること。</p> <p>また、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 打込み時のコンクリートの温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬すること。</p> <p>オ コンクリートの練り混ぜから打込み完了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。</p> <p>カ 受注者は、コンクリートの打込みをコールドジョイントが生じないように行うこと。</p> <p>キ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、速やかに養生を開始し、コンクリート表面を乾燥から保護すること。</p> <p>また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な措置を講じること。</p>	3.4.13 暑中コンクリート	<p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本項は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が25℃を超えると予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用すること。</p> <p>(2) 施工</p> <p>ア 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤及びAE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJISA6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用すること。</p> <p>なお、遅延剤等を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について施工計画書に記載すること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分に吸水させること。</p> <p>また、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 打込み時のコンクリートの温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬すること。</p> <p>オ コンクリートの練り混ぜから打込み完了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。</p> <p>カ 受注者は、コンクリートの打込みをコールドジョイントが生じないように行うこと。</p> <p>キ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、速やかに養生を開始し、コンクリート表面を乾燥から保護すること。</p> <p>また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な措置を講じること。</p>	
3.4.15 寒中コンクリート	<p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本項は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想される時には、寒中コンクリートとしての施工を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たっては、材料、配合、練り混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにすること。</p> <p>(2) 施工</p> <p>ア 受注者は、寒中コンクリートに使用する材料は、次のとおりとすること。</p> <p>(f) 受注者は、凍結しているか又は氷雪の混入している骨材をそのまま用いないこと。</p> <p>(i) 受注者は、材料を加熱する場合は、水又は骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ、過度に乾燥しない方法によること。</p> <p>(j) 受注者は、AEコンクリートを用いる。これ以外を用いる場合は、使用前</p>	3.4.14 寒中コンクリート	<p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本項は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想される時には、寒中コンクリートとしての施工を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たっては、材料、配合、練り混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにすること。</p> <p>(2) 施工</p> <p>ア 受注者は、寒中コンクリートに使用する材料は、次のとおりとすること。</p> <p>(f) 受注者は、凍結しているか又は氷雪の混入している骨材をそのまま用いないこと。</p> <p>(i) 受注者は、材料を加熱する場合は、水又は骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ、過度に乾燥しない方法によること。</p> <p>(j) 受注者は、AEコンクリートを用いる。これ以外を用いる場合は、使用前</p>	○ 語句を見直した

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																				
	<p>に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練り混ぜ、運搬及び打込みを行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して5℃から20℃までの範囲に保つこと。</p> <p>エ 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定すること。</p> <p>オ 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打ち込まないこと。</p> <p>また、地盤が凍結している場合は、これを溶かし、水分を十分に除去した後打ち込むこと。</p> <p>カ 受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除くこと。</p> <p><b>(3) 養生</b></p> <p>ア 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類や大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画すること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防ぐこと。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防ぐこと。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートに給熱する場合は、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにすること。</p> <p>また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させない。</p> <p>オ 受注者は、養生温度を5℃以上に保つこと。</p> <p>また、養生期間については、表3.5の日数以上とするのを標準とする。</p> <p>さらに、表3.5の養生期間の後、2日間はコンクリート温度を0℃以上に保つこと。</p> <p>また、湿潤養生に保つ養生日数として表3.4に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1" data-bbox="418 1249 1294 1690"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面 5℃以上の温度制御養生を行う際の次の春までに設定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">セメントの種類 養生温度</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減すること。</p>	断面 5℃以上の温度制御養生を行う際の次の春までに設定される凍結融解の頻度	セメントの種類 養生温度	普通の場合			普通ポルトランド	早強ポルトランド	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日		<p>に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練り混ぜ、運搬及び打込みを行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して5℃から20℃までの範囲に保つこと。</p> <p>エ 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定すること。</p> <p>オ 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打ち込まないこと。</p> <p>また、地盤が凍結している場合は、これを溶かし、水分を十分に除去した後打ち込むこと。</p> <p>カ 受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除くこと。</p> <p><b>(3) 養生</b></p> <p>ア 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類や大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画すること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防ぐこと。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防ぐこと。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートに給熱する場合は、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにすること。</p> <p>また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させない。</p> <p>オ 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保つこと。</p> <p>また、養生期間については、表3.5の日数以上とするのを標準とする。</p> <p>さらに、表3.5の養生期間の後、2日間はコンクリート温度を0℃以上に保つこと。</p> <p>また、湿潤養生に保つ養生日数として表3.4に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.5 寒中コンクリートの養生期間</b></p> <table border="1" data-bbox="1584 1249 2460 1690"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面 型枠の取り外し直後に構造物からされる環境</th> <th rowspan="2">セメントの種類 養生温度</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減すること。</p>	断面 型枠の取り外し直後に構造物からされる環境	セメントの種類 養生温度	普通の場合			普通ポルトランド	早強ポルトランド	混合セメントB種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。（コンクリート標準示方書と用語を統一）</p>
断面 5℃以上の温度制御養生を行う際の次の春までに設定される凍結融解の頻度	セメントの種類 養生温度			普通の場合																																																				
		普通ポルトランド	早強ポルトランド	混合セメントB種																																																				
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
断面 型枠の取り外し直後に構造物からされる環境	セメントの種類 養生温度	普通の場合																																																						
		普通ポルトランド	早強ポルトランド	混合セメントB種																																																				
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
<p>3.4.16 水中コンクリート</p>	<p>(1) 水セメント比 受注者は、コンクリートの配合に当たって、水セメント比を55%以下にして、設計図書に示す強度が得られるようにすること。</p> <p>(2) 静水中への打込み</p>	<p>3.4.15 水中コンクリート</p>	<p>(1) 水セメント比 受注者は、コンクリートの配合に当たって、水セメント比を55%以下にして、設計図書に示す強度が得られるようにすること。</p> <p>(2) 静水中への打込み</p>																																																					

	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>受注者は、コンクリートを静水中に打ち込むこと。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打ち込んではいない。</p> <p><b>(3) 水中落下の禁止</b> 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打込み開始時のコンクリートは、水と直接に接しないようにすること。</p> <p><b>(4) コンクリートの打込み</b> 受注者は、コンクリート打込み中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打ち込むこと。 なお、やむを得ず打込みを中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ、次のコンクリートを打ち込んではいない。</p> <p><b>(5) レイタンス発生抑制</b> 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中のコンクリートを掻き乱さないようにすること。</p> <p><b>(6) 未硬化時の水の流動防止</b> 受注者は、コンクリートが硬化するまで水の流動を防ぐこと。 なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従うこと。</p> <p><b>(7) コンクリートの打込み方法</b> コンクリートは、トレミー管、コンクリートポンプ等を使用して打ち込むこと。これにより難しい場合は、<u>代替工法について監督員と協議</u>すること。</p> <p><b>(8) トレミー打設</b> ア トレミー管を水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打込み中は常にコンクリートで満たすこと。 また、トレミー管は、打込み中に水平移動させないこと。 イ 受注者は、1本のトレミー管で打込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大としないこと。 ウ 受注者は、トレミー管の取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講ずること。 エ 受注者は、特殊なトレミー管を使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討すること。</p> <p><b>(9) コンクリートポンプ打設</b> ア コンクリートポンプの配管は水密とすること。 イ 打込みの方法は、トレミー打設の場合に準ずること。</p> <p><b>(10) 底開き箱及び底開き袋による打設</b> 受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。 また、打設に<u>当たっては</u>、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱<u>又は</u>底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p>	<p>受注者は、コンクリートを静水中に打ち込むこと。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打ち込んではいない。</p> <p><b>(3) 水中落下の禁止</b> 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打込み開始時のコンクリートは、水と直接に接しないようにすること。</p> <p><b>(4) コンクリートの打込み</b> 受注者は、コンクリート打込み中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打ち込むこと。 なお、やむを得ず打込みを中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ、次のコンクリートを打ち込んではいない。</p> <p><b>(5) レイタンス発生抑制</b> 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中のコンクリートを掻き乱さないようにすること。</p> <p><b>(6) 未硬化時の水の流動防止</b> 受注者は、コンクリートが硬化するまで水の流動を防ぐこと。 なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従うこと。</p> <p><b>(7) コンクリートの打込み方法</b> コンクリートは、トレミー管、コンクリートポンプ等を使用して打ち込むこと。これにより難しい場合は、<u>設計図書に関して監督員の承諾を得た代替工法で施工</u>すること。</p> <p><b>(8) トレミー打設</b> ア トレミー管を水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打込み中は常にコンクリートで満たすこと。 また、トレミー管は、打込み中に水平移動させないこと。 イ 受注者は、1本のトレミー管で打込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大としないこと。 ウ 受注者は、トレミー管の取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講ずること。 エ 受注者は、特殊なトレミー管を使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討すること。</p> <p><b>(9) コンクリートポンプ打設</b> ア コンクリートポンプの配管は水密とすること。 イ 打込みの方法は、トレミー打設の場合に準ずること。</p> <p><b>(10) 底開き箱及び底開き袋による打設</b> 受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。 また、打設に<u>当たっては</u>、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱<u>または</u>底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 語句を見直した。</p>
<p>3.4.17 海水の作用を受けるコンクリート</p>	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たっては、品質が確保できるように打込み、締め固め、養生などを行うこと。</p> <p><b>(2) 水平打継目の位置</b> 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けないこと。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(3) セメントの種類と保護期間</b></p>	<p>3.4.16 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たっては、品質が確保できるように打込み、締め固め、養生などを行うこと。</p> <p><b>(2) 水平打継目の位置</b> 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けないこと。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(3) セメントの種類と保護期間</b></p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合は材齢5日以上、高炉セメント又はフライアッシュセメント用いた場合、B種については材齢7日以上とし、更に、日平均気温が10℃以下となる場合には、材齢9日以上になるまで海水に洗われないように保護すること。		受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合は材齢5日以上、高炉セメント又はフライアッシュセメント用いた場合、B種については材齢7日以上とし、更に、日平均気温が10℃以下となる場合には、材齢9日以上になるまで海水に洗われないように保護すること。	
3.4.18 マスコンクリート	<p>(1) 一般事項 本項は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>(2) 施工 ア 受注者は、マスコンクリートの施工に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行うこと。 イ 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造並びに打込み時間間隔を設定すること。 ウ 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行わないこと。 エ 受注者は、養生に当たって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御すること。 オ 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、<u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u>型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置すること。</p>	3.4.17 マスコンクリート	<p>(1) 一般事項 本項は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>(2) 施工 ア 受注者は、マスコンクリートの施工に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行うこと。 イ 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造並びに打込み時間間隔を設定すること。 ウ 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行わないこと。 エ 受注者は、養生に当たって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御すること。 オ 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置すること。</p>	○（都）仕様書の改正と合わせて追記した。
3.4.19 表面仕上げ	<p>(1) せき板に接する露出面の仕上げ 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げに当たっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み及び締め固めをすること。</p> <p>(2) せき板に接しない面の仕上げ 受注者は、せき板に接しない面の仕上げに当たっては、締め固めを終わり、<u>均した</u>コンクリートの上面に、しみ出した水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ、仕上げ作業にかからないこと。</p> <p>(3) 平らな表面仕上げ 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート又はモルタルのパッチングを施し、平らな表面が得られるように仕上げること。</p>	3.4.18 表面仕上げ	<p>(1) せき板に接する露出面の仕上げ 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げに当たっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み及び締め固めをすること。</p> <p>(2) せき板に接しない面の仕上げ 受注者は、せき板に接しない面の仕上げに当たっては、締め固めを終わり、<u>ならした</u>コンクリートの上面に、しみ出した水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ、仕上げ作業にかからないこと。</p> <p>(3) 平らな表面仕上げ 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート又はモルタルのパッチングを施し、平らな表面が得られるように仕上げること。</p>	○ 語句を見直した。
3.4.20 左官仕上げ	<p>(1) モルタル塗りの下地 受注者は、モルタル塗りに当たっては、下地を清掃し、下塗り、上塗りともこて押さえを十分にこてむらが出来ないように平坦に出隅入隅を正しく塗りたて、刷毛及びこて仕上げ、目地切等は入念に施工すること。</p> <p>(2) モルタルのろ引き仕上げ 受注者は、モルタルのろ引き仕上げは、下地を十分湿らせてから下地が見え透く所のないように刷毛で塗ること。</p> <p>(3) 防水モルタル塗り 受注者は、防水モルタル塗りは、下地清掃の後、入念に仕上げること。</p> <p>(4) 人造石洗出し 受注者は、人造石洗出しは、十分に種石を押さえ込み、水引加減を見計らい、清水で全面まだらなく種石がきれいに浮き出るよう洗い出しをすること。</p> <p>(5) 人造石研出し 受注者は、人造研ぎ出しの上塗りは、表面に石粒をむらなく擦り込み、こて押さえを十分に行い、硬化程度を見計らい、荒研ぎをすること。</p> <p>(6) 造石の小たたき仕上げ 受注者は、人造石の小たたき仕上げは、上塗り後、三昼夜以上経過した後、小たたき仕上げを行うこと。</p> <p>(7) 人造石の仕上げ面 受注者は、人造石の仕上げ面を、塗上げ後一週間は満遍なく散水し、風及び日光の直射を避け、寒暑に対しては適切な防護をすること。</p>	3.4.19 左官仕上げ	<p>(1) モルタル塗りの下地 受注者は、モルタル塗りに当たっては、下地を清掃し、下塗り、上塗りともこて押さえを十分にこてむらが出来ないように平坦に出隅入隅を正しく塗りたて、刷毛及びこて仕上げ、目地切等は入念に施工すること。</p> <p>(2) モルタルのろ引き仕上げ 受注者は、モルタルのろ引き仕上げは、下地を十分湿らせてから下地が見え透く所のないように刷毛で塗ること。</p> <p>(3) 防水モルタル塗り 受注者は、防水モルタル塗りは、下地清掃の後、入念に仕上げること。</p> <p>(4) 人造石洗出し 受注者は、人造石洗出しは、十分に種石を押さえ込み、水引加減を見計らい、清水で全面まだらなく種石がきれいに浮き出るよう洗い出しをすること。</p> <p>(5) 人造石研出し 受注者は、人造研ぎ出しの上塗りは、表面に石粒をむらなく擦り込み、こて押さえを十分に行い、硬化程度を見計らい、荒研ぎをすること。</p> <p>(6) 造石の小たたき仕上げ 受注者は、人造石の小たたき仕上げは、上塗り後、三昼夜以上経過した後、小たたき仕上げを行うこと。</p> <p>(7) 人造石の仕上げ面 受注者は、人造石の仕上げ面を、塗上げ後一週間は満遍なく散水し、風及び日光の直射を避け、寒暑に対しては適切な防護をすること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨								
<p><b>3.4.21 コンクリート面の塗装</b></p> <p>(1) 素地調整 受注者は、塗装に先立ち、コンクリート面の素地調整において、次の項目に従うこと。 ア 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい、油脂類、<b>塩分</b>等有害物、脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去すること。 イ 受注者は、コンクリート表面に小穴や亀裂等のある場合は、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にすること。</p> <p>(2) 塗装 受注者は、塗装に当たっては、塗り残し、ながれ、しわ等のないように全面を均一の厚さに塗りあげること。</p> <p>(3) 塗装の禁止事項 受注者は、次の場合は、塗装を行わないこと。 ア コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で気温が5℃以下のとき。 イ コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗、柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗及びポリウレタン系塗料を用いる場合で気温が0℃以下のとき。 ウ 湿度が85%以上のとき。 エ 風が強いとき及び塵あいが多いとき。 オ 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき。 カ コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき。 キ コンクリート表面の含水率が高周波水分計で8%以上のとき。 ク コンクリート面の漏水部 ケ その他監督員が不適当と認めたとき。</p> <p>(4) 塗重ね 受注者は、塗重ねに<b>おいて</b>は、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行うこと。</p>	<p><b>3.4.20 コンクリート面の塗装</b></p> <p>(1) 素地調整 受注者は、塗装に先立ち、コンクリート面の素地調整において、次の項目に従うこと。 ア 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい、油脂類、<b>塩化物</b>等有害物、脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去すること。 イ 受注者は、コンクリート表面に小穴や亀裂等のある場合は、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にすること。</p> <p>(2) 塗装 受注者は、塗装に当たっては、塗り残し、ながれ、しわ等のないように全面を均一の厚さに塗りあげること。</p> <p>(3) 塗装の禁止事項 受注者は、次の場合は、塗装を行わないこと。 ア コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で気温が5℃以下のとき。 イ コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗、柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗及びポリウレタン系塗料を用いる場合で気温が0℃以下のとき。 ウ 湿度が85%以上のとき。 エ 風が強いとき及び塵あいが多いとき。 オ 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき。 カ コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき。 キ コンクリート表面の含水率が高周波水分計で8%以上のとき。 ク コンクリート面の漏水部 ケ その他監督員が不適当と認めたとき。</p> <p>(4) 塗重ね 受注者は、塗重ねに<b>当たって</b>は、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行うこと。</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p> <p>○ 同上</p>								
<p><b>3.4.22 試験</b></p> <p>(1) 圧縮強度試験 受注者は、コンクリートの圧縮強度試験は、国又は公立の試験機関及びこれに準ずる機関に委託して行うこと。ただし、これにより難しい場合は、JIS認証品を出荷できる工場で原則として監督員の立会いの下に実施し、試験結果を監督員に提出することができるものとする。</p> <p>(2) 適用規格と試験項目 受注者は、コンクリートの試験に当たっては、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に基づき行うこと。 なお、試験項目及び試料採取等は、表 3.6 の規定による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.6 試料採取単位</b></p> <table border="1" data-bbox="433 1545 1279 1843"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試料採取単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スランプ及び空気量</td> <td>                     構造物の重要性と工場の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。                      〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試料採取単位	スランプ及び空気量	構造物の重要性と工場の規模に応じて 50m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。 〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m <sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。	<p><b>3.4.21 試験</b></p> <p>(1) 圧縮強度試験 受注者は、コンクリートの圧縮強度試験は、国又は公立の試験機関及びこれに準ずる機関に委託して行うこと。ただし、これにより難しい場合は、JIS認証品を出荷できる工場で原則として監督員の立会いの下に実施し、試験結果を監督員に提出することができるものとする。</p> <p>(2) 適用規格と試験項目 受注者は、コンクリートの試験に当たっては、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に基づき行うこと。 なお、試験項目及び試料採取等は、表 3.6 の規定による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.6 試料採取単位</b></p> <table border="1" data-bbox="1590 1545 2436 1843"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試料採取単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スランプ及び空気量</td> <td>                     構造物の重要性と工場の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。                      〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試料採取単位	スランプ及び空気量	構造物の重要性と工場の規模に応じて 50m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。 〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m <sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。	
試験項目	試料採取単位									
スランプ及び空気量	構造物の重要性と工場の規模に応じて 50m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。 〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m <sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。									
試験項目	試料採取単位									
スランプ及び空気量	構造物の重要性と工場の規模に応じて 50m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。 〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m <sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。									

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
圧縮強度	<p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び150m<sup>3</sup>ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が150m<sup>3</sup>を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本/1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	圧縮強度	<p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び150m<sup>3</sup>ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が150m<sup>3</sup>を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本/1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	
	塩化物量		<p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	
<b>第5節 舗装工事</b>		<b>第5節 舗装工事</b>		
3.5.1 試験	<p><b>(1) 適用基準</b></p> <p>受注者は、舗装工事を施行する場合は、特に定めのない事項については、次の基準類及びその他関係基準等によること。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認を求めること。</p> <p>ア 共通</p> <p>(ア) 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (日本道路協会)</p> <p>(イ) 舗装設計施工指針 (日本道路協会)</p> <p>(ロ) 舗装設計便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ハ) 舗装施工便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ニ) 舗装再生便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ホ) 道路維持修繕要綱 (日本道路協会)</p> <p>(ヘ) 舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ヘ) アスファルト混合所便覧 (日本道路協会)</p> <p>(コ) 舗装標準示方書 (土木学会)</p> <p>(ク) インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (インターロッキングブロック舗装技術協会)</p> <p>イ 国道</p> <p>(ア) 道路占用工事共通指示書 (建設省)</p> <p>(イ) 道路占用の取扱いについて (建設省)</p> <p>(ロ) 土木工事共通仕様書 (国土交通省)</p> <p>ウ 都道</p> <p>(ア) 東京都土木工事標準仕様書 (東京都)</p> <p>(イ) 土木材料仕様書 (東京都建設局)</p> <p>(ロ) 標準構造図集 (東京都建設局)</p> <p>(ハ) 道路占用工事要綱 (東京都建設局)</p>	3.5.1 試験	<p><b>(1) 適用基準</b></p> <p>受注者は、舗装工事を施行する場合は、特に定めのない事項については、次の基準類及びその他関係基準等によること。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認を求めること。</p> <p>ア 共通</p> <p>(ア) 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (日本道路協会)</p> <p>(イ) 舗装設計施工指針 (日本道路協会)</p> <p>(ロ) 舗装設計便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ハ) 舗装施工便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ニ) 舗装再生便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ホ) 道路維持修繕要綱 (日本道路協会)</p> <p>(ヘ) 舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会)</p> <p>(ヘ) アスファルト混合所便覧 (日本道路協会)</p> <p>(コ) 舗装標準示方書 (土木学会)</p> <p>(ク) インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (インターロッキングブロック舗装技術協会)</p> <p>イ 国道</p> <p>(ア) 道路占用工事共通指示書 (建設省)</p> <p>(イ) 道路占用の取扱いについて (建設省)</p> <p>(ロ) 土木工事共通仕様書 (国土交通省)</p> <p>ウ 都道</p> <p>(ア) 東京都土木工事標準仕様書 (東京都)</p> <p>(イ) 土木材料仕様書 (東京都建設局)</p> <p>(ロ) 標準構造図集 (東京都建設局)</p> <p>(ハ) 道路占用工事要綱 (東京都建設局)</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>エ 区（市・町）道 各区（市・町）の道路工事施行基準、道路占用工事要綱等</p> <p>(2) 独自条件についての協議 受注者は、各道路管理者等の舗装復旧条件が、設計図書や（1）に定める基準類と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(3) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定に当たっては、監督員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とすること。 なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25mmから13mmまでの骨材と置き換えること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した実績）や定期試験で求められている密度を基準密度とする場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験を省略することができるものとする。</p> $\text{密度(g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量(g)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量(g)} \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度(g/cm}^3\text{)}$ <p>(4) 表装及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定に当たっては、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1日から2日間までの混合物から、午前・午後の各々3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とすること。 なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25mmから13mmまでの骨材と置き換えること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した実績）や定期試験で求められている密度を基準密度とする場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験を省略することができるものとする。 ・開粒度アスファルト混合物以外</p> $\text{密度(g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量(g)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量(g)} \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度(g/cm}^3\text{)}$ <p>・開粒度アスファルト混合物においては、土木材料仕様書による<u>ものとする</u>。</p> <p>(5) 舗装の品質及び出来形規格値 舗装の各工種の品質及び出来形規格値は、土木工事出来形管理基準のとおりとする。 受注者は、品質管理に必要な資料採取について、事前に監督員の指示を受けること。 なお、復旧面積が少ない場合の試料採取量については、監督員の指示による。</p> <p>(6) 品質管理 受注者は、工事に使用するアスファルト混合物について、アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合、アスファルトの溶解温度、骨材の加熱温度、混合物の温度及び混合時間についてのアスファルト混合物配合報告書をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得ること。ただし、事前審査による認定を受けたものについては、認定書の写しを施工前に監督員に提出することによって、これに換えるものとする。 また、品質管理（コア抜き検査（密度及び厚さ）温度管理等）は、3.5.1の各事項及び土木工事出来形管理基準による<u>ものとする</u>。</p> <p>(7) 横断施工継目</p>	<p>エ 区（市・町）道 各区（市・町）の道路工事施行基準、道路占用工事要綱等</p> <p>(2) 独自条件についての協議 受注者は、各道路管理者等の舗装復旧条件が、設計図書や（1）に定める基準類と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(3) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定に当たっては、監督員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とすること。 なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25mmから13mmまでの骨材と置き換えること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した実績）や定期試験で求められている密度を基準密度とする場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験を省略することができるものとする。</p> $\text{密度(g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量(g)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量(g)} \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度(g/cm}^3\text{)}$ <p>(4) 表装及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度 受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定に当たっては、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1日から2日間までの混合物から、午前・午後の各々3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とすること。 なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25mmから13mmまでの骨材と置き換えること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した実績）や定期試験で求められている密度を基準密度とする場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験を省略することができるものとする。 ・開粒度アスファルト混合物以外</p> $\text{密度(g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量(g)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量(g)} \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度(g/cm}^3\text{)}$ <p>・開粒度アスファルト混合物においては、土木材料仕様書による<u>こと</u>。</p> <p>(5) 舗装の品質及び出来形規格値 舗装の各工種の品質及び出来形規格値は、土木工事出来形管理基準のとおりとする。 受注者は、品質管理に必要な資料採取について、事前に監督員の指示を受けること。 なお、復旧面積が少ない場合の試料採取量については、監督員の指示による。</p> <p>(6) 品質管理 受注者は、工事に使用するアスファルト混合物について、アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合、アスファルトの溶解温度、骨材の加熱温度、混合物の温度及び混合時間についてのアスファルト混合物配合報告書をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得ること。ただし、事前審査による認定を受けたものについては、認定書の写しを施工前に監督員に提出することによって、これに換えるものとする。 また、品質管理（コア抜き検査（密度及び厚さ）温度管理等）は、3.5.1の各事項及び土木工事出来形管理基準による<u>こと</u>。</p> <p>(7) 横断施工継目</p>	<p>○ 表現を修正した。</p> <p>○ 表現を修正した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角かつ鉛直に、横断施工継目を設けること。</p> <p>また、施工継目は、次に施工する部分の材料を敷き均し、整形及び締め固めを行う際に、既に施工した部分に損傷を与えることのないように保護すること。</p> <p><b>(8) 2層以上のセメント安定処理路盤の継目</b> 受注者は、セメント安定処理路盤を2層以上に施工する場合、縦継目の位置は1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は1m以上ずらすこと。</p> <p><b>(9) 縦継目及び横継目の位置</b> 受注者は、表装と基層及び加熱アスファルト安定処理層又はセメント安定処理層の縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらすこと。</p> <p><b>(10) 舗設機械</b> 受注者は、機械施工に当たっては、舗設機械の整備及び試運転を十分に行い、作業中に故障が発生しないようにしなければならない。</p>	<p>受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角かつ鉛直に、横断施工継目を設けること。</p> <p>また、施工継目は、次に施工する部分の材料を敷きならし、整形及び締め固めを行う際に、既に施工した部分に損傷を与えることのないように保護すること。</p> <p><b>(8) 2層以上のセメント安定処理路盤の継目</b> 受注者は、セメント安定処理路盤を2層以上に施工する場合、縦継目の位置は1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は1m以上ずらすこと。</p> <p><b>(9) 縦継目及び横継目の位置</b> 受注者は、表装と基層及び加熱アスファルト安定処理層又はセメント安定処理層の縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらすこと。</p> <p><b>(10) 舗設機械</b> 受注者は、機械施工に当たっては、舗設機械の整備及び試運転を十分に行い、作業中に故障が発生しないようにしなければならない。</p>	<p>○ 語句を修正した。</p>
<p><b>3.5.7 路盤</b></p>	<p><b>(1) 一般事項</b> ア 受注者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を設計図書に示す厚さに均一に敷き均して締め固めること。 イ 受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を十分締め固めること。 なお、下層路盤については、プルーフローリング等を行い、締め固め度の確認をし、その結果を監督員に報告する。ただし、小規模工事で監督員の承諾を得た場合は、この試験を省略することができる。 ウ 受注者は、各層の仕上がり面が平坦となるように施工すること。 エ 受注者は、下層路盤及び上層路盤の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。 オ 受注者は、上層路盤を施工する場合は、下層路盤を損傷しないように仕上げること。 カ 受注者は、粒状路盤材及び粒度調整路盤材の締め固めを行う場合は、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締め固めること。</p> <p><b>(2) クラッシュラン層及びクラッシュラン鉄鋼スラグ材</b> 受注者は、材料の分離に留意しながら、路盤材料を1層の仕上り厚さが20cmを超えないように、均一な厚さに敷き均して締め固めること。 また、クラッシュラン鉄鋼スラグ材の場合は、締め固め時に適量の散水を行うこと。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(3) 粒度調整碎石層及び粒度調整鉄鋼スラグ材</b> ア 受注者は、粒度調整碎石の敷き均しに当たり、材料の分離に注意し、1層の仕上がり厚さは15cm以下を標準として、敷きならさなければならない。 また、粒度調整鉄鋼スラグ材の場合は、締め固め時に適量の散水を行うこと。 イ 受注者は、路盤の締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを均一に散布して養生すること。 なお、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p><b>(4) セメント処理混合物層（プラント混合方式による場合）</b> ア 受注者は、材料の搬入に先立ち、使用材料の種類、品質、配合等について監督員の承諾を得ること。 イ 受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行わないこと。 ウ 受注者は、設計図書に示す仕上がり厚さが得られるように均一に混合物を敷き均し、1層ごとに締め固めること。 エ 受注者は、1層の仕上がり厚は15cm以下を標準とし、締め固め機械には、施工条件に合ったローラを選定すること。 なお、締め固めは、混合物を敷き均し後直ちに行い、材料の混合開始後2</p>	<p><b>3.5.7 路盤</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> ア 受注者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を設計図書に示す厚さに均一に敷きならして締め固めること。 イ 受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を十分締め固めること。 なお、下層路盤については、プルーフローリング等を行い、締め固め度の確認をし、その結果を監督員に報告する。ただし、小規模工事で監督員の承諾を得た場合は、この試験を省略することができる。 ウ 受注者は、各層の仕上がり面が平坦となるように施工すること。 エ 受注者は、下層路盤及び上層路盤の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。 オ 受注者は、上層路盤を施工する場合は、下層路盤を損傷しないように仕上げること。 カ 受注者は、粒状路盤材及び粒度調整路盤材の締め固めを行う場合は、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締め固めること。</p> <p><b>(2) クラッシュラン層及びクラッシュラン鉄鋼スラグ材</b> 受注者は、材料の分離に留意しながら、路盤材料を1層の仕上り厚さが20cmを超えないように、均一な厚さに敷きならして締め固めること。 また、クラッシュラン鉄鋼スラグ材の場合は、締め固め時に適量の散水を行うこと。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(3) 粒度調整碎石層及び粒度調整鉄鋼スラグ材</b> ア 受注者は、粒度調整碎石の敷きならしに当たり、材料の分離に注意し、1層の仕上がり厚さは15cm以下を標準として、敷きならさなければならない。 また、粒度調整鉄鋼スラグ材の場合は、締め固め時に適量の散水を行うこと。 イ 受注者は、路盤の締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを均一に散布して養生すること。 なお、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p><b>(4) セメント処理混合物層（プラント混合方式による場合）</b> ア 受注者は、材料の搬入に先立ち、使用材料の種類、品質、配合等について監督員の承諾を得ること。 イ 受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行わないこと。 ウ 受注者は、設計図書に示す仕上がり厚さが得られるように均一に混合物を敷きならし、1層ごとに締め固めること。 エ 受注者は、1層の仕上がり厚は15cm以下を標準とし、締め固め機械には、施工条件に合ったローラを選定すること。 なお、締め固めは、混合物を敷きならし後直ちに行い、材料の混合開始後</p>	<p>○ 語句を修正した。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 語句を修正した。</p> <p>○ 同上</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>時間以内に完了すること。</p> <p>オ 受注者は、上下2層として施工する場合は、下層の施工後、引き続き上層を施工し、同日内に2層が仕上がるようにすること。やむを得ず引き続き上層の施工ができない場合には、下層の締め固め完了後、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生すること。</p> <p>また、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>なお、プライムコートの品質は、土木材料仕様書によること。</p> <p>カ 受注者は、施工継目を施工する場合は、既設部分を垂直に切り取り、突き合わせること。</p> <p>また、上層と下層は、同一箇所施工目地が重ならないように施工すること。</p> <p>キ 受注者は、締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生すること。</p> <p>また、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>なお、プライムコートの品質は、土木材料仕様書によること。</p> <p><b>(5) アスファルト処理混合物層</b></p> <p>ア 受注者は、アスファルト処理混合物層の施工に当たっては、3.5.7(路盤)、3.5.8(基層)及び3.5.9(表層)の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>イ 受注者は、1層の仕上がり厚は10 cm以下を標準とし、締め固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。</p>	<p>2時間以内に完了すること。</p> <p>オ 受注者は、上下2層として施工する場合は、下層の施工後、引き続き上層を施工し、同日内に2層が仕上がるようにすること。やむを得ず引き続き上層の施工ができない場合には、下層の締め固め完了後、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生すること。</p> <p>また、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>なお、プライムコートの品質は、土木材料仕様書によること。</p> <p>カ 受注者は、施工継目を施工する場合は、既設部分を垂直に切り取り、突き合わせること。</p> <p>また、上層と下層は、同一箇所施工目地が重ならないように施工すること。</p> <p>キ 受注者は、締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生すること。</p> <p>また、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>なお、プライムコートの品質は、土木材料仕様書によること。</p> <p><b>(5) アスファルト処理混合物層</b></p> <p>ア 受注者は、アスファルト処理混合物層の施工に当たっては、3.5.7(路盤)、3.5.8(基層)及び3.5.9(表層)の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>イ 受注者は、1層の仕上がり厚は10 cm以下を標準とし、締め固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。</p>	
<p><b>3.5.9 表層</b></p>	<p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>ア 受注者は、表層の施工に当たっては、路盤面又は基層表面を損傷しないように注意し、損傷を生じたときは、直ちに手直しを行うこと。</p> <p>イ 受注者は、混合物の品質に悪影響を与えないよう、また、施工に支障のないように配車計画を立てて運搬すること。</p> <p>ウ 受注者は、降雨等のため施工が不適切なときは、施工しないこと。</p> <p>エ 受注者は、均一に締め固めを行い、仕上がり面は平坦で規定の縦横断勾配を有するように施工すること。</p> <p>オ 受注者は、表層の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。</p> <p><b>(2) セメントコンクリート層</b></p> <p>ア 受注者は、セメントコンクリート層（コンクリート製造及び運搬）の施工に当たっては、「<b>第3章第4節</b>コンクリート工事」の各規定を準用するほか、設計図書の定めるところによること。</p> <p>イ 型枠は、十分清掃し、曲がり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、正確な仕上がり厚さ及び正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据え付けること。</p> <p>また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に型枠を取り外すこと。ただし、型枠を取り外した後交通車両が直接にコンクリート版に当たるような懸念がある場合や気温が低い場合には、取り外し時期を遅くすること。</p> <p>ウ 舗設</p> <p>(ア) 受注者は、原則として雨天の場合は、舗設作業を行わないこと。</p> <p>なお、日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には、暑中コンクリートとしての施工ができるように準備をしておき、コンクリートの舗設時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとすること。</p> <p>また、日平均気温が4℃以下又は舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとすること。</p> <p>受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、舗装施工便覧（日本道路協会）の暑中及び寒中コンクリート版の施工の規定によるものとし、あらかじめ施工計画書にその施工、養生方法等を記載すること。</p>	<p><b>3.5.9 表層</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>ア 受注者は、表層の施工に当たっては、路盤面又は基層表面を損傷しないように注意し、損傷を生じたときは、直ちに手直しを行うこと。</p> <p>イ 受注者は、混合物の品質に悪影響を与えないよう、また、施工に支障のないように配車計画を立てて運搬すること。</p> <p>ウ 受注者は、降雨等のため施工が不適切なときは、施工しないこと。</p> <p>エ 受注者は、均一に締め固めを行い、仕上がり面は平坦で規定の縦横断勾配を有するように施工すること。</p> <p>オ 受注者は、表層の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。</p> <p><b>(2) セメントコンクリート層</b></p> <p>ア 受注者は、セメントコンクリート層（コンクリート製造及び運搬）の施工に当たっては、<b>3.4</b>（コンクリート工事）の各規定を準用するほか、設計図書の定めるところによること。</p> <p>イ 型枠は、十分清掃し、曲がり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、正確な仕上がり厚さ及び正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据え付けること。</p> <p>また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に型枠を取り外すこと。ただし、型枠を取り外した後交通車両が直接にコンクリート版に当たるような懸念がある場合や気温が低い場合には、取り外し時期を遅くすること。</p> <p>ウ 舗設</p> <p>(ア) 受注者は、原則として雨天の場合は、舗設作業を行わないこと。</p> <p>なお、日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には、暑中コンクリートとしての施工ができるように準備をしておき、コンクリートの舗設時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとすること。</p> <p>また、日平均気温が4℃以下又は舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとすること。</p> <p>受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、舗装施工便覧（日本道路協会）の暑中及び寒中コンクリート版の施工の規定によるものとし、あらかじめ施工計画書にその施工、養生方法等を記載すること。</p>	<p>○（都）仕様書と合わせて表現を見直した。また、一部語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(イ) 受注者は、路盤上、基層上及び構造物接触面に瀝青材を塗布する場合は、均一かつ丁寧に行うこと。</p> <p>(ロ) 受注者は、コンクリートが分離しないように迅速に敷きならすこと。特に、コンクリート版の四隅、目地、ダウエルバー、タイバー、路面構造物等の付近は、注意して敷きならすこと。</p> <p>(ハ) 受注者は締め固め後、コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷きならすこと。</p> <p>(ニ) 受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締め固めること。</p> <p>(ホ) 受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締め固めのため、平面バイブレータ又は棒状バイブレータを準備して、締め固めること。</p> <p>(ヘ) 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締め固めること。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意すること。</p> <p>(ヘ) 受注者は、鉄筋又は鉄網を入れるときの敷き均し、締め固め等については、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>(ト) 受注者は、目地と目地との間では、コンクリート舗設作業を中止しないこと。</p> <p>(チ) 受注者は、鉄網部を締め固めるときに、たわませたり移動させたりしないこと。</p> <p>(リ) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせること。</p> <p>(リ) 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束すること。</p> <p>(リ) 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷き均した後、上層のコンクリートを舗設するまでの時間を30分以内とすること。</p> <p>(リ) 受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密かつ堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げること。</p> <p>(リ) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャやプレートタンパによる人力仕上げで行うこと。</p> <p>(リ) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる人力仕上げを行うこと。</p> <p>(リ) 受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行うこと。 また、コンクリート面が低くてフロートが当たらない場合は、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げること。</p> <p>(リ) 受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えないこと。ただし、著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよい。</p> <p>(リ) 受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸修正を行うこと。 なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等で点検すること。</p> <p>(リ) 受注者は、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、機械又は人力により版全体を均一な粗面に仕上げること。</p> <p>(リ) 受注者は、コンクリート舗設中に雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止すること。</p> <p>(リ) 受注者は、降雨等のため、舗設を中止せざる得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにすること。それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにすること。この場合の目地構造は、タイバーを使った突合せ目地とすること。</p>	<p>(イ) 受注者は、路盤上、基層上及び構造物接触面に瀝青材を塗布する場合は、均一かつ丁寧に行うこと。</p> <p>(ロ) 受注者は、コンクリートが分離しないように迅速に敷きならすこと。特に、コンクリート版の四隅、目地、ダウエルバー、タイバー、路面構造物等の付近は、注意して敷きならすこと。</p> <p>(ハ) 受注者は締め固め後、コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷きならすこと。</p> <p>(ニ) 受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締め固めること。</p> <p>(ホ) 受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締め固めのため、平面バイブレータ又は棒状バイブレータを準備して、締め固めること。</p> <p>(ヘ) 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締め固めること。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意すること。</p> <p>(ヘ) 受注者は、鉄筋又は鉄網を入れるときの敷きならし、締め固め等については、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>(ト) 受注者は、目地と目地との間では、コンクリート舗設作業を中止しないこと。</p> <p>(チ) 受注者は、鉄網部を締め固めるときに、たわませたり移動させたりしないこと。</p> <p>(リ) 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせること。</p> <p>(リ) 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束すること。</p> <p>(リ) 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷きならした後、上層のコンクリートを舗設するまでの時間を30分以内とすること。</p> <p>(リ) 受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密かつ堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げること。</p> <p>(リ) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャやプレートタンパによる人力仕上げで行うこと。</p> <p>(リ) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる人力仕上げを行うこと。</p> <p>(リ) 受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行うこと。 また、コンクリート面が低くてフロートが当たらない場合は、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げること。</p> <p>(リ) 受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えないこと。ただし、著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよい。</p> <p>(リ) 受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸修正を行うこと。 なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等で点検すること。</p> <p>(リ) 受注者は、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、機械又は人力により版全体を均一な粗面に仕上げること。</p> <p>(リ) 受注者は、コンクリート舗設中に雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止すること。</p> <p>(リ) 受注者は、降雨等のため、舗設を中止せざる得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにすること。それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにすること。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とすること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(x) 受注者は、舗設機械の運転に際し、型枠の縁等にコンクリートを掻き込まないように注意すること。</p> <p>エ 目地</p> <p>(y) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性を持つように仕上げること。目地付近にモルタルのみをよせて施工しないこと。</p> <p>(z) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は、2mmを超えないこと。</p> <p>また、目地は、コンクリート版面に垂直になるよう施工すること。</p> <p>(aa) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをすること。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくてもよいものとする。</p> <p>(ab) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをすること。</p> <p>(ac) 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入すること。</p> <p>(ad) 受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせること。</p> <p>(ae) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を定められた深さまで路面に垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入すること。</p> <p>(af) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突合せ目地の硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、又はアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにすること。</p> <p>(ag) 注入目地材の品質は、土木材料仕様書による<u>ものとする</u>。</p> <p>オ 養生</p> <p>(ah) 受注者は、表面仕上げが終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等有害な影響を受けないよう養生すること。</p> <p>(ai) 受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで後期養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行うこと。</p> <p>(aj) 受注者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、養生マット、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水すること。</p> <p>また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメントB種の場合は3週間とすること。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書にその理由、施工方法等を記載すること。</p> <p>(ak) 受注者は、寒中コンクリート版の養生は、少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで凍結しないよう保護し、特に風を防ぐこと。</p> <p>(al) 受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) アスファルト混合物層 ア 混合物運搬</p>	<p>(x) 受注者は、舗設機械の運転に際し、型枠の縁等にコンクリートを掻き込まないように注意すること。</p> <p>エ 目地</p> <p>(y) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性を持つように仕上げること。目地付近にモルタルのみをよせて施工しないこと。</p> <p>(z) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は、2mmを超えないこと。</p> <p>また、目地は、コンクリート版面に垂直になるよう施工すること。</p> <p>(aa) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをすること。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくてもよいものとする。</p> <p>(ab) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをすること。</p> <p>(ac) 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入すること。</p> <p>(ad) 受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせること。</p> <p>(ae) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を定められた深さまで路面に垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入すること。</p> <p>(af) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、<b>突き合わせ</b>目地の硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、又はアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにすること。</p> <p>(ag) 注入目地材の品質は、土木材料仕様書による<u>こと</u>。</p> <p>オ 養生</p> <p>(ah) 受注者は、表面仕上げが終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等有害な影響を受けないよう養生すること。</p> <p>(ai) 受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで後期養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行うこと。</p> <p>(aj) 受注者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、養生マット、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水すること。</p> <p>また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメントB種の場合は3週間とすること。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書にその理由、施工方法等を記載すること。</p> <p>(ak) 受注者は、寒中コンクリート版の養生は、少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで凍結しないよう保護し、特に風を防ぐこと。</p> <p>(al) 受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) アスファルト混合物層 ア 混合物運搬</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(f) 受注者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合は、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する対策を施すこと。</p> <p>(i) 受注者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆うこと。</p> <p>(j) 受注者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得ること。          なお、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲とすること。          また、混合物の出荷温度及び到着温度については、運搬車1台ごとに測定すること。</p> <p>(k) 受注者は、混合物を運搬車に積み込み又は積み下ろす場合は、混合物が分離しないようにすること。</p> <p>(l) 受注者は、現場の状況又は必要量に応じて適切に配車し、舗設作業に支障のないように運搬すること。</p> <p>イ 人力舗設</p> <p>(f) 受注者は、混合物の敷き均しを人力で行う場合は、特に熟練者を充て迅速に行い、均一な密度及び所定の厚さが得られるよう施工すること。</p> <p>(i) 受注者は、その他については、下記ウを準用して施工すること。</p> <p>ウ 機械舗設</p> <p>(f) 受注者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を、監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下の場合には施工しないこと。          また、雨が降り出した場合は、敷き均し作業を中止し、既に敷き均した箇所の混合物を速やかに締め固めて作業を完了させること。</p> <p>(i) 受注者は、舗設作業に先立ち、基層又は路盤が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみその他の有害物を除去すること。</p> <p>(j) 受注者は、路盤面及び基層面に異常を発見したときは、監督員と協議すること。</p> <p>(k) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を均一に塗布すること。</p> <p>(l) 受注者は、タックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにして、所定量を均一に散布すること。          なお、タックコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>(h) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持すること。</p> <p>(k) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、混合物の敷き均しの温度は110℃以上とすること。</p> <p>(g) 受注者は、混合物の敷き均しにおいて、厚さを締め固め後所定の値になるように調整すること。</p> <p>(g) 受注者は、混合物が敷き均し前に分離を起しているとき、温度が所定温度の範囲外のとき又は部分的に固まっているときは使用してはならない</p> <p>(c) 受注者は、機械敷き均しのできない部分については、監督員と協議の上、人力で施工すること。</p> <p>エ 転圧</p> <p>(f) 受注者は、転圧の1層の厚さは、設計図書に示す以外は、7cm以下を標準とし、設計図書に示す締め固め度が得られるよう、適切なローラーによって締め固めること。</p> <p>(i) 受注者は、ローラによる締め固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、こて等で締め固めること。</p> <p>(g) 受注者は、3mプロフィールメータ又はこれと同等の平坦性を算定できる測定方法によって、道路中心線と平行に車線ごとに仕上げ面の平坦性を測</p>	<p>(f) 受注者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合は、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する対策を施すこと。</p> <p>(i) 受注者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆うこと。</p> <p>(j) 受注者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得ること。          なお、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲とすること。          また、混合物の出荷温度及び到着温度については、運搬車1台ごとに測定すること。</p> <p>(k) 受注者は、混合物を運搬車に積み込み又は積み下ろす場合は、混合物が分離しないようにすること。</p> <p>(l) 受注者は、現場の状況又は必要量に応じて適切に配車し、舗設作業に支障のないように運搬すること。</p> <p>イ 人力舗設</p> <p>(f) 受注者は、混合物の敷き均しを人力で行う場合は、特に熟練者を充て迅速に行い、均一な密度及び所定の厚さが得られるよう施工すること。</p> <p>(i) 受注者は、その他については、下記ウを準用して施工すること。</p> <p>ウ 機械舗設</p> <p>(f) 受注者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を、監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下の場合には施工しないこと。          また、雨が降り出した場合は、敷き均し作業を中止し、既に敷き均した箇所の混合物を速やかに締め固めて作業を完了させること。</p> <p>(i) 受注者は、舗設作業に先立ち、基層又は路盤が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみその他の有害物を除去すること。</p> <p>(j) 受注者は、路盤面及び基層面に異常を発見したときは、監督員と協議すること。</p> <p>(k) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を均一に塗布すること。</p> <p>(l) 受注者は、タックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにして、所定量を均一に散布すること。          なお、タックコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>(h) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持すること。</p> <p>(k) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、混合物の敷き均しの温度は110℃以上とすること。</p> <p>(g) 受注者は、混合物の敷き均しにおいて、厚さを締め固め後所定の値になるように調整すること。</p> <p>(g) 受注者は、混合物が敷き均し前に分離を起しているとき、温度が所定温度の範囲外のとき又は部分的に固まっているときは使用してはならない</p> <p>(c) 受注者は、機械敷き均しのできない部分については、監督員と協議の上、人力で施工すること。</p> <p>エ 転圧</p> <p>(f) 受注者は、転圧の1層の厚さは、設計図書に示す以外は、7cm以下を標準とし、設計図書に示す締め固め度が得られるよう、適切なローラーによって締め固めること。</p> <p>(i) 受注者は、ローラによる締め固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、こて等で締め固めること。</p> <p>(g) 受注者は、3mプロフィールメータ又はこれと同等の平坦性を算定できる測定方法によって、道路中心線と平行に車線ごとに仕上げ面の平坦性を測</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>定すること。                      なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等により測定すること。</p> <p>(x) 受注者は、施工後、所定の割合でコアを採取し、厚さ及び密度の測定を行い、アスファルト量及び骨材粒度についても試験を行うこと。</p> <p>(y) 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行うこと。</p> <p><b>(4) 低騒音（排水性）舗装</b></p> <p>ア 受注者は、低騒音（排水性）舗装の施工に当たっては3.5.9（表層）の一般事項及びアスファルト混合物層の各規定を準用すること。</p> <p>イ 低騒音（排水性）舗装に用いる混合物のバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトとし、土木材料仕様書の規定によること。</p> <p>ウ タックコートに用いる瀝青材は、原則として改質アスファルト乳剤（PKR-T）を使用し、土木材料仕様書の規定によること。</p> <p>エ 施工方法については、次のとおりとすること。</p> <p>(f) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止又はリフレクションクラック防止のための処置を監督員の承諾を得てから講じること（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）。</p> <p>(g) 混合物の舗設は、通常より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し、速やかに敷き均し、転圧を行うこと。</p> <p>(h) 低騒音（排水性）舗装の継目の施工に当たっては、継目をよく清掃した後加温を行い、敷き均した混合物を十分に密着させること。                      また、擦付け部の施工に当たっては、混合物が飛散しないように入念に行うこと。</p> <p>オ 受注者は、一般部及び交差点部の標準的な一日当たりの施工工程を施工計画書に記載すること。                      なお、作成に当たり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に注意し、冬期においては締め固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下の対策を講ずること。</p> <p><b>(5) 樹脂系すべり止め舗装</b></p> <p>ア 受注者は、施工条件、施工方法、すべり抵抗の測定方法等について、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、舗設に先立ち、施工面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみその他の有害物を除去すること。                      また、区画線及び道路標示は、マスキング処理を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、施工に当たって、使用材料の種類、品質等についてあらかじめ監督員に報告書を提出し、承諾を得ること。                      また、樹脂の塗布に当たっては、人家及び縁石類を汚さないよう注意するとともに、悪臭が発生するおそれがある場合は、周囲に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。</p> <p>エ 受注者は、樹脂を塗布後、直ちに骨材を均一に散布し、樹脂に定着させ、余剰の骨材を除去すること。                      また、交通開放後も、はく離した骨材は、速やかに除去すること。</p> <p>オ 受注者は、すべり抵抗の測定を施工後1週間以内に行い、その成果を監督員に提出すること。</p>		<p>定すること。                      なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等により測定すること。</p> <p>(x) 受注者は、施工後、所定の割合でコアを採取し、厚さ及び密度の測定を行い、アスファルト量及び骨材粒度についても試験を行うこと。</p> <p>(y) 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行うこと。</p> <p><b>(4) 低騒音（排水性）舗装</b></p> <p>ア 受注者は、低騒音（排水性）舗装の施工に当たっては3.5.9（表層）の一般事項及びアスファルト混合物層の各規定を準用すること。</p> <p>イ 低騒音（排水性）舗装に用いる混合物のバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトとし、土木材料仕様書の規定によること。</p> <p>ウ タックコートに用いる瀝青材は、原則として改質アスファルト乳剤（PKR-T）を使用し、土木材料仕様書の規定によること。</p> <p>エ 施工方法については、次のとおりとすること。</p> <p>(f) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止又はリフレクションクラック防止のための処置を監督員の承諾を得てから講じること（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）。</p> <p>(g) 混合物の舗設は、通常より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し、速やかに敷きならし、転圧を行うこと。</p> <p>(h) 低騒音（排水性）舗装の継目の施工に当たっては、継目をよく清掃した後加温を行い、敷きならした混合物を十分に密着させること。                      また、擦付け部の施工に当たっては、混合物が飛散しないように入念に行うこと。</p> <p>オ 受注者は、一般部及び交差点部の標準的な一日当たりの施工工程を施工計画書に記載すること。                      なお、作成に当たり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に注意し、冬期においては締め固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下の対策を講ずること。</p> <p><b>(5) 樹脂系すべり止め舗装</b></p> <p>ア 受注者は、施工条件、施工方法、すべり抵抗の測定方法等について、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、舗設に先立ち、施工面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみその他の有害物を除去すること。                      また、区画線及び道路標示は、マスキング処理を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、施工に当たって、使用材料の種類、品質等についてあらかじめ監督員に報告書を提出し、承諾を得ること。                      また、樹脂の塗布に当たっては、人家及び縁石類を汚さないよう注意するとともに、悪臭が発生するおそれがある場合は、周囲に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。</p> <p>エ 受注者は、樹脂を塗布後、直ちに骨材を均一に散布し、樹脂に定着させ、余剰の骨材を除去すること。                      また、交通開放後も、はく離した骨材は、速やかに除去すること。</p> <p>オ 受注者は、すべり抵抗の測定を施工後1週間以内に行い、その成果を監督員に提出すること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
3.5.11 歩道舗装	<p><b>(1) 透水性アスファルト舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤の施工に先立ち、路床面の有害物及び不良土を取り除き、路床を締め固めること。</p>	3.5.11 歩道舗装	<p><b>(1) 透水性アスファルト舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤の施工に先立ち、路床面の有害物及び不良土を取り除き、路床を締め固めること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>イ 受注者は、フィルター層を設計図書に示す所定の厚さまで敷きならすこと。</p> <p>ウ 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7（路盤）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。ただし、プライムコートを使用しないこと。</p> <p>エ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9（表層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>オ 受注者は、施工後は、土木工事出来形管路基準に示す、厚さ、密度及び透水量の測定を同一箇所で行うこと。</p> <p><b>(2) アスファルト舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤の施工に先立ち、路床面の有害物及び不良土を取り除き、路床を締め固めること。</p> <p>イ 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7（路盤）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。ただし、路盤に粒度調整砕石を使用した場合の密度試験は省略することができる。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9（表層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>エ 受注者は、施工後、土木工事出来形管路基準に示す厚さ及び密度の測定を行うこと。</p> <p><b>(3) ブロック舗装</b></p> <p>受注者は、インターロッキングブロック舗装の施工に当たっては、インターロッキングブロック舗装設計施工要領の規定によるものとする。</p> <p><b>(4) コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装</b></p> <p>受注者は、コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、路床、路盤を施工する場合は、(2)を準用して十分に転圧し、均一に仕上げなければならない。</p> <p>イ 敷砂及び空練りモルタルの敷き均し時の余盛厚さは、路盤の使用材料によって路盤に食い込む量が異なるので調整しなければならない。</p> <p>ウ コンクリート平板等の敷設は、割付図を基に始点となる基準線、目地ラインを合わせ正確に敷設しなければならない。</p> <p>エ コンクリート平板等の目地幅は、定規を用いるなどして所定の幅となるように調整しなければならない。</p> <p>オ 歩道の切下げ部や勾配が大きく変化する箇所では、コンクリート平板等の目地間隔が大きく開かないように、コンクリート平板等のすり合わせを行い、敷設しなければならない。</p> <p>カ 排水口、マンホールなどの周囲では、雨水などによる水たまりができないように十分注意して施工しなければならない。</p> <p>キ コンクリート平板等の敷設後、敷砂層の締め固めとブロックの不陸を調整するために、コンクリート平板の表面をコンパクタにより十分に転圧しなければならない。</p> <p>ク 砂目地の砂の充てんは、乾燥した細目砂をほうき、デッキブラシなどで掃き込み、木づち等でコンクリート平板に振動を与え十分に充てんしなければならない。</p> <p>また、ブロック表面に残った砂は、きれいに除去しなければならない。</p> <p>ケ 受注者は、現場打ちコンクリートを必要とするところは、監督員の指示により施工しなければならない。</p> <p>コ コンクリート平板間の段差は、3mm以内としなければならない。</p> <p><b>(5) 車乗入れ用歩道切下げ部舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7（路盤）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p>	<p>イ 受注者は、フィルター層を設計図書に示す所定の厚さまで敷きならすこと。</p> <p>ウ 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7（路盤）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。ただし、プライムコートを使用しないこと。</p> <p>エ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9（表層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>オ 受注者は、施工後は、土木工事出来形管路基準に示す、厚さ、密度及び透水量の測定を同一箇所で行うこと。</p> <p><b>(2) アスファルト舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤の施工に先立ち、路床面の有害物及び不良土を取り除き、路床を締め固めること。</p> <p>イ 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7（路盤）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。ただし、路盤に粒度調整砕石を使用した場合の密度試験は省略することができる。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9（表層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>エ 受注者は、施工後、土木工事出来形管路基準に示す厚さ及び密度の測定を行うこと。</p> <p><b>(3) ブロック舗装</b></p> <p>受注者は、インターロッキングブロック舗装の施工に当たっては、インターロッキングブロック舗装設計施工要領の規定によるものとする。</p> <p><b>(4) コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装</b></p> <p>受注者は、コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、路床、路盤を施工する場合は、(2)を準用して十分に転圧し、均一に仕上げなければならない。</p> <p>イ 敷砂及び空練りモルタルの敷均し時の余盛厚さは、路盤の使用材料によって路盤に食い込む量が異なるので調整しなければならない。</p> <p>ウ コンクリート平板等の敷設は、割付図を基に始点となる基準線、目地ラインを合わせ正確に敷設しなければならない。</p> <p>エ コンクリート平板等の目地幅は、定規を用いるなどして所定の幅となるように調整しなければならない。</p> <p>オ 歩道の切下げ部や勾配が大きく変化する箇所では、コンクリート平板等の目地間隔が大きく開かないように、コンクリート平板等のすり合わせを行い、敷設しなければならない。</p> <p>カ 排水口、マンホールなどの周囲では、雨水などによる水たまりができないように十分注意して施工しなければならない。</p> <p>キ コンクリート平板等の敷設後、敷砂層の締め固めとブロックの不陸を調整するために、コンクリート平板の表面をコンパクタにより十分に転圧しなければならない。</p> <p>ク 砂目地の砂の充てんは、乾燥した細目砂をほうき、デッキブラシなどで掃き込み、木づち等でコンクリート平板に振動を与え十分に充てんしなければならない。</p> <p>また、ブロック表面に残った砂は、きれいに除去しなければならない。</p> <p>ケ 受注者は、現場打ちコンクリートを必要とするところは、監督員の指示により施工しなければならない。</p> <p>コ コンクリート平板間の段差は、3mm以内としなければならない。</p> <p><b>(5) 車乗入れ用歩道切下げ部舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7（路盤）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>イ 受注者は、基層を施工する場合は、3.5.8（基層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用すること。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9（表層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p>		<p>イ 受注者は、基層を施工する場合は、3.5.8（基層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用すること。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9（表層）の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p>	
<b>第6節 街 築 工 事</b>		<b>第6節 街 築 工 事</b>		
3.6.1 排 水	<p>(1) 管きよ</p> <p>受注者は、管きよの施工に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 受注者は、現場に管を保管する場合は、第三者が保管場所に立ち入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じること。</p> <p>(イ) 受注者は、管の運搬に当たっては、落下、ぶつかり合い等管材に悪影響を与えるような取り扱いをしないこと。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材料等をはさみ受け口や差し口が損傷及び傷がつかないように十分注意すること。</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート管は、接着剤、樹脂系接合剤、滑材、シール材等は材質の変化を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとること。</p> <p>イ 受注者は、管きよを布設する場合は、あらかじめ丁張を設置し、正確に布設すること。</p> <p>ウ 受注者は、管きよの基礎については、設計図書の定めるところによるほか、次の事項に注意して施工すること。</p> <p>(イ) 再生クラッシュラン基礎は、再生クラッシュランを所定の厚さにむらなく敷き均し、十分締め固めて仕上げること。</p> <p>(イ) 砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を15cmごとに締め固めて所定の厚さまで仕上げた後、横木材（ただし、塩ビ管、FRP管を除く。）を設置して管を布設し、くさび材で固定して更にしゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cmごとに締め固めて空隙が生じないように仕上げること。</p> <p>(イ) 塩ビ管及びFRP管の砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を15cmごとに締め固め、空隙が生じないように仕上げること。基礎材の投入に当たっては、管が移動しないように管の左右に交互に投入すること。</p> <p>また、管の心出し及び管の移動防止用あて木は取り除き、石、ガラ等の固形物を混入させないこと。</p> <p>(イ) 梯子胴木基礎は、床付け後直ちに梯子胴木を所定の位置に設置し、再生クラッシュラン碎石を敷き均して十分に締め固め、管を布設後くさび材で固定して、更にしゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cmごとに締め固めて空隙が生じないように仕上げること。</p> <p>(イ) コンクリート基礎は、床付け後直ちに再生クラッシュランを敷き均して締め固めた後、所定の寸法になるようにコンクリートを打ち込み、締め固めて空隙のないように仕上げること。</p> <p>エ 受注者は、管の布設に当たり、所定の基礎を施した後に、下流側又は低い側から布設し上流の方向に受口を向け、管の中心線、勾配及び管底高を正確に保ち、かつ、漏水、不陸、偏心等が生じないように施工すること。</p> <p>オ 受注者は、管の切断及びせん孔する場合は、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、切り口及びせん孔部を所定の寸法に仕上げること。</p> <p>また、管を損傷させた場合は、取り換えること。</p> <p>特に塩ビ管については、切断面に生じたばり等を平滑に仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は規定の面取りをすること。</p> <p>カ 受注者は、管きよの吐口等の施工のため、在来構造物を取り壊す場合は、周囲に損傷を与えないよう行い、復旧は在来構造物に倣って取り合わせることを。</p> <p>キ 受注者は、接合前に受口内面及びゴム輪を点検清掃し、必ず土砂等を除去</p>	3.6.1 排 水	<p>(1) 管きよ</p> <p>受注者は、管きよの施工に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 受注者は、現場に管を保管する場合は、第三者が保管場所に立ち入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じること。</p> <p>(イ) 受注者は、管の運搬に当たっては、落下、ぶつかり合い等管材に悪影響を与えるような取り扱いをしないこと。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材料等をはさみ受け口や差し口が損傷及び傷がつかないように十分注意すること。</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート管は、接着剤、樹脂系接合剤、滑材、シール材等は材質の変化を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとること。</p> <p>イ 受注者は、管きよを布設する場合は、あらかじめ丁張を設置し、正確に布設すること。</p> <p>ウ 受注者は、管きよの基礎については、設計図書の定めるところによるほか、次の事項に注意して施工すること。</p> <p>(イ) 再生クラッシュラン基礎は、再生クラッシュランを所定の厚さにむらなく敷き均し、十分締め固めて仕上げること。</p> <p>(イ) 砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を15cmごとに締め固めて所定の厚さまで仕上げた後、横木材（ただし、塩ビ管、FRP管を除く。）を設置して管を布設し、くさび材で固定して更にしゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cmごとに締め固めて空隙が生じないように仕上げること。</p> <p>(イ) 塩ビ管及びFRP管の砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を15cmごとに締め固め、空隙が生じないように仕上げること。基礎材の投入に当たっては、管が移動しないように管の左右に交互に投入すること。</p> <p>また、管の心出し及び管の移動防止用あて木は取り除き、石、ガラ等の固形物を混入させないこと。</p> <p>(イ) 梯子胴木基礎は、床付け後直ちに梯子胴木を所定の位置に設置し、再生クラッシュラン碎石を敷き均して十分に締め固め、管を布設後くさび材で固定して、更にしゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cmごとに締め固めて空隙が生じないように仕上げること。</p> <p>(イ) コンクリート基礎は、床付け後直ちに再生クラッシュランを敷き均して締め固めた後、所定の寸法になるようにコンクリートを打ち込み、締め固めて空隙のないように仕上げること。</p> <p>エ 受注者は、管の布設に当たり、所定の基礎を施した後に、下流側又は低い側から布設し上流の方向に受口を向け、管の中心線、勾配及び管底高を正確に保ち、かつ、漏水、不陸、偏心等が生じないように施工すること。</p> <p>オ 受注者は、管の切断及びせん孔する場合は、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、切り口及びせん孔部を所定の寸法に仕上げること。</p> <p>また、管を損傷させた場合は、取り換えること。</p> <p>特に塩ビ管については、切断面に生じたばり等を平滑に仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は規定の面取りをすること。</p> <p>カ 受注者は、管きよの吐口等の施工のため、在来構造物を取り壊す場合は、周囲に損傷を与えないよう行い、復旧は在来構造物に倣って取り合わせることを。</p> <p>キ 受注者は、接合前に受口内面及びゴム輪を点検清掃し、必ず土砂等を除去</p>	○ 語句を見直した。

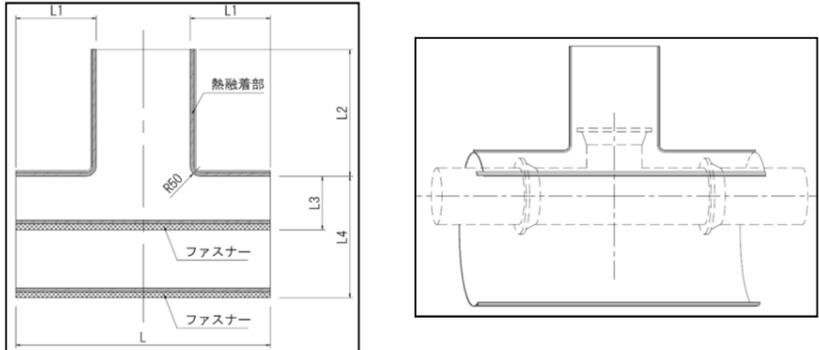
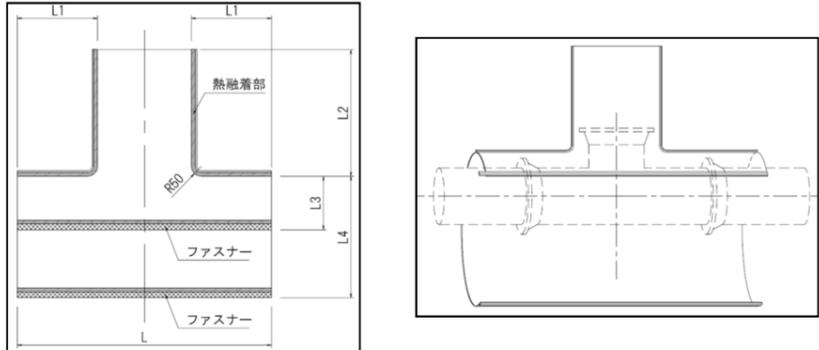
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>すること。</p> <p>接合にゴム輪を用いる管については、これを挿し口に正しく装てんし、受口両面及びゴム輪に滑剤を十分に塗布し、密着するよう接合すること。</p> <p>管をモルタル接合するときは、十分モルタルを詰め込み、モルタルが管の内面に出ないように丁寧に仕上げること。</p> <p>また、モルタルが硬化するまで、移動その他衝撃を与えないように施工すること。</p> <p>ク 受注者は、塩ビ管のゴム輪接合の場合は、ゴム輪が正確に溝に納まっているか確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着を行うこと。</p> <p>接合部に付着している土砂、水分及び油分は、乾いた布で清掃すること。</p> <p>ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び挿し口管に均等に塗り、管軸に合わせて挿し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ及びはみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認すること。内径200mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用すること。</p> <p>なお、接合用滑剤は、ゴム輪接合専用滑剤を使用すること。</p> <p>ケ 受注者は、塩ビ管の接着接合の場合は、受口内面及び挿し口外面を乾いた布で清掃し、特に油分と水分を完全に拭き取った後に施工すること。</p> <p>挿し口には挿し込み深さを挿し口の端から規定寸法に標線を入れること。</p> <p>接着剤を受口内面及び挿し口外面の接着面を塗りもらしなく均一に素早く塗ること。</p> <p>内径200mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用し接合すること。受口からはみ出した接着剤は拭き取ること。</p> <p>接着直後、接合部に無理な外力が加わらないよう注意すること。</p> <p>コ 受注者は、管きよの埋め戻し及び盛土に当たっては、管きよを損傷しないように、かつ、偏心及び偏圧のかからないよう埋め戻し材を左右均等かつ層状に十分締め固めること。</p> <p><b>(2) 人孔及び柵</b></p> <p>受注者は、人孔及び柵の施工に当たっては、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>ア 受注者は、人孔及び柵の基礎については、支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないようにすること。</p> <p>イ 受注者は、人孔及び柵の側塊が動揺しないよう、接合用モルタルを敷き均して据え付け、漏水等が生じないように目地を入念に仕上げること。</p> <p>ウ 受注者は、人孔及び柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにすること。</p> <p>また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護すること。</p> <p>エ 受注者は、人孔及び柵の縁塊、蓋を据え付ける際は、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工すること。</p> <p>また、蓋がずれることのないようにすること。</p> <p>オ 受注者は、躯体及び側塊に使用する足掛金物はポリプロピレン防錆被膜とし、設計図書の定めるところに従い、コンクリート打込み時に取り付けること。</p> <p>なお、人孔天端の仕上がり高さに変動を生じた場合は、監督員の指示に従い設置すること。</p> <p>カ 受注者は、特に指示するものを除き、ちり除け金物には防錆塗料を塗布すること。</p> <p>キ 受注者は、人孔及び柵の施工については、管きよ等との接続部は漏水が生じないように施工すること。</p> <p><b>(3) 街きよ、側溝等</b></p> <p>受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、次の事項に注意すること。</p>	<p>すること。</p> <p>接合にゴム輪を用いる管については、これを挿し口に正しく装てんし、受口両面及びゴム輪に滑剤を十分に塗布し、密着するよう接合すること。</p> <p>管をモルタル接合するときは、十分モルタルを詰め込み、モルタルが管の内面に出ないように丁寧に仕上げること。</p> <p>また、モルタルが硬化するまで、移動その他衝撃を与えないように施工すること。</p> <p>ク 受注者は、塩ビ管のゴム輪接合の場合は、ゴム輪が正確に溝に納まっているか確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着を行うこと。</p> <p>接合部に付着している土砂、水分及び油分は、乾いた布で清掃すること。</p> <p>ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び挿し口管に均等に塗り、管軸に合わせて挿し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ及びはみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認すること。内径200mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用すること。</p> <p>なお、接合用滑剤は、ゴム輪接合専用滑剤を使用すること。</p> <p>ケ 受注者は、塩ビ管の接着接合の場合は、受口内面及び挿し口外面を乾いた布で清掃し、特に油分と水分を完全に拭き取った後に施工すること。</p> <p>挿し口には挿し込み深さを挿し口の端から規定寸法に標線を入れること。</p> <p>接着剤を受口内面及び挿し口外面の接着面を塗りもらしなく均一に素早く塗ること。</p> <p>内径200mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用し接合すること。受口からはみ出した接着剤は拭き取ること。</p> <p>接着直後、接合部に無理な外力が加わらないよう注意すること。</p> <p>コ 受注者は、管きよの埋め戻し及び盛土に当たっては、管きよを損傷しないように、かつ、偏心及び偏圧のかからないよう埋め戻し材を左右均等かつ層状に十分締め固めること。</p> <p><b>(2) 人孔及び柵</b></p> <p>受注者は、人孔及び柵の施工に当たっては、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>ア 受注者は、人孔及び柵の基礎については、支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないようにすること。</p> <p>イ 受注者は、人孔及び柵の側塊が動揺しないよう、接合用モルタルを敷きならして据え付け、漏水等が生じないように目地を入念に仕上げること。</p> <p>ウ 受注者は、人孔及び柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにすること。</p> <p>また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護すること。</p> <p>エ 受注者は、人孔及び柵の縁塊、蓋を据え付ける際は、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工すること。</p> <p>また、蓋がずれることのないようにすること。</p> <p>オ 受注者は、躯体及び側塊に使用する足掛金物はポリプロピレン防錆被膜とし、設計図書の定めるところに従い、コンクリート打込み時に取り付けること。</p> <p>なお、人孔天端の仕上がり高さに変動を生じた場合は、監督員の指示に従い設置すること。</p> <p>カ 受注者は、特に指示するものを除き、ちり除け金物には防錆塗料を塗布すること。</p> <p>キ 受注者は、人孔及び柵の施工については、管きよ等との接続部は漏水が生じないように施工すること。</p> <p><b>(3) 街きよ、側溝等</b></p> <p>受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、次の事項に注意すること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>ア 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、降雨、融雪によって路面又は斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工すること。</p> <p>イ 受注者は、街きよ、側溝等の継目部の施工に当たり、付着、水密性を保つとともに段差が生じないように注意して施工すること。</p> <p>ウ 受注者は、街きよの表面については、締め固めたコンクリートが半乾きの状態のときにこてを使用し、かつ、突端部は面ごてを使用して仕上げること。</p> <p>エ 受注者は、場所打コンクリートにより側溝を施工する場合の施工順序は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。</p> <p>オ 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、設計図書又は監督員の指示する勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、流水面は、滞水の無いよう十分注意して施工すること。</p> <p>カ 受注者は、街きよ、側溝及び側溝蓋の施工に当たっては、材料が破損しないよう丁寧に施工すること。</p> <p>キ 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打込みについては、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関し監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工すること。</p> <p>ケ 受注者は、街きよ、側溝等の接合部について、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工すること。</p> <p>コ 受注者は、<sup>ます</sup>柵の間隔が10m以上ある街きよを施工する場合は、<sup>ます</sup>柵間中央部のブロックの継目に合わせて施工目地を設けること。</p> <p>サ 受注者は、低騒音（排水性）舗装における排水用パイプの施工に当たっては、浮き上がり防止の措置を行うとともに、排水用パイプの流末を集水<sup>ます</sup>柵縁塊の孔へ確実に挿入すること。 なお、半たわみ性舗装部において、排水用パイプを施工する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>シ 受注者は、雨水管、污水管等を設置する場合は、相互に誤接続がないように確認を行うこと。</p>	<p>ア 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、降雨、融雪によって路面又は斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工すること。</p> <p>イ 受注者は、街きよ、側溝等の継目部の施工に当たり、付着、水密性を保つとともに段差が生じないように注意して施工すること。</p> <p>ウ 受注者は、街きよの表面については、締め固めたコンクリートが半乾きの状態のときにこてを使用し、かつ、突端部は面ごてを使用して仕上げること。</p> <p>エ 受注者は、場所打コンクリートにより側溝を施工する場合の施工順序は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。</p> <p>オ 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、設計図書又は監督員の指示する勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、流水面は、滞水の無いよう十分注意して施工すること。</p> <p>カ 受注者は、街きよ、側溝及び側溝蓋の施工に当たっては、材料が破損しないよう丁寧に施工すること。</p> <p>キ 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打込みについては、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関し監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工すること。</p> <p>ケ 受注者は、街きよ、側溝等の接合部について、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工すること。</p> <p>コ 受注者は、<sup>ます</sup>柵の間隔が10m以上ある街きよを施工する場合は、<sup>ます</sup>柵間中央部のブロックの継目に合わせて施工目地を設けること。</p> <p>サ 受注者は、低騒音（排水性）舗装における排水用パイプの施工に当たっては、浮き上がり防止の措置を行うとともに、排水用パイプの流末を集水<sup>ます</sup>柵縁塊の孔へ確実に挿入すること。 なお、半たわみ性舗装部において、排水用パイプを施工する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>シ 受注者は、雨水管、污水管等を設置する場合は、相互に誤接続がないように確認を行うこと。</p>	
<p>3.6.4 区画線</p>	<p>(1) 区画線 区画線の施工については、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 区画線の施工に当たり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>イ 各標示のペイントの色及び使用量については、設計図書の定めによる。 また、区画線等の標示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号）」により施工すること。</p> <p>ウ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこり及び油等の不純物を取り除き、均一に接着させること。</p> <p>エ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工時間帯及び施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い、交通渋滞を来すことのないよう施工すること。</p> <p>オ 受注者は、塗装路面を清掃し、ぬれた路面は乾燥させてから施工すること。 また、新設コンクリート舗装面への塗装は、舗装面の清掃を入念（ノロを除去）に行ってから塗装すること。</p> <p>カ 溶融式区画線及び高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温が5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し、路面温度を上昇させた後に施工すること。</p>	<p>3.6.4 区画線</p> <p>(1) 区画線 区画線の施工については、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 区画線の施工に当たり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>イ 各標示のペイントの色及び使用量については、設計図書の定めによる。 また、区画線等の標示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号）」により施工すること。</p> <p>ウ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこり及び油等の不純物を取り除き、均一に接着させること。</p> <p>エ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工時間帯及び施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い、交通渋滞を来すことのないよう施工すること。</p> <p>オ 受注者は、塗装路面を清掃し、ぬれた路面は乾燥させてから施工すること。 また、新設コンクリート舗装面への塗装は、舗装面の清掃を入念（ノロを除去）に行ってから塗装すること。</p> <p>カ 溶融式区画線及び高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温が5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し、路面温度を上昇させた後に施工すること。</p>	<p>○（都）仕様書の改正と合わせて記載内容を見直した。</p>

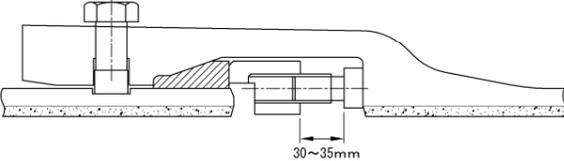
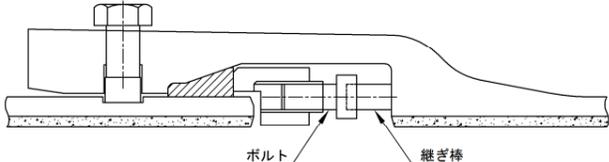
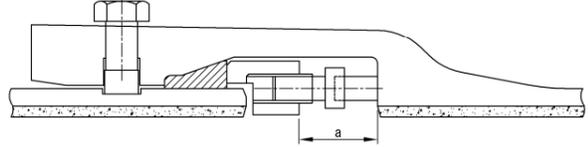
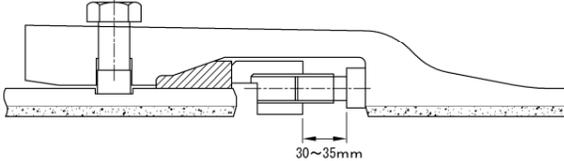
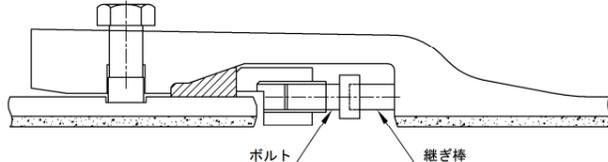
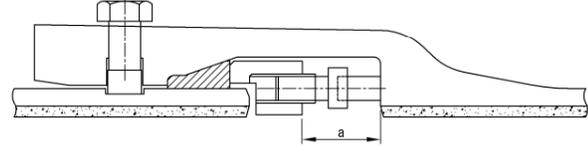
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>キ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工場所、施工延長、施工幅等の適合を確認すること。 また、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、路面標示の施工に当たっては、歩行者、通行車両等に危険のないようにすること。</p> <p>ケ 受注者は、路面標示の施工に当たっては、標示幅を均一にして凹凸のないよう丁寧に行うこと。</p> <p>コ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布すること。</p> <p>サ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、常に180～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を適温に管理すること。</p> <p>シ ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は、10%以下とすること。</p> <p>ス 受注者は、塗布面にガラスビーズを散布する場合は、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないように均等に固着させること。</p> <p>セ 受注者は、車両及び歩行者への塗膜の付着防止のため、塗装後直ちに、防護器具を交通への支障が少ないよう配置し、乾燥した時点で早期に撤去して交通を開放すること。</p> <p>ソ 路面標示用塗料及びガラスビーズは、土木材料仕様書の規定に適合するものを使用すること。</p> <p><b>(2) 区画線等の消去</b> 区画線等の消去については、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 受注者は、路面標示の抹消に当たっては、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめること。 また、消去により発生する塗料粉塵の飛散を防止する適正な処理を行うこと。</p> <p>イ 区画線等の消去に当たっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。</p>		<p>キ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工場所、施工延長、施工幅等の適合を確認すること。 また、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、路面標示の施工に当たっては、歩行者、通行車両等に危険のないようにすること。</p> <p>ケ 受注者は、路面標示の施工に当たっては、標示幅を均一にして凹凸のないよう丁寧に行うこと。</p> <p>コ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布すること。</p> <p>サ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工温度を、土木材料仕様書の範囲とすること。</p> <p>シ ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は、10%以下とすること。</p> <p>ス 受注者は、塗布面にガラスビーズを散布する場合は、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないように均等に固着させること。</p> <p>セ 受注者は、車両及び歩行者への塗膜の付着防止のため、塗装後直ちに、防護器具を交通への支障が少ないよう配置し、乾燥した時点で早期に撤去して交通を開放すること。</p> <p>ソ 路面標示用塗料及びガラスビーズは、土木材料仕様書の規定に適合するものを使用すること。</p> <p><b>(2) 区画線等の消去</b> 区画線等の消去については、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 受注者は、路面標示の抹消に当たっては、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめること。 また、消去により発生する塗料粉塵の飛散を防止する適正な処理を行うこと。</p> <p>イ 区画線等の消去に当たっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。</p>	
<b>第4章 配水管工事</b>		<b>第4章 配水管工事</b>		
<b>第1節 施工一般</b>		<b>第1節 施工一般</b>		
4.1.4 管の据付け	<p><b>(1) 管体の確認</b> 受注者は、管を据え付ける前に、管体の内外面に亀裂その他の欠陥がないことを確認すること。</p> <p><b>(2) 土留用切梁の一時取り外し</b> 受注者は、管の吊下ろしに当たって土留用切梁を一時取り外す場合は、必ず土留の補強を施し、安全を確認の上、施工すること。</p> <p><b>(3) 布設の向き</b> 受注者は、管の受口を高所に向けて低所から高所に向かって布設すること。ただし、施工上やむを得ない場合には、監督員と協議すること。</p> <p><b>(4) 既設管連絡時の分岐</b> 受注者は、既設管との連絡工事においては、原則として水平方向より分岐するものとし、垂直配管は行わないこと。埋設物等の輻輳により、やむを得ず垂直配管を行う場合は、特殊押輪を使用（耐震継手部を除く。）した上で、コンクリート防護、鋼材防護等を行うこと。 なお、防護方法は、4.1.11（管防護）による。</p> <p><b>(5) 表示記号の確認</b> 受注者は、管体の表示記号等により管の形状、寸法等を確認してから配管をすること。</p>	4.1.4 管の据付け	<p><b>(1) 管体の確認</b> 受注者は、管を据え付ける前に、管体の内外面に亀裂その他の欠陥がないことを確認すること。</p> <p><b>(2) 土留用切梁の一時取り外し</b> 受注者は、管の吊下ろしに当たって土留用切梁を一時取り外す場合は、必ず土留の補強を施し、安全を確認の上、施工すること。</p> <p><b>(3) 布設の向き</b> 受注者は、管の受口を高所に向けて低所から高所に向かって布設すること。ただし、施工上やむを得ない場合には、監督員と協議すること。</p> <p><b>(4) 既設管連絡時の分岐</b> 受注者は、既設管との連絡工事においては、原則として水平方向より分岐するものとし、垂直配管は行わないこと。埋設物等の輻輳により、やむを得ず垂直配管を行う場合は、特殊押輪を使用（耐震継手部を除く。）した上で、コンクリート防護、鋼材防護等を行うこと。 なお、防護方法は、4.1.11（管防護）による。</p> <p><b>(5) 表示記号の確認</b> 受注者は、管体の表示記号等により管の形状、寸法等を確認してから配管をすること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>また、ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分及び押輪の表示記号のうち口径及び年号マークを上に向けて据え付けること。</p> <p>(6) 中心線及び高低の確定 受注者は、管内部を清掃し、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して設計図書に示す位置に据え付けること。</p> <p>(7) 曲げ配管の禁止 受注者は、直管の継手箇所角度をとる配管を行わないこと。ただし、工事現場の状況により施工上やむを得ない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(8) 作業完了後の点検 受注者は、1日の配管作業完了後に、管内を点検し、綿布、工具等の置き忘れないことを確認すること。 また、土砂、汚水等が流入しないよう管端部を木蓋等で塞ぐこと。</p> <p>(9) 鋼管の据付け 受注者は、鋼管の据付けの際は、管体保護のため、基礎に良質の砂を敷き均して据え付けること。</p>		<p>また、ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分及び押輪の表示記号のうち口径及び年号マークを上に向けて据え付けること。</p> <p>(6) 中心線及び高低の確定 受注者は、管内部を清掃し、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して設計図書に示す位置に据え付けること。</p> <p>(7) 曲げ配管の禁止 受注者は、直管の継手箇所角度をとる配管を行わないこと。ただし、工事現場の状況により施工上やむを得ない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(8) 作業完了後の点検 受注者は、1日の配管作業完了後に、管内を点検し、綿布、工具等の置き忘れないことを確認すること。 また、土砂、汚水等が流入しないよう管端部を木蓋等で塞ぐこと。</p> <p>(9) 鋼管の据付け 受注者は、鋼管の据付けの際は、管体保護のため、基礎に良質の砂を敷き<del>な</del>らして据え付けること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
<p>4.1.10 既設管の撤去</p>	<p>(1) 撤去管の確認 受注者は、既設管の撤去を行う場合は、埋設位置、管種、管径等から撤去する管であることを確認した後、撤去すること。</p> <p>(2) 防護コンクリート等の撤去 受注者は、防護コンクリート等を壊し残りのないよう撤去すること。</p> <p>(3) 既設管の切断 受注者は、4.1.6 (5) により既設管の切断を行うこと</p> <p>(4) 撤去管の処分 受注者は、撤去管の処分については、「第2章第3節発生品」によること。</p> <p>(5) 適切な処分 受注者は、1.3.9 (建設副産物対策)により石綿セメント管及び塩ビ管を処分すること。 また、附属鋳鉄製品については、「第2章第3節発生品」により処分すること。</p> <p>(6) 石綿セメント管の撤去 受注者は、石綿セメント管の撤去に当たっては、次のことを厳守すること。 ア 石綿セメント管の撤去については「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)、関係法令等を遵守し施工すること。 イ 受注者は、石綿セメント管の撤去に係る作業計画を定め、監督員に提出すること。 ウ 受注者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任すること。 エ 受注者は、石綿管の撤去に当たっては、粉じんを伴う切断等は避け継手部で取り外すこと。やむを得ず切断等を行う場合は、石綿セメント管に散水等をして湿潤な状態にするとともに、更に手動で切断する等粉じんの出ない措置を講じること。 また、受注者は、切断等の作業、切断した管のこん包及びこれらの作業に立ち会う作業員に呼吸用保護具等を使用させること。 なお、撤去管は、プラスチック袋で二重にこん包しアスベスト廃棄物である旨を表示すること。</p>	<p>4.1.10 既設管の撤去</p>	<p>(1) 撤去管の確認 受注者は、既設管の撤去を行う場合は、埋設位置、管種、管径等から撤去する管であることを確認した後、撤去すること。</p> <p>(2) 防護コンクリート等の撤去 受注者は、防護コンクリート等を壊し残りのないよう撤去すること。</p> <p>(3) 既設管の切断 受注者は、4.1.6 (5) により既設管の切断を行うこと</p> <p>(4) 撤去管の処分 受注者は、撤去管の処分については、<b>2.3 (発生品)</b>によること。</p> <p>(5) 適切な処分 受注者は、1.3.9 (建設副産物対策)により石綿セメント管及び塩ビ管を処分すること。 また、附属鋳鉄製品については、<b>2.3 (発生品)</b>により処分すること。</p> <p>(6) 石綿セメント管の撤去 受注者は、石綿セメント管の撤去に当たっては、次のことを厳守すること。 ア 石綿セメント管の撤去については「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)、関係法令等を遵守し施工すること。 イ 受注者は、石綿セメント管の撤去に係る作業計画を定め、監督員に提出すること。 ウ 受注者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任すること。 エ 受注者は、石綿管の撤去に当たっては、粉じんを伴う切断等は避け継手部で取り外すこと。やむを得ず切断等を行う場合は、石綿セメント管に散水等をして湿潤な状態にするとともに、更に手動で切断する等粉じんの出ない措置を講じること。 また、受注者は、切断等の作業、切断した管のこん包及びこれらの作業に立ち会う作業員に呼吸用保護具等を使用させること。 なお、撤去管は、プラスチック袋で二重にこん包しアスベスト廃棄物である旨を表示すること。</p>	<p>○ (都)仕様書と合わせて表現を見直した。</p> <p>○ 同上</p>
<p>4.1.11 管防護</p>	<p>(1) 管防護の仕様 管防護の施工箇所、形状寸法、材料等については、設計図書による。ただし、設計図書により難しい場合は、施工図を提出し、監督員の承諾を得ること。 また、設計図書に示された箇所以外でも、監督員が指示した場合は、その指示により防護を行うこと。</p> <p>(2) 管防護の施工</p>	<p>4.1.11 管防護</p>	<p>(1) 管防護の仕様 管防護の施工箇所、形状寸法、材料等については、設計図書による。ただし、設計図書により難しい場合は、施工図を提出し、監督員の承諾を得ること。 また、設計図書に示された箇所以外でも、監督員が指示した場合は、その指示により防護を行うこと。</p> <p>(2) 管防護の施工</p>	<p>○ (都)仕様書と合わせて表現を見</p>

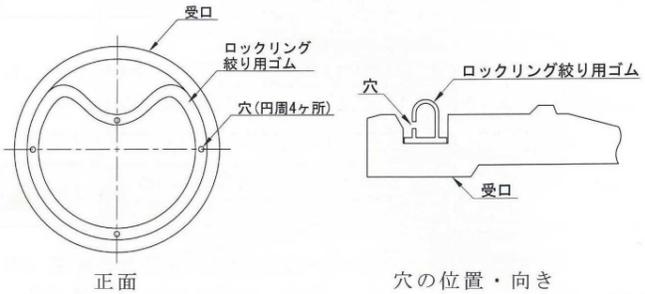
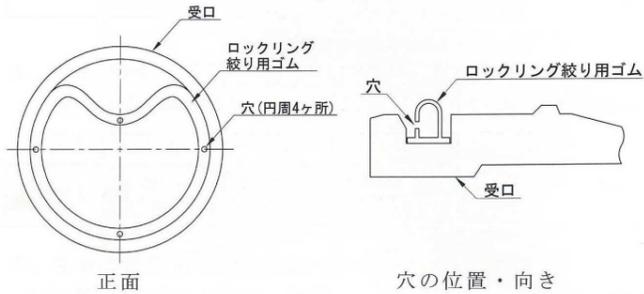
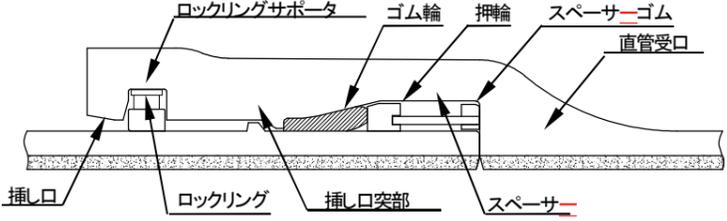
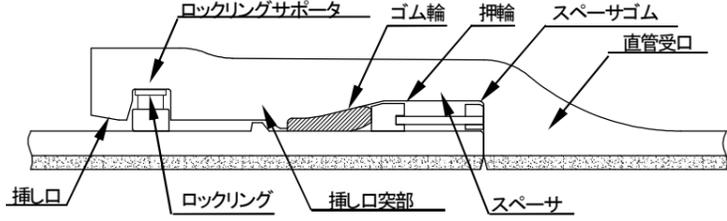
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																																																																																																																																
<p>受注者は、次により管防護の施工を行うこと。</p> <p>ア コンクリート防護</p> <p>(f) 受注者は、管の据付け前に砕石の基礎を施工すること。</p> <p>(i) 受注者は、管の表面をよく清掃し、設計図書に示す配筋を行い型枠を設けてコンクリートの打込みを行うこと。</p> <p>(j) 受注者は、「第3章第3節基礎工事」、「第3章第4節コンクリート工事」により基礎工、鉄筋工、コンクリート工及び型枠工を施工すること。ただし、現場状況等によりこれによりがたい場合は、設計図書の定めによること。</p> <p>イ 特殊押輪（K形、NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、特殊押輪を取り付ける場合は、4.2（ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠すること。</p> <p>また、押ボルトの締付けトルクを100N・mから120N・mまでとし、必ずトルクレンチにより確認すること。</p> <p>なお、締付け完了後、T頭ボルトの締付け状況を点検し、取付け箇所に必要な応じて防食塗料を塗布すること。</p> <p>ウ ライナ防護（NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、ライナによる異形管防護を施す際は、配水管工事標準図（以下「標準図」という。）に基づき行うこと。</p> <p>エ 鋼材防護</p> <p>受注者は、次の要領により鋼材防護を施工すること。</p> <p>(f) 受注者は、鋼材の製作加工、取付けは正確に行い、接合後の鋼材にねじれ、曲がり、遊び等の欠陥がないようにすること。</p> <p>(i) 受注者は、鋼材の切断面を平滑に仕上げること。</p> <p>(j) 受注者は、鋼材の接触面を清掃し、ボルト穴を正しく合わせ締め付けること。</p> <p>また、ボルト穴はドリルでせん孔し、裂け目や変形を生じさせないこと。</p> <p>(e) 受注者は、JISその他に定める有資格者に鋼材の溶接を行わせて欠陥のないようにすること。</p> <p>(f) 受注者は、鋼材に付着している油脂その他の異物を除去すること。</p> <p>(g) 受注者は、鋼材防護を緩めないようにコンクリートを打ち込むこと。</p>	<p>受注者は、次により管防護の施工を行うこと。</p> <p>ア コンクリート防護</p> <p>(f) 受注者は、管の据付け前に砕石の基礎を施工すること。</p> <p>(i) 受注者は、管の表面をよく清掃し、設計図書に示す配筋を行い型枠を設けてコンクリートの打込みを行うこと。</p> <p>(j) 受注者は、3.3（基礎工事）、3.4（コンクリート工事）により基礎工、鉄筋工、コンクリート工及び型枠工を施工すること。ただし、現場状況等によりこれによりがたい場合は、設計図書の定めによること。</p> <p>イ 特殊押輪（K形、NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、特殊押輪を取り付ける場合は、4.2（ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠すること。</p> <p>また、押ボルトの締付けトルクを100N・mから120N・mまでとし、必ずトルクレンチにより確認すること。</p> <p>なお、締付け完了後、T頭ボルトの締付け状況を点検し、取付け箇所に必要な応じて防食塗料を塗布すること。</p> <p>ウ ライナ防護（NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、ライナによる異形管防護を施す際は、配水管工事標準図（以下「標準図」という。）に基づき行うこと。</p> <p>エ 鋼材防護</p> <p>受注者は、次の要領により鋼材防護を施工すること。</p> <p>(f) 受注者は、鋼材の製作加工、取付けは正確に行い、接合後の鋼材にねじれ、曲がり、遊び等の欠陥がないようにすること。</p> <p>(i) 受注者は、鋼材の切断面を平滑に仕上げること。</p> <p>(j) 受注者は、鋼材の接触面を清掃し、ボルト穴を正しく合わせ締め付けること。</p> <p>また、ボルト穴はドリルでせん孔し、裂け目や変形を生じさせないこと。</p> <p>(e) 受注者は、JISその他に定める有資格者に鋼材の溶接を行わせて欠陥のないようにすること。</p> <p>(f) 受注者は、鋼材に付着している油脂その他の異物を除去すること。</p> <p>(g) 受注者は、鋼材防護を緩めないようにコンクリートを打ち込むこと。</p>	<p>直した。</p>																																																																																																																																																																
<p>4.1.18 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆</p> <p>(1) 使用材料</p> <p>ア 受注者は、被覆に用いるポリエチレンスリーブは、<b>JWWAK158（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の規定に適合した品質のものを使用すること。</b></p> <p>また、防食用ビニル粘着テープ、固定用ゴムバンド、締め具等は、JWWAK158（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の<b>附属書に準じた品質のものを使用すること。</b></p> <p>イ 受注者は、表4.2に適合するポリエチレンスリーブを使用すること。</p> <p>なお、表示の色は水道用は青とし、工業用水道用は黒とすること。</p> <p>表 4.2 ポリエチレンスリーブの寸法形状（単位 mm）</p> <table border="1" data-bbox="418 1583 1299 1927"> <thead> <tr> <th>呼び径</th><th>内径</th><th>折り径</th><th>厚さ</th><th>長さ</th><th>呼び径</th><th>内径</th><th>折り径</th><th>厚さ</th><th>長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td><td>191</td><td>300</td><td>0.2</td><td>4000</td><td>800</td><td>1114</td><td>1750</td><td>0.2</td><td>7500</td></tr> <tr> <td>75</td><td>248</td><td>390</td><td>〃</td><td>5000</td><td>900</td><td>1210</td><td>1900</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>100</td><td>286</td><td>450</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1000</td><td>1305</td><td>2050</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>150</td><td>350</td><td>550</td><td>〃</td><td>6000</td><td>1100</td><td>1401</td><td>2200</td><td>〃</td><td>5500</td></tr> <tr> <td>200</td><td>414</td><td>650</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1200</td><td>1592</td><td>2500</td><td>〃</td><td>(7500)</td></tr> <tr> <td>250</td><td>446</td><td>700</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1350</td><td>1719</td><td>2700</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>300</td><td>509</td><td>800</td><td>〃</td><td>7000</td><td>1500</td><td>1846</td><td>2900</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	50	191	300	0.2	4000	800	1114	1750	0.2	7500	75	248	390	〃	5000	900	1210	1900	〃	〃	100	286	450	〃	〃	1000	1305	2050	〃	〃	150	350	550	〃	6000	1100	1401	2200	〃	5500	200	414	650	〃	〃	1200	1592	2500	〃	(7500)	250	446	700	〃	〃	1350	1719	2700	〃	〃	300	509	800	〃	7000	1500	1846	2900	〃	〃	<p>4.1.18 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆</p> <p>(1) 使用材料</p> <p>ア 受注者は、被覆に用いるポリエチレンスリーブ、防食用ビニル粘着テープ、固定用ゴムバンド、締め具等（以下これらを「スリーブ類」という。）には、<b>JWWAK158（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の規定に適合した品質のものを使用すること。</b></p> <p>イ 受注者は、表4.2に適合するポリエチレンスリーブを使用すること。</p> <p>なお、表示の色は水道用は青とし、工業用水道用は黒とすること。</p> <p>表 4.2 ポリエチレンスリーブの寸法形状（単位 mm）</p> <table border="1" data-bbox="1576 1583 2466 1927"> <thead> <tr> <th>呼び径</th><th>内径</th><th>折り径</th><th>厚さ</th><th>長さ</th><th>呼び径</th><th>内径</th><th>折り径</th><th>厚さ</th><th>長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td><td>191</td><td>300</td><td>0.2</td><td>4000</td><td>800</td><td>1114</td><td>1750</td><td>0.2</td><td>7500</td></tr> <tr> <td>75</td><td>248</td><td>390</td><td>〃</td><td>5000</td><td>900</td><td>1210</td><td>1900</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>100</td><td>286</td><td>450</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1000</td><td>1305</td><td>2050</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>150</td><td>350</td><td>550</td><td>〃</td><td>6000</td><td>1100</td><td>1401</td><td>2200</td><td>〃</td><td>5500</td></tr> <tr> <td>200</td><td>414</td><td>650</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1200</td><td>1592</td><td>2500</td><td>〃</td><td>(7500)</td></tr> <tr> <td>250</td><td>446</td><td>700</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1350</td><td>1719</td><td>2700</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>300</td><td>509</td><td>800</td><td>〃</td><td>7000</td><td>1500</td><td>1846</td><td>2900</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	50	191	300	0.2	4000	800	1114	1750	0.2	7500	75	248	390	〃	5000	900	1210	1900	〃	〃	100	286	450	〃	〃	1000	1305	2050	〃	〃	150	350	550	〃	6000	1100	1401	2200	〃	5500	200	414	650	〃	〃	1200	1592	2500	〃	(7500)	250	446	700	〃	〃	1350	1719	2700	〃	〃	300	509	800	〃	7000	1500	1846	2900	〃	〃	<p>○ JWWAK158において、ポリエチレンスリーブ以外の固定治具類は附属（参考規格）であるため、区分けした。</p>
呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ																																																																																																																																																									
50	191	300	0.2	4000	800	1114	1750	0.2	7500																																																																																																																																																									
75	248	390	〃	5000	900	1210	1900	〃	〃																																																																																																																																																									
100	286	450	〃	〃	1000	1305	2050	〃	〃																																																																																																																																																									
150	350	550	〃	6000	1100	1401	2200	〃	5500																																																																																																																																																									
200	414	650	〃	〃	1200	1592	2500	〃	(7500)																																																																																																																																																									
250	446	700	〃	〃	1350	1719	2700	〃	〃																																																																																																																																																									
300	509	800	〃	7000	1500	1846	2900	〃	〃																																																																																																																																																									
呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ	呼び径	内径	折り径	厚さ	長さ																																																																																																																																																									
50	191	300	0.2	4000	800	1114	1750	0.2	7500																																																																																																																																																									
75	248	390	〃	5000	900	1210	1900	〃	〃																																																																																																																																																									
100	286	450	〃	〃	1000	1305	2050	〃	〃																																																																																																																																																									
150	350	550	〃	6000	1100	1401	2200	〃	5500																																																																																																																																																									
200	414	650	〃	〃	1200	1592	2500	〃	(7500)																																																																																																																																																									
250	446	700	〃	〃	1350	1719	2700	〃	〃																																																																																																																																																									
300	509	800	〃	7000	1500	1846	2900	〃	〃																																																																																																																																																									

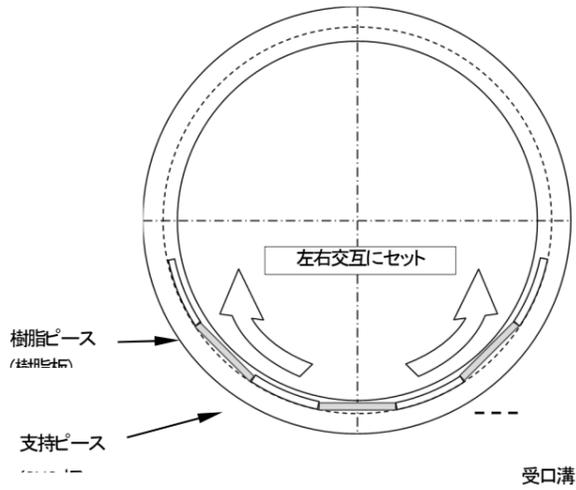
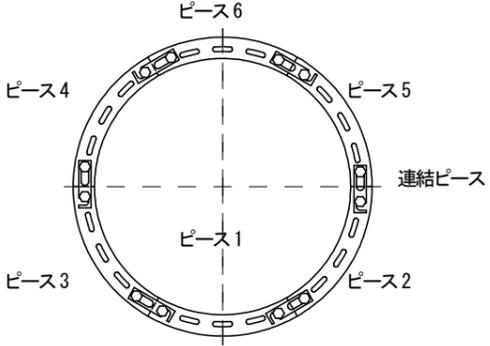
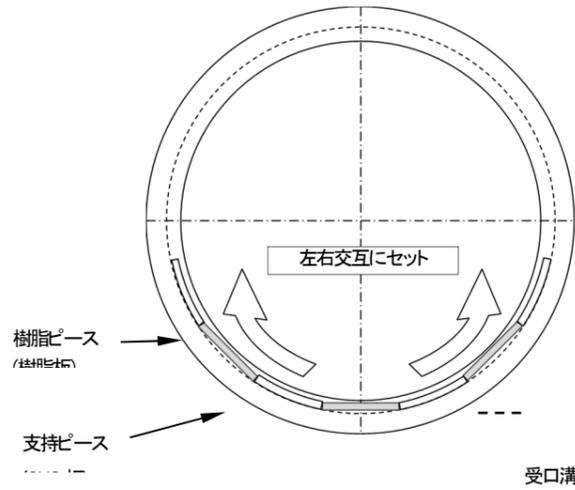
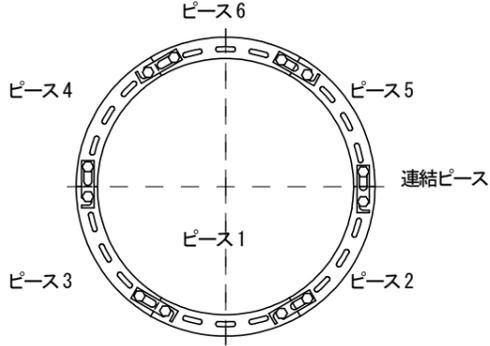
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）										配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）										改定の要旨																																																																		
350	573	900	〃	〃	1600	1974	3100	〃	5500	350	573	900	〃	〃	1600	1974	3100	〃	5500																																																																			
400	637	1000	〃	〃	1800	2165	3400	〃	〃	400	637	1000	〃	〃	1800	2165	3400	〃	〃																																																																			
450	700	1100	〃	〃	2000	2419	3800	〃	〃	450	700	1100	〃	〃	2000	2419	3800	〃	〃																																																																			
500	732	1150	〃	7500	2200	2610	4100	〃	〃	500	732	1150	〃	7500	2200	2610	4100	〃	〃																																																																			
600	859	1350	〃	〃	2400	2801	4400	〃	〃	600	859	1350	〃	〃	2400	2801	4400	〃	〃																																																																			
700	955	1500	〃	〃	2600	3056	4800	〃	〃	700	955	1500	〃	〃	2600	3056	4800	〃	〃																																																																			
備考 1 折り径とは、ポリエチレンスリーブの円周長さの1/2の寸法である。 2 スリーブの長さは、適用される管の有効長に1000mm（呼び径500以上のものは1500mm）を加えたものとする。 なお、納入品はロール状に巻いたものにする事ができる。 3 呼び径1000から1500までの（ ）内寸法は、管の有効長が6mの場合を示す。 4 呼び径75から1000までのポリエチレンスリーブについては、水道用粉体塗装管の表示がされたものとする。 5 T字管用ポリエチレンスリーブを使用する場合は、表4.3に示す寸法を有したものを使用する。 成形時における熱融着の幅は、5mm以上6mm以下で、連続していなければならない。 また、ファスナーの材質は、ポリエチレンとし、レールファスナーの成形は、熱融着によること。										備考 1 折り径とは、ポリエチレンスリーブの円周長さの1/2の寸法である。 2 スリーブの長さは、適用される管の有効長に1000mm（呼び径500以上のものは1500mm）を加えたものとする。 なお、納入品はロール状に巻いたものにする事ができる。 3 呼び径1000から1500までの（ ）内寸法は、管の有効長が6mの場合を示す。 4 呼び径75から1000までのポリエチレンスリーブについては、水道用粉体塗装管の表示がされたものとする。 5 T字管用ポリエチレンスリーブを使用する場合は、表4.3に示す寸法を有したものを使用する。 成形時における熱融着の幅は、5mm以上6mm以下で、連続していなければならない。 また、ファスナーの材質は、ポリエチレンとし、レールファスナーの成形は、熱融着によること。																																																																												
<p>図 4.1 T字管用ポリエチレンスリーブの形状</p> 										<p>図 4.1 T字管用ポリエチレンスリーブの形状</p> 																																																																												
<p>表 4.3 T字管用ポリエチレンスリーブの寸法 (単位 mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>L</th> <th>L1</th> <th>L2</th> <th>L3</th> <th>L4</th> <th>t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75~100</td> <td>1,300</td> <td>425</td> <td>650</td> <td>275</td> <td>625</td> <td rowspan="3">0.2</td> </tr> <tr> <td>150~200</td> <td>1,700</td> <td>525</td> <td>700</td> <td>375</td> <td>925</td> </tr> <tr> <td>250~350</td> <td>2,000</td> <td>550</td> <td>750</td> <td>500</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>許容差</td> <td>+規定せず -0.5%</td> <td>±5mm</td> <td>±20mm</td> <td>±20mm</td> <td>+規定せず -0.5%</td> <td>+規定せず -0.02%</td> </tr> </tbody> </table>										呼び径	L	L1	L2	L3	L4	t	75~100	1,300	425	650	275	625	0.2	150~200	1,700	525	700	375	925	250~350	2,000	550	750	500	1,300	許容差	+規定せず -0.5%	±5mm	±20mm	±20mm	+規定せず -0.5%	+規定せず -0.02%	<p>表 4.3 T字管用ポリエチレンスリーブの寸法 (単位 mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>L</th> <th>L1</th> <th>L2</th> <th>L3</th> <th>L4</th> <th>t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75~100</td> <td>1,300</td> <td>425</td> <td>650</td> <td>275</td> <td>625</td> <td rowspan="3">0.2</td> </tr> <tr> <td>150~200</td> <td>1,700</td> <td>525</td> <td>700</td> <td>375</td> <td>925</td> </tr> <tr> <td>250~350</td> <td>2,000</td> <td>550</td> <td>750</td> <td>500</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>許容差</td> <td>+規定せず -0.5%</td> <td>±5mm</td> <td>±20mm</td> <td>±20mm</td> <td>+規定せず -0.5%</td> <td>+規定せず -0.02%</td> </tr> </tbody> </table>										呼び径	L	L1	L2	L3	L4	t	75~100	1,300	425	650	275	625	0.2	150~200	1,700	525	700	375	925	250~350	2,000	550	750	500	1,300	許容差	+規定せず -0.5%	±5mm	±20mm	±20mm	+規定せず -0.5%	+規定せず -0.02%	
呼び径	L	L1	L2	L3	L4	t																																																																																
75~100	1,300	425	650	275	625	0.2																																																																																
150~200	1,700	525	700	375	925																																																																																	
250~350	2,000	550	750	500	1,300																																																																																	
許容差	+規定せず -0.5%	±5mm	±20mm	±20mm	+規定せず -0.5%	+規定せず -0.02%																																																																																
呼び径	L	L1	L2	L3	L4	t																																																																																
75~100	1,300	425	650	275	625	0.2																																																																																
150~200	1,700	525	700	375	925																																																																																	
250~350	2,000	550	750	500	1,300																																																																																	
許容差	+規定せず -0.5%	±5mm	±20mm	±20mm	+規定せず -0.5%	+規定せず -0.02%																																																																																
<p>(2) 材料検査 受注者は、使用に先立ち監督員の材料検査を受けること。  T字管用ポリエチレンスリーブについては、品質を証明する図書を提出し、監督員の確認を得ること。</p> <p>(3) 運搬及び保管</p>										<p>(2) 材料検査 受注者は、<b>スリーブ類については、</b>使用に先立ち監督員の材料検査を受けること。 <b>なお、検査は表示マークの確認と検査証明書との照合とすること。</b> T字管用ポリエチレンスリーブについては、品質を証明する図書を提出し、監督員の確認を得ること。</p> <p>(3) 運搬及び保管</p>										○ スリーブ類の材料検査については水道局材料検査実施基準によるものとし、記載を見直した。																																																																		

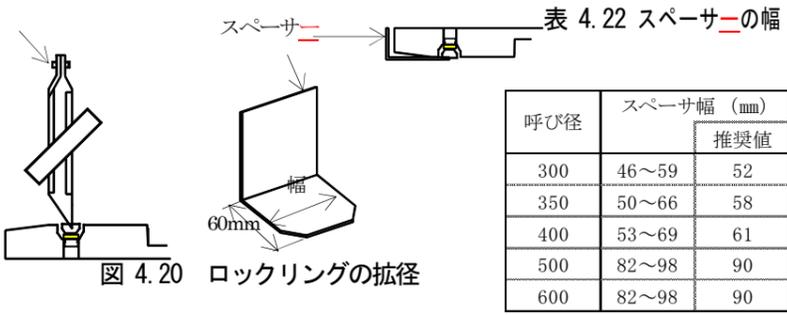
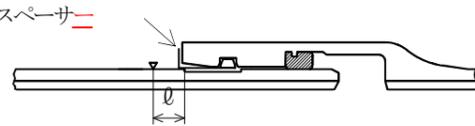
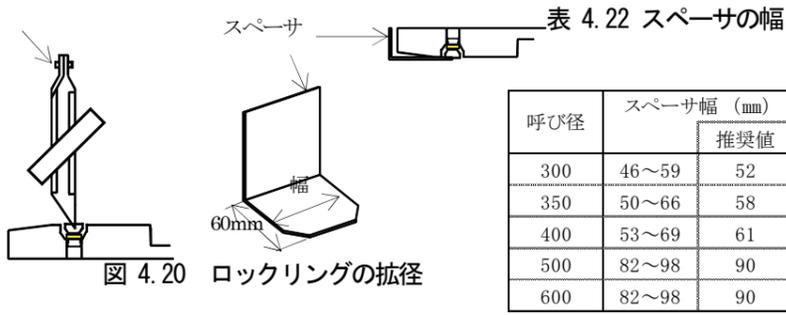
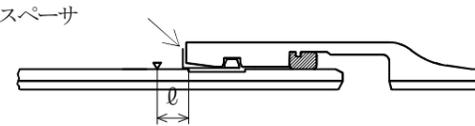
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																								
<p>ア 受注者は、スリーブ類に損傷を与えないように運搬すること。</p> <p>イ 受注者は、風雨、直射日光等避け、品質に悪影響を受けない場所にスリーブ類を保管すること。</p> <p><b>(4) 施工</b></p> <p>ア 受注者は、附則-2（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領）により施工すること。</p> <p>イ 受注者は、スリーブ類に損傷を与えないように被覆すること。</p> <p>また、スリーブ内に地下水等が浸入し、スリーブが移動しないように管と確実に固定すること。</p>	<p>ア 受注者は、スリーブ類に損傷を与えないように運搬すること。</p> <p>イ 受注者は、風雨、直射日光等避け、品質に悪影響を受けない場所にスリーブ類を保管すること。</p> <p><b>(4) 施工</b></p> <p>ア 受注者は、附則-2（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領）により施工すること。</p> <p>イ 受注者は、スリーブ類に損傷を与えないように被覆すること。</p> <p>また、スリーブ内に地下水等が浸入し、スリーブが移動しないように管と確実に固定すること。</p>																																																									
<p><b>4.1.19 管明示</b></p> <p><b>(1) 管明示テープ</b></p> <p>ア 受注者は、標準図に基づき、管に管明示テープを貼り付けること。新設管には、布設年度ではなく布設年（西暦）入りのテープを使用すること。</p> <p>イ 受注者は、推進管（さや管及び直押管）、吐出管の管天端に幅 100 mm程度の青色ペイントを塗布すること。</p> <p>ウ 管明示テープの種類は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="468 695 1190 926"> <tr> <td>(ア) 管明示テープ（新設管用・年代表示あり）</td> <td>幅 30 mm</td> </tr> <tr> <td>(イ) 管明示テープ（既設管用・年代表示なし）</td> <td>// 30 mm</td> </tr> <tr> <td><b>(ウ) 管明示テープ（導水管用・年代表示なし）</b></td> <td><b>// 50 mm</b></td> </tr> <tr> <td>(エ) 通信管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 15 mm</td> </tr> <tr> <td>(オ) 給水管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 30 mm</td> </tr> <tr> <td>(カ) 排水管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 15 mm</td> </tr> <tr> <td>(キ) 電力管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 15 mm</td> </tr> </table> <p>エ 工業用水道管の明示特例</p> <p>受注者は、水管橋の天端に次のような幅で黄色ペイントで明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="468 999 1190 1094"> <tr> <td>呼び径 150 以下</td> <td>30 mm</td> </tr> <tr> <td>呼び径 200 から 350 まで</td> <td>50 mm</td> </tr> <tr> <td>呼び径 400 以上</td> <td>100 mm</td> </tr> </table> <p>オ テープの材質</p> <p>管明示テープは、耐食性があり、硫化水素におかされないもので、塩化ビニル製又はポリエチレンクロス製を原則とする。</p> <p>カ テープの色彩</p> <p>管明示テープの色彩は、表 4.4 のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="566 1276 1139 1444"> <caption>表 4.4 管明示テープの色彩</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地色</th> <th>文字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道</td> <td>青</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>工業用水道</td> <td>白</td> <td>黒</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 管明示シート</b></p> <p>ア 受注者は、原則として管（推進管、50 mm以下の給水管を除く。）を埋設する場合及びコンクリート防護の上部には、管明示シートを使用すること。</p> <p>なお、別途監督員が指示する場合は、その指示によること。</p> <p>イ 布設方法</p> <p>(ア) 受注者は、管明示シートを新管及び工事で露出した既設管の上部に標準図に基づき連続して布設すること。</p> <p>(イ) 受注者は、管明示シートを異形管等のコンクリート防護部分にも布設すること。</p> <p>(ウ) 受注者は、管明示シートの布設に当たっては、管明示シートの布設面が凹凸のないように埋め戻し材料を敷き均し、原地盤と同等以上の密度となるよう均等に締め固めること。</p> <p>(エ) 受注者は、管明示シートに損傷を与えないように埋め戻すこと。</p> <p>ウ シートの材質</p> <p>管明示シートは、耐薬品性、無腐食、長期無退色のもので、塩化ビニルの</p>	(ア) 管明示テープ（新設管用・年代表示あり）	幅 30 mm	(イ) 管明示テープ（既設管用・年代表示なし）	// 30 mm	<b>(ウ) 管明示テープ（導水管用・年代表示なし）</b>	<b>// 50 mm</b>	(エ) 通信管テープ（年代表示なし）	// 15 mm	(オ) 給水管テープ（年代表示なし）	// 30 mm	(カ) 排水管テープ（年代表示なし）	// 15 mm	(キ) 電力管テープ（年代表示なし）	// 15 mm	呼び径 150 以下	30 mm	呼び径 200 から 350 まで	50 mm	呼び径 400 以上	100 mm	区分	地色	文字	水道	青	白	工業用水道	白	黒	<p><b>4.1.19 管明示</b></p> <p><b>(1) 管明示テープ</b></p> <p>ア 受注者は、標準図に基づき、管に管明示テープを貼り付けること。新設管には、布設年度ではなく布設年（西暦）入りのテープを使用すること。</p> <p>イ 受注者は、推進管（さや管及び直押管）、吐出管の管天端に幅 100 mm程度の青色ペイントを塗布すること。</p> <p>ウ 管明示テープの種類は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1638 695 2359 926"> <tr> <td>(ア) 管明示テープ（新設管用・年代表示あり）</td> <td>幅 30 mm</td> </tr> <tr> <td>(イ) 管明示テープ（既設管用・年代表示なし）</td> <td>// 30 mm</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 通信管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 15 mm</td> </tr> <tr> <td>(エ) 給水管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 30 mm</td> </tr> <tr> <td>(オ) 排水管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 15 mm</td> </tr> <tr> <td>(カ) 電力管テープ（年代表示なし）</td> <td>// 15 mm</td> </tr> </table> <p>エ 工業用水道管の明示特例</p> <p>受注者は、水管橋の天端に次のような幅で黄色ペイントで明示すること。</p> <table border="1" data-bbox="1638 999 2359 1094"> <tr> <td>呼び径 150 以下</td> <td>30 mm</td> </tr> <tr> <td>呼び径 200 から 350 まで</td> <td>50 mm</td> </tr> <tr> <td>呼び径 400 以上</td> <td>100 mm</td> </tr> </table> <p>オ テープの材質</p> <p>管明示テープは、耐食性があり、硫化水素におかされないもので、塩化ビニル製又はポリエチレンクロス製を原則とする。</p> <p>カ テープの色彩</p> <p>管明示テープの色彩は、表 4.4 のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1736 1276 2309 1444"> <caption>表 4.4 管明示テープの色彩</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地色</th> <th>文字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道</td> <td>青</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>工業用水道</td> <td>白</td> <td>黒</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 管明示シート</b></p> <p>ア 受注者は、原則として管（推進管、50 mm以下の給水管を除く。）を埋設する場合及びコンクリート防護の上部には、管明示シートを使用すること。</p> <p>なお、別途監督員が指示する場合は、その指示によること。</p> <p>イ 布設方法</p> <p>(ア) 受注者は、管明示シートを新管及び工事で露出した既設管の上部に標準図に基づき連続して布設すること。</p> <p>(イ) 受注者は、管明示シートを異形管等のコンクリート防護部分にも布設すること。</p> <p>(ウ) 受注者は、管明示シートの布設に当たっては、管明示シートの布設面が凹凸のないように埋め戻し材料を敷きならし、原地盤と同等以上の密度となるよう均等に締め固めること。</p> <p>(エ) 受注者は、管明示シートに損傷を与えないように埋め戻すこと。</p> <p>ウ シートの材質</p> <p>管明示シートは、耐薬品性、無腐食、長期無退色のもので、塩化ビニルの</p>	(ア) 管明示テープ（新設管用・年代表示あり）	幅 30 mm	(イ) 管明示テープ（既設管用・年代表示なし）	// 30 mm	(ウ) 通信管テープ（年代表示なし）	// 15 mm	(エ) 給水管テープ（年代表示なし）	// 30 mm	(オ) 排水管テープ（年代表示なし）	// 15 mm	(カ) 電力管テープ（年代表示なし）	// 15 mm	呼び径 150 以下	30 mm	呼び径 200 から 350 まで	50 mm	呼び径 400 以上	100 mm	区分	地色	文字	水道	青	白	工業用水道	白	黒	<p>○ 導水管明示テープを使用する事例もあるため、追記した。</p> <p>○ 語句を修正した。</p>
(ア) 管明示テープ（新設管用・年代表示あり）	幅 30 mm																																																									
(イ) 管明示テープ（既設管用・年代表示なし）	// 30 mm																																																									
<b>(ウ) 管明示テープ（導水管用・年代表示なし）</b>	<b>// 50 mm</b>																																																									
(エ) 通信管テープ（年代表示なし）	// 15 mm																																																									
(オ) 給水管テープ（年代表示なし）	// 30 mm																																																									
(カ) 排水管テープ（年代表示なし）	// 15 mm																																																									
(キ) 電力管テープ（年代表示なし）	// 15 mm																																																									
呼び径 150 以下	30 mm																																																									
呼び径 200 から 350 まで	50 mm																																																									
呼び径 400 以上	100 mm																																																									
区分	地色	文字																																																								
水道	青	白																																																								
工業用水道	白	黒																																																								
(ア) 管明示テープ（新設管用・年代表示あり）	幅 30 mm																																																									
(イ) 管明示テープ（既設管用・年代表示なし）	// 30 mm																																																									
(ウ) 通信管テープ（年代表示なし）	// 15 mm																																																									
(エ) 給水管テープ（年代表示なし）	// 30 mm																																																									
(オ) 排水管テープ（年代表示なし）	// 15 mm																																																									
(カ) 電力管テープ（年代表示なし）	// 15 mm																																																									
呼び径 150 以下	30 mm																																																									
呼び径 200 から 350 まで	50 mm																																																									
呼び径 400 以上	100 mm																																																									
区分	地色	文字																																																								
水道	青	白																																																								
工業用水道	白	黒																																																								

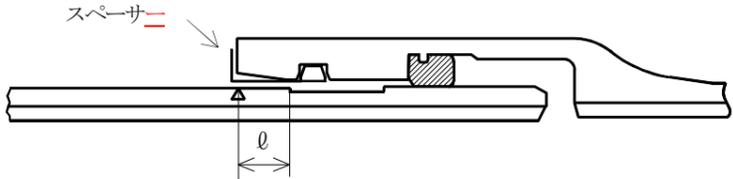
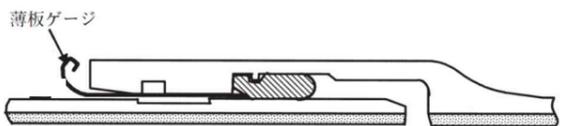
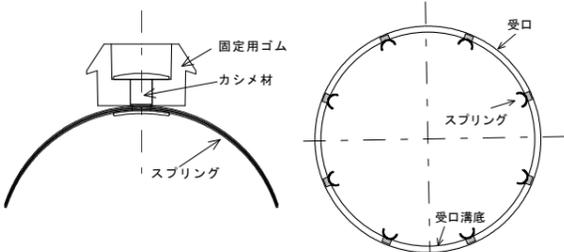
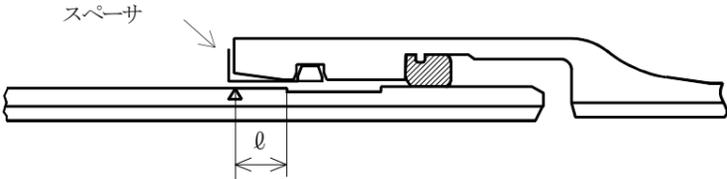
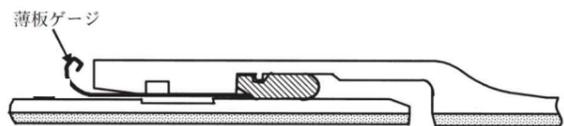
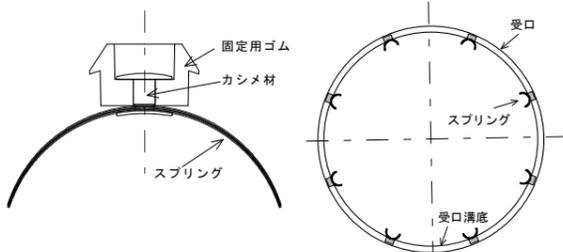
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																
<p>フィルム状のもの又はポリエチレンのクロス状のものを原則とする。 エ シートの色彩 管明示シートの色彩は、管明示テープと同様とする。</p>	<p>フィルム状のもの又はポリエチレンのクロス状のものを原則とする。 エ シートの色彩 管明示シートの色彩は、管明示テープと同様とする。</p>																	
<p align="center"><b>第2節 ダクタイル鋳鉄管の接合</b></p>	<p align="center"><b>第2節 ダクタイル鋳鉄管の接合</b></p>																	
<p>4.2.6 U F形額ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、U F形ダクタイル鋳鉄管の接合については、4.2.4（K形ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>(2) ボルトの締め付け ア 受注者は、押輪のボルトの一部（3本に1本の割合程度）をスパナで逆回転させて30～35mm程度まで押輪からねじ出し、ゴム輪を奥に入れること。</p>  <p align="center">図 4.14 ボルトのねじ出し</p> <p>イ 受注者は、まだねじ出していないボルトの頭部の皿に継ぎ棒を取り付けること。次に、継ぎ棒を取り付けたボルトを少しねじ出して、初めのボルトをいったんねじ込み、この頭部にも継ぎ棒を取り付け、全ボルトの継ぎ足しを完了させること。</p>  <p align="center">図 4.15 継ぎ棒のセット</p> <p>ウ 受注者は、ねじ出し間隔が上下左右均等になるように注意しながら、図4.16のa寸法が表4.16に示す値になるまで全ボルトをねじ出すこと。ただし、締め付けトルクが非常に大きくなってそこまでのねじ出しが困難な場合は、表4.17に示す所定のトルクに達した時点で締め付け完了とする。</p>  <p align="center">図 4.16 接合完了図</p> <p align="center">表 4.16 締め付け完了時のa寸法（単位 mm）</p> <table border="1" data-bbox="557 1776 1234 1946"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付け完了時のa寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>57～60</td> </tr> <tr> <td>1600～2400</td> <td>67～70</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>77～80</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	締め付け完了時のa寸法	700～1500	57～60	1600～2400	67～70	2600	77～80	<p>4.2.6 U F形額ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、U F形ダクタイル鋳鉄管の接合については、4.2.4（K形ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>(2) ボルトの締め付け ア 受注者は、押輪のボルトの一部（3本に1本の割合程度）をスパナで逆回転させて30～35mm程度まで押輪からねじ出し、ゴム輪を奥に入れること。</p>  <p align="center">図 4.14 ボルトのねじ出し</p> <p>イ 受注者は、まだねじ出していないボルトの頭部の皿に継ぎ棒を取り付けること。次に、継ぎ棒を取り付けたボルトを少しねじ出して、初めのボルトをいったんねじ込み、この頭部にも継ぎ棒を取り付け、全ボルトの継ぎ足しを完了させること。</p>  <p align="center">図 4.15 継ぎ棒のセット</p> <p>ウ 受注者は、ねじ出し間隔が上下左右均等になるように注意しながら、図4.16のa寸法が表4.16に示す値になるまで全ボルトをねじ出すこと。ただし、締め付けトルクが非常に大きくなってそこまでのねじ出しが困難な場合は、表4.17に示す所定のトルクに達した時点で締め付け完了とする。</p>  <p align="center">図 4.16 接合完了図</p> <p align="center">表 4.16 締め付け完了時のa寸法（単位 mm）</p> <table border="1" data-bbox="1715 1776 2392 1946"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付け完了時のa寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>57～60</td> </tr> <tr> <td>1600～2400</td> <td>67～70</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>77～80</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	締め付け完了時のa寸法	700～1500	57～60	1600～2400	67～70	2600	77～80	
呼び径	締め付け完了時のa寸法																	
700～1500	57～60																	
1600～2400	67～70																	
2600	77～80																	
呼び径	締め付け完了時のa寸法																	
700～1500	57～60																	
1600～2400	67～70																	
2600	77～80																	

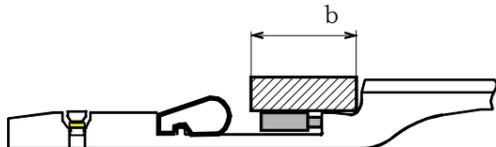
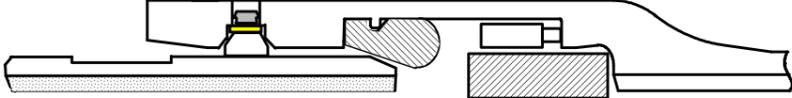
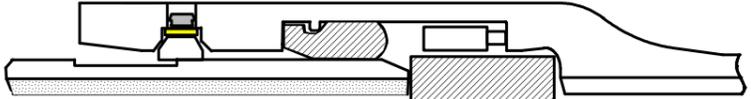
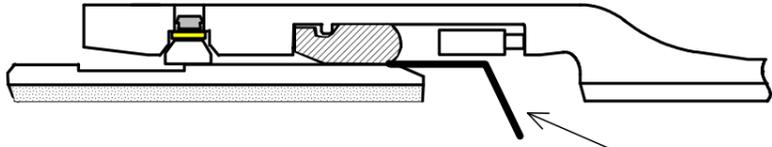
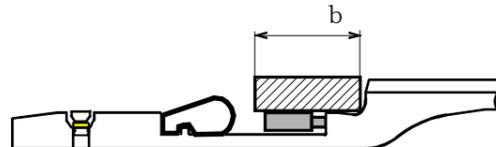
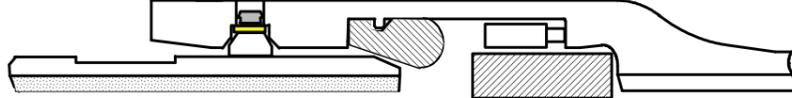
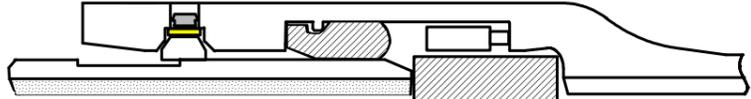
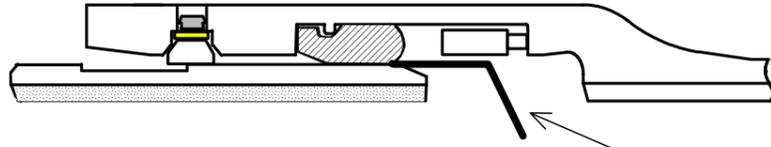
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																
<p style="text-align: center;"><b>表 4.17 締め付けトルク</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付けトルク (N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>1600～2600</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <b>モルタルの充てん</b>                      受注者は、接合完了後、4.1.12（水圧試験）に示す水圧試験（テストバンド）を行い、次の方法で受口と押輪との間にモルタルを充てんすること。                      ア 受注者は、押輪及び受口内面に軟練りモルタル（W/C＝0.35～0.40、セメント：砂＝2：1）をブラシ等で適切な範囲（次の硬練りモルタルを充てんするまでに軟練りモルタルが乾ききらない程度の範囲）に塗布すること。                      イ 受注者は、押輪と受口内面との間に、硬練りモルタル（W/C＝0.2、セメント：砂＝1：1）を球状にして詰め込み、ハンマー等で十分突き固め、こてで表面を仕上げること。</p>	呼び径	締め付けトルク (N・m)	700～1500	120	1600～2600	140	<p style="text-align: center;"><b>表 4.17 締め付けトルク</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付けトルク (N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>1600～2600</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <b>モルタルの充填</b>                      受注者は、接合完了後、4.1.12（水圧試験）に示す水圧試験（テストバンド）を行い、次の方法で受口と押輪との間にモルタルを充填すること。                      ア 受注者は、押輪及び受口内面に軟練りモルタル（W/C＝0.35～0.40、セメント：砂＝2：1）をブラシ等で適切な範囲（次の硬練りモルタルを充填するまでに軟練りモルタルが乾ききらない程度の範囲）に塗布すること。                      イ 受注者は、押輪と受口内面との間に、硬練りモルタル（W/C＝0.2、セメント：砂＝1：1）を球状にして詰め込み、ハンマー等で十分突き固め、こてで表面を仕上げること。</p>	呼び径	締め付けトルク (N・m)	700～1500	120	1600～2600	140	<p>○ 語句を見直した。</p>				
呼び径	締め付けトルク (N・m)																	
700～1500	120																	
1600～2600	140																	
呼び径	締め付けトルク (N・m)																	
700～1500	120																	
1600～2600	140																	
<p>4.2.8 US形額ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項                      受注者は、US形ダクタイル鋳鉄管の接合を 4.2.6（UF形ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠するほか、次の規定によること。                      ただし、R方式については、(5) R方式の規程によること。</p> <p>(2) ビニルチューブ（VT）方式                      ア 受注者は、ロックリングを完全に挿し口外面に圧着させた状態で切断面の間隔（a 1）を測定し記録すること。                      イ 受注者は、受口の位置決めについては、ビニルチューブ取出し口を必ず管頂付近に来るようにすること。                      ウ 受注者は、受口の溝にビニルチューブをねじれないように挿入すること。                      エ 受注者は、ロックリングのセットに当たっては、ロックリングの切断箇所が必ず管底に来るようにすること。                      オ 受注者は、挿し口を受口に挿入する前に、受口内面奥に表 4.21 に規定する胴付間隔に相当するディスタンスピースを置くこと。                      なお、特別な理由で胴付間隔を変える場合は、その寸法のディスタンスピースを用いること。                      また、使用したディスタンスピースは、接合完了後必ず撤去すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.21 標準胴付間隔（単位 mm）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>胴付間隔(Y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>1600～2400</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 受注者は、ロックリングが挿し口に充分装着されているかを確認すること。                      確認方法は、挿し口を受口に挿入後、ロックリング切断面の間隔(a 2)を測定して記録し、この時の間隔とアで測定した間隔（a 1）とを比較し a 2 ≤ a 1+3mmであれば正常と判断すること。                      キ 受注者は、ビニルチューブへのモルタル充てんに使用するモルタルの配合を水：セメント：砂＝1：2：0.7（質量比）とすること。                      なお、充てんは水密機構部の接合が終わってから行うこと。</p> <p>(3) <b>セットボルト（SB）方式</b>                      受注者は、(2) のア、オ及びカに準拠するほか、次の規定によること。</p>	呼び径	胴付間隔(Y)	700～1500	105	1600～2400	115	2600	130	<p>4.2.8 US形額ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項                      受注者は、US形ダクタイル鋳鉄管の接合を 4.2.6（UF形ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠するほか、次の規定によること。                      ただし、R方式については、(5) R方式の規程によること。</p> <p>(2) ビニルチューブ（VT）方式                      ア 受注者は、ロックリングを完全に挿し口外面に圧着させた状態で切断面の間隔（a 1）を測定し記録すること。                      イ 受注者は、受口の位置決めについては、ビニルチューブ取出し口を必ず管頂付近に来るようにすること。                      ウ 受注者は、受口の溝にビニルチューブをねじれないように挿入すること。                      エ 受注者は、ロックリングのセットに当たっては、ロックリングの切断箇所が必ず管底に来るようにすること。                      オ 受注者は、挿し口を受口に挿入する前に、受口内面奥に表 4.21 に規定する胴付間隔に相当するディスタンスピースを置くこと。                      なお、特別な理由で胴付間隔を変える場合は、その寸法のディスタンスピースを用いること。                      また、使用したディスタンスピースは、接合完了後必ず撤去すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.21 標準胴付間隔（単位 mm）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>胴付間隔(Y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700～1500</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>1600～2400</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 受注者は、ロックリングが挿し口に充分装着されているかを確認すること。                      確認方法は、挿し口を受口に挿入後、ロックリング切断面の間隔(a 2)を測定して記録し、この時の間隔とアで測定した間隔（a 1）とを比較し a 2 ≤ a 1+3mmであれば正常と判断すること。                      キ 受注者は、ビニルチューブへのモルタル充填に使用するモルタルの配合を水：セメント：砂＝1：2：0.7（質量比）とすること。                      なお、充てんは水密機構部の接合が終わってから行うこと。</p> <p>(3) <b>セットボルト（SB）方式</b>                      受注者は、(2) のア、オ及びカに準拠するほか、次の規定によること。</p>	呼び径	胴付間隔(Y)	700～1500	105	1600～2400	115	2600	130	<p>○ 語句を見直した。</p>
呼び径	胴付間隔(Y)																	
700～1500	105																	
1600～2400	115																	
2600	130																	
呼び径	胴付間隔(Y)																	
700～1500	105																	
1600～2400	115																	
2600	130																	

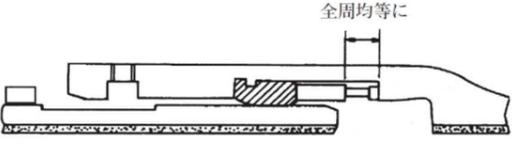
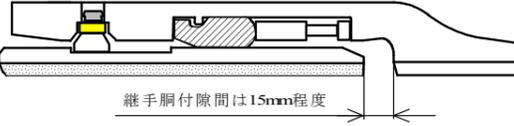
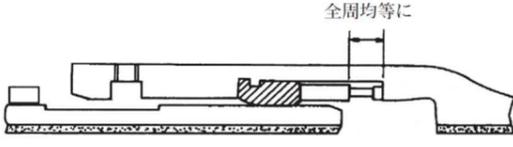
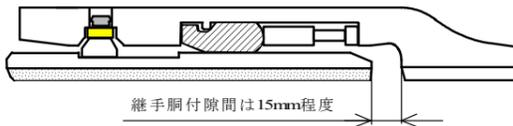
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>ア 受注者は、セットボルトを受口溝の内面までねじ込み、ロックリングを受口溝内にあずけ、この時ロックリングの分割部をセットボルト用タップ穴の間隔の最も狭いところの間になるようにすること。</p> <p>イ 受注者は、胴付間隔は表 4.21 の規定によること。</p> <p>ウ 受注者は、ロックリングをセットボルトで締め付け、全部の締め付け完了後ロックリング内面が全周挿し口外面に接触（部分的な1mm以内の隙間の場合は、可とする。）していることを確認すること。</p> <p><b>(4) ロックリング絞り（LS）方式</b> 受注者は、(2) のア、エ及びオに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 受注者は、受口の溝にロックリング絞り用ゴムをねじれないように挿入すること。 なお、口径800～1000はロックリング絞り用ゴムが無いので、この作業は不要である。</p> <p>イ 受注者は、ロックリング絞り用ゴムの装着は円周4か所の穴の位置・向きを確認し、図 4.19 の方法で行うこと。</p> <p>ウ 受注者はロックリング絞り用ゴスを管に装着後、ロックリング絞り用ゴムの表面にダクタイル鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p>エ 受注者は、ロックリングが挿し口に充分装着されているかを確認すること。 確認方法は、挿し口を受口に挿入後、ロックリング切断面の間隔(a 2)を測定して記録し、この時の間隔と挿入前に測定した間隔 (a 1) とを比較し、呼び径800～1500の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 5\text{mm}</math>、呼び径1600以上の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 8\text{mm}</math> であれば正常と判断すること。</p>  <p>正面 穴の位置・向き</p> <p>図 4.19 ロックリング絞り用ゴム装着方法（呼び径1100以上）</p>	<p>ア 受注者は、セットボルトを受口溝の内面までねじ込み、ロックリングを受口溝内にあずけ、この時ロックリングの分割部をセットボルト用タップ穴の間隔の最も狭いところの間になるようにすること。</p> <p>イ 受注者は、胴付間隔は表 4.21 の規定によること。</p> <p>ウ 受注者は、ロックリングをセットボルトで締め付け、全部の締め付け完了後ロックリング内面が全周挿し口外面に接触（部分的な1mm以内の隙間の場合は、可とする。）していることを確認すること。</p> <p><b>(4) ロックリング絞り（LS）方式</b> 受注者は、(2) のア、エ及びオに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 受注者は、受口の溝にロックリング絞り用ゴスをねじれないように挿入すること。 なお、口径800～1000はロックリング絞り用ゴムが無いので、この作業は不要である。</p> <p>イ 受注者は、ロックリング絞り用ゴムの装着は円周4か所の穴の位置・向きを確認し、図 4.19 の方法で行うこと。</p> <p>ウ 受注者はロックリング絞り用ゴスを管に装着後、ロックリング絞り用ゴムの表面にダクタイル鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p>エ 受注者は、ロックリングが挿し口に充分装着されているかを確認すること。 確認方法は、挿し口を受口に挿入後、ロックリング切断面の間隔(a 2)を測定して記録し、この時の間隔と挿入前に測定した間隔 (a 1) とを比較し、呼び径800～1500の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 5\text{mm}</math>、呼び径1600以上の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 8\text{mm}</math> であれば正常と判断すること。</p>  <p>正面 穴の位置・向き</p> <p>図 4.19 ロックリング絞り用ゴム装着方法（呼び径1100以上）</p>	
<p><b>(5) R方式（呼び径1500～2600）（図 4.19-1）</b></p>  <p>図 4.19-1 直管の継手構造</p> <p>受注者は、(2) のア及びエに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 受注者は、受口溝にロックリングサポータを装着する。ロックリングサポ</p>	<p><b>(5) R方式（呼び径1500～2600）（図 4.19-1）</b></p>  <p>図 4.19-1 直管の継手構造</p> <p>受注者は、(2) のア及びエに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 受注者は、受口溝にロックリングサポータを装着する。ロックリングサポ</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p data-bbox="483 149 1299 212">ータは、支持ピース（SUS板）と樹脂ピース（樹脂板）を、連結ピースを用いて交互に組み立てること。（図4.19-2）</p>  <p data-bbox="626 814 1086 842">図4.19-2 ロックリングサポータのセット</p> <p data-bbox="463 890 1299 953">イ 受注者は、ロックリング分割部をコイル状に重ね合わせ、受口溝内に預け入れること。</p> <p data-bbox="463 957 1299 1020">ウ 受注者は、ロックリング分割部を拡大器を使って拡大し、ストoppaをセットすること。</p> <p data-bbox="463 1024 1299 1087">エ 受注者は、挿し口端部から挿し口突部までの挿し口外面及び受口内面のゴム輪がセットされる部分にダクタイル鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p data-bbox="463 1092 1299 1192">オ 受注者は、接合に必要な胴付き間隔を確保するため、受口内面奥にディスタンスピースをセットし、ロックリングに挿し口が当たらないように注意しながら、受口に挿し口を挿入する。 ディスタンスピースに挿し口端面が当たるまで挿入したら、ストoppaを取り外す。</p> <p data-bbox="463 1197 1299 1260">カ 受注者は、ロックリングが挿し口に十分抱きついていることを確認するため、ロックリング分割部の間隔（a2）を測定する。 （a2）寸法と接合前に測定した（a1）寸法とを比較し、呼び径1500の場合は <math>a2 \leq a1 + 5\text{mm}</math>、呼び径1600以上の場合は <math>a2 \leq a1 + 8\text{mm}</math> であれば正常と判断すること。</p> <p data-bbox="463 1264 1299 1327">キ 受注者は、ゴム輪の向きを確認して、挿し口に預け入れる。</p> <p data-bbox="463 1331 1299 1394">ク 受注者は、押輪を下から順次挿入し、ピース毎に連結ピース・ボルトで固定する。（図4.19-3）</p> 	<p data-bbox="1641 149 2466 212">ータは、支持ピース（SUS板）と樹脂ピース（樹脂板）を、連結ピースを用いて交互に組み立てること。（図4.19-2）</p>  <p data-bbox="1783 814 2243 842">図4.19-2 ロックリングサポータのセット</p> <p data-bbox="1617 890 2454 953">イ 受注者は、ロックリング分割部をコイル状に重ね合わせ、受口溝内に預け入れること。</p> <p data-bbox="1617 957 2454 1020">ウ 受注者は、ロックリング分割部を拡大器を使って拡大し、ストoppaをセットすること。</p> <p data-bbox="1617 1024 2454 1087">エ 受注者は、挿し口端部から挿し口突部までの挿し口外面及び受口内面のゴム輪がセットされる部分にダクタイル鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p data-bbox="1617 1092 2454 1192">オ 受注者は、接合に必要な胴付き間隔を確保するため、受口内面奥にディスタンスピースをセットし、ロックリングに挿し口が当たらないように注意しながら、受口に挿し口を挿入する。 ディスタンスピースに挿し口端面が当たるまで挿入したら、ストoppaを取り外す。</p> <p data-bbox="1617 1197 2454 1260">カ 受注者は、ロックリングが挿し口に十分抱きついていることを確認するため、ロックリング分割部の間隔（a2）を測定する。 （a2）寸法と接合前に測定した（a1）寸法とを比較し、呼び径1500の場合は <math>a2 \leq a1 + 5\text{mm}</math>、呼び径1600以上の場合は <math>a2 \leq a1 + 8\text{mm}</math> であれば正常と判断すること。</p> <p data-bbox="1617 1264 2454 1327">キ 受注者は、ゴム輪の向きを確認して、挿し口に預け入れる。</p> <p data-bbox="1617 1331 2454 1394">ク 受注者は、押輪を下から順次挿入し、ピース毎に連結ピース・ボルトで固定する。（図4.19-3）</p> 	

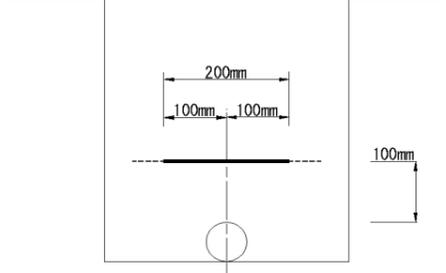
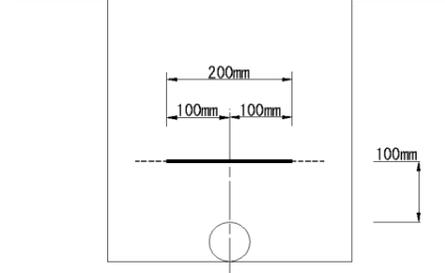
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	図4.19-3 押輪のセット（6つ割の例）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	図4.19-3 押輪のセット（6つ割の例）	改定の要旨																																															
<p>4.2.9 PN形額ダクタイル鋳鉄管の接合</p>	<p>受注者は、専用の押し込み治具を使用し、継手内にゴム輪、押輪を押し込み、スペーサを押し込み、用穴（凹み）にセットする。スペーサは6つ割の場合、押輪1本当たり3か所セットする。スペーサのセットは管下から順次、押輪1本ごと左右交互に行う。</p> <p>コ 全てのスペーサをセットした後、全てのスペーサゴムが受口奥部に当たっていることを確認する。</p> <p>サ 油圧ジャッキ等を用いて挿し口端部が受口奥に当たるまで、挿し口の再挿入を行う。</p> <p>受注者は、PN形ダクタイル鋳鉄管の接合については、次の規定によること。</p> <p>(1) 呼び径 300～600 の場合</p> <p>ア ゴム輪の装着 ゴム輪を清掃し管受口に装着する。</p> <p>イ ロックリングのセット</p> <p>(イ) ロックリングをセットする。</p> <p>(ロ) ロックリング拡大器を用いて、ロックリングが全周にわたり、受口溝内に収まるまでロックリングを拡張させる。 なお、呼び径 600 以下の場合、ロックリング拡大の際にスペーサを用いてもよい。</p>  <p>表 4.22 スペーサの幅</p> <table border="1" data-bbox="994 976 1276 1207"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>スペーサ幅 (mm)</th> <th>推奨値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300</td> <td>46～59</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>50～66</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>53～69</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>82～98</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>82～98</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 滑剤の塗布 受口溝、挿し口外面及びゴム輪内面にダクタイル鉄管用滑剤を塗布する。</p> <p>エ 挿し口の挿入</p> <p>(イ) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。この際、挿し口は受口に対して真っ直ぐな状態にセットし、土砂などが付着しないように留意する。管頂部の挿し口溝端よりℓの位置（図4.21及び表4.23参照）にチョークなどでけがき線を入れる。</p> <p>表 4.23 けがき線位置</p> <table border="1" data-bbox="489 1596 786 1722"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300～500</td> <td>22mm</td> </tr> <tr> <td>600・700</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 4.21 挿し口の挿入位置</p> <p>(イ) レバーホイストなどを用いて挿し口（又は受口）を押し込む。 （必要なレバーホイストの目安） 呼び径 300～400：1.5tf×1台、呼び径 500・600：3tf×1台</p> <p>(ロ) 挿し口の挿入スピードはできるだけゆっくり行う。挿入が進んで挿し口が</p>	呼び径	スペーサ幅 (mm)	推奨値	300	46～59	52	350	50～66	58	400	53～69	61	500	82～98	90	600	82～98	90	呼び径	ℓ	300～500	22mm	600・700	30mm	<p>4.2.9 PN形額ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>受注者は、専用の押し込み治具を使用し、継手内にゴム輪、押輪を押し込み、スペーサを押し込み、用穴（凹み）にセットする。スペーサは6つ割の場合、押輪1本当たり3か所セットする。スペーサのセットは管下から順次、押輪1本ごと左右交互に行う。</p> <p>コ 全てのスペーサをセットした後、全てのスペーサゴムが受口奥部に当たっていることを確認する。</p> <p>サ 油圧ジャッキ等を用いて挿し口端部が受口奥に当たるまで、挿し口の再挿入を行う。</p> <p>受注者は、PN形ダクタイル鋳鉄管の接合については、次の規定によること。</p> <p>(1) 呼び径 300～600 の場合</p> <p>ア ゴム輪の装着 ゴム輪を清掃し管受口に装着する。</p> <p>イ ロックリングのセット</p> <p>(イ) ロックリングをセットする。</p> <p>(ロ) ロックリング拡大器を用いて、ロックリングが全周にわたり、受口溝内に収まるまでロックリングを拡張させる。 なお、呼び径 600 以下の場合、ロックリング拡大の際にスペーサを用いてもよい。</p>  <p>表 4.22 スペーサの幅</p> <table border="1" data-bbox="2151 976 2433 1207"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>スペーサ幅 (mm)</th> <th>推奨値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300</td> <td>46～59</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>50～66</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>53～69</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>82～98</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>82～98</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 滑剤の塗布 受口溝、挿し口外面及びゴム輪内面にダクタイル鉄管用滑剤を塗布する。</p> <p>エ 挿し口の挿入</p> <p>(イ) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。この際、挿し口は受口に対して真っ直ぐな状態にセットし、土砂などが付着しないように留意する。管頂部の挿し口溝端よりℓの位置（図4.21および表4.23参照）にチョークなどでけがき線を入れる。</p> <p>表 4.23 けがき線位置</p> <table border="1" data-bbox="1647 1596 1944 1722"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300～500</td> <td>22mm</td> </tr> <tr> <td>600・700</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 4.21 挿し口の挿入位置</p> <p>(イ) レバーホイストなどを用いて挿し口（または受口）を押し込む。 （必要なレバーホイストの目安） 呼び径 300～400：1.5tf×1台、呼び径 500・600：3tf×1台</p> <p>(ロ) 挿し口の挿入スピードはできるだけゆっくり行う。挿入が進んで挿し口</p>	呼び径	スペーサ幅 (mm)	推奨値	300	46～59	52	350	50～66	58	400	53～69	61	500	82～98	90	600	82～98	90	呼び径	ℓ	300～500	22mm	600・700	30mm	<p>○ 語句を見直した。</p>
呼び径	スペーサ幅 (mm)	推奨値																																																	
300	46～59	52																																																	
350	50～66	58																																																	
400	53～69	61																																																	
500	82～98	90																																																	
600	82～98	90																																																	
呼び径	ℓ																																																		
300～500	22mm																																																		
600・700	30mm																																																		
呼び径	スペーサ幅 (mm)	推奨値																																																	
300	46～59	52																																																	
350	50～66	58																																																	
400	53～69	61																																																	
500	82～98	90																																																	
600	82～98	90																																																	
呼び径	ℓ																																																		
300～500	22mm																																																		
600・700	30mm																																																		

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																												
<p>ゴム輪を乗り越えると急に挿入抵抗が減少する。抵抗が減少しない時は異常と判断し、解体して点検する。</p> <p>(エ) 挿し口溝端から<math>\ell</math>の位置に設けたけがき線と受口端面が一致する位置まで挿入する。</p>  <p>図 4.22 一時停止位置</p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪が所定の位置にあることを確認する。</p>  <p>図 4.23 ゴム輪の確認</p> <p>(2) 呼び径 700~1500 の場合 受注者は、(1) のアからウに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 押輪の装着 (ア) すべての押輪用ボルトをねじ一杯まで押輪にねじ込む。 (イ) 押輪をコイル状にして受口の所定の位置に装着する。</p> <p>イ スプリングのセット（呼び径 900 以上） 呼び径 900 以上は受口溝部の穴にスプリングをセットする。 図 4.24 に示すスプリングを受口の穴にセットする。この場合、固定用ゴムを受口の穴に手で押し込む。</p>  <p>図 4.24 スプリングのセット状況</p> <p>表 4.24 受口の穴及びスプリングの数</p> <table border="1" data-bbox="1023 1323 1291 1564"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>穴スプリング数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>900</td><td>8</td></tr> <tr><td>1000</td><td>8</td></tr> <tr><td>1100</td><td>8</td></tr> <tr><td>1200</td><td>8</td></tr> <tr><td>1350</td><td>8</td></tr> <tr><td>1500</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	穴スプリング数	900	8	1000	8	1100	8	1200	8	1350	8	1500	8	<p>がゴム輪を乗り越えると急に挿入抵抗が減少する。抵抗が減少しない時は異常と判断し、解体して点検する。</p> <p>(エ) 挿し口溝端から<math>\ell</math>の位置に設けたけがき線と受口端面が一致する位置まで挿入する。</p>  <p>図 4.22 一時停止位置</p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪が所定の位置にあることを確認する。</p>  <p>図 4.23 ゴム輪の確認</p> <p>(2) 呼び径 700~1500 の場合 受注者は、(1) のアからウに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 押輪の装着 (ア) すべての押輪用ボルトをねじ一杯まで押輪にねじ込む。 (イ) 押輪をコイル状にして受口の所定の位置に装着する。</p> <p>イ スプリングのセット（呼び径 900 以上） 呼び径 900 以上は受口溝部の穴にスプリングをセットする。 図 4.24 に示すスプリングを受口の穴にセットする。この場合、固定用ゴムを受口の穴に手で押し込む。</p>  <p>図 4.24 スプリングのセット状況</p> <p>表 4.24 受口の穴及びスプリングの数</p> <table border="1" data-bbox="2181 1323 2448 1564"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>穴スプリング数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>900</td><td>8</td></tr> <tr><td>1000</td><td>8</td></tr> <tr><td>1100</td><td>8</td></tr> <tr><td>1200</td><td>8</td></tr> <tr><td>1350</td><td>8</td></tr> <tr><td>1500</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	穴スプリング数	900	8	1000	8	1100	8	1200	8	1350	8	1500	8	<p>○ 語句を見直した。</p>
呼び径	穴スプリング数																													
900	8																													
1000	8																													
1100	8																													
1200	8																													
1350	8																													
1500	8																													
呼び径	穴スプリング数																													
900	8																													
1000	8																													
1100	8																													
1200	8																													
1350	8																													
1500	8																													

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																				
<p>ウ ディスタンスピースのセット 受口内面奥の管底にディスタンスピース（木製・金属製いずれでもよい）を置く。</p> <p>表 4.25 ディスタンスピースの長さ</p> <table border="1" data-bbox="507 304 715 583"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>単位mm b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>700</td><td>70</td></tr> <tr><td>800</td><td>80</td></tr> <tr><td>900</td><td>80</td></tr> <tr><td>1000</td><td>80</td></tr> <tr><td>1100</td><td>85</td></tr> <tr><td>1200</td><td>90</td></tr> <tr><td>1350</td><td>90</td></tr> <tr><td>1500</td><td>90</td></tr> </tbody> </table>  <p>図 4.25 ディスタンスピース</p> <p>エ 挿し口の挿入 (7) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。</p>  <p>図 4.26 挿し口（又は受け口）の挿入</p> <p>(i) レバーホイストなどを用いて挿し口（又は受口）を押し込む。 （必要なレバーホイストの目安） 呼び径 700～1200 : 3tf×2台、呼び径 1350・1500 : 3tf×3台</p> <p>(7) φ600以下と同様にゆっくりと挿入する。 (e) 挿し口先端がディスタンスピースに当たったら挿入を一時停止する。</p>  <p>図 4.27 一時停止位置</p> <p>(f) ロックリング拡大期を撤去する。</p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 管内面から受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪所定の位置にあることを確認する。</p>  <p>図 4.28 ゴム輪の位置確認 薄板ゲージ</p> <p>カ 押輪用ボルトのねじ出し (7) ディスタンスピースを撤去する。 (i) 受口と押輪のすき間が全周均等になるように押輪用ボルトをねじ出す。 (7) 標準締め付けトルクは10N・m (100kgf・cm) とする。 (e) 締め付けトルクの確認を行う時は、図 4.29 に示すとおり、回転方向に対し</p>	呼び径	単位mm b	700	70	800	80	900	80	1000	80	1100	85	1200	90	1350	90	1500	90	<p>ウ ディスタンスピースのセット 受口内面奥の管底にディスタンスピース（木製・金属製いずれでもよい）を置く。</p> <p>表 4.25 ディスタンスピースの長さ</p> <table border="1" data-bbox="1665 304 1872 583"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>単位mm b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>700</td><td>70</td></tr> <tr><td>800</td><td>80</td></tr> <tr><td>900</td><td>80</td></tr> <tr><td>1000</td><td>80</td></tr> <tr><td>1100</td><td>85</td></tr> <tr><td>1200</td><td>90</td></tr> <tr><td>1350</td><td>90</td></tr> <tr><td>1500</td><td>90</td></tr> </tbody> </table>  <p>図 4.25 ディスタンスピース</p> <p>エ 挿し口の挿入 (7) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。</p>  <p>図 4.26 挿し口（又は受け口）の挿入</p> <p>(i) レバーホイストなどを用いて挿し口（又は受口）を押し込む。 （必要なレバーホイストの目安） 呼び径 700～1200 : 3tf×2台、呼び径 1350・1500 : 3tf×3台</p> <p>(7) φ600以下と同様にゆっくりと挿入する。 (e) 挿し口先端がディスタンスピースに当たったら挿入を一時停止する。</p>  <p>図 4.27 一時停止位置</p> <p>(f) ロックリング拡大期を撤去する。</p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 管内面から受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪所定の位置にあることを確認する。</p>  <p>図 4.28 ゴム輪の位置確認 薄板ゲージ</p> <p>カ 押輪用ボルトのねじ出し (7) ディスタンスピースを撤去する。 (i) 受口と押輪のすき間が全周均等になるように押輪用ボルトをねじ出す。 (7) 標準締め付けトルクは10N・m (100kgf・cm) とする。 (e) 締め付けトルクの確認を行う時は、図 4.29 に示す通り、回転方向に対し</p>	呼び径	単位mm b	700	70	800	80	900	80	1000	80	1100	85	1200	90	1350	90	1500	90	
呼び径	単位mm b																																					
700	70																																					
800	80																																					
900	80																																					
1000	80																																					
1100	85																																					
1200	90																																					
1350	90																																					
1500	90																																					
呼び径	単位mm b																																					
700	70																																					
800	80																																					
900	80																																					
1000	80																																					
1100	85																																					
1200	90																																					
1350	90																																					
1500	90																																					

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>90°以上の位置からトルクレンチをセットした状態から行う。</p>  <p>図 4.29 押輪用ボルトのねじ出し</p> <p>キ 挿し口の再挿入 レバーブロック等を用いて挿し口（又は受口）を継手胴付隙間が所定の15mm程度になるまで挿入する。</p>  <p>図 4.30 挿入位置</p>	<p>90°以上の位置からトルクレンチをセットした状態から行う。</p>  <p>図 4.29 押輪用ボルトのねじ出し</p> <p>キ 挿し口の再挿入 レバーブロック等を用いて挿し口（又は受口）を継手胴付隙間が所定の15mm程度になるまで挿入する。</p>  <p>図 4.30 挿入位置</p>	
<p>4.2.10 検査</p> <p>(1) モルタル充填箇所の工事検査 受注者は、内面継手によるモルタル充填箇所については、次により検査員の工事検査を受けること。 ア 受注者は、工事検査に当たっては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び配水管工が立会うこと。 イ 受注者は、工事検査に当たっては、次の資料及び写真を提出すること。 (イ) 受注者は、管の胴付間隔、ゴム輪の装着状態、ボルトの締付けトルク、継手の曲げ角度等の測定結果等を記録した継手チェックシートを提出すること。 (イ) 受注者は、呼び径1000以上については、4.1.12（水圧試験）により行った水圧試験の記録を提出すること。</p> <p>(2) モルタル充填状態の検査 受注者は、内面継手のモルタル充填状態については、目視によるひび割れ、平滑度及びハンマリングによるモルタルの密着等の検査を受けること。</p> <p>(3) 再検査 受注者は、工事検査の結果、不合格となった箇所は、手直しをして再検査を受けること。</p>	<p>4.2.10 検査</p> <p>(1) モルタル充填箇所の工事検査 受注者は、内面継手によるモルタル充填箇所については、次により検査員の工事検査を受けること。 ア 受注者は、工事検査に当たっては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び配水管工が立会うこと。 イ 受注者は、工事検査に当たっては、次の資料及び写真を提出すること。 (イ) 受注者は、管の胴付間隔、ゴム輪の装着状態、ボルトの締付けトルク、継手の曲げ角度等の測定結果等を記録した継手チェックシートを提出すること。 (イ) 受注者は、呼び径1000以上については、4.1.12（水圧試験）により行った水圧試験の記録を提出すること。</p> <p>(2) モルタル充填状態の検査 受注者は、内面継手のモルタル充填状態については、目視によるひび割れ、平滑度及びハンマリングによるモルタルの密着等の検査を受けること。</p> <p>(3) 再検査 受注者は、工事検査の結果、不合格となった箇所は、手直しをして再検査を受けること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 同上</p>
<p>第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</p>	<p>第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</p>	
<p>4.3.2 鋼管の防食</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、鋼管の防食対策については、設計図書によるほか、次によること。 ア 受注者は、鋼管の布設に当たっては、外面塗覆装部に損傷を与えないように配管するとともに、ポリエチレンスリーブで被覆した後、砂、改良土等を用いて慎重に埋め戻すこと。 イ 受注者は、現場溶接部の外面塗装にジョイントコートを用いること。</p> <p>(2) コンクリート及び土壌マクロセル腐食防止対策 受注者は、コンクリート及び土壌マクロセル腐食を防止するために次のように施工すること。 ア 受注者は、鉄筋コンクリート防護部分及び鉄骨・鉄筋コンクリート構造物内の鋼管の配管に当たって、鋼管と鉄骨、鉄筋等との離隔を確保し、絶対に鋼管と鉄骨、鉄筋等とを溶接しないと、管体の据付け、接合に際し、管体と鉄骨・鉄筋等とを接触させないこと。 また、配筋、型枠組立て、コンクリート打込み、型枠解体等の作業に当たっては、管の外面塗覆装に傷を付けないように注意すること。 イ 受注者は、鉄骨、鉄筋組立完了後、管体との接触のないことを目視で確認すること。</p>	<p>4.3.2 鋼管の防食</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、鋼管の防食対策については、設計図書によるほか、次によること。 ア 受注者は、鋼管の布設に当たっては、外面塗覆装部に損傷を与えないように配管するとともに、ポリエチレンスリーブで被覆した後、砂、改良土等を用いて慎重に埋め戻すこと。 イ 受注者は、現場溶接部の外面塗装にジョイントコートを用いること。</p> <p>(2) コンクリート及び土壌マクロセル腐食防止対策 受注者は、コンクリート及び土壌マクロセル腐食を防止するために次のように施工すること。 ア 受注者は、鉄筋コンクリート防護部分及び鉄骨・鉄筋コンクリート構造物内の鋼管の配管に当たって、鋼管と鉄骨、鉄筋等との離隔を確保し、絶対に鋼管と鉄骨、鉄筋等とを溶接しないと、管体の据付け、接合に際し、管体と鉄骨・鉄筋等とを接触させないこと。 また、配筋、型枠組立て、コンクリート打込み、型枠解体等の作業に当たっては、管の外面塗覆装に傷を付けないように注意すること。 イ 受注者は、鉄骨、鉄筋組立完了後、管体との接触のないことを目視で確認すること。</p>	<p>○ 完成工事後の測定の場合、記載の条件を満たさない場合もあるため、記載内容を見直した。また、配水管設計の手引の内容を反映した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p><b>ウ</b> 鉄骨・鉄筋コンクリート構造物の壁等を貫通する鋼管については、<u>設計図書に示す箇所に管体及び鉄筋の電位を測定するための端子を取り付けること。</u></p> <p><u>また、</u>コンクリート打込み前後に鋼管と鉄筋等との間の電位差及び抵抗をマルチメータ、テスター等で測定し、<u>監督員に報告すること。</u></p> <p><b>エ</b> 受注者は、構造物の壁等の貫通部や共同溝内の管台部には絶縁物を設計図書に示す位置に設置し、バンド等で確実に固定すること。</p> <p>また、アンカーボルトにより管を固定する際、絶縁性の材料を用いて配管とアンカーボルトとが直接接触するのを避けること。</p> <p><b>オ</b> 受注者は、水管橋の支承部については、絶縁型支承等を用いた管と橋台、橋脚等の鉄筋とを接触させないこと。</p> <p><b>カ</b> 受注者は、マクロセル腐食防止用に電極を設置する箇所の鋼管には、別途電気防食工事による土中に設置された電極から管体への防食電流の均一な流入の障害となるため、設計図書に示すとおりポリエチレンスリーブ被覆を施工しないこと。</p> <p><b>(3) 異種金属マクロセル腐食防止対策</b> 受注者は、鋼管とステンレス鋼管等異種金属とを接合する際、絶縁継手、絶縁ボルト等を必ず使用し、異種金属によるマクロセル腐食防止対策を施すこと。</p>	<p><u>また、</u>鉄骨・鉄筋コンクリート構造物の壁等を貫通する鋼管については、コンクリート打込み前後に鋼管と鉄筋等との間の電位差又は抵抗を<u>直流電流計、マルチメータ、テスター等で測定し、両者の電位差が0.2V以上又は抵抗が500Ω以上あることを確認すること。</u></p> <p><b>ウ</b> 受注者は、構造物の壁等の貫通部や共同溝内の管台部には絶縁物を設計図書に示す位置に設置し、バンド等で確実に固定すること。</p> <p>また、アンカーボルトにより管を固定する際、絶縁性の材料を用いて配管とアンカーボルトとが直接接触するのを避けること。</p> <p><b>エ</b> 受注者は、水管橋の支承部については、絶縁型支承等を用いた管と橋台、橋脚等の鉄筋とを接触させないこと。</p> <p><b>オ</b> 受注者は、マクロセル腐食防止用に電極を設置する箇所の鋼管には、別途電気防食工事による土中に設置された電極から管体への防食電流の均一な流入の障害となるため、設計図書に示すとおりポリエチレンスリーブ被覆を施工しないこと。</p> <p><b>(3) 異種金属マクロセル腐食防止対策</b> 受注者は、鋼管とステンレス鋼管等異種金属とを接合する際、絶縁継手、絶縁ボルト等を必ず使用し、異種金属によるマクロセル腐食防止対策を施すこと。</p>	<p>改定の要旨</p>
<p>4.3.6 半自動溶接</p>	<p><b>(1) 溶接士</b> 受注者は、この溶接及び使用する半自動溶接機の扱いに適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。</p> <p>溶接士は、半自動溶接については、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験に合格した者とする。</p> <p><b>(2) 溶接方法</b> 受注者は、ガスシールドアーク溶接で多層盛溶接の溶接方法によること。</p> <p><b>(3) 溶接鋼ワイヤの範囲</b> 受注者は、溶接鋼ワイヤをJIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）、JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）に定められた物とすること。ただし、これによらない場合は、監督員と協議しこれと同等以上の品質を有するものを使用すること。</p> <p><b>(4) 溶接ワイヤ、使用ガス等</b> 受注者は、溶接ワイヤ、使用ガス等の管理については、次の規定によること。</p> <p>ア 受注者は、ワイヤを常時乾燥状態に保ち、水滴、さび、油脂、ごみその他有害物が付着しないよう管理すること。</p> <p>イ 受注者は、使用ガスをJIS Z 3253（溶接及び熱切断用シールドガス）に定められた物を使用すること。</p> <p>また、混合ガスを用いる場合は、使用ガスはJIS K 1101（酸素）、JIS K 1105（アルゴン）、JIS K 1106（液化二酸化炭素(液化炭酸ガス)）（2種、3種）等によること。</p> <p>なお、その他のガスを使用する場合は、あらかじめ監督員に承諾を得ること。</p> <p><b>(5) 溶接機器</b> 受注者は、JIS C 3404（溶接用ケーブル）、JIS C 9300-1（アーク溶接装置：アーク溶接電源）、JIS C 9300-3（アーク溶接装置：アーク起動及びアーク安定化装置）、JIS C 9300-5（アーク溶接装置：ワイヤ送給装置）、JIS C 9300-6（アーク溶接装置：限定使用率アーク溶接装置）、JIS C 9300-7（アーク溶接装置：トーチ）、JIS C 9300-12（アーク溶接装置：溶接ケーブルジョイント）、JIS T 8141（遮光保護具）、JIS C 9311（交流アーク溶接電源用電撃防止装置）等に規定された溶接機器を使用すること。</p> <p><b>(6) 溶接</b> ア 受注者は、溶接については、4.3.3（被覆アーク溶接）の（4）に準拠する</p>	<p>4.3.6 半自動溶接</p> <p><b>(1) 溶接士</b> 受注者は、この溶接及び使用する半自動溶接機の扱いに適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。</p> <p>溶接士は、半自動溶接については、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験に合格した者とする。</p> <p><b>(2) 溶接方法</b> 受注者は、ガスシールドアーク溶接で多層盛溶接の溶接方法によること。</p> <p><b>(3) 溶接鋼ワイヤの範囲</b> 受注者は、溶接鋼ワイヤをJIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接およびミグ溶接ソリッドワイヤ）、JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）に定められた物とすること。ただし、これによらない場合は、監督員と協議しこれと同等以上の品質を有するものを使用すること。</p> <p><b>(4) 溶接ワイヤ、使用ガス等</b> 受注者は、溶接ワイヤ、使用ガス等の管理については、次の規定によること。</p> <p>ア 受注者は、ワイヤを常時乾燥状態に保ち、水滴、さび、油脂、ごみその他有害物が付着しないよう管理すること。</p> <p>イ 受注者は、使用ガスをJIS Z 3253（溶接及び熱切断用シールドガス）に定められた物を使用すること。</p> <p>また、混合ガスを用いる場合は、使用ガスはJIS K 1101（酸素）、JIS K 1105（アルゴン）、JIS K 1106（液化二酸化炭素(液化炭酸ガス)）（2種、3種）等によること。</p> <p>なお、その他のガスを使用する場合は、あらかじめ監督員に承諾を得ること。</p> <p><b>(5) 溶接機器</b> 受注者は、JIS C 3404（溶接用ケーブル）、JIS C 9300-1（アーク溶接装置：アーク溶接電源）、JIS C 9300-3（アーク溶接装置：アーク起動及びアーク安定化装置）、JIS C 9300-5（アーク溶接装置：ワイヤ送給装置）、JIS C 9300-6（アーク溶接装置：限定使用率アーク溶接装置）、JIS C 9300-7（アーク溶接装置：トーチ）、JIS C 9300-12（アーク溶接装置：溶接ケーブルジョイント）、JIS T 8141（遮光保護具）、JIS C 9311（交流アーク溶接電源用電撃防止装置）等に規定された溶接機器を使用すること。</p> <p><b>(6) 溶接</b> ア 受注者は、溶接については、4.3.3（被覆アーク溶接）の（4）に準拠する</p>	<p>○ 表現を修正した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>こと。 イ 受注者は、溶着金属がルートギャップから流出しないように、裏当金を取り付けて行うこと。 また、銅製裏当金が必要な場合は、併用して取り付けること。 ウ 受注者は、気温が0℃以下の場合は、予熱をしてから溶接を行うこと。 なお、このとき塗覆装に損傷を与えないこと。 エ 受注者は、溶接機を最適な条件に取り付けてから連続溶接を行うこと。 なお、やむを得ず溶接を中断した場合は、スラグ、ほこり等を完全に除去し、清掃して再開すること。 オ 受注者は、仮付け溶接で手溶接を行う場合は、4.3.3（被覆アーク溶接）によること。 なお、溶接棒は、JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に規定されたものとする。 カ 受注者は、半自動溶接に代えて一部手溶接を行う場合は、開先部の角度をアークエアガウジング、グラインダ等で矯正すること。</p>		<p>こと。 イ 受注者は、溶着金属がルートギャップから流出しないように、裏当金を取り付けて行うこと。 また、銅製裏当金が必要な場合は、併用して取り付けること。 ウ 受注者は、気温が0℃以下の場合は、予熱をしてから溶接を行うこと。 なお、このとき塗覆装に損傷を与えないこと。 エ 受注者は、溶接機を最適な条件に取り付けてから連続溶接を行うこと。 なお、やむを得ず溶接を中断した場合は、スラグ、ほこり等を完全に除去し、清掃して再開すること。 オ 受注者は、仮付け溶接で手溶接を行う場合は、4.3.3（被覆アーク溶接）によること。 なお、溶接棒は、JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に規定されたものとする。 カ 受注者は、半自動溶接に代えて一部手溶接を行う場合は、開先部の角度をアークエアガウジング、グラインダ等で矯正すること。</p>	
<b>第6節 50mm 配水管布設工</b>		<b>第6節 50mm 配水管布設工</b>		
4.6.5 管の明示	<p>管の明示は、管明示シートを使用し、布設方法は次によること。 なお、管明示テープは使用しないこと。 ア 管明示シートは、図 4.32 に基づき連続して布設すること。 なお、管明示シートは長手方向に1/2（幅 200mm）に折りたたみ、東京水道の文字を上面にして、使用すること。 イ 管明示シートの布設に当たっては、管明示シートの布設面が凹凸のないように埋め戻し材料を敷き均し、原地盤と同等以上の密度になるように均等に締め固めること。 ウ 埋め戻しに当たっては、管明示シートに損傷を与えないようにすること。</p>  <p style="text-align: center;">図 4.32 管明示シート布設図</p>	4.6.5 管の明示	<p>管の明示は、管明示シートを使用し、布設方法は次によること。 なお、管明示テープは使用しないこと。 ア 管明示シートは、図 4.32 に基づき連続して布設すること。 なお、管明示シートは長手方向に1/2（幅 200mm）に折りたたみ、東京水道の文字を上面にして、使用すること。 イ 管明示シートの布設に当たっては、管明示シートの布設面が凹凸のないように埋め戻し材料を敷き均し、原地盤と同等以上の密度になるように均等に締め固めること。 ウ 埋め戻しに当たっては、管明示シートに損傷を与えないようにすること。</p>  <p style="text-align: center;">図 4.32 管明示シート布設図</p>	○ 語句を見直した。
<b>第5章 推進工事</b>		<b>第5章 推進工事</b>		
<b>第2節 推進</b>		<b>第2節 推進</b>		
5.2.4 滑剤及び裏込注入	<p>(1) 滑剤の同時注入 受注者は、推進力の低減を図るため管推進中に滑剤の同時注入を行うこと。 なお、滑材注入設備は、速やかに注入できる構造とすること。 (2) 滑材の追加注入 受注者は、土質条件、掘削状況等により、必要に応じて滑材を追加注入すること。 (3) 裏込注入材の選定 受注者は、土質その他の施工条件を十分考慮して、裏込注入材の選定、配合等を行うこと。 (4) 注入用設備 受注者は、注入量及び注入圧に対し余裕のある注入用設備を使用するととも</p>	5.2.4 滑剤及び裏込注入	<p>(1) 滑剤の同時注入 受注者は、推進力の低減を図るため管推進中に滑剤の同時注入を行うこと。 なお、滑材注入設備は、速やかに注入できる構造とすること。 (2) 滑材の追加注入 受注者は、土質条件、掘削状況等により、必要に応じて滑材を追加注入すること。 (3) 裏込注入材の選定 受注者は、土質その他の施工条件を十分考慮して、裏込注入材の選定、配合等を行うこと。 (4) 注入用設備 受注者は、注入量及び注入圧に対し余裕のある注入用設備を使用するととも</p>	○ 語句を見直した。

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																								
<p>に、圧力計はできる限り注入コックの近くに設置すること。</p> <p>(5) 注入圧力の調整 受注者は、裏込注入材の注入圧力に偏圧が生じないように注意し、できる限り低圧で行うこと。 なお、管と地山の間隙が飽和状態になった場合は、一時圧力を上げて注入し、残留地下水、滑剤等を排除して、間隙を裏込材で完全に充てんすること。 この場合においても、圧力は必要以上に上げ過ぎないこと。</p> <p>(6) 注入記録の整理 受注者は、工事完了後、注入結果等の記録を整理し、監督員に提出すること。</p>	<p>に、圧力計はできる限り注入コックの近くに設置すること。</p> <p>(5) 注入圧力の調整 受注者は、裏込注入材の注入圧力に偏圧が生じないように注意し、できる限り低圧で行うこと。 なお、管と地山の間隙が飽和状態になった場合は、一時圧力を上げて注入し、残留地下水、滑剤等を排除して、間隙を裏込材で完全に充てんすること。 この場合においても、圧力は必要以上に上げ過ぎないこと。</p> <p>(6) 注入記録の整理 受注者は、工事完了後、注入結果等の記録を整理し、監督員に提出すること。</p>																																									
<p>5.2.8 さや管推進</p> <p>(1) さや管 ア 受注者は、専用の吊具を用いて、さや管の吊下ろしを行うこと。 また、管に直接ワイヤをかけて吊下ろしたり、管の中にワイヤを通さないこと。 イ 受注者は、推進方向に対してカラーを後部とし、継手部端部を保護するためのクッション材を取り付けること。 ウ 受注者は、接合部をウェス等で清掃した後、さや管を接合すること。 また、カラー内面及びゴム輪に滑剤を塗布し、シール材やゴム輪にめくれなどの異常がないかを確認してから行うこと。 エ 受注者は、4.1.19（管明示）の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p> <p>(2) さや管内配管 受注者は、さや管内配管については、第4章（配水管工事）に準拠するほか、次のとおりとすること。 ア 受注者は、配管に先立ち、さや管内を清掃すること。 イ 受注者は、標準図に示されている台車を参考にして製作した台車を用いて配管すること。 ウ 受注者は、充てんをエアミルク又は流動化充てん材で行う場合は、浮き上がり防止措置等を講ずること。 なお、エアミルク及び流動化充てん材の仕様は、表 5.1 及び表 5.2 によること。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1 エアミルクの仕様</p> <table border="1" data-bbox="468 1234 1249 1325"> <tr> <th>セメント</th> <th>起泡材</th> <th>水</th> <th>圧縮強度</th> </tr> <tr> <td>高炉B種</td> <td>エアミルク用</td> <td>混練水・希釈水</td> <td>1 N/mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 5.2 流動化充てん材の仕様</p> <table border="1" data-bbox="418 1392 1288 1514"> <tr> <th>セメント</th> <th>流動化材</th> <th>水</th> <th>圧縮強度</th> <th>フロータイム</th> <th>ブリーディング率</th> </tr> <tr> <td>高炉B種</td> <td>セメント ベントナイト系</td> <td>混練水</td> <td>1 N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td>3秒以下</td> <td>2%未満</td> </tr> </table> <p>エ 受注者は、管の固定箇所は、マクロセル腐食防止のためゴム板等を用いて絶縁すること。</p>	セメント	起泡材	水	圧縮強度	高炉B種	エアミルク用	混練水・希釈水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上	セメント	流動化材	水	圧縮強度	フロータイム	ブリーディング率	高炉B種	セメント ベントナイト系	混練水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上	3秒以下	2%未満	<p>5.2.8 さや管推進</p> <p>(1) さや管 ア 受注者は、専用の吊具を用いて、さや管の吊下ろしを行うこと。 また、管に直接ワイヤをかけて吊下ろしたり、管の中にワイヤを通さないこと。 イ 受注者は、推進方向に対してカラーを後部とし、継手部端部を保護するためのクッション材を取り付けること。 ウ 受注者は、接合部をウェス等で清掃した後、さや管を接合すること。 また、カラー内面及びゴム輪に滑剤を塗布し、シール材やゴム輪にめくれなどの異常がないかを確認してから行うこと。 エ 受注者は、4.1.19（管明示）の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p> <p>(2) さや管内配管 受注者は、さや管内配管については、第4章（配水管工事）に準拠するほか、次のとおりとすること。 ア 受注者は、配管に先立ち、さや管内を清掃すること。 イ 受注者は、標準図に示されている台車を参考にして製作した台車を用いて配管すること。 ウ 受注者は、充填をエアミルク又は流動化充填材で行う場合は、浮き上がり防止措置等を講ずること。 なお、エアミルク及び流動化充填材の仕様は、表 5.1 及び表 5.2 によること。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1 エアミルクの仕様</p> <table border="1" data-bbox="1626 1234 2407 1325"> <tr> <th>セメント</th> <th>起泡材</th> <th>水</th> <th>圧縮強度</th> </tr> <tr> <td>高炉B種</td> <td>エアミルク用</td> <td>混練水・希釈水</td> <td>1 N/mm<sup>2</sup>以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 5.2 流動化充填材の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1576 1392 2445 1514"> <tr> <th>セメント</th> <th>流動化材</th> <th>水</th> <th>圧縮強度</th> <th>フロータイム</th> <th>ブリーディング率</th> </tr> <tr> <td>高炉B種</td> <td>セメント ベントナイト系</td> <td>混練水</td> <td>1 N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td>3秒以下</td> <td>2%未満</td> </tr> </table> <p>エ 受注者は、管の固定箇所は、マクロセル腐食防止のためゴム板等を用いて絶縁すること。</p>	セメント	起泡材	水	圧縮強度	高炉B種	エアミルク用	混練水・希釈水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上	セメント	流動化材	水	圧縮強度	フロータイム	ブリーディング率	高炉B種	セメント ベントナイト系	混練水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上	3秒以下	2%未満	<p>○ 語句を見直した。</p>
セメント	起泡材	水	圧縮強度																																							
高炉B種	エアミルク用	混練水・希釈水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上																																							
セメント	流動化材	水	圧縮強度	フロータイム	ブリーディング率																																					
高炉B種	セメント ベントナイト系	混練水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上	3秒以下	2%未満																																					
セメント	起泡材	水	圧縮強度																																							
高炉B種	エアミルク用	混練水・希釈水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上																																							
セメント	流動化材	水	圧縮強度	フロータイム	ブリーディング率																																					
高炉B種	セメント ベントナイト系	混練水	1 N/mm <sup>2</sup> 以上	3秒以下	2%未満																																					
<p>5.2.9 試験</p> <p>(1) 圧縮強度試験 受注者は、エアミルク及び流動化充てん材の圧縮強度試験は、国又は公立の試験機関及びこれに準ずる機関に委託して行うこと。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員の承認を得た 5.2.8（さや管推進）の表 5.1 及び 5.2 の仕様を満足するエアミルク及び流動化充てん材を出荷できる工場を実施し、試験結果を監督員に提出することができるものとする。</p> <p>(2) 適用規格と試験項目 受注者は、エアミルク及び流動化充てん材の試験に当たっては、事前に監督員に試験の適用規格、試験項目及び試料採取等について説明し、承諾を得ること。</p>	<p>5.2.9 試験</p> <p>(1) 圧縮強度試験 受注者は、エアミルク及び流動化充填材の圧縮強度試験は、国又は公立の試験機関及びこれに準ずる機関に委託して行うこと。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員の承認を得た 5.2.8（さや管推進）の表 5.1 及び 5.2 の仕様を満足するエアミルク及び流動化充填材を出荷できる工場を実施し、試験結果を監督員に提出することができるものとする。</p> <p>(2) 適用規格と試験項目 受注者は、エアミルク及び流動化充填材の試験に当たっては、事前に監督員に試験の適用規格、試験項目及び試料採取等について説明し、承諾を得ること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 同上</p>																																								

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																								
<p><b>5.2.11 鋼管推進</b></p> <p>受注者は、鋼管の溶接・塗覆装については、「<b>第4章第3節鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</b>」に準拠するほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、推進を完了した管端部（プレーンエンド）を、グラインダ等を用いて、配管材料仕様書に示された開先形状に仕上げること。</p> <p>イ 受注者は、呼び径 800 以上の場合、推進作業中、塗膜の損傷を避けるため推進作業が完了した後、現場内面塗装を一括して行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、次により外装管の接合を行うこと。</p> <p>(f) I型管</p> <p>a 受注者は、本管外面現場塗装後、外面塗覆装部を包み込むようにして断熱材及び亜鉛鉄板で完全に被覆し、継ぎ輪の溶接熱によって外面塗覆装に損傷を与えないようにすること。</p> <p>b 受注者は、外装管の継手部に2分割された継ぎ輪を確実にはめ込み、外面からの片面溶接を完全に行うこと。</p> <p>(g) II型管</p> <p>a 受注者は、本管外面塗装後、外装管の継手部にセグメントを確実に組立てボルトで締め付けること。</p> <p>b 受注者は、ボルト締め付け完了後、ボルト締め付部周辺を溶接して蓋をし、セグメント表面を平滑にすること。</p> <p>c 受注者は、推進中におけるセグメントの移動又はガタつきを防止するため、外装管とセグメントとの間隙に、鋼製のくさびを打込んで溶接し、固定すること。</p> <p>エ 受注者は、4.1.19（管明示）の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p>	<p><b>5.2.11 鋼管推進</b></p> <p>受注者は、鋼管の溶接・塗覆装については、「<b>第4章第3節鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</b>」に準拠するほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、推進を完了した管端部（プレーンエンド）を、グラインダ等を用いて、配管材料仕様書に示された開先形状に仕上げること。</p> <p>イ 受注者は、呼び径 800 以上の場合、推進作業中、塗膜の損傷を避けるため推進作業が完了した後、現場内面塗装を一括して行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、次により外装管の接合を行うこと。</p> <p>(f) I型管</p> <p>a 受注者は、本管外面現場塗装後、外面塗覆装部を包み込むようにして断熱材及び亜鉛鉄板で完全に被覆し、継ぎ輪の溶接熱によって外面塗覆装に損傷を与えないようにすること。</p> <p>b 受注者は、外装管の継手部に2分割された継ぎ輪を確実にはめ込み、外面からの片面溶接を完全に行うこと。</p> <p>(g) II型管</p> <p>a 受注者は、本管外面塗装後、外装管の継手部にセグメントを確実に組立てボルトで締め付けること。</p> <p>b 受注者は、ボルト締め付け完了後、ボルト締め付部周辺を溶接して蓋をし、セグメント表面を平滑にすること。</p> <p>c 受注者は、推進中におけるセグメントの移動又はガタつきを防止するため、外装管とセグメントとの間隙に、鋼製のくさびを打込んで溶接し、固定すること。</p> <p>エ 受注者は、4.1.19（管明示）の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p>	<p><b>5.2.11 鋼管推進</b></p> <p>受注者は、鋼管の溶接・塗覆装については、<b>4.3（鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</b>）に準拠するほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、推進を完了した管端部（プレーンエンド）を、グラインダ等を用いて、配管材料仕様書に示された開先形状に仕上げること。</p> <p>イ 受注者は、呼び径 800 以上の場合、推進作業中、塗膜の損傷を避けるため推進作業が完了した後、現場内面塗装を一括して行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、次により外装管の接合を行うこと。</p> <p>(f) I型管</p> <p>a 受注者は、本管外面現場塗装後、外面塗覆装部を包み込むようにして断熱材及び亜鉛鉄板で完全に被覆し、継ぎ輪の溶接熱によって外面塗覆装に損傷を与えないようにすること。</p> <p>b 受注者は、外装管の継手部に2分割された継ぎ輪を確実にはめ込み、外面からの片面溶接を完全に行うこと。</p> <p>(g) II型管</p> <p>a 受注者は、本管外面塗装後、外装管の継手部にセグメントを確実に組立てボルトで締め付けること。</p> <p>b 受注者は、ボルト締め付け完了後、ボルト締め付部周辺を溶接して蓋をし、セグメント表面を平滑にすること。</p> <p>c 受注者は、推進中におけるセグメントの移動又はガタつきを防止するため、外装管とセグメントとの間隙に、鋼製のくさびを打込んで溶接し、固定すること。</p> <p>エ 受注者は、4.1.19（管明示）の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p>	<p>○（都）仕様書と合わせて表現を見直した。</p>																								
<p><b>5.3.2 鋳鉄管の製作</b></p> <p>(1) 承諾図の提出、製作</p> <p>受注者は、配管材料仕様書及び日本ダクタイル鉄管協会規格 JCPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）に準拠し、鋳鉄管の承諾図を提出し、製作すること。</p> <p>(2) 管の外装施工</p> <p>受注者は、承諾図に基づき管外面にコンクリートの外装を施すこと。 なお、外装に先立ち管外面のさびその他有害な付着物を除去すること。</p> <p>(3) 塗装</p> <p>受注者は、外装を施さない部分を配管材料仕様書に基づき塗装すること。</p> <p>(4) 外装コンクリートの配合</p> <p>受注者は、鋳鉄管の外装コンクリートの配合を質量配合とし、配合比は、表 5.3 によること。 なお、セメント、水及び骨材の使用に当たっては、「<b>第3章第4節コンクリート工事</b>」に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5.3 コンクリートの配合比</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セメント</th> <th>水</th> <th>細骨材</th> <th>粗骨材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.5～0.7</td> <td>2～3.5</td> <td>0.3～2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 養生</p> <p>受注者は、コンクリートの圧縮強度(fck)が出荷時 10.0N/mm<sup>2</sup>以上得られるように蒸気又は自然養生すること。 また、自然養生をする場合は、直射日光、低温等を避け、適当な保護を施して行うこと。</p> <p>(6) 衝撃の防止</p> <p>受注者は、コンクリート外装を施した管に強い衝撃等を与えないこと。</p> <p>(7) 附属品の使用</p>	セメント	水	細骨材	粗骨材	1	0.5～0.7	2～3.5	0.3～2	<p><b>5.3.2 鋳鉄管の製作</b></p> <p>(1) 承諾図の提出、製作</p> <p>受注者は、配管材料仕様書及び日本ダクタイル鉄管協会規格 JCPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）に準拠し、鋳鉄管の承諾図を提出し、製作すること。</p> <p>(2) 管の外装施工</p> <p>受注者は、承諾図に基づき管外面にコンクリートの外装を施すこと。 なお、外装に先立ち管外面のさびその他有害な付着物を除去すること。</p> <p>(3) 塗装</p> <p>受注者は、外装を施さない部分を配管材料仕様書に基づき塗装すること。</p> <p>(4) 外装コンクリートの配合</p> <p>受注者は、鋳鉄管の外装コンクリートの配合を質量配合とし、配合比は、表 5.3 によること。 なお、セメント、水及び骨材の使用に当たっては、「<b>3.4（コンクリート工事</b>）」に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5.3 コンクリートの配合比</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セメント</th> <th>水</th> <th>細骨材</th> <th>粗骨材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.5～0.7</td> <td>2～3.5</td> <td>0.3～2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 養生</p> <p>受注者は、コンクリートの圧縮強度(fck)が出荷時 10.0N/mm<sup>2</sup>以上得られるように蒸気又は自然養生すること。 また、自然養生をする場合は、直射日光、低温等を避け、適当な保護を施して行うこと。</p> <p>(6) 衝撃の防止</p> <p>受注者は、コンクリート外装を施した管に強い衝撃等を与えないこと。</p> <p>(7) 附属品の使用</p>	セメント	水	細骨材	粗骨材	1	0.5～0.7	2～3.5	0.3～2	<p><b>5.3.2 鋳鉄管の製作</b></p> <p>(1) 承諾図の提出、製作</p> <p>受注者は、配管材料仕様書及び日本ダクタイル鉄管協会規格 JCPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）に準拠し、鋳鉄管の承諾図を提出し、製作すること。</p> <p>(2) 管の外装施工</p> <p>受注者は、承諾図に基づき管外面にコンクリートの外装を施すこと。 なお、外装に先立ち管外面のさびその他有害な付着物を除去すること。</p> <p>(3) 塗装</p> <p>受注者は、外装を施さない部分を配管材料仕様書に基づき塗装すること。</p> <p>(4) 外装コンクリートの配合</p> <p>受注者は、鋳鉄管の外装コンクリートの配合を質量配合とし、配合比は、表 5.3 によること。 なお、セメント、水及び骨材の使用に当たっては、「<b>3.4（コンクリート工事</b>）」に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5.3 コンクリートの配合比</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セメント</th> <th>水</th> <th>細骨材</th> <th>粗骨材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.5～0.7</td> <td>2～3.5</td> <td>0.3～2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 養生</p> <p>受注者は、コンクリートの圧縮強度(fck)が出荷時 10.0N/mm<sup>2</sup>以上得られるように蒸気又は自然養生すること。 また、自然養生をする場合は、直射日光、低温等を避け、適当な保護を施して行うこと。</p> <p>(6) 衝撃の防止</p> <p>受注者は、コンクリート外装を施した管に強い衝撃等を与えないこと。</p> <p>(7) 附属品の使用</p>	セメント	水	細骨材	粗骨材	1	0.5～0.7	2～3.5	0.3～2	<p>○（都）仕様書と合わせて表現を見直した。</p>
セメント	水	細骨材	粗骨材																								
1	0.5～0.7	2～3.5	0.3～2																								
セメント	水	細骨材	粗骨材																								
1	0.5～0.7	2～3.5	0.3～2																								
セメント	水	細骨材	粗骨材																								
1	0.5～0.7	2～3.5	0.3～2																								

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																														
	<p>受注者は、配管材料仕様書による管の附属品（押輪、割輪、ボルト、ゴム輪等）を使用すること。</p> <p>(8) 管内面塗装 管内面塗装はJWWAA 133（水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）に規定するモルタルライニングとすること。</p>		<p>受注者は、配管材料仕様書による管の附属品（押輪、割輪、ボルト、ゴム輪等）を使用すること。</p> <p>(8) 管内面塗装 管内面塗装はJWWAA 133（水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）に規定するモルタルライニングとすること。</p>																															
<p>5.3.3 鋼管の製作</p>	<p>(1) 承諾図の提出 受注者は、鋼管を附図-2に準拠し、承諾図を提出し、製作すること。</p> <p>(2) 二重構造管 受注者は、本管と外装管との二重構造（I型及びII型）の管を使用すること。</p> <p>(3) 外装管の仕様 受注者は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）のSS400の鋼材でアーク溶接により製造した外装管を使用すること。</p> <p>(4) 二重管の間隙充填材料 受注者は、二重管の製作に当たって、配管材料仕様書に基づいて塗装した本管と外装管との間隙にI型はモルタル、II型はコンクリートを充填すること。</p> <p>(5) 二重管の一体化 受注者は、外装管に本管を挿入して均等な間隔を保つよう組み立てた後、モルタル又はコンクリートを本管と外装管との間隙に完全に充填して一体化すること。</p> <p>(6) 間隙充填材料の配合比 受注者は、モルタル又はコンクリートを質量配合とし、配合比は表5.4によること。 なお、セメント、水及び骨材の使用に当たっては、「第3章第4節コンクリート工事」に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;">表 5.4 モルタル・コンクリートの配合比</p> <table border="1" data-bbox="418 1119 1288 1312"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>セメント</th> <th>水</th> <th>細骨材</th> <th>粗骨材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル</td> <td>1</td> <td>0.5~0.7</td> <td>1~3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>1</td> <td>0.5~0.7</td> <td>1~3</td> <td>3~5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 養生 受注者は、充填完了後7日間は、直射日光、低温等避け適切な養生を行うこと。 また、モルタル又はコンクリートを充填した管に衝撃を与えないこと。</p> <p>(8) 一次防錆 受注者は、外装管の外表面を、二重構造の形成完了後一次防錆塗装を施すこと。</p> <p>(9) 塗装 受注者は、本管の内面及び外表面を配管材料仕様書（第3章鋼管第2節塗覆装）により塗装を行うこと。</p> <p>(10) 現場継手部材 受注者は、表5.5に示す現場継手部材を使用すること。 なお、内面塗装については（9）による。</p>	項目	セメント	水	細骨材	粗骨材	モルタル	1	0.5~0.7	1~3	—	コンクリート	1	0.5~0.7	1~3	3~5	<p>5.3.3 鋼管の製作</p>	<p>(1) 承諾図の提出 受注者は、鋼管を附図-2に準拠し、承諾図を提出し、製作すること。</p> <p>(2) 二重構造管 受注者は、本管と外装管との二重構造（I型及びII型）の管を使用すること。</p> <p>(3) 外装管の仕様 受注者は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）のSS400の鋼材でアーク溶接により製造した外装管を使用すること。</p> <p>(4) 二重管の間隙充填材料 受注者は、二重管の製作に当たって、配管材料仕様書に基づいて塗装した本管と外装管との間隙にI型はモルタル、II型はコンクリートを充填すること。</p> <p>(5) 二重管の一体化 受注者は、外装管に本管を挿入して均等な間隔を保つよう組み立てた後、モルタル又はコンクリートを本管と外装管との間隙に完全に充填して一体化すること。</p> <p>(6) 間隙充填材料の配合比 受注者は、モルタル又はコンクリートを質量配合とし、配合比は表5.4によること。 なお、セメント、水及び骨材の使用に当たっては、3.4（コンクリート工事）に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;">表 5.4 モルタル・コンクリートの配合比</p> <table border="1" data-bbox="1576 1119 2445 1312"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>セメント</th> <th>水</th> <th>細骨材</th> <th>粗骨材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル</td> <td>1</td> <td>0.5~0.7</td> <td>1~3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>1</td> <td>0.5~0.7</td> <td>1~3</td> <td>3~5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 養生 受注者は、充填完了後7日間は、直射日光、低温等避け適切な養生を行うこと。 また、モルタル又はコンクリートを充填した管に衝撃を与えないこと。</p> <p>(8) 一次防錆 受注者は、外装管の外表面を、二重構造の形成完了後一次防錆塗装を施すこと。</p> <p>(9) 塗装 受注者は、本管の内面及び外表面を配管材料仕様書（第3章鋼管第2節塗覆装）により塗装を行うこと。</p> <p>(10) 現場継手部材 受注者は、表5.5に示す現場継手部材を使用すること。 なお、内面塗装については（9）による。</p>	項目	セメント	水	細骨材	粗骨材	モルタル	1	0.5~0.7	1~3	—	コンクリート	1	0.5~0.7	1~3	3~5	<p>○ 語句を見直した。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ （都）仕様書と合わせて表現を見直した。</p> <p>○ 語句を見直した。</p>
項目	セメント	水	細骨材	粗骨材																														
モルタル	1	0.5~0.7	1~3	—																														
コンクリート	1	0.5~0.7	1~3	3~5																														
項目	セメント	水	細骨材	粗骨材																														
モルタル	1	0.5~0.7	1~3	—																														
コンクリート	1	0.5~0.7	1~3	3~5																														

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨																																				
<p align="center"><b>表 5.5 現場継手部材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th colspan="3">継 手 部 材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">I型</td> <td>断熱材</td> <td>亜鉛鉄板</td> <td>継ぎ輪(2分割)</td> </tr> <tr> <td>JIS R 3311(セラミックファイバーブランケット) 3号相当厚さ 6mm</td> <td>JIS G 3302 の亜鉛メッキ鋼板 一般用 (SPGC) 厚さ 0.4 mm Z18</td> <td>JIS G 3101 の SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II型</td> <td colspan="3">セグメント(4~10分割)</td> </tr> <tr> <td>鋼材は、JIS G 3101 の SS400 又は同等品以上</td> <td colspan="2">コンクリートは、5.3.3 の (6) による。</td> </tr> </tbody> </table>		型式	継 手 部 材			I型	断熱材	亜鉛鉄板	継ぎ輪(2分割)	JIS R 3311(セラミックファイバーブランケット) 3号相当厚さ 6mm	JIS G 3302 の亜鉛メッキ鋼板 一般用 (SPGC) 厚さ 0.4 mm Z18	JIS G 3101 の SS400	II型	セグメント(4~10分割)			鋼材は、JIS G 3101 の SS400 又は同等品以上	コンクリートは、5.3.3 の (6) による。		<p align="center"><b>表 5.5 現場継手部材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th colspan="3">継 手 部 材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">I型</td> <td>断熱材</td> <td>亜鉛鉄板</td> <td>継ぎ輪(2分割)</td> </tr> <tr> <td>JIS R 3311(セラミックファイバーブランケット) 3号相当厚さ 6mm</td> <td>JIS G 3302 の亜鉛メッキ鋼板 一般用 (SPGC) 厚さ 0.4 mm Z18</td> <td>JIS G 3101 の SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II型</td> <td colspan="3">セグメント(4~10分割)</td> </tr> <tr> <td>鋼材は、JIS G 3101 の SS400 又は同等品以上</td> <td colspan="2">コンクリートは、5.3.3 の (6) による。</td> </tr> </tbody> </table>		型式	継 手 部 材			I型	断熱材	亜鉛鉄板	継ぎ輪(2分割)	JIS R 3311(セラミックファイバーブランケット) 3号相当厚さ 6mm	JIS G 3302 の亜鉛メッキ鋼板 一般用 (SPGC) 厚さ 0.4 mm Z18	JIS G 3101 の SS400	II型	セグメント(4~10分割)			鋼材は、JIS G 3101 の SS400 又は同等品以上	コンクリートは、5.3.3 の (6) による。		
型式	継 手 部 材																																							
I型	断熱材	亜鉛鉄板	継ぎ輪(2分割)																																					
	JIS R 3311(セラミックファイバーブランケット) 3号相当厚さ 6mm	JIS G 3302 の亜鉛メッキ鋼板 一般用 (SPGC) 厚さ 0.4 mm Z18	JIS G 3101 の SS400																																					
II型	セグメント(4~10分割)																																							
	鋼材は、JIS G 3101 の SS400 又は同等品以上	コンクリートは、5.3.3 の (6) による。																																						
型式	継 手 部 材																																							
I型	断熱材	亜鉛鉄板	継ぎ輪(2分割)																																					
	JIS R 3311(セラミックファイバーブランケット) 3号相当厚さ 6mm	JIS G 3302 の亜鉛メッキ鋼板 一般用 (SPGC) 厚さ 0.4 mm Z18	JIS G 3101 の SS400																																					
II型	セグメント(4~10分割)																																							
	鋼材は、JIS G 3101 の SS400 又は同等品以上	コンクリートは、5.3.3 の (6) による。																																						
<p align="center"><b>第6章 シールド工事</b></p>		<p align="center"><b>第6章 シールド工事</b></p>																																						
<p align="center"><b>第1節 施工一般</b></p>		<p align="center"><b>第1節 施工一般</b></p>																																						
6.1.2 事前調査	<p>(1) 地下埋設物調査 受注者は、立坑築造及びトンネルの深さを考慮して地下埋設物の調査を行うこと。 なお、調査の方法は、3.7.5（事前調査）のイの地下埋設物調査及び3.2.2（試験掘）に準拠すること。</p> <p>(2) 土質調査 受注者は、工事に先立ち、土質調査を実施すること。調査に当たっては、土質調査計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>ア ボーリング (イ) 受注者は、ボーリングを、立坑箇所1か所、トンネル箇所延長 200mにつき1か所（設計調査箇所との重複を避けて選定）以上行うこと。 なお、ボーリング位置は、トンネル計画線を避けること。やむを得ずトンネル計画線上で行う場合は、監督員と協議すること。 (イ) 受注者は、トンネル箇所におけるボーリングの深度は、セグメントの下端から10m程度下までとすること。 (ウ) 受注者は、漏気又は噴発を防止するため、モルタル等で完了後のボーリング孔を充填すること。</p> <p>イ 標準貫入試験 受注者は、ボーリング深さ1mごとに標準貫入試験を行うこと。ただし、不必要と認められる土質及び試験場所については、監督員と協議すること。</p> <p>ウ 物理試験、力学試験 受注者は、セグメント内径 2700 mm未満については、断面の中間で1か所、2700 mm以上については、断面の上端と下端との2か所で試料を採取して、単位体積重量、比重、粒度、含水量、液性限界、塑性限界、一軸圧縮、三軸圧縮、圧密等の試験を行うこと。</p> <p>エ 化学分析試験 受注者は、トンネルが化学工場、その跡地等の付近を通過する場合は、試料を採取して土壌中の有毒物質等の有無について化学分析を行うこと。</p> <p>オ 現場透水試験 受注者は、現場透水試験を適切な位置を選定して行うこと。</p> <p>カ 調査結果の提出 受注者は、調査結果を整理して報告書を作成し、監督員に提出すること。 なお、受注者は、東京都土木技術支援・人材育成センター提出用の調査結</p>	6.1.2 事前調査	<p>(1) 地下埋設物調査 受注者は、立坑築造及びトンネルの深さを考慮して地下埋設物の調査を行うこと。 なお、調査の方法は、3.7.5（事前調査）のイの地下埋設物調査及び3.2.2（試験掘）に準拠すること。</p> <p>(2) 土質調査 受注者は、工事に先立ち、土質調査を実施すること。調査に当たっては、土質調査計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>ア ボーリング (イ) 受注者は、ボーリングを、立坑箇所1か所、トンネル箇所延長 200mにつき1か所（設計調査箇所との重複を避けて選定）以上行うこと。 なお、ボーリング位置は、トンネル計画線を避けること。やむを得ずトンネル計画線上で行う場合は、監督員と協議すること。 (イ) 受注者は、トンネル箇所におけるボーリングの深度は、セグメントの下端から10m程度下までとすること。 (ウ) 受注者は、漏気又は噴発を防止するため、モルタル等で完了後のボーリング孔を充填すること。</p> <p>イ 標準貫入試験 受注者は、ボーリング深さ1mごとに標準貫入試験を行うこと。ただし、不必要と認められる土質及び試験場所については、監督員と協議すること。</p> <p>ウ 物理試験、力学試験 受注者は、セグメント内径 2700 mm未満については、断面の中間で1か所、2700 mm以上については、断面の上端と下端との2か所で試料を採取して、単位体積重量、比重、粒度、含水量、液性限界、塑性限界、一軸圧縮、三軸圧縮、圧密等の試験を行うこと。</p> <p>エ 化学分析試験 受注者は、トンネルが化学工場、その跡地等の付近を通過する場合は、試料を採取して土壌中の有毒物質等の有無について化学分析を行うこと。</p> <p>オ 現場透水試験 受注者は、現場透水試験を適切な位置を選定して行うこと。</p> <p>カ 調査結果の提出 受注者は、調査結果を整理して報告書を作成し、監督員に提出すること。 なお、受注者は、東京都土木技術支援・人材育成センター提出用の調査結</p>	○ 語句を見直した。																																				

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>果をCD-Rに収め、監督員に提出すること。                      入力したCD-Rには、次の内容を直接印字すること。</p> <p>(7) 工事件名                      (4) 工事部署名（部、所、課名）                      (9) 受注者名及び土質調査会社名                      (5) 契約番号                      (4) 調査年月                      (6) 入力用ソフト名</p> <p><b>(3) 地下水調査</b>                      受注者は、工事に先立ち、シールド路線の周辺の井戸、古井戸等の用途、深さ、水位、構造等を調査し監督員に報告すること。特に工事の影響により枯渇、汚濁等が懸念される井戸の水位や水質について調査すること。</p> <p><b>(4) 酸欠空気及び有害ガス調査</b>                      ア 酸欠空気                      受注者は、シールド路線の周辺の地下室、マンホール、井戸（古井戸を含む。）、他の圧気工法による工事の有無等を調査すること。                      また、圧気併用工事を施行する場合は、施工地点から半径1km以内の地域に存在する井戸（古井戸を含む。）の地下室、マンホール、他の圧気工法による工事の有無等を調査すること。                      なお、酸欠空気発生のおそれのある地域については、範囲を拡大して調査すること。</p> <p>イ 有害ガス                      受注者は、工事箇所周辺の工事実施記録、既存のボーリング資料、文献、土質調査実施結果等から可燃性ガス及び有毒ガスの有無を調査すること。</p> <p><b>(5) 可燃性ガス調査</b>                      ア 受注者は、工事に先立ち、調査内容等について調査実施計画書を作成し、監督員に提出すること。                      イ 受注者は、可燃性ガス発生の予備調査として既存土質調査、周辺の工事実績、地中ガス関係文献等の資料を収集し整理を行い、監督員に提出すること。                      ウ 受注者は、メタンガス等の発生について周辺の井戸、地下室、工事中の現場等を調査すること。                      エ 受注者は、土質調査ボーリング孔を用いて原位置可燃性ガス調査を行うこと。                      オ 受注者は、調査深度をトンネル下端10m下までとし、ガス賦存が予想される地層ごとに調査を行う。ただし、地層図から判断してガスが滞留しやすい地層形態の場合は、その地層までとすること。                      カ 受注者は、次に掲げた調査方法のうち指定されたものを実施すること。                      (7) 地下水位（地下水压）低下法（採気）                      (4) 地下水位（地下水压）保持法（採水）                      (9) 不かく乱資料採取法（土壌）                      なお、ガス調査は、防災バルブを必ず取り付けて実施すること。</p> <p>キ 受注者は、次の測定項目を実施すること。                      (7) 気温、湿度、気圧及び水温                      (4) ガス組成測定                      (9) ガス湧出量測定                      (5) ガス圧力測定</p> <p>ク 受注者は、次の試料を採取すること。                      (7) 採水（溶存ガス）                      (4) 採気（強制遊離させたもの及び遊離ガス）</p>	<p>果をCD-Rに収め、監督員に提出すること。                      入力したCD-Rには、次の内容を直接印字すること。</p> <p>(7) 工事件名                      (4) 工事部署名（部、所、課名）                      (9) 受注者名及び土質調査会社名                      (5) 契約番号                      (4) 調査年月                      (6) 入力用ソフト名</p> <p><b>(3) 地下水調査</b>                      受注者は、工事に先立ち、シールド路線の周辺の井戸、古井戸等の用途、深さ、水位、構造等を調査し監督員に報告すること。特に、<span style="background-color: yellow;">■</span>工事の影響により枯渇、汚濁等が懸念される井戸の水位や水質について調査すること。</p> <p><b>(4) 酸欠空気及び有害ガス調査</b>                      ア 酸欠空気                      受注者は、シールド路線の周辺の地下室、マンホール、井戸（古井戸を含む。）、他の圧気工法による工事の有無等を調査すること。                      また、圧気併用工事を施行する場合は、施工地点から半径1km以内の地域に存在する井戸（古井戸を含む。）の地下室、マンホール、他の圧気工法による工事の有無等を調査すること。                      なお、酸欠空気発生のおそれのある地域については、範囲を拡大して調査すること。</p> <p>イ 有害ガス                      受注者は、工事箇所周辺の工事実施記録、既存のボーリング資料、文献、土質調査実施結果等から可燃性ガス及び有毒ガスの有無を調査すること。</p> <p><b>(5) 可燃性ガス調査</b>                      ア 受注者は、工事に先立ち、調査内容等について調査実施計画書を作成し、監督員に提出すること。                      イ 受注者は、可燃性ガス発生の予備調査として既存土質調査、周辺の工事実績、地中ガス関係文献等の資料を収集し整理を行い、監督員に提出すること。                      ウ 受注者は、メタンガス等の発生について周辺の井戸、地下室、工事中の現場等を調査すること。                      エ 受注者は、土質調査ボーリング孔を用いて原位置可燃性ガス調査を行うこと。                      オ 受注者は、調査深度をトンネル下端10m下までとし、ガス賦存が予想される地層ごとに調査を行う。ただし、地層図から判断してガスが滞留しやすい地層形態の場合は、その地層までとすること。                      カ 受注者は、次に掲げた調査方法のうち指定されたものを実施すること。                      (7) 地下水位（地下水压）低下法（採気）                      (4) 地下水位（地下水压）保持法（採水）                      (9) 不かく乱資料採取法（土壌）                      なお、ガス調査は、防災バルブを必ず取り付けて実施すること。</p> <p>キ 受注者は、次の測定項目を実施すること。                      (7) 気温、湿度、気圧及び水温                      (4) ガス組成測定                      (9) ガス湧出量測定                      (5) ガス圧力測定</p> <p>ク 受注者は、次の試料を採取すること。                      (7) 採水（溶存ガス）                      (4) 採気（強制遊離させたもの及び遊離ガス）</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨	
	<p>(ウ) 土壌（コアガス） なお、試料採取に当たっては、試料中に大気を混入させないこと。</p> <p>ケ 受注者は、次の室内分析試験を実施すること。</p> <p>(ア) 採取した試料中に含まれたガスの種類と量の測定 （メタン、酸素、窒素、二酸化炭素、一酸化炭素及び硫化水素）</p> <p>(イ) 試験方法は、JIS K 0114（ガスクロマトグラフ分析通則）、JIS K 2301（燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法）による。</p> <p>コ 受注者は、調査結果から、下記事項について考察を行い可燃性ガス対策の資料とすること。</p> <p>(イ) ガスの種類、存在形態、圧力、採取した水温、組成等</p> <p>(イ) ガス湧出量</p> <p>(ウ) 七号地層、埋沈段丘礫層等の縦断面の作成</p> <p>(エ) 地層とシールド位置の検討</p> <p>サ 報告書 受注者は、調査終了後、調査結果を土質調査報告書に含めて、監督員に提出すること。</p> <p><b>(6) 事前調査後の協議</b> 事前調査の結果、酸欠空気及び有害ガスが発生するおそれのある場合は、その対策を検討し、監督員と協議すること。</p>	<p>(ウ) 土壌（コアガス） なお、試料採取に当たっては、試料中に大気を混入させないこと。</p> <p>ケ 受注者は、次の室内分析試験を実施すること。</p> <p>(ア) 採取した試料中に含まれたガスの種類と量の測定 （メタン、酸素、窒素、二酸化炭素、一酸化炭素及び硫化水素）</p> <p>(イ) 試験方法は、JIS K 0114（ガスクロマトグラフ分析通則）、JIS K 2301（燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法）による。</p> <p>コ 受注者は、調査結果から、下記事項について考察を行い可燃性ガス対策の資料とすること。</p> <p>(イ) ガスの種類、存在形態、圧力、採取した水温、組成等</p> <p>(イ) ガス湧出量</p> <p>(ウ) 七号地層、埋沈段丘礫層等の縦断面の作成</p> <p>(エ) 地層とシールド位置の検討</p> <p>サ 報告書 受注者は、調査終了後、調査結果を土質調査報告書に含めて、監督員に提出すること。</p> <p><b>(6) 事前調査後の協議</b> 事前調査の結果、酸欠空気及び有害ガスが発生するおそれのある場合は、その対策を検討し、監督員と協議すること。</p>	
<p><b>6.1.3 施工管理</b></p> <p>受注者は、施工管理について、「<b>第1章第3節施工管理</b>」によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、次に掲げる測定等を施工前、施工中及び施工後の一定期間、定期的に行い、もし変状の兆候が現れたときは、直ちに監督員と協議し適切な対策を講じること。</p> <p>(イ) 付近家屋の井戸（必要に応じ観測井を設置）、河川、湖沼等の水質水位等の監視及び観測</p> <p>(イ) トンネル路線上に設置した測点での地盤の変状（沈下、隆起等）の測定</p> <p>イ 受注者は、施工中、常に切羽の状況、シールド掘進用諸設備の作動状況、トンネル中心線の偏位、一次覆工の変形破損、地山の変状等について必要な調査、点検、確認等を行いながら慎重に作業を進めること。</p> <p>ウ 受注者は、シールドの掘進状況、湧水及び土質の状況、酸素、有害ガス、可燃性ガス濃度測定結果等について監督員の指示する工事日報を作成し提出すること。</p> <p>エ 受注者は、工事現場付近で他の工事が行われている場合は、関係者との連絡を密に行うこと。</p> <p>オ 受注者は、工事完了後、工事の計画と実施状況、トンネルの測量結果、監督員が要求した技術資料等を整理及び編集し、工事報告書として監督員に提出すること。</p>	<p><b>6.1.3 施工管理</b></p> <p>受注者は、施工管理について、<b>1.3（施工管理）</b>によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、次に掲げる測定等を施工前、施工中及び施工後の一定期間、定期的に行い、もし変状の兆候が現れたときは、直ちに監督員と協議し適切な対策を講じること。</p> <p>(イ) 付近家屋の井戸（必要に応じ観測井を設置）、河川、湖沼等の水質水位等の監視及び観測</p> <p>(イ) トンネル路線上に設置した測点での地盤の変状（沈下、隆起等）の測定</p> <p>イ 受注者は、施工中、常に切羽の状況、シールド掘進用諸設備の作動状況、トンネル中心線の偏位、一次覆工の変形破損、地山の変状等について必要な調査、点検、確認等を行いながら慎重に作業を進めること。</p> <p>ウ 受注者は、シールドの掘進状況、湧水及び土質の状況、酸素、有害ガス、可燃性ガス濃度測定結果等について監督員の指示する工事日報を作成し提出すること。</p> <p>エ 受注者は、工事現場付近で他の工事が行われている場合は、関係者との連絡を密に行うこと。</p> <p>オ 受注者は、工事完了後、工事の計画と実施状況、トンネルの測量結果、監督員が要求した技術資料等を整理及び編集し、工事報告書として監督員に提出すること。</p>	<p>○（都）仕様書と合わせて表現を見直した。</p>	
<p><b>6.1.4 安全管理</b></p> <p>受注者は、工事に当たっての安全管理について、「<b>第1章第4節安全管理</b>」によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、工事中は緊急事態を想定し、連絡、通報、退避、救急、消火、警報、復旧等について対策を講じておくこと。</p> <p>イ 受注者は、アについて工事関係者に周知徹底させるとともに、避難、消火、通報訓練等の安全教育を定期的に行い、安全、連絡体制の整備に努めること。</p> <p>ウ 受注者は、工事関係者に坑内と坑外（地上）との通信通話設備の使用法、連絡信号等を熟知させ、坑内外との連絡を緊密にし、事故防止に努めること。</p> <p>エ 受注者は、坑内の換気、照明、排水、通路等の設備を整備し、安全な施工環</p>	<p><b>6.1.4 安全管理</b></p> <p>受注者は、工事に当たっての安全管理について、<b>1.4（安全管理）</b>によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、工事中は緊急事態を想定し、連絡、通報、退避、救急、消火、警報、復旧等について対策を講じておくこと。</p> <p>イ 受注者は、アについて工事関係者に周知徹底させるとともに、避難、消火、通報訓練等の安全教育を定期的に行い、安全、連絡体制の整備に努めること。</p> <p>ウ 受注者は、工事関係者に坑内と坑外（地上）との通信通話設備の使用法、連絡信号等を熟知させ、坑内外との連絡を緊密にし、事故防止に努めること。</p> <p>エ 受注者は、坑内の換気、照明、排水、通路等の設備を整備し、安全な施工環</p>	<p>○（都）仕様書と合わせて表現を見直した。また、一部表現を見直した。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>境を保持すること。</p> <p>オ 受注者は、緊急時に備え、坑内の保安上必要とする設備の予備電源を確保すること。</p> <p>カ 受注者は、出水、酸欠空気、有害ガス等による危険を防止するため必要な調査、観測、計測、監視等を常時的確に行い、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、監督員に報告すること。</p> <p>キ 受注者は、所轄労働基準監督署に建設工事計画書(ずい道、圧気工法)、機械等設置届(軌道装置)、クレーン設置届、圧気工法作業摘要書等必要な届出を行い、その写しを監督員に提出すること。</p> <p>ク 受注者は、酸欠空気及び有害ガス対策については、「酸素欠乏症等防止規則」、「労働安全衛生規則」等を遵守し、1.4.7（事故防止）によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>(f) 受注者は、事前調査で酸欠空気測定の対象になった調査物件について、定期的に酸素濃度の測定を行い、その都度表にまとめて監督員に提出すること。</p> <p>(i) 受注者は、酸素及び有害ガスの濃度を測定する器具(警報装置付き)を備え、毎日入坑時のほか、坑内各地点で適宜測定を行い、その結果を記録すること。</p> <p>(h) 受注者は、坑内の酸素及び有害ガスの濃度に対応した作業基準及び安全対策を定めその内容を作業員に徹底させるとともに、濃度が規定値に達したときは、直ちに作業者を退避させ、火気使用停止、換気の要強化等、必要な措置を講じること。</p> <p>ケ 受注者は、立坑入口に、入坑者の人数及び氏名のほか、酸素、メタン、硫化水素及び一酸化炭素の濃度測定結果を表示すること。</p> <p>コ 受注者は、シールド工事管理点検簿等により、現場内の保安及び安全状況を点検すること。</p> <p>サ 可燃性ガス対策</p> <p>(f) 危険度ランク 受注者は、設計図書で示した危険度ランク（A、B及びC）を参考に可燃性ガス対策を講じること。</p> <p>(i) ガス対策計画書の提出（A、B及びCランク） 受注者は、本工事契約後、土質調査及びガス調査を実施し、その調査結果に基づき、可燃性ガス対策計画書を作成し監督員に提出すること。 なお、記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>a ガス調査結果と考察 b ガス対策の基本方針 c ガス測定 d 検知、警報装置 e 換気設備 f 着火源対策（防爆等） g 非常時対策 h その他対策 i 作業基準及び安全対策 j 安全管理 k 安全教育、訓練 l その他必要事項</p> <p>(g) 一般事項（A、B及びCランク）</p> <p>a 受注者は、シールド工事の施行に当たって、ガス爆発防止安全管理組織を確立して各々の責任者の業務を定め、指揮系統を明確にし情報の伝達系統を図式化するなどして安全管理に万全を期すこと。</p> <p>b 受注者は、携帯式ガス測定器の性能点検を坑外で毎日使用前に行うこと。また、定期的な点検も必ず実施すること。</p>	<p>境を保持すること。</p> <p>オ 受注者は、緊急時に備え、坑内の保安上必要とする設備の予備電源を確保すること。</p> <p>カ 受注者は、出水、酸欠空気、有害ガス等による危険を防止するため必要な調査、観測、計測、監視等を常時的確に行い、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、監督員に報告すること。</p> <p>キ 受注者は、所轄労働基準監督署に建設工事計画書(ずい道、圧気工法)、機械等設置届(軌道装置)、クレーン設置届、圧気工法作業摘要書等必要な届出を行い、その写しを監督員に提出すること。</p> <p>ク 受注者は、酸欠空気及び有害ガス対策については、「酸素欠乏症等防止規則」、「労働安全衛生規則」等を遵守し、1.4.7（事故防止）によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>(f) 受注者は、事前調査で酸欠空気測定の対象になった調査物件について、定期的に酸素濃度の測定を行い、その都度表にまとめて監督員に提出すること。</p> <p>(i) 受注者は、酸素及び有害ガスの濃度を測定する器具(警報装置付き)を備え、毎日入坑時のほか、坑内各地点で適宜測定を行い、その結果を記録すること。</p> <p>(h) 受注者は、坑内の酸素及び有害ガスの濃度に対応した作業基準及び安全対策を定めその内容を作業員に徹底させるとともに、濃度が規定値に達したときは、直ちに作業者を退避させ、火気使用停止、換気の要強化等、必要な措置を講じること。</p> <p>ケ 受注者は、立坑入口に、入坑者の人数及び氏名のほか、酸素、メタン、硫化水素及び一酸化炭素の濃度測定結果を表示すること。</p> <p>コ 受注者は、シールド工事管理点検簿等により、現場内の保安及び安全状況を点検すること。</p> <p>サ 可燃性ガス対策</p> <p>(f) 危険度ランク 受注者は、設計図書で示した危険度ランク（A、B及びC）を参考に可燃性ガス対策を講じること。</p> <p>(i) ガス対策計画書の提出（A、B及びCランク） 受注者は、本工事契約後、土質調査及びガス調査を実施し、その調査結果に基づき、可燃性ガス対策計画書を作成し監督員に提出すること。 なお、記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>a ガス調査結果と考察 b ガス対策の基本方針 c ガス測定 d 検知、警報装置 e 換気設備 f 着火源対策（防爆等） g 非常時対策 h その他対策 i 作業基準及び安全対策 j 安全管理 k 安全教育、訓練 l その他必要事項</p> <p>(g) 一般事項（A、B及びCランク）</p> <p>a 受注者は、シールド工事の施行に当たって、ガス爆発防止安全管理組織を確立して各々の責任者の業務を定め、指揮系統を明確にし情報の伝達系統を図式化するなどして安全管理に万全を期すこと。</p> <p>b 受注者は、携帯式ガス測定器の性能点検を坑外で毎日使用前に行うこと。また、定期的な点検も必ず実施すること。</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>c 受注者は、あらかじめメタン濃度に応じた作業基準及び安全対策を定めておくこと。</p> <p>d 受注者は、避難用器具として、携帯用照明器具（防爆型）、空気呼吸器等を入坑者の人数に予備を加えた数量を坑内及び坑外の適切な場所に備え付けること。 また、備付け場所を、あらかじめ作業員に周知させるとともに停電時でも認識できる蓄光性の明示板等により表示をすること。</p> <p>e 受注者は、停電時に備え、坑内の保安上必要とする設備の予備電源を確保すること。</p> <p>f 受注者は、100m 以内の間隔で坑内に非常用照明器具を設置すること。</p> <p>g 受注者は、工事関係者等に可燃性ガス等の安全対策について教育及び訓練を定期的に行い、その徹底を図るとともに注意を喚起すること。</p> <p>(e) 検知、警報装置の設置（A、B及びCランク）</p> <p>a 受注者は、坑内のガス発生を速やかに検知できる自動式の検知、警報装置を設置すること。自動警報装置は、ガス濃度に応じて複数の段階接点を有するものを設置し、各段階ごとにそれぞれ警報を発する設備とすること。</p> <p>b 受注者は、検知、警報装置に対して、毎日作業開始前に検知部の異常の有無、警報装置の作動テスト等の日常点検を行うほか、定期点検を必ず実施すること。</p> <p>c 受注者は、警報器（ブザー又はサイレン付き回転灯）を、坑内の検知器と同一場所のほか、立坑上部、監視室及び事務所に設置すること。 また、ガス発生時には全員が確実に察知できるようにすること。</p> <p>d 受注者は、シールド機テール部付近、後方台車付近及び坑口のほか、坑内に 300m 間隔で検知器を設置すること。 なお、設置位置は、トンネル天端直近（10 cm程度）とする。 また、シールド機テール部付近については、トンネル天端直近とトンネル断面中心付近との2か所を原則とすること。</p> <p>e 受注者は、装置の異常に備えて、シールド機テール部付近の検知、警報装置を、2系統のシステムとすること。</p> <p>f 受注者は、監視室又は事務室に、検知器からの情報を全て記録するため、自動記録計を設置し、常時監視を行うこと。 また、測定記録は、ガス等の湧出状況が把握できるよう整理及び保管すること。</p> <p>(f) ガス管理責任者及びガス監視員（Aランク）</p> <p>a 受注者は、酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するガス管理責任者を専任し、その下に専任の監視員を配置すること。</p> <p>b 受注者は、ガス管理責任者に、坑内の有害ガス及び酸素欠乏危険作業の最高責任者として、それに関する作業の許可及び禁止の指示権限を与えること。</p> <p>c ガス管理責任者は、日常的にガス全般の管理を行うと<u>ともに</u>、毎日一回、現場責任者に報告すること。ただし、異常時には速やかに報告すること。</p> <p>d ガス管理責任者は、ガス監視員に入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行わせ、その報告を受け坑内の状況を常に把握し、良好な作業環境の確保に努めること。 また、測定結果を毎日監督員に報告すること。</p> <p>e ガス監視員は、ガス濃度の測定に習熟した酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するものとする。</p> <p>f ガス監視員は、常に携帯式ガス検知器を持ち、入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行い、結果を記録するとともにガス管理責任者に随時報告すること。</p>	<p>c 受注者は、あらかじめメタン濃度に応じた作業基準及び安全対策を定めておくこと。</p> <p>d 受注者は、避難用器具として、携帯用照明器具（防爆型）、空気呼吸器等を入坑者の人数に予備を加えた数量を坑内及び坑外の適切な場所に備え付けること。 また、備付け場所を、あらかじめ作業員に周知させるとともに停電時でも認識できる蓄光性の明示板等により表示をすること。</p> <p>e 受注者は、停電時に備え、坑内の保安上必要とする設備の予備電源を確保すること。</p> <p>f 受注者は、100m 以内の間隔で坑内に非常用照明器具を設置すること。</p> <p>g 受注者は、工事関係者等に可燃性ガス等の安全対策について教育及び訓練を定期的に行い、その徹底を図るとともに注意を喚起すること。</p> <p>(e) 検知、警報装置の設置（A、B及びCランク）</p> <p>a 受注者は、坑内のガス発生を速やかに検知できる自動式の検知、警報装置を設置すること。自動警報装置は、ガス濃度に応じて複数の段階接点を有するものを設置し、各段階ごとにそれぞれ警報を発する設備とすること。</p> <p>b 受注者は、検知、警報装置に対して、毎日作業開始前に検知部の異常の有無、警報装置の作動テスト等の日常点検を行うほか、定期点検を必ず実施すること。</p> <p>c 受注者は、警報器（ブザー又はサイレン付き回転灯）を、坑内の検知器と同一場所のほか、立坑上部、監視室及び事務所に設置すること。 また、ガス発生時には全員が確実に察知できるようにすること。</p> <p>d 受注者は、シールド機テール部付近、後方台車付近及び坑口のほか、坑内に 300m 間隔で検知器を設置すること。 なお、設置位置は、トンネル天端直近（10 cm程度）とする。 また、シールド機テール部付近については、トンネル天端直近とトンネル断面中心付近との2か所を原則とすること。</p> <p>e 受注者は、装置の異常に備えて、シールド機テール部付近の検知、警報装置を、2系統のシステムとすること。</p> <p>f 受注者は、監視室又は事務室に、検知器からの情報を全て記録するため、自動記録計を設置し、常時監視を行うこと。 また、測定記録は、ガス等の湧出状況が把握できるよう整理及び保管すること。</p> <p>(f) ガス管理責任者及びガス監視員（Aランク）</p> <p>a 受注者は、酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するガス管理責任者を専任し、その下に専任の監視員を配置すること。</p> <p>b 受注者は、ガス管理責任者に、坑内の有害ガス及び酸素欠乏危険作業の最高責任者として、それに関する作業の許可及び禁止の指示権限を与えること。</p> <p>c ガス管理責任者は、日常的にガス全般の管理を行うと<u>共に</u>、毎日一回、現場責任者に報告すること。ただし、異常時には速やかに報告すること。</p> <p>d ガス管理責任者は、ガス監視員に入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行わせ、その報告を受け坑内の状況を常に把握し、良好な作業環境の確保に努めること。 また、測定結果を毎日監督員に報告すること。</p> <p>e ガス監視員は、ガス濃度の測定に習熟した酸素欠乏危険作業主任者の資格を有するものとする。</p> <p>f ガス監視員は、常に携帯式ガス検知器を持ち、入坑時、作業開始前及び適時に、坑内のガス及び酸素濃度の測定を行い、結果を記録するとともにガス管理責任者に随時報告すること。</p>	

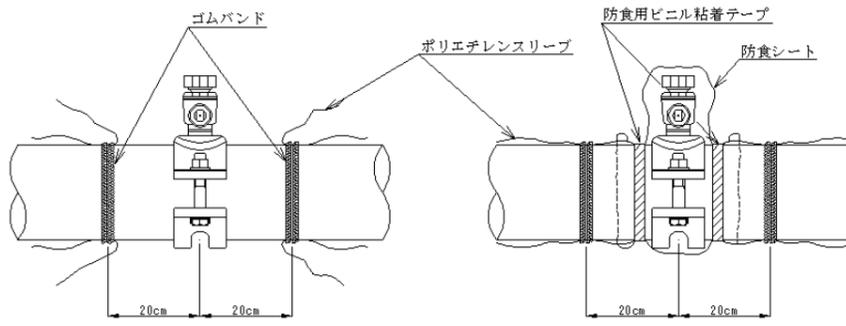
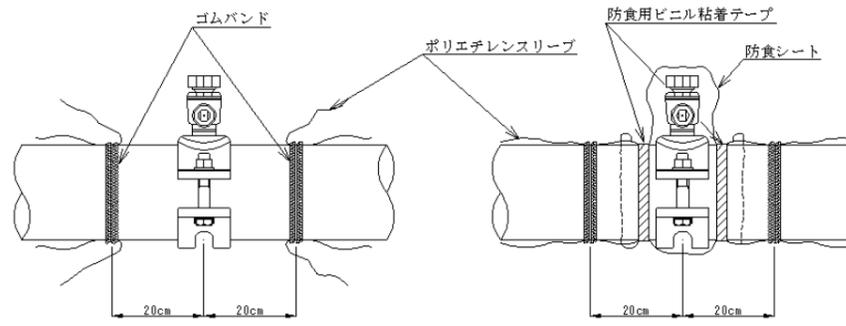
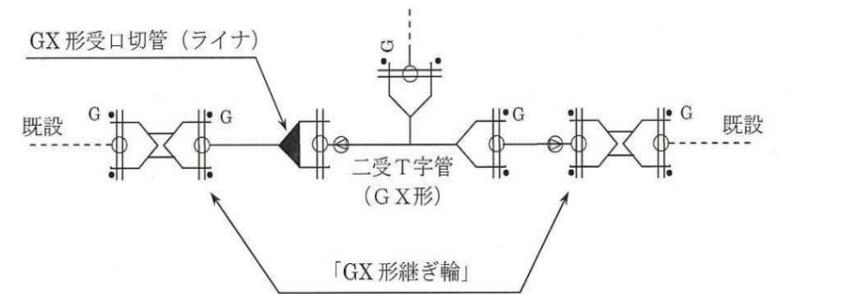
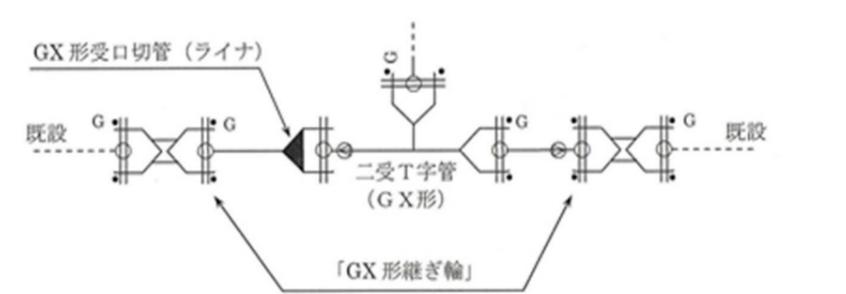
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>また、受注者は、測定値を坑内の作業員が見やすい場所に表示すること。</p> <p>g 受注者は、気圧が長期にわたり低下した場合又は急激に低下した場合及び震度4以上の地震の後は、ガス測定の頻度を増加すること。</p> <p>h 坑内で止むを得ず火気を使用する場合は、その作業責任者は、ガス管理責任者の許可を得た上、十分に安全を確認し作業を行うこと。 また、ガス監視員は、現場の安全を確認しながら作業終了まで立ち会うこと。</p> <p>(h) ガス測定者（B及びCランク） 受注者は、現場作業従事者の中からガス測定者を指名し、その者に毎日ガス濃度の測定を行うこと。</p> <p>(k) 換気設備（A及びBランク）</p> <p>a 受注者は、坑内に湧出するメタンガス濃度を拡散し、希釈するのに十分な風量（ガス濃度 0.25VoL%から 1.0VoL%以下）又はガスの滞留を防止する風速（0.5m/s から 1.0m/s 以上）を確保できる換気設備を設置すること。</p> <p>b 受注者は、原則として休日等にも休止することなく換気設備を連続運転すること。</p> <p>c 受注者は、帯電防止材を使用した風管を使用する。風管の先端部（吹出し口又は吸込み口）は、硬質な材質の物を使用し固定できるものとし、また、常に先端位置と切羽との距離を一定に保つよう措置すること。</p> <p>d 受注者は、風管の吹出し口及び坑内の風速を週一回以上測定し、計画風速が確保されていることを確認すること。</p> <p>e 受注者は、土砂搬送設備が密閉化している場合は、坑外の土砂処理設備箇所にもメタンガス湧出に備え、メタンガスを十分拡散し、希釈できる設備を設置すること。</p> <p>f 受注者は、換気設備に、万一に備えて増設可能な動力源を確保しておくこと。</p> <p>g 受注者は、工事の換気設備を湧出ガス量によって、送気式又は送排気組合せ式とすること。 また、トンネル延長を十分考慮するとともに、坑内の空気滞留箇所には局所換気設備を設けること。</p> <p>(l) 換気設備（Cランク） 受注者は、万一のガスの発生に備え、拡散及び希釈に必要な換気設備を増設できるよう動力源等を確保しておくこと。</p> <p>(m) 緊急時の電源遮断（A、B、Cランク）</p> <p>a 緊急時において容易に電源を遮断できるシステムとすること。</p> <p>b 坑内のメタンガス濃度に対応した検知、警報システムと連動して自動的に電源を遮断するシステムとすること。 なお、遮断器は坑外に設けるものとする。</p> <p>c 手動による電源の遮断もできるシステムとすること。</p> <p>d 電源遮断の場合でも、通信設備、検知、警報装置、非常用照明及び換気設備については、稼働状態にしておけるシステムにすること。</p> <p>e 受注者は、万一の停電に備え、予備の電源を別途確保すること。</p> <p>(n) 電気機械器具（Aランク） 受注者は、1種及び2種危険場所で使用する電気機械器具は、防爆型のものを使用すること。 なお、防爆構造電気機械器具の選定に当たっては、工場電気設備防爆指針により、1種及び2種危険場所に適応する機械器具を選定すること。 1種危険場所：切羽から排気ダクト吸込み口までの区間 2種危険場所：局所送風機の吸込み口から排気ダクト吸込み口までの区間</p>	<p>また、受注者は、測定値を坑内の作業員が見やすい場所に表示すること。</p> <p>g 受注者は、気圧が長期にわたり低下した場合又は急激に低下した場合及び震度4以上の地震の後は、ガス測定の頻度を増加すること。</p> <p>h 坑内で止むを得ず火気を使用する場合は、その作業責任者は、ガス管理責任者の許可を得た上、十分に安全を確認し作業を行うこと。 また、ガス監視員は、現場の安全を確認しながら作業終了まで立ち会うこと。</p> <p>(h) ガス測定者（B及びCランク） 受注者は、現場作業従事者の中からガス測定者を指名し、その者に毎日ガス濃度の測定を行うこと。</p> <p>(k) 換気設備（A及びBランク）</p> <p>a 受注者は、坑内に湧出するメタンガス濃度を拡散し、希釈するのに十分な風量（ガス濃度 0.25VoL%から 1.0VoL%以下）又はガスの滞留を防止する風速（0.5m/s から 1.0m/s 以上）を確保できる換気設備を設置すること。</p> <p>b 受注者は、原則として休日等にも休止することなく換気設備を連続運転すること。</p> <p>c 受注者は、帯電防止材を使用した風管を使用する。風管の先端部（吹出し口又は吸込み口）は、硬質な材質の物を使用し固定できるものとし、また、常に先端位置と切羽との距離を一定に保つよう措置すること。</p> <p>d 受注者は、風管の吹出し口及び坑内の風速を週一回以上測定し、計画風速が確保されていることを確認すること。</p> <p>e 受注者は、土砂搬送設備が密閉化している場合は、坑外の土砂処理設備箇所にもメタンガス湧出に備え、メタンガスを十分拡散し、希釈できる設備を設置すること。</p> <p>f 受注者は、換気設備に、万一に備えて増設可能な動力源を確保しておくこと。</p> <p>g 受注者は、工事の換気設備を湧出ガス量によって、送気式又は送排気組合せ式とすること。 また、トンネル延長を十分考慮するとともに、坑内の空気滞留箇所には局所換気設備を設けること。</p> <p>(l) 換気設備（Cランク） 受注者は、万一のガスの発生に備え、拡散及び希釈に必要な換気設備を増設できるよう動力源等を確保しておくこと。</p> <p>(m) 緊急時の電源遮断（A、B、Cランク）</p> <p>a 緊急時において容易に電源を遮断できるシステムとすること。</p> <p>b 坑内のメタンガス濃度に対応した検知、警報システムと連動して自動的に電源を遮断するシステムとすること。 なお、遮断器は坑外に設けるものとする。</p> <p>c 手動による電源の遮断もできるシステムとすること。</p> <p>d 電源遮断の場合でも、通信設備、検知、警報装置、非常用照明及び換気設備については、稼働状態にしておけるシステムにすること。</p> <p>e 受注者は、万一の停電に備え、予備の電源を別途確保すること。</p> <p>(n) 電気機械器具（Aランク） 受注者は、1種及び2種危険場所で使用する電気機械器具は、防爆型のものを使用すること。 なお、防爆構造電気機械器具の選定に当たっては、工場電気設備防爆指針により、1種及び2種危険場所に適応する機械器具を選定すること。 1種危険場所：切羽から排気ダクト吸込み口までの区間 2種危険場所：局所送風機の吸込み口から排気ダクト吸込み口までの区間</p>	

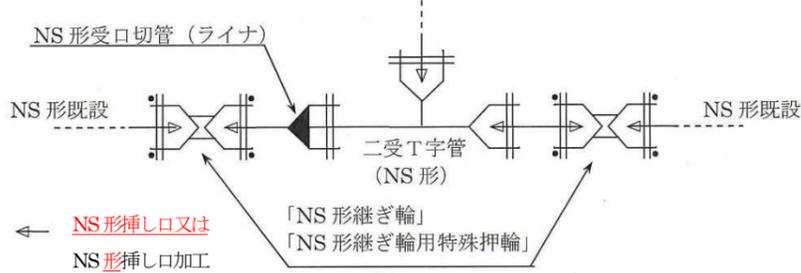
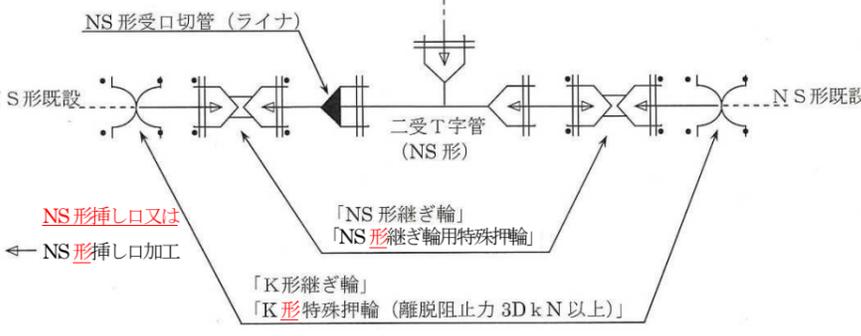
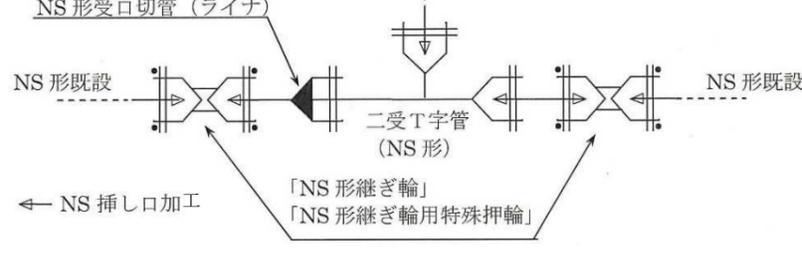
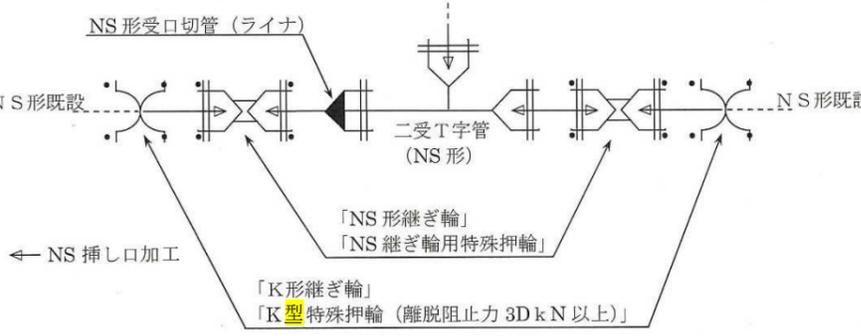
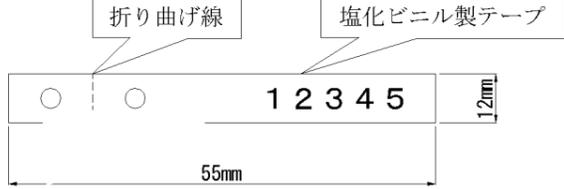
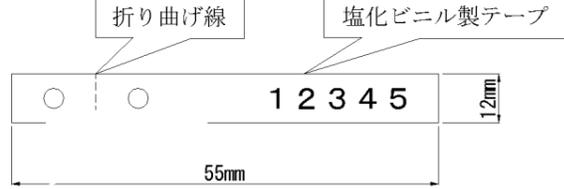
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>(#) 電気機械器具（A及びBランク） 受注者は、次の電気機械器具については、防爆型とすること。</p> <p>a ガス検知、警報装置 b 通信、通話装置 c 非常用照明器具 d 懐中電灯（避難用） e セグメント搬送用電動ホイスト f シールド機付近照明器具</p> <p>(i) その他の対策（Aランク） 受注者は、ガス抜き又は地盤改良が必要となった場合は、監督員と協議の上、速やかに施工すること。</p>		<p>(#) 電気機械器具（A及びBランク） 受注者は、次の電気機械器具については、防爆型とすること。</p> <p>a ガス検知、警報装置 b 通信、通話装置 c 非常用照明器具 d 懐中電灯（避難用） e セグメント搬送用電動ホイスト f シールド機付近照明器具</p> <p>(i) その他の対策（Aランク） 受注者は、ガス抜き又は地盤改良が必要となった場合は、監督員と協議の上、速やかに施工すること。</p>	
6.1.6 シールド機	<p>(1) シールド機的设计及び製作 受注者は、シールド機的设计及び製作に当たっては、トンネル断面、施工延長、線形、外圧、土質等を考慮して行い、安全かつ確実に能率的な構造及び設備を有する機械を製作すること。</p> <p>(2) 设计図の作成及び提出 受注者は、シールド機の製作に先立ち、本体及び附属機械設備的设计製作要領書、応力計算書、使用材料表等に基づいて詳細な设计図を作成し監督員に提出すること。</p> <p>(3) 立会調査 シールド機製作中、監督員が必要と認めた場合は、品質検査、油圧機器及び電気機器検査、工場仮組検査、作動試験等について、当局が立会調査をすることがある。</p> <p>(4) 試運転の実施 受注者は、シールド機を発進箇所において組み立てた後、各部の機能が十分発揮できるまで試運転を実施すること。</p> <p>(5) 現場組立解体時の立会 受注者は、シールド機の現場組立解体に当たって、シールド機の構造及び機能を熟知した責任者を選任し立ち合わせること。</p> <p>(6) 立会責任者の届出 受注者は、(5)の責任者を主要現場従事者届に記入し、届け出ること。</p>	6.1.6 シールド機	<p>(1) シールド機的设计及び製作 受注者は、シールド機的设计及び製作に当たっては、トンネル断面、施工延長、線形、外圧、土質等を考慮して行い、安全かつ確実に能率的な構造及び設備を有する機械を製作すること。</p> <p>(2) 设计図の作成及び提出 受注者は、シールド機の製作に先立ち、本体及び附属機械設備的设计製作要領書、応力計算書、使用材料表等に基づいて詳細な设计図を作成し監督員に提出すること。</p> <p>(3) 立会調査 シールド機製作中、監督員が必要と認めた場合は、品質検査、油圧機器及び電気機器検査、工場仮組検査、作動試験等について、当局が立会調査をすることがある。</p> <p>(4) 試運転の実施 受注者は、シールド機を発進箇所において組み立てた後、各部の機能が十分発揮できるまで試運転を実施すること。</p> <p>(5) 現場組立解体時の立会 受注者は、シールド機の現場組立解体に当たって、シールド機の構造及び機能を熟知した責任者を選任し立ち合わせること。</p> <p>(6) 立会責任者の届出 受注者は、(5)の責任者を主要現場従事者届に記入し、届け出ること。</p>	<p>○ 一部表現を見直した。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>
6.2.7 裏込注入設備	<p>受注者は、所定の作業サイクル内にテールボイドを完全に充てんできる能力を有する裏込注入用機械設備を設置すること。</p>	6.2.7 裏込注入設備	<p>受注者は、所定の作業サイクル内にテールボイドを完全に充填できる能力を有する裏込注入用機械設備を設置すること。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
6.3.3 裏込注入	<p>(1) 注入計画書 受注者は、裏込注入材を地山の土質状態に適合した配合とし、監督員に注入計画書を提出すること。</p> <p>(2) 裏込注入の実施 受注者は、シールド掘進と同時に又は直後に裏込注入を行い、セグメント背面の空隙を完全に充てんすること。 このとき、偏圧が生じないよう原則として左右対称に下方から上方に向かってできるだけ低圧で裏込注入を行うこと。</p>	6.3.3 裏込注入	<p>(1) 注入計画書 受注者は、裏込注入材を地山の土質状態に適合した配合とし、監督員に注入計画書を提出すること。</p> <p>(2) 裏込注入の実施 受注者は、シールド掘進と同時に又は直後に裏込注入を行い、セグメント背面の空隙を完全に充填すること。 このとき、偏圧が生じないよう原則として左右対称に下方から上方に向かってできるだけ低圧で裏込注入を行うこと。</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
<b>第4節 二次覆工</b>		<b>第4節 二次覆工</b>		
6.4.2 点検通路方式	<p>受注者は、点検通路方式については、次のとおりとすること。 ア 二次覆工に当たって、セグメントの継手ボルトを再度閉め直すとともに、</p>	6.4.2 点検通路方式	<p>受注者は、点検通路方式については、次のとおりとすること。 ア 二次覆工に当たって、セグメントの継手ボルトを再度閉め直すとともに、</p>	<p>○ (都)仕様書と合わせて表現を見直した。また、一部語句を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>セグメントを十分水洗いし、たまり水はウェス等でふき取り完全に清掃すること。</p> <p>イ 配管は、設計図に示された位置に、固定金具、受台、バンド等で固定すること。</p> <p>ウ 管の固定箇所は、マクロセル腐食防止のためゴム板等を用いて絶縁すること。</p> <p>エ 鉄筋を使用する場合、3.4.11（鉄筋工）に準拠すること。</p> <p>オ 移動式鋼製型枠を使用すること。</p> <p>カ 正確な測量の下に型枠の組立て、据付けを行うこと。 その許容差は、当局の「土木工事出来形管理基準」によること。</p> <p>キ 型枠の組立て据付け完了後、コンクリートの打込みに先立ち監督員に型枠の確認を受けること。</p> <p>ク コンクリートの充てんについては、「第3章第4節コンクリート工事」によること。</p> <p>ケ コンクリートの打継目を、漏水のないよう入念に施工すること。</p> <p>コ 覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々まで行き渡るように打込むとともに、骨材の分離が起きないように振動締め固め機により締め固めを行うこと。 また、覆工天端付近については、モルタル、その他の注入剤により充てんすること。</p> <p>サ コンクリートが所定の初期強度に達した後でなければ型枠を取り外さないこと。</p> <p>シ 所要の品質を確保するために、打込み後の一定期間必要な温度及び湿度を保つなど覆工コンクリートを十分養生すること。</p>		<p>セグメントを十分水洗いし、たまり水はウェス等でふき取り完全に清掃すること。</p> <p>イ 配管は、設計図に示された位置に、固定金具、受台、バンド等で固定すること。</p> <p>ウ 管の固定箇所は、マクロセル腐食防止のためゴム板等を用いて絶縁すること。</p> <p>エ 鉄筋を使用する場合、3.4.11（鉄筋工）に準拠すること。</p> <p>オ 移動式鋼製型枠を使用すること。</p> <p>カ 正確な測量の下に型枠の組立て、据付けを行うこと。 その許容差は、当局の「土木工事出来形管理基準」によること。</p> <p>キ 型枠の組立て据付け完了後、コンクリートの打込みに先立ち監督員に型枠の確認を受けること。</p> <p>ク コンクリートの充填については、3.4（コンクリート工事）によること。</p> <p>ケ コンクリートの打継目を、漏水のないよう入念に施工すること。</p> <p>コ 覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々まで行き渡るように打込むとともに、骨材の分離が起きないように振動締め固め機により締め固めを行うこと。 また、覆工天端付近については、モルタル、その他の注入剤により充填すること。</p> <p>サ コンクリートが所定の初期強度に達した後でなければ型枠を取り外さないこと。</p> <p>シ 所要の品質を確保するために、打込み後の一定期間必要な温度及び湿度を保つなど覆工コンクリートを十分養生すること。</p>	
6.4.3 充てん方式	<p>受注者は、充てん方式については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 配管に当たっては、セグメントを水洗いすること。 また、たまり水は、ウェス等でふき取り完全に清掃すること。</p> <p>イ 配管、接合状態、管の浮き上がり防止措置、マクロセル腐食防止措置等を確認してから、エアミルク又は流動化充てん材の充てんを行うこと。</p> <p>ウ エアミルク又は流動化充てん材の仕様は、5.2.8（さや管推進）の表5.1及び表5.2によること。 また、試験は、5.2.9（試験）によること。</p> <p>エ 二次覆工の施工を行う際の1回に布設する配管延長は、エアミルク又は流動化充てん材の充てんが確実にできる範囲とすること。 また、1回の施工ごとに充てん範囲及び量を測定して監督員に提出すること。</p> <p>オ セグメントと管との空隙を完全にエアミルク又は流動化充てん材で充てんすること。</p> <p>カ エアミルクの充てんは、上下2層の分割打設とすること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。</p>	6.4.3 充填方式	<p>受注者は、充填方式については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 配管に当たっては、セグメントを水洗いすること。 また、たまり水は、ウェス等でふき取り完全に清掃すること。</p> <p>イ 配管、接合状態、管の浮き上がり防止措置、マクロセル腐食防止措置等を確認してから、エアミルク又は流動化充填材の充填を行うこと。</p> <p>ウ エアミルク又は流動化充填材の仕様は、5.2.8（さや管推進）の表5.1及び表5.2によること。 また、試験は、5.2.9（試験）によること。</p> <p>エ 二次覆工の施工を行う際の1回に布設する配管延長は、エアミルク又は流動化充填材の充填が確実にできる範囲とすること。 また、1回の施工ごとに充填範囲及び量を測定して監督員に提出すること。</p> <p>オ セグメントと管との空隙を完全にエアミルク又は流動化充填材で充填すること。</p> <p>カ エアミルクの充填は、上下2層の分割打設とすること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。</p>	○ 語句を見直した。
<b>第7章 給水管工事</b>		<b>第7章 給水管工事</b>		
<b>第2節 給水管の取出し</b>		<b>第2節 給水管の取出し</b>		
7.2.2 サドル付分水栓による取出し	<p>受注者は、配水小管の管種、口径及び給水管取出し口径に適合したステンレス製サドル付分水栓（以下「サドル分水栓」という。）を使用すること。（表7.1）</p> <p>（1）取付け箇所の清掃</p>	7.2.2 サドル付分水栓による取出し	<p>受注者は、配水小管の管種、口径及び給水管取出し口径に適合したステンレス製サドル付分水栓（以下「サドル分水栓」という。）を使用すること。（表7.1）</p> <p>（1）取付け箇所の清掃</p>	

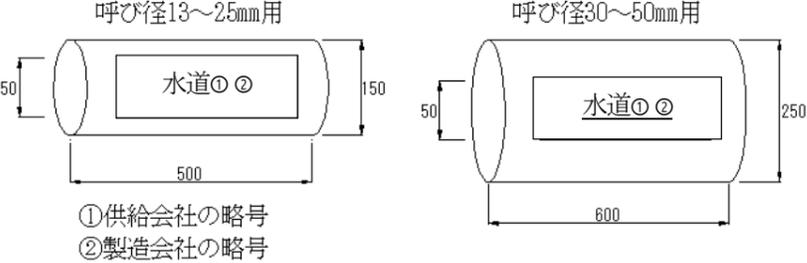
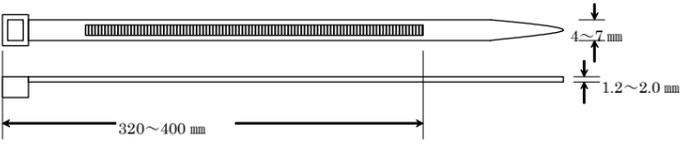
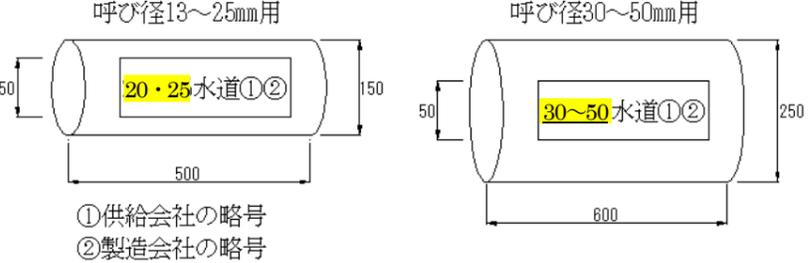
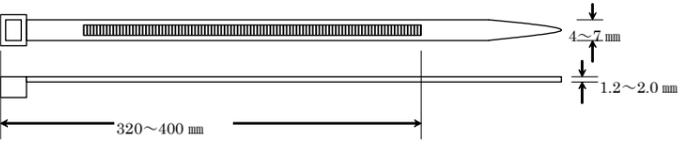
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																														
<p>受注者は、サドル分水栓取付け箇所<small>の</small>管の表面を十分に清掃すること。</p> <p><b>(2) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置</b></p> <p>受注者は、配水小管にポリエチレンスリーブを被覆してある場合は、サドル分水栓取付け位置の中心線（管軸に対して直角の線）から20 cm程度離れた両位置を固定用ゴムバンド（以下「ゴムバンド」という。）で固定してから、中心線に沿ってスリーブを切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返して管の外面を露出させること（図7.1）。</p> <p><b>表 7.1 都仕様のステンレス製サドル分水栓の種類及び呼び径（単位 mm）</b></p> <table border="1" data-bbox="418 436 1308 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="3">呼び径</th> </tr> <tr> <th>被分岐管</th> <th>記号</th> <th>止水機構</th> <th>分岐管</th> <th>サドル機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄（ミリ）管</td> <td rowspan="2">D又はC</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">75, 100, 150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬質塩化ビニル管</td> <td rowspan="2">V VS (兼用)</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150 (鋼管と兼用しても良い。)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管</td> <td rowspan="2">S</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 呼び径等については、鋳出し又は容易に消えない方法で表示されている。</p> <p><b>(3) サドル分水栓の設置</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓を配水小管の管軸頂部にその中心が来るように据え付けること。ただし、障害物等によりやむを得ない場合は、中心から45° 以内の範囲に限って据え付けることができるものとする。</p> <p>サドル分水栓を配水小管に固定するときは、パッキンと管の密着面において、異物の噛込みがないこと及びパッキンの変形がないことを確認し、締付けボルト及びナットを全体に均一になるように所定のトルクで締め付けること。</p> <p>なお、サドル部パッキンの破損、離脱を防止するため、ボルト及びナットを締め付けた状態でサドル分水栓を移動させないこと。</p> <p><b>(4) 配水小管が硬質塩化ビニル管の場合</b></p> <p>受注者は、配水小管が硬質塩化ビニル管の場合は、管頂部に沿って管探知用の銅線が配線されているので、設置に当たっては、この銅線を左右いずれかの方向にずらし、ビニルテープ等で固定すること。</p> <p>また、硬質塩化ビニル管専用のトルクレンチを使用してサドル分水栓のボルト及びナットを締め付けること。</p> <p><b>(5) 管のせん孔</b></p> <p>受注者は、取出し口径、配水小管の種類、内面の塗装及びライニングに応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用すること。</p> <p><b>(6) せん孔部の防食コア取付け</b></p> <p>受注者は、鋳鉄管又は鋼管から給水管を取出す場合には、せん孔部に防食コア（以下「コア」という。）を取り付けること。</p> <p>なお、コアはサドル分水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のもの<small>で</small>、<b>せん孔口径に適したもの</b>を使用すること。</p> <p><b>(7) サドル分水栓用ソケットの取付け</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓の仕様及び給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付けること。（表7.2）</p> <p>ただし、サドル分水栓は、給水管の取出し口が平行ネジのため、シールテープの巻き付けはしないこと。</p> <p>また、青銅製サドル付分水栓を再使用する場合は、給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付け、ネジ部にシールテープを</p>	種類		呼び径			被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構	鋳鉄（ミリ）管	D又はC	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350	50	30, 40, 50	硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150 (鋼管と兼用しても良い。)	50	30, 40, 50	鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)	50	30, 40, 50	<p>受注者は、サドル分水栓取付け箇所<small>の</small>管の表面を十分に清掃すること。</p> <p><b>(2) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置</b></p> <p>受注者は、配水小管にポリエチレンスリーブを被覆してある場合は、サドル分水栓取付け位置の中心線（管軸に対して直角の線）から20 cm程度離れた両位置を固定用ゴムバンド（以下「ゴムバンド」という。）で固定してから、中心線に沿ってスリーブを切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返して管の外面を露出させること（図7.1）。</p> <p><b>表 7.1 都仕様のステンレス製サドル分水栓の種類及び呼び径（単位 mm）</b></p> <table border="1" data-bbox="1576 436 2466 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="3">呼び径</th> </tr> <tr> <th>被分岐管</th> <th>記号</th> <th>止水機構</th> <th>分岐管</th> <th>サドル機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄（ミリ）管</td> <td rowspan="2">D又はC</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">75, 100, 150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬質塩化ビニル管</td> <td rowspan="2">V VS (兼用)</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150 (鋼管と兼用しても良い。)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管</td> <td rowspan="2">S</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 呼び径等については、鋳出し又は容易に消えない方法で表示されている。</p> <p><b>(3) サドル分水栓の設置</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓を配水小管の管軸頂部にその中心が来るように据え付けること。ただし、障害物等によりやむを得ない場合は、中心から45° 以内の範囲に限って据え付けることができるものとする。</p> <p>サドル分水栓を配水小管に固定するときは、パッキンと管の密着面において、異物の噛込みがないこと及びパッキンの変形がないことを確認し、締付けボルト及びナットを全体に均一になるように所定のトルクで締め付けること。</p> <p>なお、サドル部パッキンの破損、離脱を防止するため、ボルト及びナットを締め付けた状態でサドル分水栓を移動させないこと。</p> <p><b>(4) 配水小管が硬質塩化ビニル管の場合</b></p> <p>受注者は、配水小管が硬質塩化ビニル管の場合は、管頂部に沿って管探知用の銅線が配線されているので、設置に当たっては、この銅線を左右いずれかの方向にずらし、ビニルテープ等で固定すること。</p> <p>また、硬質塩化ビニル管専用のトルクレンチを使用してサドル分水栓のボルト及びナットを締め付けること。</p> <p><b>(5) 管のせん孔</b></p> <p>受注者は、取出し口径、配水小管の種類、内面の塗装及びライニングに応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用すること。</p> <p><b>(6) せん孔部の防食コア取付け</b></p> <p>受注者は、鋳鉄管又は鋼管から給水管を取出す場合には、せん孔部に防食コア（以下「コア」という。）を取り付けること。</p> <p>なお、コアはサドル分水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のものを使用すること。</p> <p><b>(7) サドル分水栓用ソケットの取付け</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓の仕様及び給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付けること。（表7.2）</p> <p>ただし、サドル分水栓は、給水管の取出し口が平行ネジのため、シールテープの巻き付けはしないこと。</p> <p>また、青銅製サドル付分水栓を再使用する場合は、給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付け、ネジ部にシールテープを</p>	種類		呼び径			被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構	鋳鉄（ミリ）管	D又はC	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350	50	30, 40, 50	硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150 (鋼管と兼用しても良い。)	50	30, 40, 50	鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)	50	30, 40, 50	<p>○ 給水装置設計・施工基準に準拠し、追記した。</p>
種類		呼び径																																																														
被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構																																																												
鋳鉄（ミリ）管	D又はC	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350																																																												
		50	30, 40, 50																																																													
硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150 (鋼管と兼用しても良い。)																																																												
		50	30, 40, 50																																																													
鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)																																																												
		50	30, 40, 50																																																													
種類		呼び径																																																														
被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構																																																												
鋳鉄（ミリ）管	D又はC	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350																																																												
		50	30, 40, 50																																																													
硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150 (鋼管と兼用しても良い。)																																																												
		50	30, 40, 50																																																													
鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)																																																												
		50	30, 40, 50																																																													

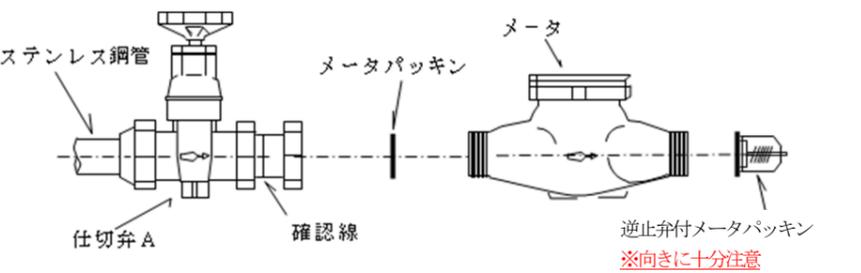
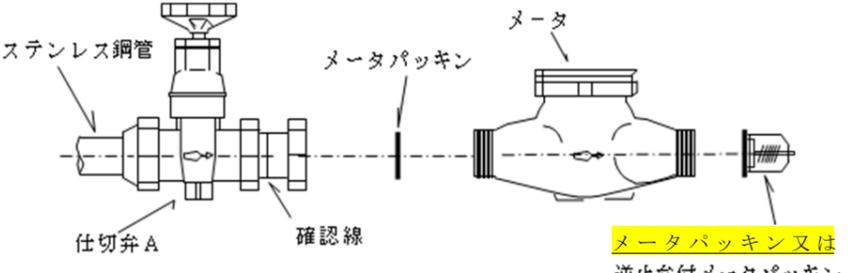
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨																																																																																																																										
<p>巻きつけること。（表7.3、7.4）                      なお、仮設時に耐久撃性硬質塩化ビニル管（H I V P）と接続する場合は、サドル分水栓タイプ-A（ソケットが一体式でないもの）を使用し、メネジアダプタを使用して接続すること。</p> <p><b>表 7.2 都仕様のステンレス製サドル付分水栓用ソケット及びプラグの種類及び呼び径</b></p> <table border="1" data-bbox="418 401 1302 890"> <thead> <tr> <th colspan="2">ステンレス製サドル分水栓用ソケット</th> <th colspan="2">ステンレス製サドル分水栓用プラグ</th> <th colspan="2">分岐部の形状</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>ねじ形状</th> <th>長さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">G1 1/4</td> <td rowspan="2">15</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">G2 1/2</td> <td rowspan="3">22</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">M50×2</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">M72×2</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ねじ形状Dは、JIS B 0202「管用平行ねじ」又はJIS B 0205-1~4「一般用メートルねじ」による。</p> <p><b>表 7.3 青銅製サドル付分水栓とステンレス鋼管の接続継手</b></p> <table border="1" data-bbox="430 1073 1302 1394"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×20) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×25) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td rowspan="3">おねじ付ソケット(50mm)</td> </tr> <tr> <td>40</td> </tr> <tr> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 おねじ付ソケットは、漏水時等の応急修繕用に使用する場合にのみ、使用が可能。</p> <p><b>表 7.4 シールテープ巻き付け量</b></p> <table border="1" data-bbox="430 1493 1160 1640"> <thead> <tr> <th>ねじ部口径 (mm)</th> <th>巻き量 (cm)</th> <th>巻き付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>約25</td> <td>1/2重ね巻き</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>約40</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) ポリエチレンスリーブ及びポリエチレンシートによる被覆（防食処理）                      受注者は、取出し配管完了後、漏水等の異常がないことを確認した後、折り返していた配水小管のポリエチレンスリーブを元に戻してから、サドル水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のポリエチレンシートと防食用ビニル粘着テープ（JIS Z 1901 厚さ0.2mm、幅75mm）を使用してスリーブ及びシートを密封させ、サドル分水栓を被覆すること。（図7.2）。</p>	ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状		種類	呼び径	種類	呼び径	ねじ形状	長さ (mm)	タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15	25×25	タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22	50×40	50×50	タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10	25×25	タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10	50×40	50×50	口径	品名	20	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×20) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)	25	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×25) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)	30	おねじ付ソケット(50mm)	40	50	ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法	25	約25	1/2重ね巻き	50	約40	〃	<p>巻きつけること。（表7.3、7.4）                      なお、仮設時に耐久撃性硬質塩化ビニル管（H I V P）と接続する場合は、サドル分水栓タイプ-A（ソケットが一体式でないもの）を使用し、メネジアダプタを使用して接続すること。</p> <p><b>表 7.2 都仕様のステンレス製サドル付分水栓用ソケット及びプラグの種類及び呼び径</b></p> <table border="1" data-bbox="1581 401 2466 890"> <thead> <tr> <th colspan="2">ステンレス製サドル分水栓用ソケット</th> <th colspan="2">ステンレス製サドル分水栓用プラグ</th> <th colspan="2">分岐部の形状</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>ねじ形状</th> <th>長さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">G1 1/4</td> <td rowspan="2">15</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">G2 1/2</td> <td rowspan="3">22</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">M50×2</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">M72×2</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ねじ形状Dは、JIS B 0202「管用平行ねじ」又はJIS B 0205-1~4「一般用メートルねじ」による。</p> <p><b>表 7.3 青銅製サドル付分水栓とステンレス鋼管の接続継手</b></p> <table border="1" data-bbox="1593 1073 2466 1394"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×20) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×25) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td rowspan="3">おねじ付ソケット(50mm)</td> </tr> <tr> <td>40</td> </tr> <tr> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 おねじ付ソケットは、漏水時等の応急修繕用に使用する場合にのみ、使用が可能。</p> <p><b>表 7.4 シールテープ巻き付け量</b></p> <table border="1" data-bbox="1593 1493 2323 1640"> <thead> <tr> <th>ねじ部口径 (mm)</th> <th>巻き量 (cm)</th> <th>巻き付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>約25</td> <td>1/2重ね巻き</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>約40</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) ポリエチレンスリーブ及びポリエチレンシートによる被覆（防食処理）                      受注者は、取出し配管完了後、漏水等の異常がないことを確認した後、折り返していた配水小管のポリエチレンスリーブを元に戻してから、サドル水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のポリエチレンシートと防食用ビニル粘着テープ（JIS Z 1901 厚さ0.2mm、幅75mm）を使用してスリーブ及びシートを密封させ、サドル分水栓を被覆すること。（図7.2）。</p>	ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状		種類	呼び径	種類	呼び径	ねじ形状	長さ (mm)	タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15	25×25	タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22	50×40	50×50	タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10	25×25	タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10	50×40	50×50	口径	品名	20	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×20) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)	25	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×25) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)	30	おねじ付ソケット(50mm)	40	50	ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法	25	約25	1/2重ね巻き	50	約40	〃	
ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状																																																																																																																								
種類	呼び径	種類	呼び径	ねじ形状	長さ (mm)																																																																																																																							
タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15																																																																																																																							
	25×25																																																																																																																											
タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22																																																																																																																							
	50×40																																																																																																																											
	50×50																																																																																																																											
タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10																																																																																																																							
	25×25																																																																																																																											
タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10																																																																																																																							
	50×40																																																																																																																											
	50×50																																																																																																																											
口径	品名																																																																																																																											
20	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×20) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)																																																																																																																											
25	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×25) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)																																																																																																																											
30	おねじ付ソケット(50mm)																																																																																																																											
40																																																																																																																												
50																																																																																																																												
ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法																																																																																																																										
25	約25	1/2重ね巻き																																																																																																																										
50	約40	〃																																																																																																																										
ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状																																																																																																																								
種類	呼び径	種類	呼び径	ねじ形状	長さ (mm)																																																																																																																							
タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15																																																																																																																							
	25×25																																																																																																																											
タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22																																																																																																																							
	50×40																																																																																																																											
	50×50																																																																																																																											
タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10																																																																																																																							
	25×25																																																																																																																											
タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10																																																																																																																							
	50×40																																																																																																																											
	50×50																																																																																																																											
口径	品名																																																																																																																											
20	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×20) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)																																																																																																																											
25	伸縮可とう式分水栓ソケットB(25×25) 又は 注 おねじ付ソケット(30mm)																																																																																																																											
30	おねじ付ソケット(50mm)																																																																																																																											
40																																																																																																																												
50																																																																																																																												
ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法																																																																																																																										
25	約25	1/2重ね巻き																																																																																																																										
50	約40	〃																																																																																																																										

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>なお、シートは、被覆銅線付シート本体と被覆銅線単体とによって構成される。シートの形状及び寸法は、配水小管の口径及びサドル分水栓の取出し口径によって区分されているので、適合するものを使用すること。</p>  <p>図 7.1                      図 7.2</p>	<p>なお、シートは、被覆銅線付シート本体と被覆銅線単体とによって構成される。シートの形状及び寸法は、配水小管の口径及びサドル分水栓の取出し口径によって区分されているので、適合するものを使用すること。</p>  <p>図 7.1                      図 7.2</p>	
<p>7.2.3 集中分岐管からの取出し</p> <p>(1) ソケット付絶縁フランジ継手の取付け 受注者は、設計図書又は監督員の指示により、取出し口径が30mm以下の場合、管末にソケット付絶縁フランジ継手（以下「絶縁フランジ」という。）を設置して50mmステンレス鋼管（配水小管）を布設し、伸縮可とう式チーズ及びキャップを使用して取出しを行うこと。取出し口径が40mm以上の場合、絶縁フランジから直接給水管を取出しすること。 また、必要となる場合には、三フランジT字管を設置すること。</p> <p>(2) 布設 受注者は、取出し部から1mまでは、水道用波状ステンレス鋼管を布設し、道路部分には仕切弁を設置しないこと。</p> <p>(3) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置 受注者は、絶縁フランジを設置する集中分岐管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、スリーブの絶縁フランジ設置位置に必要最小限の穴を開け、取付け後にスリーブをたぐりよせ、その上から防食用ビニル粘着テープを巻いてスリーブを密封すること。 また、三フランジT字管を設置する場合は、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	<p>7.2.3 集中分岐管からの取出し</p> <p>(1) ソケット付絶縁フランジ継手の取付け 受注者は、設計図書又は監督員の指示により、取出し口径が30mm以下の場合、管末にソケット付絶縁フランジ継手（以下「絶縁フランジ」という。）を設置して50mmステンレス鋼管（配水小管）を布設し、伸縮可とう式チーズ及びキャップを使用して取出しを行うこと。取出し口径が40mm以上の場合、絶縁フランジから直接給水管を取出しすること。 また、必要となる場合には、三フランジT字管を設置すること。</p> <p>(2) 布設 受注者は、取出し部から1mまでは、水道用波状ステンレス鋼管を布設し、道路部分には仕切弁を設置しないこと。</p> <p>(3) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置 受注者は、絶縁フランジを設置する集中分岐管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、スリーブの絶縁フランジ設置位置に必要最小限の穴を開け、取付け後にスリーブをたぐりよせ、その上から防食用ビニル粘着テープを巻いてスリーブを密封すること。 また、三フランジT字管を設置する場合は、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	<p>○ 読点を削除した。</p>
<p>7.2.5 二受T字管による取出し</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、二受T字管による取出しを行う場合の配管は、設計図書又は監督員の指示によることとし、標準的な配管は、次による。</p> <p>(2) GX形二受T字管で取出しを行う場合</p> 	<p>7.2.5 二受T字管による取出し</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、二受T字管による取出しを行う場合の配管は、設計図書又は監督員の指示によることとし、標準的な配管は、次による。</p> <p>(2) GX形二受T字管で取出しを行う場合</p> 	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>(3) NS形二受T字管で取出しを行う場合</p> <p>ア 既設管に溝切り及び挿し口加工が可能な場合</p>  <p>イ 既設管の溝切り及び挿し口加工が不可能な場合</p>  <p>注 K形継ぎ輪及びK形特殊押輪により接合すること。          なお、特殊押輪の性能は、耐震性を有する（離脱阻止力3DkN以上）ものとし、特殊押輪の確認は、現地において製品証明書と照合し行うこと。</p> <p>(4) 鋳鉄管の防食処理（ポリエチレンスリーブによる被覆）          受注者は、鋳鉄管の防食処理については、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	<p>(3) NS形二受T字管で取出しを行う場合</p> <p>ア 既設管に溝切り及び挿し口加工が可能な場合</p>  <p>イ 既設管の溝切り及び挿し口加工が不可能な場合</p>  <p>注 K形継ぎ輪及びK形特殊押輪により接合すること。          なお、特殊押輪の性能は、耐震性を有する（離脱阻止力3DkN以上）ものとし、特殊押輪の確認は、現地において製品証明書と照合し行うこと。</p> <p>(4) 鋳鉄管の防食処理（ポリエチレンスリーブによる被覆）          受注者は、鋳鉄管の防食処理については、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	<p>○ 語句を追記した。</p>
<p>7.2.7 分岐番号標の取付け</p> <p>(1) 一般事項          受注者は、給水管の取出し箇所当該給水装置の水道番号を明示した分岐番号標を取り付けること。取付に当たっては、埋戻し、掘削等の際に容易に取れないよう確実に結び付けること。</p> <p>(2) 分岐番号標          ア 分岐番号は、当該給水装置の水道番号とすること。          イ 分岐番号標はテープライターで刻印、印刷した塩化ビニル製テープ及び塩化ビニル被覆銅線を使用すること（図7.3）。</p>  <p>テープの色は赤色又は橙色</p> <p>図 7.3 分岐番号標</p>	<p>7.2.7 分岐番号標の取付け</p> <p>(1) 一般事項          受注者は、給水管の取出し箇所当該給水装置の水道番号を明示した分岐番号標を取り付けること。取り付けに当たっては、埋戻し、掘削等の際に容易に取れないよう確実に結び付けること。</p> <p>(2) 分岐番号標          ア 分岐番号は、当該給水装置の水道番号とすること。          イ 分岐番号標はテープライターで刻印、印刷した塩化ビニル製テープ及び塩化ビニル被覆銅線を使用すること（図7.3）。</p>  <p>テープの色は赤色又は橙色</p> <p>図 7.3 分岐番号標</p>	<p>○ 表現を見直した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
	<p>ウ 塩化ビニル被覆銅線は複線になっているので、裂いて単線にして使用すること。</p> <p>線の外径：Φ2.0mm 長さ：約25cm</p>  <p>図 7.4 塩化ビニル被覆銅線</p> <p>エ 分岐番号標の一方にパンチ等で穴を開け、塩化ビニル被覆銅線を結び付けること。</p> <p>(3) 分岐番号標の取付け位置 分岐番号標は、防食処理を施したのち、次の位置に取り付けること。</p> <p>ア サドル分水栓 サドル分水栓に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>イ 集中分岐管 ソケット付絶縁フランジ等の分岐部に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>ウ 耐震形割T字管 防食処理後、割T字管（止水弁、バンド部等）に取り付けること。</p> <p>エ 二受T字管 防食処理後、給水管側の受口の周辺に取り付けること。</p> <p>(4) 既設分岐番号標の再使用 受注者は、改造工事等の場合は、既設分岐番号標を再使用することができるものとする。</p>		<p>ウ 塩化ビニル被覆銅線は複線になっているので、裂いて単線にして使用すること。</p> <p>線の外径：Φ2.0mm 長さ：約25cm</p>  <p>図 7.4 塩化ビニル被覆銅線</p> <p>エ 分岐番号標の一方にパンチ等で穴を開け、塩化ビニル被覆銅線を結び付けること。</p> <p>(3) 分岐番号標の取付け位置 分岐番号標は、防食処理を施したのち、次の位置に取り付けること。</p> <p>ア サドル分水栓 サドル分水栓に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>イ 集中分岐管 ソケット付絶縁フランジ等の分岐部に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>ウ 耐震形割T字管 防食処理後、割T字管（止水弁、バンド部等）に取り付けること。</p> <p>エ 二受T字管 防食処理後、給水管側の受口の周辺に取り付けること。</p> <p>(4) 既設分岐番号標の再使用 受注者は、改造工事等の場合は、既設分岐番号標を再使用することができるものとする。</p>	
<b>第3節 給水管の配管</b>		<b>第3節 給水管の配管</b>		
7.3.1 材料の選定	<p>(1) 道路下に使用する給水管</p> <p>ア 受注者は、道路下に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの取出し部分から、当該取出し部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で取出し部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて、次の材料を使用すること（東京都給水条例施行規程第6条の2）。</p> <p>(ア) 50mm以下の給水管は、原則としてJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管B（SUS316）を使用し、当局が指定する工事については、JWWA G115 水道用ステンレス鋼管B（SUS316）を使用すること。ただし、ステンレス鋼管以外の給水装置から分岐する場合は、分岐部直近にステンレス製めねじ付ソケットを設置して、宅地内第一止水栓までの布設は、上記「50mm以下の給水管」の材料を使用する。</p> <p>(イ) 75mm以上の給水管は、75～250mmについては、JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管、300～350mmについては、JWWA G 113 水道用ダクタイル鋳鉄管（NS形）を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、給水管に使用する継手については次の材料を使用すること。</p> <p>(ア) 波状ステンレス鋼管B（SUS316）及びステンレス鋼管B（SUS316）の使用が指定されている道路の配管に使用する継手は、当局が指定した伸縮可とう式継手を使用する。</p> <p><u>なお、接合における溝付け位置は管端面から49mmとすること。</u></p>	7.3.1 材料の選定	<p>(1) 道路下に使用する給水管</p> <p>ア 受注者は、道路下に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの取出し部分から、当該取出し部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で取出し部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて、次の材料を使用すること（東京都給水条例施行規程第6条の2）。</p> <p>(ア) 50mm以下の給水管は、原則としてJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管B（SUS316）を使用し、当局が指定する工事については、JWWA G115 水道用ステンレス鋼管B（SUS316）を使用すること。ただし、ステンレス鋼管以外の給水装置から分岐する場合は、分岐部直近にステンレス製めねじ付ソケットを設置して、宅地内第一止水栓までの布設は、上記「50mm以下の給水管」の材料を使用する。</p> <p>(イ) 75mm以上の給水管は、75～250mmについては、JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管、300～350mmについては、JWWA G 113 水道用ダクタイル鋳鉄管（NS形）を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、給水管に使用する継手については次の材料を使用すること。</p> <p>(ア) 波状ステンレス鋼管B（SUS316）及びステンレス鋼管B（SUS316）の使用が指定されている道路の配管に使用する継手は、当局が指定した伸縮可とう式継手を使用する。</p>	○ 給水装置・設計基準に準拠し追記した。

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>(i) GX及びNS形ダクタイル鋳鉄管の配管に使用する継手は、当局が指定した異形管を使用すること。</p> <p>(2) 宅地内に使用する給水管 受注者は、宅地内に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により、ステンレス鋼管、ダクタイル鋳鉄管のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日付厚生省令第14号）に適合する管から適切なものを使用すること。</p>		<p>(i) GX及びNS形ダクタイル鋳鉄管の配管に使用する継手は、当局が指定した異形管を使用すること。</p> <p>(2) 宅地内に使用する給水管 受注者は、宅地内に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により、ステンレス鋼管、ダクタイル鋳鉄管のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日付厚生省令第14号）に適合する管から適切なものを使用すること。</p>	
<p>7.3.4 ポリエチレンシート被覆</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、配管に青銅鋳物製伸縮可とう式継手（SV継手）を使用した場合は、ポリエチレンシートによる被覆（防食処理）を行うこと。</p> <p>(2) 使用材料 ア ポリエチレンシートの形状及び寸法と結束バンドは、(図 7.5、図 7.6)による。</p>  <p>①供給会社の略号 ②製造会社の略号</p> <p>図 7.5 ポリエチレンシート</p>  <p>図 7.6 結束バンド</p> <p>イ ポリエチレンシートの材質、製造方法については、日本水道協会規格 <b>JWWA K158</b>（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の規定によるものとする。</p> <p>ウ <u>工事中に既設の青銅製の仕切弁Bが露出し、非防食であった場合は、ポリエチレンシートでの被覆を行うこと。</u></p>	<p>7.3.4 ポリエチレンシート被覆</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、配管に青銅鋳物製伸縮可とう式継手（SV継手）を使用した場合は、ポリエチレンシートによる被覆（防食処理）を行うこと。</p> <p>(2) 使用材料 ア ポリエチレンシートの形状及び寸法と結束バンドは、(図 7.5、図 7.6)による。</p>  <p>①供給会社の略号 ②製造会社の略号</p> <p>図 7.5 ポリエチレンシート <b>SV継手用</b></p>  <p>図 7.6 結束バンド</p> <p>イ ポリエチレンシートの材質、製造方法については、日本ダクタイル鉄管協会規格 <b>JDPAZ 2005</b>（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の規定によるものとする。</p>	<p>○ SV継手用ポリエチレンスリーブが製造されていないことから削除した。また、仕切弁Bの被覆について、施工実態に合わせて追記した。</p>	
<p>7.3.10 メータの取付け</p>	<p>(1) <b>メータ番号の確認</b> 受注者は、メータの取付けに当たっては、設計図書、メータ取付票及びメータ引換票と施工場所が一致していることを、メータ番号、お客さま識別標（水道番号及び部屋番号）等で確認し、設置位置の取り違い（メータクロス）を防止すること。 なお、メータ設置箇所に「お客さま識別標」がない場合は、仕切弁上流部の給水管に取り付けること。</p> <p>(2) <b>メータの取付け</b> 受注者は、水流の方向とメータに表示してある矢印とを確認の上、新しいメータパッキン等を使用してメータを取り付けること。 ア 40mm以下の場合 仕切弁Aのメータ連結部は、伸縮構造（伸縮量約10mm）となっているので、伸縮機能を適正に確保するため、メータの取付け後ソケットに表示されている確認線が見えるようにし、ナット部を時計方向に回転させ、メータパ</p>	<p>7.3.10 メータの取付け</p>	<p>(1) <b>メータ番号の確認</b> 受注者は、メータの取付けに当たっては、設計図書、メータ取付票及びメータ引換票と施工場所が一致していることを、メータ番号、お客さま識別標（水道番号及び部屋番号）等で確認し、設置位置の取り違い（メータクロス）を防止すること。 なお、メータ設置箇所に「お客さま識別標」がない場合は、仕切弁上流部の給水管に取り付けること。</p> <p>(2) <b>メータの取付け</b> 受注者は、水流の方向とメータに表示してある矢印とを確認の上、新しいメータパッキン等を使用してメータを取り付けること。 ア 40mm以下の場合 仕切弁Aのメータ連結部は、伸縮構造（伸縮量約10mm）となっているので、伸縮機能を適正に確保するため、メータの取付け後ソケットに表示されている確認線が見えるようにし、ナット部を時計方向に回転させ、メー</p>	<p>○ 給水装置設計・施工基準に準拠し追記した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>ッキンを使用してメータを設置すること。（図7.13）                  なお、メータ下流側に逆止弁付メータパッキンを設置する対象については、当局から支給を受けたもののみとする。</p>  <p>図 7.13</p> <p>イ 50mm以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) メータ及びメータ補足管のフランジ接合部は、所定のフランジパッキン、ガスケット、ボルト及びナットを使用すること。</li> <li>(イ) ずれ、沈下等が生じないように、メータ補足管の下部には、レンガ、ブロック等により受け台を設けること。</li> <li>(ウ) 屋内（地下室など）に取り付ける場合は、メータ補足管とメータ本体の両端フランジ部とは、特にずれ等が生じないように通しボルト等で堅固に固定すること。</li> </ul> <p>ウ メータユニット及びメータバイパスユニットの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) メータの取付けは、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を伸縮させ、Oリング又はメータパッキンを使用し、メータを圧着して取り付けること。</li> <li>(イ) メータを取り付けた後、スライドハンドルを結束バンドで固定し、回転を防止すること。</li> <li>(ウ) メータバイパスユニットの切換弁の操作は、当局から専用のハンドルを借用して行うこと。</li> </ul>	<p>タパッキンを使用してメータを設置すること。（図7.13）                  なお、メータ下流側に逆止弁付メータパッキンを設置する対象については、当局から支給を受けたもののみとする。</p>  <p>図 7.13</p> <p>イ 50mm以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) メータ及びメータ補足管のフランジ接合部は、所定のフランジパッキン、ガスケット、ボルト及びナットを使用すること。</li> <li>(イ) ずれ、沈下等が生じないように、メータ補足管の下部には、レンガ、ブロック等により受け台を設けること。</li> <li>(ウ) 屋内（地下室など）に取り付ける場合は、メータ補足管とメータ本体の両端フランジ部とは、特にずれ等が生じないように通しボルト等で堅固に固定すること。</li> </ul> <p>ウ メータユニット及びメータバイパスユニットの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) メータの取付けは、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を伸縮させ、Oリング又はメータパッキンを使用し、メータを圧着して取り付けること。</li> <li>(イ) メータを取り付けた後、スライドハンドルを結束バンドで固定し、回転を防止すること。</li> <li>(ウ) メータバイパスユニットの切換弁の操作は、当局から専用のハンドルを借用して行うこと。</li> </ul>	<p>改定の要旨</p>
<p><b>7.3.11 分離型スマートメータの取付け</b></p>	<p><u>分離型スマートメータとは、電子メータとスマートメータ用通信機器（以下「通信機器」という。）が結線されたものをいう。</u>  <u>40mm以下の分離型スマートメータについては、電子メータと通信機器が結線された状態で支給するが、50mm以上の分離型スマートメータについては、電子メータと通信機器は結線されていない。</u>  <u>このため、50mm以上の分離型スマートメータを新規に取り付ける場合には、本項(1)により、メータ本体のみを取り付けること。</u></p> <p><b>(1) メータ本体の取付け</b>  <u>受注者は、分離型スマートメータのメータ本体については、7.3.10により取り付けること。</u></p> <p><b>(2) 通信機器の設置について</b>  <u>受注者は、次のとおりメータ取付け箇所に応じて通信機器を設置すること。</u>  <u>なお、これにより難しい場合には、監督員と協議のうえ、指示を仰ぐこと。</u></p> <p><b>ア メータます内に設置する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) <u>メータます内の設置可能な箇所に、通信機器側ケーブル出口部の配線が折れ曲がらないように設置すること。</u></li> <li>(イ) <u>ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、メータます内に収納すること。</u></li> </ul> <p><b>イ 50mm以上のメータ室内に設置する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) <u>マグネットフック等を用いて、可能な限りメータ室内の上部に設置すること。</u></li> </ul>	<p><b>【 新規 】</b></p>	<p>○ スマートメータによる検針が開始されたことに伴い、分離型スマートメータ取付けに関する内容を追記した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨																																																																												
<p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、メータ室内に収納すること。</p> <p>ウ 受水タンク以下装置等のメータ室（以下「パイプスペース等」という。）内に設置する場合</p> <p>(ア)パイプスペース等内の床面で、かつメータ本体の直近に設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、パイプスペース等内に収納すること。</p>																																																																																
<b>第6節 その他</b>		<b>第6節 その他</b>																																																																														
7.6.3 支給材料	<p>工事に必要な材料のうち、支給材料一覧表に定めるものについては、支給材料とする（表7.9）。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.9 支給材料一覧表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>材 料 名</th> <th>No.</th> <th>材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メータ</td> <td>10</td> <td>防水接続材料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子メータ <u>(50mm以上の分離型スマートメータ本体含む)</u></td> <td>11</td> <td>圧着端子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>分離型スマートメータ (40mm以下)</u></td> <td>12</td> <td>表示器取付スタンド、取付板</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メータ六角ボルト・ナット（メータ用）</td> <td>13</td> <td>お客さま識別標</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ビクトリックジョイント（メータ用）</td> <td>14</td> <td>結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止水プラグ</td> <td>15</td> <td>給水弁標示板</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>逆止弁付メータパッキン</td> <td>16</td> <td>ボール止水栓標示シール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>電子メータ用表示器</td> <td>17</td> <td>人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>隔測用コード</td> <td>18</td> <td><u>スマートメータ用通信機器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 No. 17 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。</p> <p><b>(1) 支給材料の受領及び保管</b></p> <p>ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料受領書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。</p> <p>ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。</p> <p><b>(2) 支給材料の返納</b></p> <p>ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料使用報告書兼整理表」を監督員に提出し、返納すること。</p> <p>イ 返納する材料は、十分に清掃すること。</p> <p>ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。</p>	No.	材 料 名	No.	材 料 名	1	メータ	10	防水接続材料	2	電子メータ <u>(50mm以上の分離型スマートメータ本体含む)</u>	11	圧着端子	3	<u>分離型スマートメータ (40mm以下)</u>	12	表示器取付スタンド、取付板	4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標	5	ビクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）	6	止水プラグ	15	給水弁標示板	7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール	8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板	9	隔測用コード	18	<u>スマートメータ用通信機器</u>	7.6.3 支給材料	<p>工事に必要な材料のうち、支給材料一覧表に定めるものについては、支給材料とする（表7.9）。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.9 支給材料一覧表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>材 料 名</th> <th>No.</th> <th>材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メータ</td> <td>9</td> <td>防水接続材料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子メータ</td> <td>10</td> <td>圧着端子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>メータ六角ボルト・ナット（メータ用）</td> <td>11</td> <td>表示器取付スタンド、取付板</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ビクトリックジョイント（メータ用）</td> <td>12</td> <td>お客さま識別標</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>止水プラグ</td> <td>13</td> <td>結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>逆止弁付メータパッキン</td> <td>14</td> <td>給水弁標示板</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電子メータ用表示器</td> <td>15</td> <td>ボール止水栓標示シール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>隔測用コード</td> <td>16</td> <td>人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 No. 16 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。</p> <p><b>(1) 支給材料の受領及び保管</b></p> <p>ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料受領書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。</p> <p>ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。</p> <p><b>(2) 支給材料の返納</b></p> <p>ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料使用報告書兼整理表」を監督員に提出し、返納すること。</p> <p>イ 返納する材料は、十分に清掃すること。</p> <p>ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。</p>	No.	材 料 名	No.	材 料 名	1	メータ	9	防水接続材料	2	電子メータ	10	圧着端子	3	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	11	表示器取付スタンド、取付板	4	ビクトリックジョイント（メータ用）	12	お客さま識別標	5	止水プラグ	13	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）	6	逆止弁付メータパッキン	14	給水弁標示板	7	電子メータ用表示器	15	ボール止水栓標示シール	8	隔測用コード	16	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板	○ スマートメータの導入に伴い材料を追加した。
No.	材 料 名	No.	材 料 名																																																																													
1	メータ	10	防水接続材料																																																																													
2	電子メータ <u>(50mm以上の分離型スマートメータ本体含む)</u>	11	圧着端子																																																																													
3	<u>分離型スマートメータ (40mm以下)</u>	12	表示器取付スタンド、取付板																																																																													
4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標																																																																													
5	ビクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）																																																																													
6	止水プラグ	15	給水弁標示板																																																																													
7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール																																																																													
8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板																																																																													
9	隔測用コード	18	<u>スマートメータ用通信機器</u>																																																																													
No.	材 料 名	No.	材 料 名																																																																													
1	メータ	9	防水接続材料																																																																													
2	電子メータ	10	圧着端子																																																																													
3	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	11	表示器取付スタンド、取付板																																																																													
4	ビクトリックジョイント（メータ用）	12	お客さま識別標																																																																													
5	止水プラグ	13	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）																																																																													
6	逆止弁付メータパッキン	14	給水弁標示板																																																																													
7	電子メータ用表示器	15	ボール止水栓標示シール																																																																													
8	隔測用コード	16	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板																																																																													

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）					
附 則					
附則－1 工事記録写真撮影要綱					
別表	工 種	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	撮 影 要 求	
	一般	現場概況	* 施工前と施工後の現場の状況を同一箇所から同一方向から撮影する。 * 既設物と占用位置等の関連を撮影する。 * 撮影位置がわかるような遠景を撮影する。 * 指定箇所	実施箇所又は100mごと 全箇所	「実施箇所ごと」とは、工事現場が存在しているとき、「100mごと」とは、工事現場が連続しているときに適用する。 以下同じ。
		安全管理	* 各種標識の設置状況 * 各種保安施設の設置状況 * 保安委員等交通整理状況 * 安全訓練等の実施状況	実施箇所又は100mごと 実施ごと	
	仮設	土留	* 使用材料 * 仮設状況	実施箇所又は100mごと	
		覆工	* 施工状況（すり付け等を含む。）	実施箇所又は100mごと	
工事	仮設道路設置	* 設置前の全景 * 施工状況（舗装構造、幅員、保安柵等） * 設置後の全景	実施箇所ごと		
	仮 繰 切	* 使用材料 * 仮繰切状況	実施箇所ごと		
	工 種	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	撮 影 要 求	
附属設備築造工事	その他据付	* 附属金物（梯子、振止め金物、継足金物、洗掃防止鋼板等）の取付状況 * コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 * 鉄蓋据付けの状況 * 表示板等の取付状況（弁仕様及び離欠）	本管は実施箇所ごと 小管は5か所ごと		
		水管橋	* 管体及び部材製作状況 * 下部構造（「仮設工事」「土工事」「基礎工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」による。） * 架設状況（吊込み、組立て） * 接合部検査状況 * 塗装（「塗装」による。） * 管材料検査状況 * 添架の状況 * 管接合部検査状況 * 塗装（「塗装」による。）	1工事に1回又は搬入ごと 1スパンごと 実施箇所ごと 搬入ごと 1スパンごと 実施箇所ごと	
橋梁添架	落橋防止装置等 のあと施工アンカーボルト	* 材料搬入状況 * 削孔状況 * 定着状況	材料搬入ごと 一施工単位に1回 一施工単位に1回	種類ごとの長さ、径、本数 径、削孔長、7/8-孔間隔、検査状況 7/8-の配置、検査状況	
		仮 設 備	* 刃口、支圧壁、推進設備の設置状況 * 管据付状況（推進用管、さや管） * 掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、充填作業の状況 * 「配管工事」による。	実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと	
推進工事	配 管	* 「配管工事」による。			
		推 進 口	* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。		
	工 種	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	撮 影 要 求	
シールド	トンネル築造	* シールド機 * 掘削状況	必要に応じて		
		* 一次覆工の組立状況 * 裏込め注入作業状況	100mに1回		
		* 「配管工事」に準じる。			
	ド 工 事	二次覆工（点検通路方式）	* 「コンクリート及び型枠」による。		
		二次覆工（充填方式）	* 浮き上がり防止措置状況 * 間仕切り壁設置状況 * エアミルク又は流動化充填材の充填状況	打込みロットごと	
立 坑	仮 設	* 立坑設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況	実施箇所ごと		
	立 坑	* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
地盤改良工事	注 入 工	* 材料検査状況 * 施工機械設備状況 * 注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） * 観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100mごと		
		改 良 工	* 材料検査状況 * 改良部分の床付状況 * 厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと	

配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）					
附 則					
附則－1 工事記録写真撮影要綱					
別表	工 種	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	撮 影 要 求	
	一般	現場概況	* 施工前と施工後の現場の状況を同一箇所から同一方向から撮影する。 * 既設物と占用位置等の関連を撮影する。 * 撮影位置がわかるような遠景を撮影する。 * 指定箇所	実施箇所又は100mごと 全箇所	「実施箇所ごと」とは、工事現場が存在しているとき、「100mごと」とは、工事現場が連続しているときに適用する。 以下同じ。
		安全管理	* 各種標識の設置状況 * 各種保安施設の設置状況 * 保安委員等交通整理状況 * 安全訓練等の実施状況	実施箇所又は100mごと 実施ごと	
	仮設	土留	* 使用材料 * 仮設状況	実施箇所又は100mごと	
		覆工	* 施工状況（すり付け等を含む。）	実施箇所又は100mごと	
工事	仮設道路設置	* 設置前の全景 * 施工状況（舗装構造、幅員、保安柵等） * 設置後の全景	実施箇所ごと		
	仮 繰 切	* 使用材料 * 仮繰切状況	実施箇所ごと		
	工 種	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	撮 影 要 求	
附属設備築造工事	その他据付	* 附属金物（梯子、振止め金物、継足金物、洗掃防止鋼板等）の取付状況 * コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 * 鉄蓋据付けの状況 * 表示板等の取付状況（弁仕様及び離欠）	本管は実施箇所ごと 小管は5か所ごと		
		水管橋	* 管体及び部材製作状況 * 下部構造（「仮設工事」「土工事」「基礎工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」による。） * 架設状況（吊込み、組立て） * 接合部検査状況 * 塗装（「塗装」による。） * 管材料検査状況 * 添架の状況 * 管接合部検査状況 * 塗装（「塗装」による。）	1工事に1回又は搬入ごと 1スパンごと 実施箇所ごと 搬入ごと 1スパンごと 実施箇所ごと	
橋梁添架	落橋防止装置等 のあと施工アンカーボルト	* 材料搬入状況 * 削孔状況 * 定着状況	材料搬入ごと 一施工単位に1回 一施工単位に1回	種類ごとの長さ、径、本数 径、削孔長、7/8-孔間隔、検査状況 7/8-の配置、検査状況	
		仮 設 備	* 刃口、支圧壁、推進設備の設置状況 * 管据付状況（推進用管、さや管） * 掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、充填作業の状況 * 「配管工事」による。	実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと	
推進工事	配 管	* 「配管工事」による。			
		推 進 口	* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。		
	工 種	撮 影 箇 所 及 び 内 容	撮 影 頻 度	撮 影 要 求	
シールド	トンネル築造	* シールド機 * 掘削状況	必要に応じて		
		* 一次覆工の組立状況 * 裏込め注入作業状況	100mに1回		
		* 「配管工事」に準じる。			
	ド 工 事	二次覆工（点検通路方式）	* 「コンクリート及び型枠」による。		
		二次覆工（充填方式）	* 浮き上がり防止措置状況 * 間仕切り壁設置状況 * エアミルク又は流動化充填材の充填状況	打込みロットごと	
立 坑	仮 設	* 立坑設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況	実施箇所ごと		
	立 坑	* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
地盤改良工事	注 入 工	* 材料検査状況 * 施工機械設備状況 * 注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） * 観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100mごと		
		改 良 工	* 材料検査状況 * 改良部分の床付状況 * 厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと	

○ 語句を見直した。

○ 同上

○ 同上

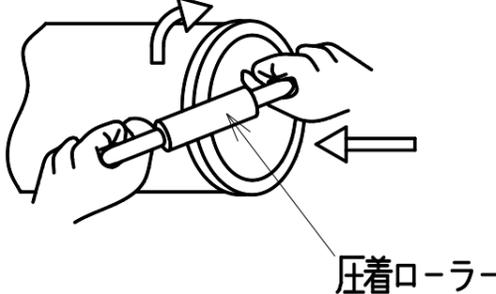
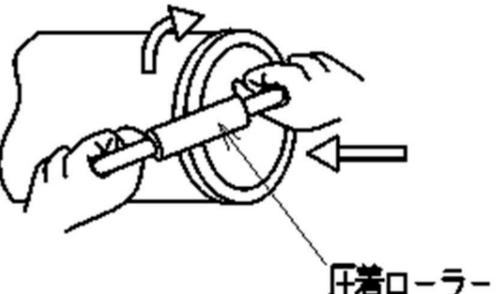
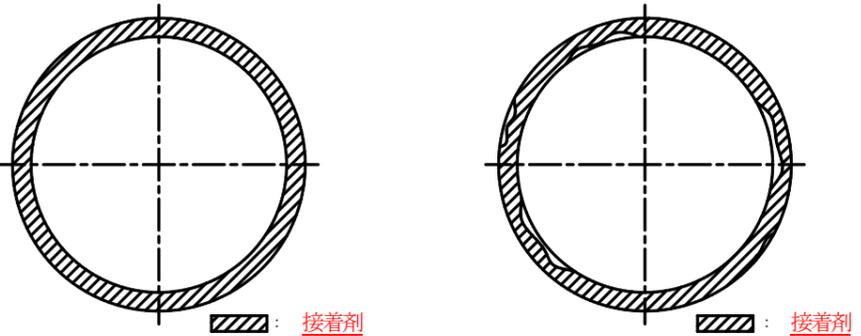
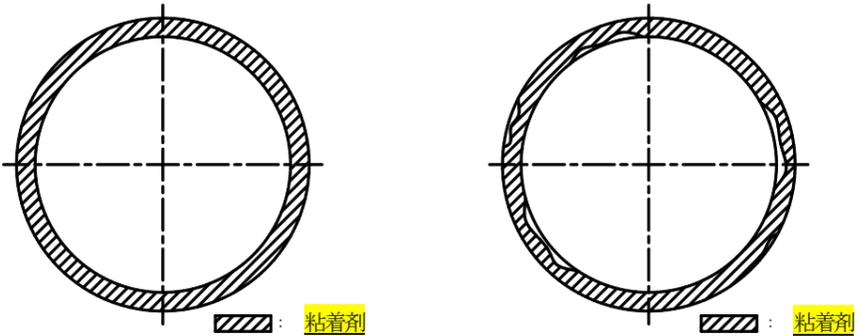
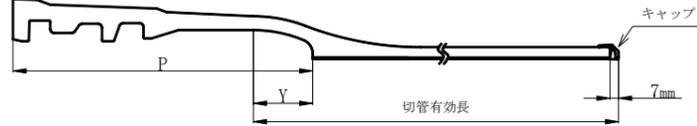
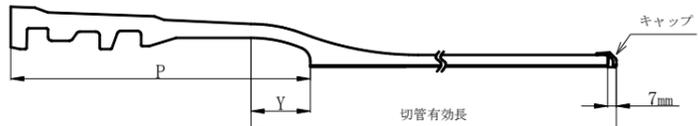
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>撮影箇所及び内容</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">舗装工事</td> <td>路床</td> <td>*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験</td> <td>実施箇所又は100mごと 実施箇所ごと</td> <td>改良土を使用する場合であっても各層毎の用表欄に基づき密着試験を実施した場合は撮影する。</td> </tr> <tr> <td>路盤</td> <td>*敷き均し厚 *転圧状況</td> <td>実施箇所又は100mごと</td> <td>舗装種別により土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。</td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>*埋め戻し復旧後の強度試験 *敷き均し厚 *転圧状況</td> <td>実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）</td> <td>実施箇所又は100mごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コア採取状況</td> <td>*表層・基層</td> <td>1000m<sup>2</sup>ごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">試験</td> <td>*平坦性試験</td> <td>実施箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*ホイールトラックキング試験</td> <td>実施箇所</td> <td>改良アスファルトの場合は撮影する。</td> </tr> <tr> <td>*視感透過水性試験</td> <td>実施箇所</td> <td>粘着音、排水性試験及び透水性試験の場合は撮影する。</td> </tr> <tr> <td>*すべり抵抗試験</td> <td>実施箇所</td> <td>標指すべり止め舗装の場合は、撮影する。</td> </tr> <tr> <td>附帯設備</td> <td>*ガードレール及びガードパイプ、護欄、御座り及び橋渡</td> <td>実施箇所又は指定箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>*下地処理及び塗装状況 *検査状況（標準、ピンホール、密着等） *仕上がり状況</td> <td>競争ごとは1スパンごとに1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況</td> <td>実施箇所ごと</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考	舗装工事	路床	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は100mごと 実施箇所ごと	改良土を使用する場合であっても各層毎の用表欄に基づき密着試験を実施した場合は撮影する。	路盤	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと	舗装種別により土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。	基層	*埋め戻し復旧後の強度試験 *敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと		表層	*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は100mごと		コア採取状況	*表層・基層	1000m <sup>2</sup> ごと		試験	*平坦性試験	実施箇所		*ホイールトラックキング試験	実施箇所	改良アスファルトの場合は撮影する。	*視感透過水性試験	実施箇所	粘着音、排水性試験及び透水性試験の場合は撮影する。	*すべり抵抗試験	実施箇所	標指すべり止め舗装の場合は、撮影する。	附帯設備	*ガードレール及びガードパイプ、護欄、御座り及び橋渡	実施箇所又は指定箇所		塗装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（標準、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	競争ごとは1スパンごとに1回		その他	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>撮影箇所及び内容</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">舗装工事</td> <td>路床</td> <td>*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験</td> <td>実施箇所又は100mごと 実施箇所ごと</td> <td>改良土を使用する場合であっても各層毎の用表欄に基づき密着試験を実施した場合は撮影する。</td> </tr> <tr> <td>路盤</td> <td>*敷き均し厚 *転圧状況</td> <td>実施箇所又は100mごと</td> <td>舗装種別により土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。</td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>*埋め戻し復旧後の強度試験 *敷き均し厚 *転圧状況</td> <td>実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）</td> <td>実施箇所又は100mごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コア採取状況</td> <td>*表層・基層</td> <td>1000m<sup>2</sup>ごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">試験</td> <td>*平坦性試験</td> <td>実施箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*ホイールトラックキング試験</td> <td>実施箇所</td> <td>改良アスファルトの場合は撮影する。</td> </tr> <tr> <td>*視感透過水性試験</td> <td>実施箇所</td> <td>粘着音、排水性試験及び透水性試験の場合は撮影する。</td> </tr> <tr> <td>*すべり抵抗試験</td> <td>実施箇所</td> <td>標指すべり止め舗装の場合は、撮影する。</td> </tr> <tr> <td>附帯設備</td> <td>*ガードレール及びガードパイプ、護欄、御座り及び橋渡</td> <td>実施箇所又は指定箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>*下地処理及び塗装状況 *検査状況（標準、ピンホール、密着等） *仕上がり状況</td> <td>競争ごとは1スパンごとに1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況</td> <td>実施箇所ごと</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考	舗装工事	路床	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は100mごと 実施箇所ごと	改良土を使用する場合であっても各層毎の用表欄に基づき密着試験を実施した場合は撮影する。	路盤	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと	舗装種別により土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。	基層	*埋め戻し復旧後の強度試験 *敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと		表層	*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は100mごと		コア採取状況	*表層・基層	1000m <sup>2</sup> ごと		試験	*平坦性試験	実施箇所		*ホイールトラックキング試験	実施箇所	改良アスファルトの場合は撮影する。	*視感透過水性試験	実施箇所	粘着音、排水性試験及び透水性試験の場合は撮影する。	*すべり抵抗試験	実施箇所	標指すべり止め舗装の場合は、撮影する。	附帯設備	*ガードレール及びガードパイプ、護欄、御座り及び橋渡	実施箇所又は指定箇所		塗装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（標準、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	競争ごとは1スパンごとに1回		その他	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと		<p>○ 同上</p>
工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考																																																																																																					
舗装工事	路床	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は100mごと 実施箇所ごと	改良土を使用する場合であっても各層毎の用表欄に基づき密着試験を実施した場合は撮影する。																																																																																																				
	路盤	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと	舗装種別により土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。																																																																																																				
	基層	*埋め戻し復旧後の強度試験 *敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと																																																																																																					
	表層	*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は100mごと																																																																																																					
	コア採取状況	*表層・基層	1000m <sup>2</sup> ごと																																																																																																					
	試験	*平坦性試験	実施箇所																																																																																																					
		*ホイールトラックキング試験	実施箇所	改良アスファルトの場合は撮影する。																																																																																																				
		*視感透過水性試験	実施箇所	粘着音、排水性試験及び透水性試験の場合は撮影する。																																																																																																				
		*すべり抵抗試験	実施箇所	標指すべり止め舗装の場合は、撮影する。																																																																																																				
	附帯設備	*ガードレール及びガードパイプ、護欄、御座り及び橋渡	実施箇所又は指定箇所																																																																																																					
塗装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（標準、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	競争ごとは1スパンごとに1回																																																																																																						
その他	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと																																																																																																						
工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考																																																																																																					
舗装工事	路床	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は100mごと 実施箇所ごと	改良土を使用する場合であっても各層毎の用表欄に基づき密着試験を実施した場合は撮影する。																																																																																																				
	路盤	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は100mごと	舗装種別により土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。																																																																																																				
	基層	*埋め戻し復旧後の強度試験 *敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所ごと 実施箇所又は100mごと																																																																																																					
	表層	*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は100mごと																																																																																																					
	コア採取状況	*表層・基層	1000m <sup>2</sup> ごと																																																																																																					
	試験	*平坦性試験	実施箇所																																																																																																					
		*ホイールトラックキング試験	実施箇所	改良アスファルトの場合は撮影する。																																																																																																				
		*視感透過水性試験	実施箇所	粘着音、排水性試験及び透水性試験の場合は撮影する。																																																																																																				
		*すべり抵抗試験	実施箇所	標指すべり止め舗装の場合は、撮影する。																																																																																																				
	附帯設備	*ガードレール及びガードパイプ、護欄、御座り及び橋渡	実施箇所又は指定箇所																																																																																																					
塗装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（標準、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	競争ごとは1スパンごとに1回																																																																																																						
その他	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>撮影箇所及び内容</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">建設副産物</td> <td>運搬状況</td> <td>*積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし全車両は必要ない。）</td> <td>各種類につき1回</td> <td>※各種類とは、副産物の種類のごとで、発生土や汚泥、廃棄物等のこと以下、同じ。</td> </tr> <tr> <td>運搬経路</td> <td>*主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場内利用状況</td> <td>*工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事間利用状況</td> <td>*搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 *工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストックヤードの状況</td> <td>*ストックヤードの利用状況</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">受入地の状況</td> <td>*受入先の現場状況</td> <td>各種類につき1回</td> <td>東京都建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影は、入口台買まで、又は出口台買以降のみとする。</td> </tr> <tr> <td>再資源化処理施設</td> <td>*原則として施設名称看板等を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終処分場の状況</td> <td>*直接最終処分する場合に限る。 *原則として施設名称看板等を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場内での分別状況</td> <td>*現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生資源の利用状況</td> <td>*なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることが出来る。</td> <td>各種類につき1回</td> <td>・再生砕石、再生アスベスト、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等</td> </tr> <tr> <td>材料検査関係</td> <td>*特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。</td> <td>検査実施ごと</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考	建設副産物	運搬状況	*積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし全車両は必要ない。）	各種類につき1回	※各種類とは、副産物の種類のごとで、発生土や汚泥、廃棄物等のこと以下、同じ。	運搬経路	*主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。	各種類につき1回		現場内利用状況	*工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回		工事間利用状況	*搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 *工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回		ストックヤードの状況	*ストックヤードの利用状況	各種類につき1回		受入地の状況	*受入先の現場状況	各種類につき1回	東京都建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影は、入口台買まで、又は出口台買以降のみとする。	再資源化処理施設	*原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回		最終処分場の状況	*直接最終処分する場合に限る。 *原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回		現場内での分別状況	*現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回		再生資源の利用状況	*なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることが出来る。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アスベスト、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等	材料検査関係	*特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>撮影箇所及び内容</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">建設副産物</td> <td>運搬状況</td> <td>*積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし全車両は必要ない。）</td> <td>各種類につき1回</td> <td>※各種類とは、副産物の種類のごとで、発生土や汚泥、廃棄物等のこと以下、同じ。</td> </tr> <tr> <td>運搬経路</td> <td>*主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場内利用状況</td> <td>*工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事間利用状況</td> <td>*搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 *工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストックヤードの状況</td> <td>*ストックヤードの利用状況</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">受入地の状況</td> <td>*受入先の現場状況</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化処理施設</td> <td>*原則として施設名称看板等を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終処分場の状況</td> <td>*直接最終処分する場合に限る。 *原則として施設名称看板等を入れる。</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場内での分別状況</td> <td>*現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況</td> <td>各種類につき1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生資源の利用状況</td> <td>*なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることが出来る。</td> <td>各種類につき1回</td> <td>・再生砕石、再生アスベスト、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等</td> </tr> <tr> <td>材料検査関係</td> <td>*特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。</td> <td>検査実施ごと</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考	建設副産物	運搬状況	*積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし全車両は必要ない。）	各種類につき1回	※各種類とは、副産物の種類のごとで、発生土や汚泥、廃棄物等のこと以下、同じ。	運搬経路	*主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。	各種類につき1回		現場内利用状況	*工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回		工事間利用状況	*搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 *工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回		ストックヤードの状況	*ストックヤードの利用状況	各種類につき1回		受入地の状況	*受入先の現場状況	各種類につき1回		再資源化処理施設	*原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回		最終処分場の状況	*直接最終処分する場合に限る。 *原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回		現場内での分別状況	*現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回		再生資源の利用状況	*なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることが出来る。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アスベスト、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等	材料検査関係	*特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと		<p>○ 建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影について注意事項を記載した。</p>		
工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考																																																																																																					
建設副産物	運搬状況	*積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし全車両は必要ない。）	各種類につき1回	※各種類とは、副産物の種類のごとで、発生土や汚泥、廃棄物等のこと以下、同じ。																																																																																																				
	運搬経路	*主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。	各種類につき1回																																																																																																					
	現場内利用状況	*工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回																																																																																																					
	工事間利用状況	*搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 *工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回																																																																																																					
	ストックヤードの状況	*ストックヤードの利用状況	各種類につき1回																																																																																																					
	受入地の状況	*受入先の現場状況	各種類につき1回	東京都建設発生土再利用センターにおける現場状況の写真撮影は、入口台買まで、又は出口台買以降のみとする。																																																																																																				
		再資源化処理施設	*原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回																																																																																																				
		最終処分場の状況	*直接最終処分する場合に限る。 *原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回																																																																																																				
		現場内での分別状況	*現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回																																																																																																				
	再生資源の利用状況	*なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることが出来る。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アスベスト、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等																																																																																																				
材料検査関係	*特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと																																																																																																						
工種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考																																																																																																					
建設副産物	運搬状況	*積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート、ダンプ規制法で定められた表示、廃掃法で定められた表示等を入れる（ただし全車両は必要ない。）	各種類につき1回	※各種類とは、副産物の種類のごとで、発生土や汚泥、廃棄物等のこと以下、同じ。																																																																																																				
	運搬経路	*主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。	各種類につき1回																																																																																																					
	現場内利用状況	*工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回																																																																																																					
	工事間利用状況	*搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。 *工事箇所が特定できるような周辺の背景を入れる。	各種類につき1回																																																																																																					
	ストックヤードの状況	*ストックヤードの利用状況	各種類につき1回																																																																																																					
	受入地の状況	*受入先の現場状況	各種類につき1回																																																																																																					
		再資源化処理施設	*原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回																																																																																																				
		最終処分場の状況	*直接最終処分する場合に限る。 *原則として施設名称看板等を入れる。	各種類につき1回																																																																																																				
		現場内での分別状況	*現場内、現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分別状況や収集状況	各種類につき1回																																																																																																				
	再生資源の利用状況	*なるべく再生資源の種類が分かるように撮影する。 なお、他の工種で撮影した写真と兼ねることが出来る。	各種類につき1回	・再生砕石、再生アスベスト、改良土、粒状改良土、流動化処理土、メトロレンガ、コンクリート塊、建設泥土等																																																																																																				
材料検査関係	*特に指示のない材料検査状況については、「東京都水道局材料検査実施基準」に基づく検査実施状況とする。	検査実施ごと																																																																																																						
<p align="center"><b>附則－2 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領</b></p>		<p align="center"><b>附則－2 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆施工要領</b></p>																																																																																																						
<p><b>3.1 スリーブ被覆施工時の注意点</b></p>	<p>(1) スリーブの折り曲げは、管頂部に重ね部分（三重部）が来るようにし、埋め戻し時の土砂の衝撃を避ける。</p> <p>(2) 管継手部の凹凸にスリーブがなじむように十分なたるみを持たせ、埋め戻し時に継手の形状に無理なく密着するようボルト、突起物等に注意して施工する。</p> <p>(3) 管軸方向のスリーブの継ぎ部分は、確実に重ね合わせる。</p> <p>(4) スリーブを被覆した管を移動させる場合は、十分に管理されたナイロンスリングやゴム等で保護されたワイヤーロープを用い、スリーブに傷をつけないようにする。</p> <p>(5) 管路が傾斜している場合のスリーブの施工法は、図－3に示すようにスリーブの継目から地下水が流入しないように施工する。</p> <p>(6) スリーブ類を梱包している箱などに記載されている製品の管理番号を控えるとともに、スリーブに表示されているマークを確認し記録する。</p> <p>(7) 粉体塗装管にスリーブを被覆する場合には、<b>口径</b>の表示が管の上面で、よく見える位置になるように施工する。</p>	<p><b>3.1 スリーブ被覆施工時の注意点</b></p>	<p>(1) スリーブの折り曲げは、管頂部に重ね部分（三重部）が来るようにし、埋め戻し時の土砂の衝撃を避ける。</p> <p>(2) 管継手部の凹凸にスリーブがなじむように十分なたるみを持たせ、埋め戻し時に継手の形状に無理なく密着するようボルト、突起物等に注意して施工する。</p> <p>(3) 管軸方向のスリーブの継ぎ部分は、確実に重ね合わせる。</p> <p>(4) スリーブを被覆した管を移動させる場合は、十分に管理されたナイロンスリングやゴム等で保護されたワイヤーロープを用い、スリーブに傷をつけないようにする。</p> <p>(5) 管路が傾斜している場合のスリーブの施工法は、図－3に示すようにスリーブの継目から地下水が流入しないように施工する。</p> <p>(6) スリーブ類を梱包している箱などに記載されている製品の管理番号を控えるとともに、スリーブに表示されているマークを確認し記録する。</p> <p>(7) 粉体塗装管にスリーブを被覆する場合には、<b>「粉体塗装管」</b>の表示が管の上面で、よく見える位置になるように施工する。</p>	<p>○ 現場の状況に応じて記載内容を見直した。</p>																																																																																																				

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
附則－4 施工計画書記載要領		附則－4 施工計画書記載要領		
<p><b>4 施工技術計画</b> <b>(8) 舗装復旧工</b></p>	<p>ア 仮舗装                      (ア) 道路種別及び舗装の種類ごとの仮復旧方法                      (イ) 交通開放の時期（埋め戻し完了後直ちに）                      (ウ) 保守・点検体制（責任者、点検頻度）                      (エ) 異常時の対応（復旧体制）                      (オ) 使用材料                      イ 路盤                      (ア) 道路種別及び舗装の種類ごとの仮復旧方法                      (イ) 路盤各層の清掃                      (ウ) 締め固め機械                      (エ) 締め固め順序（縦方向、路側から中央へ）                      (オ) 締め固め方法（所定の支持力、密度、既転圧部分とラップした締め固め等）                      (カ) 品質及び出来形管理方法                      ウ 本復旧                      (ア) 使用材料（設計図書で指定した材料、検査方法）                      (イ) 運搬（舗装作業の進捗に応じた供給量、現場搬入時の温度管理方法、保温方法、運搬車の清掃、積み下ろし時の注意等）                      (ウ) 舗装（下層路盤表面の清掃・乾燥及び損傷箇所の補修、縁石、マンホール等の側面及び既設接合部の接着処理、プライムコートの散布方法、タックコートの散布方法及び散布後の舗装時期）                      a 混合時の転圧開始時の温度管理                      b 敷き均し厚さの管理及び使用転圧ローラ（重量、幅）                      c 転圧速度                      d ローラのかげられない場所の措置                      e 締め固め完了後の厚さ及び密度試験方法                      f 交通開放の時期及び交通開放の断面図                      g 標準養生期間外コンクリート舗装（理由、施工方法）                      h セメントコンクリート層（暑中及び寒中コンクリートの施工方法、養生方法等）                      i 低騒音（排水性）舗装（一般部、交差点部の標準的な一日当たりの施工工程）</p>	<p><b>4 施工技術計画</b> <b>(8) 舗装復旧工</b></p>	<p>ア 仮舗装                      (ア) 道路種別及び舗装の種類ごとの仮復旧方法                      (イ) 交通開放の時期（埋め戻し完了後直ちに）                      (ウ) 保守・点検体制（責任者、点検頻度）                      (エ) 異常時の対応（復旧体制）                      (オ) 使用材料                      イ 路盤                      (ア) 道路種別及び舗装の種類ごとの仮復旧方法                      (イ) 路盤各層の清掃                      (ウ) 締め固め機械                      (エ) 締め固め順序（縦方向、路側から中央へ）                      (オ) 締め固め方法（所定の支持力、密度、既転圧部分とラップした締め固め等）                      (カ) 品質及び出来形管理方法                      ウ 本復旧                      (ア) 使用材料（設計図書で指定した材料、検査方法）                      (イ) 運搬（舗装作業の進捗に応じた供給量、現場搬入時の温度管理方法、保温方法、運搬車の清掃、積み下ろし時の注意等）                      (ウ) 舗装（下層路盤表面の清掃・乾燥及び損傷箇所の補修、縁石、マンホール等の側面及び既設接合部の接着処理、プライムコートの散布方法、タックコートの散布方法及び散布後の舗装時期）                      a 混合時の転圧開始時の温度管理                      b 敷き均し厚さの管理及び使用転圧ローラ（重量、幅）                      c 転圧速度                      d ローラのかげられない場所の措置                      e 締め固め完了後の厚さ及び密度試験方法                      f 交通開放の時期及び交通開放の断面図                      g 標準養生期間外コンクリート舗装（理由、施工方法）                      h セメントコンクリート層（暑中及び寒中コンクリートの施工方法、養生方法等）                      i 低騒音（排水性）舗装（一般部、交差点部の標準的な一日当たりの施工工程）</p>	<p>○ 語句を見直した。</p>
<p><b>5 管理計画</b> <b>(9) イメージアップ計画</b></p>	<p>ア 仮設備関係                      (ア) 環境負荷の低減                      (イ) 用水、電力等の供給設備の設置                      (ウ) 緑化・花壇の設置                      (エ) ライトアップ施設の設置                      (オ) 見学通路及び椅子の設置                      (カ) 昇降設備の充実                      イ 営繕関係                      (ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）                      (イ) 労務者宿舍の快適化                      (ウ) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置                      (エ) 現場休息所の快適化                      (オ) 健康関連設備及び厚生施設の充実                      ウ 安全関係                      (ア) 工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施                      (イ) 盗難防止対策（警報機等）の実施</p>	<p><b>5 管理計画</b> <b>(9) イメージアップ計画</b></p>	<p>ア 仮設備関係                      (ア) 環境負荷の低減                      (イ) 用水、電力等の供給設備の設置                      (ウ) 緑化・花壇の設置                      (エ) ライトアップ施設の設置                      (オ) 見学通路及び椅子の設置                      (カ) 昇降設備の充実                      イ 営繕関係                      (ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）                      (イ) 労務者宿舍の快適化                      (ウ) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置                      (エ) 現場休息所の快適化                      (オ) 健康関連設備及び厚生施設の充実                      ウ 安全関係                      (ア) 工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施                      (イ) 盗難防止対策（警報機等）の実施</p>	<p>○ 現行の仕様書と合わせて修正した。</p>

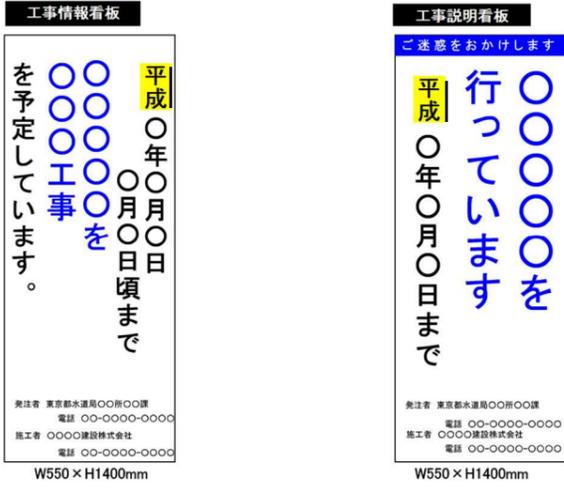
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
	<p>(f) 避暑（熱中症予防）、防寒対策現場休息所の快適化</p> <p>エ 地域連携</p> <p>(g) 完成予想図の掲示</p> <p>(h) 工法説明図の掲示</p> <p>(i) 工事工程表の掲示</p> <p>(e) デザイン工事看板（各種事業のPR看板含む。）の設置</p> <p>(d) 見学会等の開催（イベント等の開催含む。）</p> <p><u>(カ) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u></p> <p><u>(キ) パンフレット・工法説明ビデオの作成</u></p> <p><u>(ク) 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上</u></p> <p><u>(ケ) 社会貢献</u></p>	<p>(f) 避暑（熱中症予防）、防寒対策現場休息所の快適化</p> <p>エ 地域とのコミュニケーション</p> <p>(g) 完成予想図の掲示</p> <p>(h) 工法説明図の掲示</p> <p>(i) 工事工程表の掲示</p> <p>(e) デザイン工事看板（各種事業のPR看板含む。）の設置</p> <p>(d) 見学会等の開催（イベント等の開催含む。）</p> <p><u>(カ) C C I 東京見学情報館への登録</u></p> <p><u>(キ) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u></p> <p><u>(ク) パンフレット・工法説明ビデオの作成</u></p> <p><u>(ケ) 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上</u></p> <p><u>(コ) 社会貢献</u></p>	
<p><b>7 建設副産物の処理（リサイクル計画）</b></p>	<p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>ア 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）及び最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）</p> <p>イ 処理期間</p> <p>ウ 保管方法、収集運搬方法及び処分方法</p> <p>エ 発生土受入地及び処分先</p> <p>オ 運搬経路図</p> <p>カ その他</p> <p>(2) 運搬・処理業者名</p> <p>ア 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地</p> <p>イ その他</p> <p>(3) 現場での分別</p> <p>ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法</p> <p>イ 現場事務所・作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法</p> <p>ウ その他</p> <p>(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合）</p> <p>ア 解体工事業者名、責任者名</p> <p>イ 発生する解体材の種類・数量</p> <p>ウ 分別解体の手順</p> <p>エ 解体材の分別方法及び処理方法</p> <p>オ その他</p> <p>(5) 添付書類 <u>（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）</u></p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p><u>受注者は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に必要なデータを入力して作成すること。</u></p> <p><u>なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(イ) 土砂を搬入する工事</u></p> <p><u>(i) 碎石を搬入する工事</u></p> <p><u>(j) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</u></p> <p>イ 再生資源利用促進計画書</p> <p><u>受注者は、COBRIS に必要なデータを入力して作成すること。</u></p> <p><u>なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(イ) 建設発生土を搬出する工事</u></p> <p><u>(i) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及</u></p>	<p><b>7 建設副産物の処理（リサイクル計画）</b></p> <p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>ア 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）及び最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）</p> <p>イ 処理期間</p> <p>ウ 保管方法、収集運搬方法及び処分方法</p> <p>エ 発生土受入地及び処分先</p> <p>オ 運搬経路図</p> <p>カ その他</p> <p>(2) 運搬・処理業者名</p> <p>ア 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地</p> <p>イ その他</p> <p>(3) 現場での分別</p> <p>ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法</p> <p>イ 現場事務所・作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法</p> <p>ウ その他</p> <p>(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合）</p> <p>ア 解体工事業者名、責任者名</p> <p>イ 発生する解体材の種類・数量</p> <p>ウ 分別解体の手順</p> <p>エ 解体材の分別方法及び処理方法</p> <p>オ その他</p> <p>(5) 添付書類</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書</p>	<p>○ 現在、特記仕様書に記載のある内容を追記した。</p>

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p><u>び建設混合廃棄物を搬出する工事</u>  <u>(7) 金属くず、塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</u>                      ウ 搬入予定民間受入地届 <u>（民間受入地に搬出予定のものに限る。）</u>                      エ 建設発生土搬出のお知らせ                      対象は、建設発生土を 100 m<sup>3</sup>以上搬出する工事とする。  <u>オ 建設発生土に係る許可証の写し（民間受入地に搬出予定のものに限る。）</u>  <u>カ 産業廃棄物に係る許可証の写し</u>                      収集運搬業者、処分業者の許可証の写し  <u>中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含めるものとする。</u>  <u>キ 産業廃棄物処理委託契約書の写し</u>                      受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）  <u>中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付すること。</u>  <u>ク 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式</u>                      工事で使用する産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の様式又は電子マニフェストの場合については、加入登録が確認できる資料  <u>ケ 建設泥土の再資源化等計画書（建設泥土がある場合に限る。）</u>  <u>建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を受注者が自ら保管すること。</u>  <u>コ 物質収支計算書</u>  <u>泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付すること。</u>                      なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。  <u>サ 告知書の写し</u>  <u>対象建設工事に係る下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。</u></p>	<p>ウ 搬入予定民間受入地届                      エ 建設発生土搬出のお知らせ                      対象は、建設発生土を 100 m<sup>3</sup>以上搬出する工事とする。  <u>オ</u> 産業廃棄物に係る許可証の写し                      収集運搬業者、処分業者の許可証の写し    <u>カ</u> 産業廃棄物処理委託契約書の写し                      受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。<u>（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）</u>    <u>キ</u> 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式                      工事で使用する産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の様式又は電子マニフェストの場合については、加入登録が確認できる資料</p>	

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨																																																								
附則－5 東京都薬液注入工法暫定取扱指針		附則－5 東京都薬液注入工法暫定取扱指針		○ 水質基準に関する省令の改正に伴い見直した。																																																								
第4章 地下水等の水質の監視		第4章 地下水等の水質の監視																																																										
別表－3	<p style="text-align: center;">水 質 基 準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 K 01 02に定める方法</td> <td>pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全有機炭素(TOC)の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3 mg/L 以下（工事直前の測定値が3 mg/L を超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td>薬液成分として有機物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>フッ素及びその化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.8mg/L 以下であること。</td> <td>薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>尿 素 系</td> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.08mg/L 以下であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リグニン系</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.02mg/L 以下であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目		検査方法	水質基準	備考	水ガラス系	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 K 01 02に定める方法	pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。		全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/L 以下（工事直前の測定値が3 mg/L を超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。	フッ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L 以下であること。	薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。	尿 素 系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L 以下であること。		リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.02mg/L 以下であること。		別表－3	<p style="text-align: center;">水 質 基 準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 K 01 02に定める方法</td> <td>pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全有機炭素(TOC)の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3 mg/L 以下（工事直前の測定値が3 mg/L を超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td>薬液成分として有機物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>フッ素及びその化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.8mg/L 以下であること。</td> <td>薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>尿 素 系</td> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.08mg/L 以下であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リグニン系</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.05mg/L 以下であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	備考	水ガラス系	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 K 01 02に定める方法	pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。		全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/L 以下（工事直前の測定値が3 mg/L を超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。	フッ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L 以下であること。	薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。	尿 素 系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L 以下であること。		リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.05mg/L 以下であること。	
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準		備考																																																							
水ガラス系	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 K 01 02に定める方法	pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。																																																									
	全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/L 以下（工事直前の測定値が3 mg/L を超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。																																																								
	フッ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L 以下であること。	薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。																																																								
尿 素 系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L 以下であること。																																																									
リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.02mg/L 以下であること。																																																									
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	備考																																																								
水ガラス系	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 K 01 02に定める方法	pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。																																																									
	全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3 mg/L 以下（工事直前の測定値が3 mg/L を超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。																																																								
	フッ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L 以下であること。	薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。																																																								
尿 素 系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L 以下であること。																																																									
リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.05mg/L 以下であること。																																																									
附則－6 防食ゴム施工要領		附則－6 防食ゴム施工要領																																																										
2 SII・K形防食ゴム（粉体塗装管及びモルタルライニング管用）の場合	日本ダクトイル鉄管協会規格のダクトイル鋳鉄管用切管端面防食材料(JDPA Z 2017)で規定する材料を使用し、取り付ける。	2 SII・K形防食ゴム（粉体塗装管用）の場合	日本ダクトイル鉄管協会規格のダクトイル鋳鉄管用切管端面防食材料(JDPA Z 2017)で規定する材料を使用し、取り付ける。 また、SII・K形防食ゴム（モルタルライニング管用・呼び径 350 以下）については、配管材料仕様書に規定する材料を使用し、取り付ける。	○ 日本ダクトイル協会規格(JDPA Z 2017)に準拠し、記載内容を見直した。																																																								
附則－7 防食キャップ（GX形管用）施工要領		附則－7 防食キャップ（GX形管用）施工要領		○ 日本ダクトイル協会規格(JDPA W 19)に準拠し、記載内容を見直した。																																																								
1 管の清掃	管端面のさび、ゴミ、水分及び油分及び滑剤等を除去する。 また、水が流れ出てくるような既設管にキャップを取付ける場合は、止水プラグ等の専用の工具を用いて切管端面手前で止水し、水分を拭き取った管端面が再び濡れないようにする。	1 管の清掃	管端面のさび、ゴミ、水分及び油分等を除去する。 また、水が流れ出てくるような既設管にキャップを取付ける場合は、止水プラグ等の専用の工具を用いて切管端面手前で止水し、水分を拭き取った管端面が再び濡れないようにする。																																																									

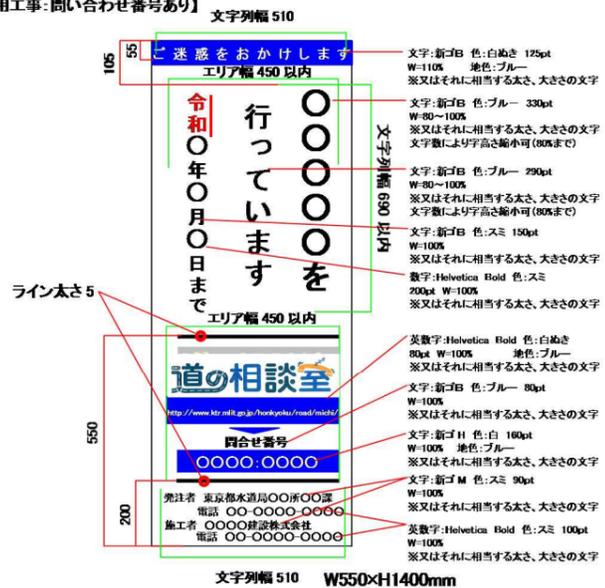
配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）		配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）		改定の要旨
3 接着剤の圧着	<p>圧着ローラーを用い、<b>接着剤</b>が切管端面の全面に密着するまで押しつける。</p>  <p>図3 <b>接着剤</b>の押し付け方法</p>	3 粘着材の圧着	<p>圧着ローラーを用い、<b>粘着材</b>が切管端面の全面に密着するまで押しつける。</p>  <p>図3 <b>粘着材</b>の押し付け方法</p>	○ 同上
4 接着剤の密着状況確認	<p>切管端面全面に<b>接着剤</b>が<u>均一に伸びて</u>圧着されていることを目視で確認する。</p>  <p>図4 <b>接着剤</b>の圧着状況</p>	4 粘着材の密着状況確認	<p>本体部は半透明なので粘着材が均一に伸びて、切管端面全面に<b>粘着材</b>が圧着されていることを目視で確認する。</p>  <p>図4 <b>粘着材</b>の圧着状況</p>	○ 同上
5 注意事項	<p>(1) 切管端面内面側に鉄部が<b>露出している</b>場合は、キャップのテーパ面に沿って圧着ローラーを押し当て、<b>接着剤</b>を鉄部露出部分に圧着させる。</p> <p>(2) <b>接着剤</b>が管内面にはみ出している場合は、はみ出した<b>接着剤</b>を指で押しつぶすようにして管内面に押し付け、ならず。</p> <p>(3) キャップを取付けると図5のように有効長から<b>7mm</b>長くなる。そのため切断位置は有効長から7mm差し引いた位置とする。 また、異形管等に接続する場合の、のみ込み位置を白線で明示する際は、キャップ長（7mm）を考慮する。</p> <p><b>(4) 切管長及び切断箇所を決めて管の全周にわたり切断線を表示し、管軸に対して直角に切断する。</b> また、切管端面の段差が<b>1mm</b>以上生じ、段差を平滑に整えても接着剤が切管端面に密着しないと判断される場合は、再度切管を行うなど、キャップ用接着剤の流出防止を徹底する。</p>  <p>図5 切断位置と有効長</p>	5 注意事項	<p>(1) 切管端面内面側に鉄部が<b>見えている</b>場合は、キャップのテーパ面に沿って圧着ローラーを押し当て、<b>粘着材</b>を鉄部露出部分に圧着させる。</p> <p>(2) <b>粘着材</b>が管内面にはみ出している場合は、はみ出した<b>粘着材</b>を指で押しつぶすようにして内面に押し付け、ならず。</p> <p>(3) キャップを取付けると図5のように有効長<b>が</b>長くなる。そのため切断位置は有効長から7mm差し引いた位置とする。 また、異形管等に接続する場合の、のみ込み位置を白線で明示する際は、キャップ長（7mm）を考慮する。</p>  <p>図5 切断位置と有効長</p>	○ 同上

配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>附 図</p>	<p>附 図</p>	
<p>附図-1 工事保安施設設置標準図</p>	<p>附図-1 工事保安施設設置標準図</p>	
<p>6 工事看板の標準様式（国道）</p>	<p style="text-align: center;"><b>6 工事看板の標準様式（国道）</b></p> <p><b>【問い合わせ番号あり】</b></p> <p><b>【問い合わせ番号なし】</b></p>	<p>○ 元号を「平成」から「令和」に変更した。</p>
	<p>102</p>	

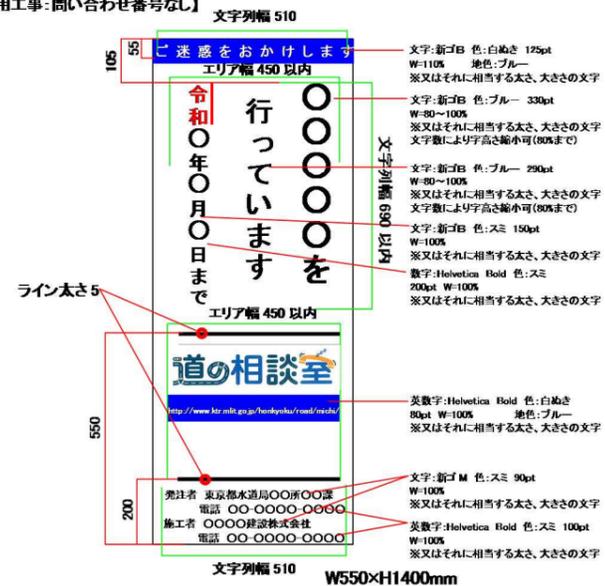
7 工事看板の標準様式（都道）	配水管工事標準仕様書 令和4年版（改定）	配水管工事標準仕様書 平成30年版（現行 ※平成30年版以降の一部改定含む）	改定の要旨
<p>7 工事看板の標準様式（都道）</p>  <p>都道上における工事看板では、関東地方整備局「道路工事保安施設設置基準」による「道の相談室」及び「問い合わせ番号」は表示しない。</p> <p><b>工事看板仕様</b></p> <p><b>【2行のもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 255pt W=110% 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 440pt W=80~100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字 文字数により字幅縮小可(80%まで)</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 370pt W=100% 行間=500pt ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 220pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: ブルー 240pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 230pt 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴM 色: スミ 135pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: スミ 145pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> </ul> <p><b>【3行のもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 255pt W=110% 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 270pt W=80~100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字 文字数により字幅縮小可(80%まで)</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 420pt W=80~100% 行間=420pt ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字 文字数により字幅縮小可(80%まで)</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 350pt W=100% 行間=380pt ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 220pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: ブルー 240pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 230pt 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴM 色: スミ 135pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: スミ 145pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> </ul>	<p>7 工事看板の標準様式（都道）</p>  <p>都道上における工事看板では、関東地方整備局「道路工事保安施設設置基準」による「道の相談室」及び「問い合わせ番号」は表示しない。</p> <p><b>工事看板仕様</b></p> <p><b>【2行のもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 255pt W=110% 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 440pt W=80~100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字 文字数により字幅縮小可(80%まで)</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 370pt W=100% 行間=500pt ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 220pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: ブルー 240pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 230pt 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴM 色: スミ 135pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: スミ 145pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> </ul> <p><b>【3行のもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 255pt W=110% 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 270pt W=80~100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字 文字数により字幅縮小可(80%まで)</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 420pt W=80~100% 行間=420pt ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字 文字数により字幅縮小可(80%まで)</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 350pt W=100% 行間=380pt ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: ブルー 220pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: ブルー 240pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴB 色: 白ゆき 230pt 地色: ブルー ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>文字: 新ゴM 色: スミ 135pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> <li>数字: Helvetica Bold 色: スミ 145pt W=100% ※又はそれに相当する太さ、大きさの文字</li> </ul>	<p>改定の要旨</p> <p>○ 元号を「平成」から「令和」に変更した。</p> <p>○ 同上</p>	

工事説明看板

【占用工事：問い合わせ番号あり】

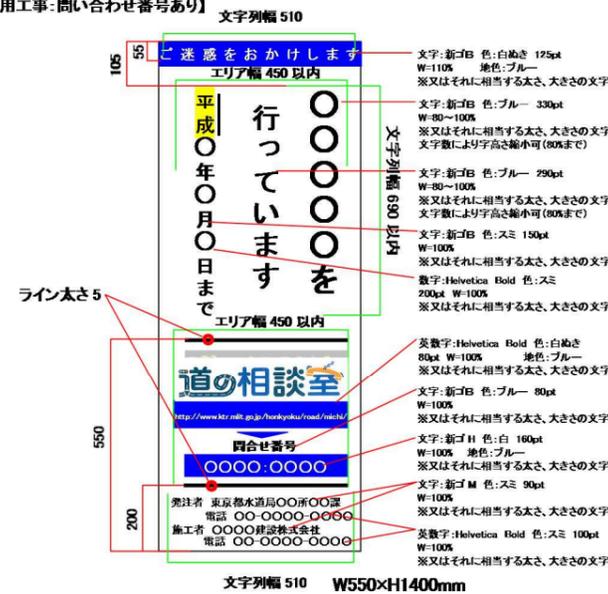


【占用工事：問い合わせ番号なし】

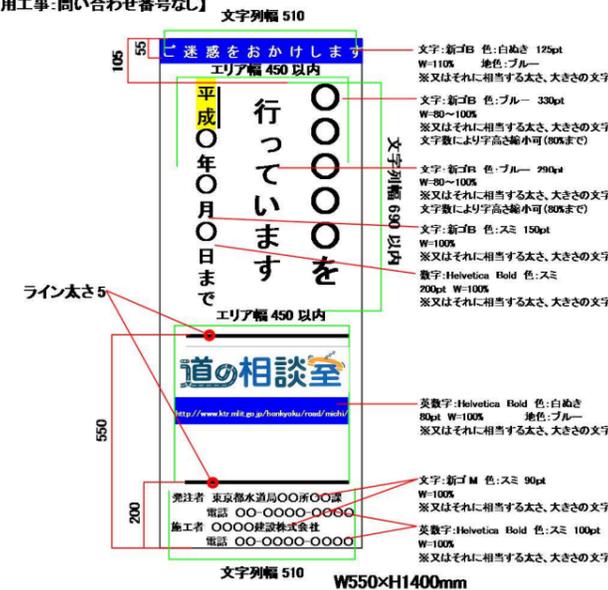


工事説明看板

【占用工事：問い合わせ番号あり】



【占用工事：問い合わせ番号なし】



○ 同上